

平成 26 年第 1 回定例会会議録

平成26年 第1回菊池市議会定例会会期日程表（会期21日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
2月26日	水	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
2月27日	木	休 会	議案調査
2月28日	金	休 会	議案調査
3月 1日	土	休 会	(市の休日)
3月 2日	日	休 会	(市の休日)
3月 3日	月	休 会	議案調査
3月 4日	火	本 会 議	質疑・委員会付託・一般質問
3月 5日	水	本 会 議	一般質問
3月 6日	木	本 会 議	一般質問
3月 7日	金	本 会 議	一般質問
3月 8日	土	休 会	(市の休日)
3月 9日	日	休 会	(市の休日)
3月10日	月	委 員 会	常任委員会 (総務文教 第1委員会室) (福祉厚生 第2委員会室) (経済建設 第4委員会室)
3月11日	火	委 員 会	常任委員会 (総務文教 第1委員会室) (福祉厚生 第2委員会室) (経済建設 第4委員会室)
3月12日	水	委 員 会	常任委員会 (総務文教 第1委員会室) (福祉厚生 第2委員会室) (経済建設 第4委員会室)
3月13日	木	委 員 会	常任委員会 (総務文教 第1委員会室) (福祉厚生 第2委員会室) (経済建設 第4委員会室)
3月14日	金	休 会	議事整理
3月15日	土	休 会	(市の休日)

月 日	曜日	区 分	日 程
3月16日	日	休 会	(市の休日)
3月17日	月	休 会	議事整理
3月18日	火	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成26年 第1回菊池市議会定例会会議録（目次）

2月26日(水曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第1号	37
2. 本日の会議に付した事件	39
3. 出席議員氏名	41
4. 欠席議員氏名	42
5. 説明のため出席した者の職氏名	42
6. 事務局職員出席者	43
7. 開 会	44
8. 開 議	44
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	44
10. 日程第2 会期の決定	44
11. 日程第3 議案第1号から議案第44号まで一括上程・説明	45
12. 日程第4 議案第45号上程・説明・質疑・討論・採決	71
13. 日程第5 報告第1号から報告第3号まで一括上程・報告・質疑	72
14. 日程第6 請願第1号上程	78
15. 日程通告 散会	79
2月27日(木曜日) 休 会	
2月28日(金曜日) 休 会	
3月 1日(土曜日) 休 会	
3月 2日(日曜日) 休 会	
3月 3日(月曜日) 休 会	
3月4日(火曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第2号	83
2. 本日の会議に付した事件	83
3. 出席議員氏名	83
4. 欠席議員氏名	84
5. 説明のため出席した者の職氏名	84
6. 事務局職員出席者	85
7. 開 議	86
建設部長 松野浩一君発言の申し出	86

8. 日程第1	議案第1号、議案第3号及び議案第5号訂正	86
9. 日程第2	質疑	87
10. 日程第3	委員会付託	93
11. 日程第4	一般質問	96
(1)	怒留湯健蓉さん質問	96
	「新庁舎整備方針について」	96
	○市長 江頭 実君答弁	97
	怒留湯健蓉さん質問	98
	○市長 江頭 実君答弁	99
	怒留湯健蓉さん質問	99
	○市長 江頭 実君答弁	100
	怒留湯健蓉さん質問	100
	○市長 江頭 実君答弁	101
(2)	怒留湯健蓉さん質問	102
	「産廃問題の解決について」	102
	○市長 江頭 実君答弁	103
	怒留湯健蓉さん質問	104
	○市長 江頭 実君答弁	104
	怒留湯健蓉さん質問	105
	○市長 江頭 実君答弁	105
	怒留湯健蓉さん質問	105
	○市長 江頭 実君答弁	106
(3)	怒留湯健蓉さん質問	106
	「女性行政の推進について」	106
	○市長 江頭 実君答弁	107
	怒留湯健蓉さん質問	107
	○市長 江頭 実君答弁	109
	怒留湯健蓉さん質問	109
	○市長 江頭 実君答弁	110
	怒留湯健蓉さん質問	110
	○市長 江頭 実君答弁	110
	怒留湯健蓉さん質問	111
	○市長 江頭 実君答弁	111
	昼食休憩	112

開 議	112
(1) 泉田栄一郎君質問	112
「生活困窮者対策について」	112
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	114
(2) 泉田栄一郎君質問	115
「消防団の現状について」	115
○市民環境部長 下田俊一君答弁	116
泉田栄一郎君質問	116
○市民環境部長 下田俊一君答弁	117
泉田栄一郎君質問	118
○市民環境部長 下田俊一君答弁	119
(3) 泉田栄一郎君質問	119
「市の名木（天然記念物・樹木）について」	119
○教育部長 中村鉄男君答弁	120
泉田栄一郎君質問	121
○教育部長 中村鉄男君答弁	122
(4) 泉田栄一郎君質問	122
「市職員の罰則規定について」	122
○総務企画部長 野口祐成君答弁	124
泉田栄一郎君質問	124
○市長 江頭 実君答弁	125
休 憩	125
開 議	125
(1) 城 典臣君質問	125
「施政方針について」	125
○市長 江頭 実君答弁	127
城 典臣君質問	128
○市長 江頭 実君答弁	128
(2) 城 典臣君質問	129
「道路整備の状況について」	129
○建設部長 松野浩一君答弁	129
城 典臣君質問	130
○建設部長 松野浩一君答弁	131
(3) 城 典臣君質問	131

「臨時福祉給付金支給について」	131
○総務企画部長 野口祐成君答弁	132
(4) 城 典臣君質問	132
「地域振興について」	132
○教育部長 中村鉄男君答弁	135
○経済部長 平野國臣君答弁	135
城 典臣君質問	136
○市長 江頭 実君答弁	137
城 典臣君質問	138
○市長 江頭 実君答弁	138
(5) 城 典臣君質問	138
「産廃問題について」	138
○市民環境部長 下田俊一君答弁	139
城 典臣君質問	140
○市長 江頭 実君答弁	140
休憩	141
開 議	141
(1) 荒木崇之君質問	141
「市議会議員の税情報の公開について」	141
○市長 江頭 実君答弁	142
荒木崇之君質問	144
○総務企画部長 野口祐成君答弁	144
荒木崇之君質問	145
○総務企画部長 野口祐成君答弁	146
(1) 中山繁雄君質問	148
「市道 亘甲森2号線について」	148
○建設部長 松野浩一君答弁	148
(2) 中山繁雄君質問	148
「菊池市の農業について」	148
○経済部長 平野國臣君答弁	149
中山繁雄君質問	150
○経済部長 平野國臣君答弁	150
(3) 中山繁雄君質問	150
「菊池のイベントについて」	150

○市長 江頭 実君答弁	151
(4) 中山繁雄君質問	152
「高齢者対策について」	152
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	152
中山繁雄君質問	153
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	153
(5) 中山繁雄君質問	153
「菊池市の活性化について」	153
○市長 江頭 実君答弁	155
12. 日程通告 散会	159

3月5日(水曜日) 本会議

頁

1. 議事日程第3号	163
2. 本日の会議に付した事件	163
3. 出席議員氏名	163
4. 欠席議員氏名	164
5. 説明のため出席した者の職氏名	164
6. 事務局職員出席者	164
7. 開 議	165
8. 日程第1 一般質問	165
(1) 工藤圭一郎君質問	165
「施政方針について」	165
○市長 江頭 実君答弁	167
工藤圭一郎君質問	168
○市長 江頭 実君答弁	169
(2) 工藤圭一郎君質問	170
「庁舎整備について」	170
○市長 江頭 実君答弁	171
工藤圭一郎君質問	172
○市長 江頭 実君答弁	173
工藤圭一郎君質問	173
○市長 江頭 実君答弁	174
工藤圭一郎君質問	174
○市長 江頭 実君答弁	175

(3) 工藤圭一郎君質問	175
「行政運営について」	175
○市長 江頭 実君答弁	176
休憩	178
開議	178
(1) 東 英俊君質問	178
「施政方針について」	178
○経済部長 平野國臣君答弁	180
○建設部長 松野浩一君答弁	181
○総務企画部長 野口祐成君答弁	182
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	183
東 英俊君質問	183
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	185
○総務企画部長 野口祐成君答弁	185
○市長 江頭 実君答弁	186
(2) 東 英俊君質問	187
「本市の活性化について」	187
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	189
○市長 江頭 実君答弁	190
東 英俊君質問	191
○市長 江頭 実君答弁	191
東 英俊君質問	192
○市長 江頭 実君答弁	193
(3) 東 英俊君質問	193
「限府小学校区割りについて」	193
○教育部長 中村鉄男君答弁	193
東 英俊君質問	194
○教育長 倉原久義君答弁	194
(4) 東 英俊君質問	195
「農業振興について」	195
○経済部長 平野國臣君答弁	195
昼食休憩	195
開議	195
(1) 森 隆博君質問	196

「共通事業と旧市町村事業について」	196
○総務企画部長 野口祐成君答弁	197
森 隆博君質問	199
○総務企画部長 野口祐成君答弁	200
森 隆博君質問	202
○市長 江頭 実君答弁	203
(2) 森 隆博君質問	204
「地域交流センター進入路について」	204
○教育部長 中村鉄男君答弁	205
森 隆博君質問	205
○建設部長 松野浩一君答弁	206
森 隆博君質問	207
○建設部長 松野浩一君答弁	207
(3) 森 隆博君質問	207
「松尾川改修及び通学路計画の進捗について」	207
○建設部長 松野浩一君答弁	208
森 隆博君質問	209
○市長 江頭 実君答弁	210
休憩	210
開 議	211
(1) 樋口正博君質問	211
「菊池市の財政計画について」	211
○総務企画部長 野口祐成君答弁	211
樋口正博君質問	212
○総務企画部長 野口祐成君答弁	212
(2) 樋口正博君質問	212
「施政方針とその運営について」	212
○総務企画部長 野口祐成君答弁	214
○経済部長 平野國臣君答弁	214
○市長 江頭 実君答弁	215
樋口正博君質問	216
○経済部長 平野國臣君答弁	217
○市長 江頭 実君答弁	218
(3) 樋口正博君質問	218

「隈府小学校の中学校区割りについて」……………	218
○教育部長 中村鉄男君答弁……………	222
樋口正博君質問……………	222
○市長 江頭 実君答弁……………	223
休 憩……………	224
開 議……………	224
(1) 中原 繁君質問……………	224
「市長の政治姿勢について」……………	224
○市長 江頭 実君答弁……………	227
9. 日程通告 散会……………	230

3月6日(木曜日) 本会議

頁

1. 議事日程第4号……………	233
2. 本日の会議に付した事件……………	233
3. 出席議員氏名……………	233
4. 欠席議員氏名……………	234
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	234
6. 事務局職員出席者……………	234
7. 開 議……………	235
東 英俊君発言の申し出……………	235
8. 日程第1 一般質問……………	235
(1) 大賀慶一君質問……………	235
「環境対策について」……………	235
○市長 江頭 実君答弁……………	237
○市民環境部長 下田俊一君答弁……………	237
大賀慶一君質問……………	238
○建設部長 松野浩一君答弁……………	239
○市長 江頭 実君答弁……………	241
(2) 大賀慶一君質問……………	241
「耕作放棄地の対策について」……………	241
○経済部長 平野國臣君答弁……………	244
大賀慶一君質問……………	245
○農業委員会事務局長 松永隆則君答弁……………	245
○経済部長 平野國臣君答弁……………	246

大賀慶一君質問	247
○経済部長 平野國臣君答弁	247
(3) 大賀慶一君質問	248
「施政方針について」	248
○市長 江頭 実君答弁	249
休憩	250
開議	250
(1) 坂本昭信君質問	250
「儲かる農業について」	250
○経済部長 平野國臣君答弁	252
坂本昭信君質問	253
○経済部長 平野國臣君答弁	254
○市長 江頭 実君答弁	255
(2) 坂本昭信君質問	255
「子育て支援について」	255
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	255
坂本昭信君質問	257
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	258
(3) 坂本昭信君質問	258
「さくらの里事業について」	258
○市長 江頭 実君答弁	259
昼食休憩	260
開議	260
(1) 森 清孝君質問	260
「施政方針について」	261
○市長 江頭 実君答弁	261
○総務企画部長 野口祐成君答弁	262
○市民環境部長 下田俊一君答弁	263
森 清孝君質問	264
○市長 江頭 実君答弁	264
森 清孝君質問	265
○市長 江頭 実君答弁	265
(2) 森 清孝君質問	266
「農業振興について」	266

○経済部長 平野國臣君答弁	267
森 清孝君質問	267
○経済部長 平野國臣君答弁	268
森 清孝君質問	268
○市長 江頭 実君答弁	268
(3) 森 清孝君質問	269
「木材資源の活用について」	269
○経済部長 平野國臣君答弁	269
○市民環境部長 下田俊一君答弁	270
森 清孝君質問	270
○経済部長 平野國臣君答弁	271
森 清孝君質問	271
○市長 江頭 実君答弁	272
休 憩	274
開 議	274
(1) 木下雄二君質問	274
「道路整備について」	274
○建設部長 松野浩一君答弁	275
木下雄二君質問	276
○市長 江頭 実君答弁	276
(2) 木下雄二君質問	276
「職員研修について」	276
○市長 江頭 実君答弁	277
(3) 木下雄二君質問	278
「鞠智城の国営公園への取り組みについて」	278
○総務企画部長 野口祐成君答弁	278
○建設部長 松野浩一君答弁	279
木下雄二君質問	279
○市長 江頭 実君答弁	279
(4) 木下雄二君質問	280
「べんりカー、あいのりタクシーについて」	280
○総務企画部長 野口祐成君答弁	280
木下雄二君質問	281
○総務企画部長 野口祐成君答弁	282

木下雄二君質問	282
○市長 江頭 実君答弁	282
(5) 木下雄二君質問	283
「施政方針について」	283
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	283
○市民環境部長 下田俊一君答弁	284
木下雄二君質問	285
○市長 江頭 実君答弁	286
(6) 木下雄二君質問	286
「ポケットパーク足湯について」	286
○建設部長 松野浩一君答弁	287
木下雄二君質問	287
○市長 江頭 実君答弁	288
(7) 木下雄二君質問	288
「環境問題について」	288
○市民環境部長 下田俊一君答弁	289
木下雄二君質問	291
○市長 江頭 実君答弁	291
9. 日程通告 散会	291

3月7日(金曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第5号	295
2. 本日の会議に付した事件	295
3. 出席議員氏名	295
4. 欠席議員氏名	296
5. 説明のため出席した者の職氏名	296
6. 事務局職員出席者	296
7. 開 議	297
8. 日程第1 一般質問	297
(1) 坂井正次君質問	297
「新市建設計画について」	297
○市長 江頭 実君答弁	298
坂井正次君質問	298
○市長 江頭 実君答弁	299

(2) 坂井正次君質問	299
「農業振興について」	299
○経済部長 平野國臣君答弁	300
坂井正次君質問	300
○経済部長 平野國臣君答弁	301
坂井正次君質問	301
○経済部長 平野國臣君答弁	302
坂井正次君質問	302
○経済部長 平野國臣君答弁	303
坂井正次君質問	303
○市長 江頭 実君答弁	304
坂井正次君質問	304
○市長 江頭 実君答弁	304
(3) 坂井正次君質問	304
「県道の整備について」	304
○建設部長 松野浩一君答弁	305
(4) 坂井正次君質問	305
「菊池づくりについて」	305
○経済部長 平野國臣君答弁	306
坂井正次君質問	306
○経済部長 平野國臣君答弁	306
坂井正次君質問	307
○経済部長 平野國臣君答弁	307
坂井正次君質問	308
○市長 江頭 実君答弁	309
休憩	311
開議	311
(1) 隈部忠宗君質問	311
「きらっと輝く菊池について」	311
○総務企画部長 野口祐成君答弁	312
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	313
○教育部長 中村鉄男君答弁	314
隈部忠宗君質問	315
○総務企画部長 野口祐成君答弁	316

○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	317
○教育部長 中村鉄男君答弁	318
隈部忠宗君質問	319
○市長 江頭 実君答弁	319
(2) 隈部忠宗君質問	320
「農業の活性化について」	320
○経済部長 平野國臣君答弁	321
隈部忠宗君質問	321
○経済部長 平野國臣君答弁	322
(3) 隈部忠宗君質問	322
「菊池の歴史を生かした本市の活性化について」	322
○教育長 倉原久義君答弁	323
隈部忠宗君質問	324
○市長 江頭 実君答弁	324
昼食休憩	325
開 議	325
市長 江頭 実君発言の申し出	325
(1) 岡崎俊裕君質問	325
「新市建設計画と市長の公約について」	325
○総務企画部長 野口祐成君答弁	326
岡崎俊裕君質問	327
○総務企画部長 野口祐成君答弁	328
岡崎俊裕君質問	330
○市長 江頭 実君答弁	331
(2) 岡崎俊裕君質問	331
「施政方針について」	331
○市長 江頭 実君答弁	332
岡崎俊裕君質問	333
○市長 江頭 実君答弁	333
岡崎俊裕君質問	334
○市長 江頭 実君答弁	336
岡崎俊裕君質問	337
○市長 江頭 実君答弁	337
9. 日程通告 散会	338

3月 8日 (土曜日)	休 会
3月 9日 (日曜日)	休 会
3月10日 (月曜日)	常任委員会 (総務文教・福祉厚生・経済建設)
3月11日 (火曜日)	常任委員会 (総務文教・福祉厚生・経済建設)
3月12日 (水曜日)	常任委員会 (総務文教・福祉厚生・経済建設)
3月13日 (木曜日)	常任委員会 (総務文教・福祉厚生・経済建設)
3月14日 (金曜日)	休 会
3月15日 (土曜日)	休 会
3月16日 (日曜日)	休 会
3月17日 (月曜日)	休 会

3月18日 (火曜日)	本会議	頁
1. 議事日程第6号		341
2. 本日の会議に付した事件		341
3. 出席議員氏名		342
4. 欠席議員氏名		342
5. 説明のため出席した者の職氏名		342
6. 事務局職員出席者		343
7. 開 議		344
8. 日程第1 各常任委員長報告		344
・総務文教常任委員長報告		344
・福祉厚生常任委員長報告		349
・経済建設常任委員長報告		353
委員長報告に対する質疑		357
休 憩		361
開 議		361
委員長報告に対する質疑		361
討 論		364
(1) 森 隆博君討論		364
採 決		365
9. 日程第2 議会改革検討特別委員会の報告		365
10. 日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について		370
11. 追加議事日程 (第6号の追加1)		370

日程第 1	議員提出議案第 1 号上程・説明・質疑・討論・採決……………	370
日程第 2	議員提出議案第 2 号上程・説明・質疑・討論・採決……………	372
日程第 3	議員提出議案第 3 号上程・説明・質疑・討論・採決……………	376
日程第 4	議案第 4 6 号上程・説明・質疑・討論・採決……………	377
12. 閉 会……………		380

第 1 号

2 月 26 日

平成26年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成26年2月26日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第 1号 菊池市再生可能エネルギー活用推進委員会設置条例の制定について
- 議案第 2号 菊池市子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 議案第 3号 菊池市学校教育施設整備基金条例の制定について
- 議案第 4号 菊池市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例及び菊池市一般廃棄物固形燃料化処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 菊池市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 菊池市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 菊池市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 菊池市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 16 号 菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 菊池市長等の給料の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 18 号 平成 25 年度菊池市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 19 号 平成 25 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 20 号 平成 25 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 21 号 平成 25 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 22 号 平成 25 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 23 号 平成 25 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 24 号 平成 25 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 25 号 平成 25 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 26 号 平成 25 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 27 号 平成 25 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 28 号 平成 25 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 29 号 平成 26 年度菊池市一般会計予算
- 議案第 30 号 平成 26 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 26 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 26 年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 26 年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 26 年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 26 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 26 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 26 年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 26 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 26 年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第 40 号 市の境界変更について
- 議案第 41 号 市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第 42 号 市道路線の廃止について

議案第 4 3 号 市道路線の認定について

議案第 4 4 号 新市建設計画の変更について

まで一括上程・説明

第 4 議案第 4 5 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

第 5 報告第 1 号 専決処分の報告について（市営住宅に関する訴訟上の和解）

報告第 2 号 専決処分の報告について（公用車車両事故）

報告第 3 号 平成 2 5 年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告について

まで一括上程・報告・質疑

第 6 請願第 1 号 孔子公園第一物産館（正面門の右側）の活用について
上程



本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 菊池市再生可能エネルギー活用推進委員会設置条例の制定について

議案第 2 号 菊池市子ども・子育て会議設置条例の制定について

議案第 3 号 菊池市学校教育施設整備基金条例の制定について

議案第 4 号 菊池市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例及び菊池市一般廃棄物固形燃料化処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 0 号 菊池市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及

び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第11号 菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 菊池市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 菊池市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 菊池市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 菊池市長等の給料の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第18号 平成25年度菊池市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第19号 平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第20号 平成25年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第21号 平成25年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第22号 平成25年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第4号）
- 議案第23号 平成25年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第24号 平成25年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第25号 平成25年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第26号 平成25年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第27号 平成25年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）
- 議案第28号 平成25年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第29号 平成26年度菊池市一般会計予算

- 議案第30号 平成26年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
 議案第31号 平成26年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
 議案第32号 平成26年度菊池市介護保険事業特別会計予算
 議案第33号 平成26年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
 議案第34号 平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
 議案第35号 平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
 議案第36号 平成26年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
 議案第37号 平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
 議案第38号 平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
 議案第39号 平成26年度菊池市水道事業会計予算
 議案第40号 市の境界変更について
 議案第41号 市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について
 議案第42号 市道路線の廃止について
 議案第43号 市道路線の認定について
 議案第44号 新市建設計画の変更について

まで一括上程・説明

- 日程第4 議案第45号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（市営住宅に関する訴訟上の和解）
 報告第2号 専決処分の報告について（公用車車両事故）
 報告第3号 平成25年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告について

まで一括上程・報告・質疑

- 日程第6 請願第1号 孔子公園第一物産館（正面門の右側）の活用について
 上程



出席議員（22名）

- 1番 荒木崇之君
 2番 柁原賢一君
 3番 工藤圭一郎君
 4番 城典臣君
 5番 大賀慶一君

6番	岡崎俊裕君
7番	水上彰澄君
8番	東英俊君
10番	泉田栄一朗君
11番	森清孝君
12番	中原繁君
13番	樋口正博君
14番	中山繁雄君
15番	怒留湯健蓉さん
16番	坂本昭信君
17番	隈部忠宗君
18番	葛原勇次郎君
19番	木下雄二君
20番	坂井正次君
21番	森隆博君
22番	山瀬義也君
23番	境和則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	木村利昭君
総務企画部長	野口祐成君
市民環境部長	下田俊一君
健康福祉部長	宮本誠一君
経済部長	平野國臣君
建設部長	松野浩一君
総務企画部統括審議員	西浦一義君
七城総合支所長	岩下利昭君
旭志総合支所長	水上菊也君
泗水総合支所長	松岡千利君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊藤道俊君

市長公室長	倉原良則君
教 育 長	倉原久義君
教 育 部 長	中村鉄男君
農業委員会事務局長	松永隆則君
水 道 局 長	原 和 徳 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君



事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	宮 川 啓 子 さん
総 務 審 議 員	徳 永 裕 治 君

午前10時00分 開会

○**議長（山瀬義也君）** 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は22名です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第1回菊池市議会定例会を開会します。

○**議長（山瀬義也君）** ここで日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

2月5日に全国市議会議長会評議員会に出席をいたしました。平成25年度の事務報告、また、平成26年度予算計画、事業計画等について審議いたしました。

また、2月12日は、広域行政圏市議会協議会第45回総会に出席をしました。

次に、監査委員から、平成25年12月分までの一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告がっておりますので、ご報告をいたします。なお、詳細につきましては、それぞれ事務局に備えつけの書類によりご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

午前10時01分 開議

○**議長（山瀬義也君）** これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（山瀬義也君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、工藤圭一郎君及び城典臣君を指名します。

日程第2 会期の決定

○**議長（山瀬義也君）** 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る2月19日の議会運営委員会におきまして、本日から3月18日までの21日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山瀬義也君）** 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日まで

の21日間とすることに決定しました。



日程第3 議案第1号から議案第44号まで一括上程・説明

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第3、議案第1号から議案第44号までを一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 皆様、おはようございます。本日、平成26年第1回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。本定例会の会期につきましては、先ほどご決定いただきましたように、本日から3月18日までの21日間の日程でご審議をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案第1号から議案第44号の提案理由の説明に先立ちまして、まず、平成26年度における市政運営に関する基本的な考え方と予算の概要についてご説明申し上げ、議員各位を初め市民の皆様にご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

昨年はアベノミクス効果や東京オリンピックの話題など、明るい兆しも見え始めましたが、地方においては経済回復を実感するまでには、いまだ時間を要するものと思えます。

さて、昨年4月の市長就任以来、ふるさと菊池市の再興を目指して市政に取り組んでまいりました。この間、多くの市民の皆様から激励とさまざまな提言をいただいたことに心から感謝申し上げます。同時に皆様の期待の大きさと責任の重大さを改めて感じている次第です。おかげさまで新聞、テレビ、ラジオなどを通じて、本市の情報発信やPRの機会をふやすことができました。また、少しずつではありますが、課題解決に向けていろいろなことが進み始めております。

まず、農業と観光を今後の発展の両輪として、「癒しの里菊池」を目指していく中で、「日本一の桜の里」や「森の中のまち」づくりなど、にぎわいをつくりだすための基盤づくりを進めてまいりました。こうした取り組みの中で、新しいまちづくりに自発的に参加される市民の人々がふえてきたことは大きな喜びであります。本市の持続的な発展のためには、こうした市民の方々の参画が最も重要なことであり、そのためにも昨年同様に「市長と語る会」のような皆様との対話の機会もぜひ継続していきたいと思えます。

また、菊池溪谷や菊池温泉に代表される豊かな自然、おいしい水と農産物、そし

て菊池一族の歴史と文化など、本市には一流の素材がそろっています。あとはそれをつないで生かす私たちの知恵と努力が求められています。それらのことを着実に推進しつつ、社会環境の変化や新たな課題に迅速に対応し、将来を見据えた政策立案機能を強化するため、政策企画部の新設を初めとする組織改変を行ってまいります。

これからの私たちに必要なものは、「つどう」「つなげる」「つづける」の三つの「つ」であります。一つ目が「つどう」。みんなが集うことで、新しい知恵と力が生まれます。二つ目が「つなげる」。素材、アイデア、人をつなげることで新しい価値が生まれます。三つ目が「つづける」。継続こそが力と言われる続けるであり、最も重要で最も難しいポイントです。この三つの「つ」を合い言葉に、市民の皆様にもご理解とご協力いただき、市政運営に努めてまいりたいと考えております。今後とも本市が置かれている現状と課題を的確に把握し、菊池の自然の恵みを守り、自然を生かして穏やかな発展を続けていく「安心・安全の癒しの里」実現に向けて市政を進めてまいります。

次に、平成26年度の予算編成方針について述べさせていただきます。

本市の財政状況は、歳入につきましては、平成24年度決算において、市税全体で前年と比較して約1億2,000万円の歳入減、対前年比2.37%減となっております。今後の見通しとしても、人口、特に生産年齢人口の減少や経済の先行き不透明感から市税の増収は見込みがたい状況にあります。また、普通交付税については、現段階において一本算定と合併算定替の差額が約19億円となっており、平成27年度からの段階的な一本算定への移行に伴い、大きな財源不足が見込まれ、市政運営に多大な影響を与えることが危惧されます。

一方、歳出については、少子高齢社会の進展を背景とした社会保障費の増加や、老朽化が進む公共施設の再整備など多くの課題を抱えており、合併の本来の目的である行財政の効率化を加速させる必要があります。

以上を踏まえ、徹底的なコスト削減と国県補助金などの財源確保に努め、「安心・安全の癒しの里」の実現に向けて、三つの仕組みづくり、すなわち、経済の活性化、効率化、公平公正を一層推進し、四つの視点、すなわち、市民目線、連携力、発進力、活力・チャレンジでの行財政運営を進めるという観点から、これまでの成果を意識して取り組みの重点化を図った予算として編成したものです。その結果、平成26年度の一般会計予算の総額は、前年度が骨格予算であったため、肉づけ後の予算と比較しまして0.6%増の246億3,400万円を計上しております。

次に、最近における幾つかの市政の動向について、ご報告申し上げます。

まず、庁舎整備については、平成24年度に作成した庁舎等整備基本構想・基本

計画では、庁舎機能が分散されていたこともあり、無理、無駄がないよう合理性や機能性を考慮しながら、行政機能を1カ所に集約するための具体的な検討を現在進めております。この見直しはこれまで市議会を初め、地域審議会等で多くの時間と議論を重ねられてきた経緯や基本的な合意内容を尊重するものと考えております。

庁舎整備位置の基本パターンとしては、現本庁舎の3階建て部分はリニューアルを行い、その北側にある平屋部分は解体して、3階延べ6,000平米の増築を考えています。その1階に2,000平米程度の面積を確保し、ワンストップサービスに対応するものです。行政機能を現本庁舎に集約するため、生涯学習センターについては、現計画地である市営プールの場所に2階建てで新築することとなります。従来と比較すると建築面積が減少し、25メートルプール、幼児用プールであれば、同一敷地内での建設が可能となるため、生涯学習センターに隣接して建設する方向で検討してまいります。

次に、ごみ処理については、泗水地域が加入している菊池環境保全組合において新環境工場建設が進められておりまして、本市全域がその処理区域に加入することにより、ごみ処理経費の削減や処理の効率化につながると考え、議員の皆様のご協力をいただきながら構成市町と協議を続けた結果、目標としていた本市全域加入を決定することができました。今後も新環境工場の建設やごみ分別の方法など、市民の方が混乱しないよう十分な説明に努めてまいります。

産廃問題については、本市と九州産廃株式会社との間で締結した環境保全協定書及び一部変更協定書、基本合意書などを遵守し、地域の環境保全、処理施設の早期終了など、市民の皆様の産廃問題に対する不安を払拭するよう、問題解決に努めてまいります。

さらに、行財政改革の取り組みとしましては、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする第二次行政改革大綱に沿って、簡素で効率的な行政運営と市民視点の行政サービスの充実を目的に、質の高い行財政運営を目指して推進してまいりました。国においても行財政改革を強力に進めており、2014年度地方財政計画では、地域の元気創造事業費が新たに創設され、地方交付税の算定に当たっては、この財源をもとに行革努力や地域経済活性化の成果に基づき算定されることとされており、今まで以上の行革を地方自治体にも促す施策が打ち出されてきております。本市においても、第二次行政改革大綱の実績を踏まえ、より一層の改革を行うため、第三次行政改革大綱の策定に取り組んでまいります。

重点プロジェクトは、「安心・安全の癒しの里」の実現に向け、「経済の活性化の仕組み」「効率化の仕組み」「公平公正の仕組み」の三つの仕組みのうち、「経済の活性化の仕組みづくり」を中心に据え、プロジェクトを展開し、事業推進の加速化

を図ります。「経済の活性化の仕組みづくり」「住みやすさ日本一の菊池づくり」の二つを大きな柱とし、それぞれのプロジェクトを進めてまいります。

まず、一つ目の経済の活性化の仕組みづくりとして、1点目は「儲かる農業」プロジェクトです。

菊池市の安心・安全な農産物を全国に向け発信するとともに、新しい販路の拡大を図るため、平成26年秋をめどにインターネットショップの開設を目指します。開設に当たっては、生産者の顔が見えるようなシステムづくりに努めると同時に、より一層ブランド力を上げるため、「菊池基準」を新たに設け、本市の産品は安心・安全であるというイメージを打ち出し、農家の所得向上につなげてまいります。また、高齢世帯農家や小規模農家においても、このショップを利用しやすい仕組みも検討してまいります。

6次産業化に関する取り組みについては、認定農業者や加工グループ及び法人等の農業団体に対して、国や県からの各種情報の提供を行うとともに、相談があった場合には、熊本県産業技術センターや熊本6次産業化サポートセンターなどと連携を強化し、ニーズに合った専門家のアドバイスが受けられるよう支援を行ってまいります。

営農の組織化については、耕作放棄地の発生を防ぎ、農業の持つ多面的機能を維持する手段としても有効であることから、引き続き、担い手空白地域解消支援事業に取り組んでまいります。

2点目は、観光戦略「癒しの里」構築プロジェクトです。

森の中のまち事業として、市街地緑化の基本計画を市民参加のもとに作成し、市内外からのにぎわい呼び込みを企画します。本年度は国道387号沿いの温泉街隣接地の既存植栽の見直しを行ってまいります。また、いい夫婦の日にちなみ、県内のデザイン系の学生や芸術家志望の若い人を対象にベンチのデザインを募集し、菊池公園やまちなかのポケットパークなどに設置してまいります。

桜の里事業は、昨年と同様に桜の植樹を行ってまいります。植栽箇所は七城地区の迫間川、上内田川の堤防敷を中心に国土交通省と協議中です。県管理河川や国県道についても菊池地域振興局と協議中であり、可能な限り市内全域に広がっていく植栽計画を考えるとともに、実行委員会についてはさらなる組織の強化拡充を図ってまいります。また、菊池公園において、長寿命化計画に基づき、観光資源の一つとするために桜公園としての整備を進めてまいります。

ホテル王国事業は、蛍の乱舞が見られる地域の環境イメージアップを図るため、対象地域地区の意見交換会や勉強会を実施するとともに、小学校における地域学習の一環として、蛍の生態を学び、みずから育て放流する体験を支援してまいります。

グリーンツーリズムについては、きくちふるさと水源交流館をその拠点施設として推進しておりますが、農のある暮らしに触れ、農山村の素朴な魅力が体感できるよう、農家民泊の仕組みづくりについて検討してまいります。

市民広場再整備については、市民広場基本構想・基本計画（案）に基づき、PFI導入を視野に入れた事業手法調査を行っており、その調査結果を踏まえ、基本計画を確定してまいります。

フットパスについては、庁内外においてコースづくりに着手しておりますが、マップ、標識、ルールなど統一感を持たせる検討を行ってまいります。また、サイクリング愛好家などの意見をもとにサイクリングコースの検討を行います。

3点目はきくち情報発信プロジェクトです。

菊池のよさ、魅力を広く発信するために、リニューアルしたホームページを中心に、SNS、地上デジタル放送、動画など、さまざまな新しいメディアを使った広報活動を積極的に取り入れた情報発信に努めてまいります。さらに、各課に分散していたメディア関連予算の一本化を行い、統一的な広報活動を推進し、「癒しの里菊池」をPRしてまいります。なお、イベント告知、旬の観光情報については、観光に特化したホームページを作成することとしており、魅力的で人々の目を引きつける工夫を凝らした構成にしてまいります。

平成27年3月22日に合併10周年の節目を迎えます。市民とともに節目を祝い、一体感の醸成につなげるため、「なんでも鑑定団」出張鑑定大会の開催や10周年記念式典及び記念イベントを行います。また、熊日菊池桜マラソンや全日本ジュニアボート選手権大会などにおいても、冠事業として内容の拡充に努めて、より一層菊池市をPRしてまいります。

全国さくらシンポジウムや温泉湧出60周年記念事業である、健康と温泉フォーラム日本の名湯百選シンポジウムなど、全国規模のイベントの開催は全国に菊池を発信できる絶好の機会であります。その成功に向け、関係団体はもとより、市全体で歓迎する取り組みを行ってまいります。

夫婦の手紙・絵手紙コンクールが節目の10回目を数えるに当たり、これまでの入賞作品を冊子化し、宿泊施設などに配布を行い、「おしどり夫婦の里菊池」のイメージアップを図り、誘客につなげてまいります。

次に、二つ目の住みやすさ日本一の菊池づくりとして、1点目は地域おこし・地域づくりプロジェクトです。

市民の皆様とともにまちづくりを進めるために、昨年同様、「市長と語る会」を開催し、市民の声を広く聞いてまいります。

また、外部の連携として六つの大学、三つの高校、九つのまちづくり団体が参加

し、その専門性や得意分野を活用した域学連携事業を実施し、本市の課題解決に取り組んでまいります。

記憶の記録・伝承事業は、地域や個人のつながりが薄れていく中、昔の町並みや生活文化を伝える写真などが失われていく現状を踏まえ、地域の伝統や誇り、文化を後世に残し伝えるため、市全域を対象に昭和初期までの写真の提供を呼びかけ、収集し、デジタル化を行います。

次に、コミュニティ助成事業や地域づくり推進事業による支援のほか、新たに癒しの里パートナーシップ事業として、市民提案型で地域の課題や住民ニーズに対応した先駆的かつ他の見本となる事業について、実施団体等に補助を行ってまいります。

定住促進については、空き家等の状況を調査し、移住希望者に情報提供を行い、癒しを求めた田舎暮らしを目指す人々の移住促進へのサポートについて努めてまいります。

また、新しい形の企業誘致として、光ブロードバンドが整備された中山間地域の空き家等を利用して、IT関連事業者への定住推進を図るため、企業誘致の物件として2件程度の絞り込み調査を行ってまいります。

定住自立圏構想では、合併1市特例要件を満たしておりますので、本市のみで圏域を形成することができます。総務省から財政措置など各種支援が受けられる上、圏域内の連携がより強くなり、一体的な地域振興を行うことができるなどメリットが大きい事業ですので、構想づくりに取り組んでまいります。

また、地域おこし協力隊事業は、市が都市住民を受け入れて委嘱し、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など地域協力活動に従事してもらい、あわせてその定住、定着を図りながら、地域の活性化につなげるものであり、地域力の充実、強化を図ってまいります。

2点目は、文教菊池再興プロジェクトです。

文教菊池の再興としましては、戦乱の世にあっても学問を重んじ、人としてのあり方を求め続けた菊池氏の精神を表す言葉である文武両道・廉恥礼節を本市の教育理念とし、ふるさと菊池を愛し、菊池の伝統文化を受け継ぎながら、文教菊池の確立を目指すものであります。

そのような教育理念に基づき、学校教育充実として児童生徒の着実な基礎学力の定着向上のため、平成25年度に引き続き、補助教員や特別支援教育支援員、学校看護師を配置します。さらに、障害の有無に関係なく誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育システムの構築に向けた本市独自の取り組みとして、特別支援教育に関する専門的な指導主事を増員し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒へ

の生活、学習面に対処する教職員の指導力強化を図り、児童生徒の着実な基礎学力の定着、向上に努めてまいります。

また、施設面としましては、全ての学校施設に空調設備が整いますことから、快適な教育環境のもと、学力の向上、学校生活の充実に努めてまいります。

安全安心の給食としましては、現在進めています「菊池基準」を満たした地域の食材を、安全安心な給食食材として活用できるよう引き続き検討してまいります。食育の推進につきましては、幼保小中連携教育による食育推進、また、平成25年度に設置した旧市町村単位の地区食育推進委員会の活用により、小中学校が連携した食育の推進を実践してまいります。

そのほか、衛生管理面として、新たに建設しました菊池地区学校給食共同調理場並びに旭志小学校を拠点とする体制の整備等により、本年10月から本格稼働となることから、全ての学校給食施設にドライ方式を導入し、より衛生的で安全安心な学校給食を提供してまいります。

文化面では、友好姉妹都市の遠野市、西米良村、龍郷町と連携し、菊池一族の歴史にスポットを当てた菊池一族シンポジウムを開催し、歴史のまち菊池を広くアピールしていきます。また、泗水地区に建設中の新泗水公民館では、孔子の教えをまとめた論語を教材とした論語塾講座を継続的に開催するなど、隣接する孔子公園や養生市場と連携し、市民の交流の場や人づくりの場として活用してまいります。

3点目は、支え合い安心・安全プロジェクトであります。

本市の公共交通については、べんりカー、あいのりタクシー、路線バスを柱に体系を構築し、おおむね良好に市民の生活交通を確保していますが、近年路線バスの見直し、スクールバスの活用、べんりカーの拡充、光の森駅までの接続など多様な要望が上がっているため、交通体系の再検討を行います。

子育て支援については、平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度を踏まえ、平成25年度に実施しました子育てニーズ調査や子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析し、菊池市子ども・子育て支援事業計画を策定し、新制度の円滑な導入と子育て環境の充実に努めてまいります。

高齢者対策の充実にについては、保育園児と高齢者の世代間交流を目的としたコミュニティ施設の整備促進を図ってまいります。また、市内外の認知症の人やそのご家族が安心してまちなか散策や温泉等の利用ができるよう、旅館組合や商工会の会員等を対象とした認知症サポーター養成講座の実施や相談体制の構築を図ってまいります。

健康づくりについては、将来の国保財政の健全化を見据え、菊池養生園と連携し、生活習慣病の改善や疾病予防のためのトレーニングメニューを提供するとともに、

商工会や旅館組合を初め、各種団体と一体となった協力体制を構築し、温泉などの地域資源を活用した運動、食についての情報等を取り入れ、民と官の協働による健康づくりを行ってまいります。

4点目は、循環型社会モデル都市プロジェクトです。

小水力等の自然エネルギーの活用として、有識者及び市民の代表者等により、再生可能エネルギー活用推進委員会、これは仮称であります、これを組織し、本市にふさわしいエネルギー政策を検討してまいります。また、畜産経営に起因する悪臭等に対する苦情を初め、圃場への堆厩肥等の過剰な散布による硝酸性窒素の地下水への影響が懸念されておりますので、県を初めとする関係機関や畜産関連団体と連携しながら、バイオマス戦略に関する情報収集とその提供に努め、バイオマス技術導入の可能性について検討してまいります。

次に、重点プロジェクト以外の主要施策につきまして述べさせていただきます。

総合計画は平成17年度から平成26年度の10カ年を計画期間として、本市が目指す将来像の実現に向け、取り組んでおります。平成27年度以降の総合計画については、平成25年度には検討に着手し、市民の皆様からのご意見をいただきながら、平成26年度中に計画の策定を行います。

また、学校跡地の活用につきましては、学校跡地の適正な管理を行っていくとともに有効活用を図るため、地域住民のご意見を尊重しながら、できるだけ早い時期に活用の方向性をお示ししたいと考えております。

人権意識の高揚については、「公平公正の仕組みづくり」の基本であります同和問題を初めとするあらゆる人権問題の解決に向けて、全ての市民の皆様が人権について理解と認識を深めながら、お互いの人権が尊重できるような差別のない明るいまちづくりを目指してまいります。

また、男女共同参画の推進につきましては、第2次男女共同参画計画に基づき各種団体や多くの市民の参加をいただき、さまざまな取り組みを進めてまいりましたが、この計画も平成26年度で終了するため、新たに市民の意識調査を行い、平成27年度から5年間の第3次計画を策定し、継続して事業の推進を図ってまいります。

防災行政無線については、従来のアナログ通信からデジタル通信に切りかわるため、通信情報量の拡大と双方向通信が可能となり、情報伝達の迅速化と正確さが高まることで、市民生活における災害・防災対応に大きな効果が期待されます。

また、自主防災組織については、今後も未設置区である各区への設立の願いをし、組織率アップを図ってまいります。

スポーツレクリエーションの振興では、昨年開催した市民体育大会を本年度も開

催するとともに、斑蛇口湖ボート場を本市の大きな資源として捉え、2020年の東京オリンピック開催年を中期目標に、全日本マスターズレガッタやアジア選手権、アジアジュニア選手権等の国内外の大会や各国選手団の合宿等の誘致に積極的に取り組んでまいります。

地域福祉につきましては、平成25年度に策定しました地域福祉計画において、地域での支え合いを進め、誰もが安心・安全に充実した暮らしを送れるよう、特に重要な4点について推進してまいります。

まず、市民の生活課題の多様化に対処し、個別対応でなく総合的な対応につながるシステムづくりを進めます。

次に、赤ちゃんからお年寄りまでライフステージに応じた健康づくりと福祉の仕組みの充実を進めます。

さらに、行政区を対象とし、福祉だけでなく防災、健康づくり、人権、生涯学習などの連携により、地域住民の地域力の充実を支援していきます。

最後に、人口減少、高齢化が進む中山間地域においての新規転入者に対する各種サポートの仕組みを整え、地域コミュニティの維持に有益な人材確保につなげてまいります。

生活困窮者支援として、生活困窮者自立支援モデル事業を継続して実施するとともに、市民のさまざまな相談をワンストップで受けとめ、適切な機関、制度、サービスへつなぎ、複合的な問題を抱える方に対する縦割りでない、包括的かつ伴走型の支援体制の構築に取り組んでまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいの有無にかかわらず地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。また、一人一人のニーズに合った障がい福祉サービスが有効に利用できるよう相談支援の充実を図るとともに、関係機関との連携を図り、地域での生活を支援してまいります。

高齢者福祉につきましては、重点プロジェクト以外にも高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らしていけるよう高齢者福祉サービスの充実や、老人クラブ等の活動を支援していきます。また、老人福祉センターを拠点とし、高齢者の自主的な活動及び地域との交流を積極的に推進するとともに、介護予防施策を重点的に推進してまいります。介護支援ボランティア制度については、本市の実情に即した制度を確立するとともに、高齢者の状況、日常生活の実態やニーズを把握し、介護基盤の整備や介護予防事業の充実を図ります。

健康推進につきましては、健診の意義や必要性などの普及啓発の取り組みを強化し、がん検診無料クーポン券の配布等による受診率の向上を目指します。疾病の早期発見、早期治療により市民の健康を守るとともに、医療費の抑制を図ります。予

防接種事業については、安全な実施体制を整備し、市民への啓発に努めてまいります。妊婦の健康保持や乳幼児の健やかな成長を支援するため、妊婦健診費用の助成や乳幼児健診等による異常の早期発見や子育て支援、健診後の支援体制の充実に取り組んでまいります。さらに、市民との協働による健康なまちづくりを推進していくために、食生活改善推進活動や母子保健推進員活動の充実を図ってまいります。また、子ども医療費助成事業は中学3年生までを対象として、引き続き助成を行ってまいります。

観光施設については、維持補修の中期的な計画とともに、各施設の指定管理者の事業実施計画や収支状況をチェックしながら、効果的、効率的な運営とサービス向上を目的としたモニタリングを実施してまいります。また、祭り、イベントについては、四季を通じたにぎわいを創出するため、より多くの集客ができるよう開催時期や内容等の見直しに取り組んでまいります。

商工業の振興については、各種助成及び融資制度を充実、改善することによる経営安定とにぎわい創出に努めてまいります。さらに、森の中のまちプロジェクトとタイアップしながら、きらりと光る繁盛店づくり事業などにより店舗の育成強化を図ることで商店街の活性化を図ってまいります。また、安心・安全な消費生活を守るため、消費者被害を未然に防ぐための啓発活動の推進、相談体制の充実を図っていくとともに、自立した賢い消費者の育成に取り組んでまいります。

都市基盤の整備については、七城地区の社会資本整備交付金事業による計画書の策定に取り組めます。国県道と市道の整備促進につきましては、国道325号の森北から大琳寺までの菊池拡幅区間、国道387号の菊池グリーンロードの花房交差点改良に県と協力して取り組んでまいります。また、主要県道につきましては、日生野隈府線、二重峠菊池線、植木インター菊池線、辛川鹿本線等の該当箇所の整備促進を継続して県に要望してまいります。

次に、幹線市道の整備につきましては、各地域中心部や集落施設へのアクセス道路となる妻越泗水線、田吹富の原線等の整備を推進し、さらなる地域の活性化を図り、交通安全対策や市民の皆様の利便性の向上のため、生活道路の整備や維持管理を行ってまいります。菊池溪谷、阿蘇などへの観光ルート、近隣地域との交流、産業ルートの確保のため、菊池グリーンロード、古川伊倉線などのアクセス道路の整備を推進してまいります。

水道事業につきましては、泗水地区桜山配水池の更新に着手し、災害に強い水道施設の構築に努めてまいります。また、簡易水道事業統合や菊池市水道基本計画策定に向けた水道施設の資産調査を行い、今後とも水道未普及地域の解消や施設の耐震化を図り、公衆衛生の向上を図ってまいります。

下水道事業につきましては、菊池市浄水センター並びに泗水浄化センターの老朽化対策として改築更新に取り組んでまいります。未普及対策としては、桜山地区などの管渠整備を促進します。また、浄化槽区域については、浄化槽市町村整備推進事業により取り組み、市全域の生活排水処理対策を推進してまいります。

以上、平成26年度の主要施策を申し述べました。今年度は「安心・安全癒しの里」の実現を加速させるための事業を重点プロジェクトと位置づけております。それ以外にも緊急性、実効性の高い事業を選択することにより、予算編成を行っております。また、「経済活性化の仕組みづくり」「効率化の仕組みづくり」「公平公正の仕組みづくり」の三つの仕組みづくりに取り組み、将来を見据えたまちづくりを推進してまいります。

議員各位におかれましては、本定例会に提案申し上げております平成26年度予算案を初め、各種案件につきまして十分にご審議をいただきますようお願い申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。

それでは、ただいま上程されました議案第1号から議案第44号までの44議案について、ご説明を申し上げます。

まず、議案書その1をお願いいたします。

議案第1号から議案第3号につきましては、再生可能エネルギーの利用に関し、調査検討するための再生可能エネルギー活用推進委員会の設置を初め、子ども・子育て会議の設置及び学校教育施設整備基金の設置など、新たに制定する条例3議案でございます。

議案第4号から議案第17号につきましては、先ほど施政方針でも述べました経済活性化、効率化、公平公正の三つの仕組みづくりに向け、政策調整機能の強化を図るための部設置条例の一部改正を初め、公職選挙法の改正及び附属機関等の設置による特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を初め、各種法律の改正及び市有施設の設置に伴う関係条例の整備など、改正する条例13議案並びに市長等の給料の特例に関する条例の廃止1議案でございます。

次に、議案書その2をお願いいたします。

議案第18号から議案第28号につきましては、平成25年度菊池市一般会計ほか各会計の補正予算案の11議案、いずれも事業確定による減額補正などをお願いするものでございます。

また、別冊となっております議案第29号、平成26年度菊池市一般会計予算及び議案第30号から議案第38号の各特別会計予算並びに議案第39号、水道事業会計予算は、平成26年度の当初予算案11議案となっております。

続きまして、議案書その1をお願いいたします。41ページからになります。

議案第40号、議案第41号につきましては、土地改良事業の施行による熊本市との境界変更の申請及びこれに伴う道路水路等の財産処分の協議を行うため、議会の議決を求めるものです。

議案第42号、議案第43号の市道路線の廃止及び認定につきましては、地域交流センター建設事業に伴う路線変更及び市道基準を満たす道路の新たな認定のため、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

最後に、議案第44号、新市建設計画の変更につきましては、計画の一部変更に伴い、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき議会の議決を求めるものがあります。

以上、上程されました議案の概要につきましてご説明を申し上げました。内容の詳細につきましては、この後、総務企画部長が説明をいたしますので、議員各位におかれましては、これらの議案につきまして慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午前10時45分

開議 午前10時53分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。今定例会に提出の議案第1号から議案第44号につきまして、一括して説明をさせていただきます。

それでは、議案書その1の1ページをお願いいたします。議案第1号、菊池市再生可能エネルギー活用推進委員会設置条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、執行機関の附属機関として設置する委員会については、地方自治法第138条の4第3項の規定により条例を制定するものでございます。

あけていただきまして、2ページから3ページが制定する条例案でございます。内容といたしましては、第1条で菊池市の豊富な資源を生かした再生可能エネルギーの利用に関し、必要な事項の調査、検討をするため、菊池市再生可能エネルギー活用推進委員会を設置するとしております。そのほか、第2条から所掌事務、組織、任期等を定めております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

次に、5ページをお願いいたします。議案第2号、菊池市子ども・子育て会議設置条例についてでございます。

提案理由といたしましては、執行機関の附属機関として設置する委員会については、地方自治法第138条の4第3項の規定により条例を制定するものでございます。

あけていただきまして、6ページが制定する条例案でございます。内容といたしましては、第1条で子ども・子育て支援法第77条の第1項の規定に基づき、菊池市子ども・子育て会議を置くとしております。そのほか、第2条から所掌事務、組織、任期等を定めております。附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行することといたしております。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

次に、7ページをお願いいたします。議案第3号、菊池市学校教育施設整備基金条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、本市が設置する学校教育施設の整備に充てるため条例を制定するものでございます。

あけていただきまして、8ページが制定する条例案でございます。内容といたしましては、第1条で菊池市の学校教育施設の整備に要する経費の財源に充てるため、菊池市学校教育施設整備基金を設置するとしております。そのほか、第2条から積み立て、管理、運用益金の処理、繰替運用、処分等について定めております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

次に、9ページをお願いいたします。議案第4号、菊池市部設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、まちづくりにおいて経済活性化の仕組みづくり、効率化の仕組みづくり、公平公正の仕組みづくりの三つの仕組みづくりに取り組むため政策調整機能の強化を図る必要があり、条例の一部を改正するものでございます。

あけていただきまして、10ページから12ページが改正する条例案でございます。

それでは、別冊の新旧対照表の1ページから2ページをお願いいたします。改正部分としましては、下線部分でございますが、主な改正内容は総務企画部を政策企画部と総務部とするものでございます。その他の詳細につきましては記載のとおりでございます。

なお、附則のとおり、この条例は平成26年4月1日から施行することとお

ります。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

次に、13ページをお願いいたします。議案第5号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、青年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行により、条例別表の公職選挙法関係の部を改正する必要があり、また、再生可能エネルギー活用推進委員会委員、子ども・子育て会議委員、介護相談員及び地域おこし協力隊員を新たに設置することから、同条例別表に追加するものでございます。

あけていただきまして、14ページが条例の一部を改正する条例案でございます。

別冊の新旧対照表の5ページから6ページをお願いいたします。改正部分としましては、下線部分でございますが、現行の選挙長から期日前投票所の投票立会人までの職名、区分、金額欄に、指定病院等における不在者投票の外部立会人、再生可能エネルギー活用推進委員会委員、子ども・子育て会議委員、介護相談員、地域おこし協力隊員を追加するものでございます。区分、金額、備考欄につきましては記載のとおりでございます。

なお、この条例は附則のとおり、公布の日から施行することとしております。

以上、第5号の説明とさせていただきます。

次に、15ページをお願いいたします。議案第6号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、自宅に係る住居手当等の廃止及び勤務時間1時間当たりの給与額の見直し等を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

あけていただきまして、16ページが一部を改正する条例案でございます。

それでは、別冊の新旧対照表の7ページから9ページをお願いいたします。改正部分としましては、下線部分でございますが、主な改正点といたしましては、国においては平成21年の人事院勧告において、県においては平成24年の人事院勧告において、自宅に係る住居手当の廃止が勧告され、それぞれ施行されております。今回、本市においても他市等の状況を踏まえ関係条例の改正を行い、自宅に係る住居手当の廃止を行うものでございます。

なお、附則のとおり、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。

次に、17ページをお願いいたします。議案第7号、菊池市廃棄物の処理及び清

掃並びに浄化槽に関する条例及び菊池市一般廃棄物固形燃料化処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、一般廃棄物処理手数料等の見直しを行うため関係条例の整備を行うものでございます。

あけていただきまして、18ページが一部を改正する条例案でございます。

別冊の新旧対照表の10ページから11ページをお願いいたします。改正部分としては、下線部分でございますが、金額の改正が主なものでございます。なお、附則のとおり、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。

次に、19ページをお願いいたします。議案第8号、菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

あけていただきまして、20ページが一部を改正する条例案でございます。

新旧対照表の12ページをお願いいたします。改正部分としましては、下線部分でございますが、第2条第1項第1号中、「父母」の次に「(養父母を含む。以下同じ。)」を加え、同項第5号中「保護」を「保護等」に改め、同条第3項第1号中「(養父母を含む。以下同じ。)」を削るものでございます。

なお、附則のとおり、この条例は公布の日から施行し、改正後の菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は平成26年1月1日から適用することとしております。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。

次に、21ページをお願いいたします。議案第9号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、消費税及び地方消費税の税率の改定及び光熱水費の高騰に伴う使用料の見直しを行うため、条例の一部を改正するものでございます。

あけていただきまして、22ページから24ページが一部を改正する条例案でございます。

別冊の新旧対照表の13ページから15ページをお願いいたします。改正部分としましては、下線部分でございますが、使用料の金額の改正が主なものでございます。なお、附則としまして、この条例は平成26年7月1日から施行することとしております。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

次に、25ページをお願いいたします。議案第10号、菊池市企業立地の促進等

による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、菊池テクノパークの完成に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

あけていただきまして、26ページが一部を改正する条例案でございます。

新旧対照表の16ページをお願いいたします。改正点といたしましては、下線部分でございますが、第3条の表、甲種区域の分布、区域の範囲の欄中、「新明地区」の次に「菊池テクノパーク」を加えるものでございます。

なお、附則のとおり、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。

次に、27ページをお願いいたします。議案第11号、菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、都市公園の新設及び名称変更を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

あけていただきまして、28ページが一部を改正する条例案でございます。

それでは、別冊の新旧対照表の17ページをお願いいたします。改正部分としましては、下線部分でございますが、菊之池公園から中西寺公園までが名称の変更で、新たに「さくら山公園」の名称と「菊池市泗水町永」の位置を加えるものでございます。

なお、附則のとおり、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。

次に、29ページをお願いいたします。議案第12号、菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、菊池市営朝日西団地の下水道切りかえに伴い、共益費を改定するため条例の一部を改正するものでございます。

あけていただきまして、30ページが一部を改正する条例案でございます。

別冊の新旧対照表18ページをお願いいたします。改正点としまして、下線部分でございますが、別表第2中、名称欄の「朝日西団地合併浄化槽及び給水施設等」を「朝日西団地給水施設等」に改め、使用料欄の「2,000円」を「1,000円」に改めるものでございます。

なお、附則のとおり、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。

次に、31ページをお願いいたします。議案第13号、菊池市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、学校教育法施行令の一部改正に伴い、教育的ニーズに応じた支援体制、教育内容について専門的な立場から協議を行い、保護者及び教育関係者に助言及び支援を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

あけていただきまして、32ページが一部を改正する条例案でございます。

別冊新旧対照表の19ページをお願いいたします。改正点としましては、下線部分でございますが、第1条では障がいのある児童及び生徒に対し、適正な就学指導並びに教育的ニーズに応じた支援体制、教育内容等について専門的な立場から協議を行い、保護者及び教育関係者に助言及び支援を行うため、菊池市教育支援委員会を置くことと定め、第2条中では「諮問」を「要請」に、「障害児」を「障がい児」に改め、「就学指導及び」の次に「教育支援並びに」を加える。第3条では、委員については記載のとおり、委員会は12人以内の委員をもって組織し、教育委員会が委嘱することとしております。

なお、附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。

次に、33ページをお願いいたします。議案第14号、菊池市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、菊池地区学校給食共同調理場新設に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

あけていただきまして、34ページが一部を改正する条例案でございます。

別冊の新旧対照表の20ページをお願いいたします。改正点といたしましては、下線部分でございますが、別表第2条関係の名称と位置の欄に「菊池地区学校給食共同調理場」と「菊池市隈府791番地」を追加するものでございます。

なお、附則のとおり、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。

次に、35ページをお願いいたします。議案第15号、菊池市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、社会教育法の一部が改正されたことに伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

あけていただきまして、36ページが一部を改正する条例案でございます。

別冊の新旧対照表の21ページをお願いいたします。改正点といたしましては、下線部分でございますが、第2条見出しを「委員の定数及び任期等」に改め、同条に次の1項の「2委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、菊池市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。」を加え、第4条中「菊池市教育委員会」を「教育委員会」に改めるものでございます。

なお、附則のとおり、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。

次に、37ページをお願いいたします。議案第16号、菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、菊池市泗水公民館の新築移転に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

あけていただきまして、38ページが一部を改正する条例案でございます。

別冊の新旧対照表の22ページをお願いいたします。改正点としましては、下線部分でございますが、別表第1の名称菊池市泗水公民館の位置を「菊池市泗水町豊水3565番地」と改めるものでございます。

なお、附則のとおり、この条例は平成26年7月1日から施行することとしております。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。

次に、39ページをお願いいたします。議案第17号、菊池市長等の給料の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、職員の懲戒処分に伴い制定した条例を廃止するものでございます。

あけていただきまして、40ページが廃止する条例案でございます。

なお、附則のとおり、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案のその2をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。議案第18号、平成25年度菊池市一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。今回の補正は予算総額から6億4,123万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ247億1,177万9,000円とするものでございます。

今回の補正は、工事の入札残や事業費の確定及び執行見込みに伴い減額する一方、

国の経済対策関連経費として社会資本整備総合交付金事業としての橋梁補修3カ所、農業競争力強化基盤整備事業として花房中部2期地区圃場整備、学校施設防災機能強化事業として体育館の天井改修として、総額8,440万円の増額が含まれております。

歳入につきましては、市税、国庫及び県支出金、繰入金、市債などの補正をお願いしておりますが、その多くが事業費の確定及び執行見込みに伴う予算額の調整でございます。

そのほかに、国の1次補正、経済対策に伴う地方交付税、国庫補助金や市債につきまして追加の補正をお願いし、今回の補正による財源調整のため財政調整基金繰入金を3億4,254万5,000円減額するものでございます。

次に、30ページから77ページまでが歳出の事項別明細でございます。今回の歳出の補正につきましても、その多くが事業費の確定及び執行見込みに伴う減額補正でございます。そのほかに、先に述べました国の1次補正、経済対策に伴う関連事業につきまして追加の補正をお願いしております。

7ページをお開きください。第2表、継続費補正でございます。庁舎等整備設計業務委託事業につきまして、庁舎等の整備内容の見直しに時間を要するため、継続費の期間を1年延長し、年割額を変更するものでございます。

次に8ページをお願いいたします。第3表、繰越明許費補正でございます。国の1次補正に伴う追加事業及び工法選定、関係機関等との協議に不測の日数を要するほか、社会情勢としての資材調達や労務者不足により、今年度内に事業完了が見込めないため、社会福祉整備事業ほか17事業につきまして、地方自治法第213条の第1項の規定に基づき、繰越明許費の追加を行うものでございます。

次に9ページをお願いいたします。第4表、債務負担行為補正でございます。菊池市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託につきまして、事業費が確定したため、限度額を107万1,000円に減額するものでございます。

次に、第5表、地方債補正でございます。今回の補正に伴う地方債の変更でございまして、限度額を2億690万円減額し、発行限度額を28億860万円とするものでございます。

以上、議案第18号、平成25年度菊池市一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。

次に、83ページをお願いいたします。これから説明いたします特別会計及び水道事業会計の補正予算関係の10議案につきましては、補正の内容のほとんどが各事業の確定あるいは執行見込みに伴います減額及び増額の補正でございますので、歳入歳出の事項別明細書による説明は省略をさせていただきます。

それでは、議案第19号、平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から説明をいたします。84ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算総額に1,646万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億8,220万8,000円とするものでございます。

次に、97ページをお開きください。議案第20号、平成25年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

あけていただきまして、今回の補正は、予算総額から778万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,970万7,000円とするものでございます。

次に、111ページをお願いいたします。議案第21号、平成25年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

あけていただきまして、今回の補正は、予算総額から482万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億2,753万9,000円とするものでございます。

114ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございますが、精算に伴い前年度繰越金が増額となったため、財政安定化基金貸付金の借入れを取りやめたことによるものでございます。

次に、129ページをお願いいたします。議案第22号、平成25年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第4号）でございます。

あけていただきまして、今回の補正は、予算総額から1,732万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,252万9,000円とするものでございます。

132ページをお開きください。第2表、地方債補正でございますが、今回の補正により、限度額を620万円減額し、総額を1億1,050万円に変更するものでございます。

次に、143ページをお開きください。議案第23号、平成25年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

あけていただきまして、今回の補正は、予算総額から1,795万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,448万6,000円とするものでございます。

次に、146ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございますが、今回の補正により、限度額を1,280万円減額し、総額を2,880万円に変更するものでございます。

次に、157ページをお願いいたします。議案第24号、平成25年度菊池市特

定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

あけていただきまして、今回の補正は、予算総額から2,160万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,586万6,000円とするものでございます。

160ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費でございますが、桜山地区支線整備事業が地元との調整に不測の日数を要し、年度内の事業完了が見込めないため、繰り越すものでございます。

次に、第3表、地方債補正でございますが、今回の補正により、限度額を540万円減額し、総額を1億4,250万円に変更するものでございます。

次に、169ページをお願いいたします。議案第25号、平成25年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

あけていただきまして、今回の補正は、予算総額から1,023万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,517万円とするものでございます。

次に、172ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございますが、今回の補正により、限度額を2,150万円減額し、総額を2,870万円に変更するものでございます。

次に、183ページをお願いいたします。議案第26号、平成25年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

あけていただきまして、今回の補正は、予算総額から1,355万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,618万4,000円とするものでございます。

次に、195ページをお願いいたします。議案第27号、平成25年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）でございます。

あけていただきまして、今回の補正は、予算総額から1,677万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億6,395万7,000円とするものでございます。

次に、209ページをお願いいたします。議案第28号、平成25年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

あけていただきまして、今回の補正は、第2条におきまして、業務の予定量の水道設備費3,060万2,000円を1,010万円減額し、2,050万2,000円に、水道整備費の1億6,500万円を3,400万円減額し、1億3,100万円とするものでございます。

次に、第3条の収益的収支におきまして、水道事業収益4億6,409万9,00

0円を283万円増額し、総額4億6,692万9,000円とし、水道事業費用4億1,626万1,000円を616万9,000円増額し、総額を4億2,243万円とするものでございます。

次に、第4条の資本的収支におきまして、資本的収入6,102万1,000円を262万5,000円増額し、総額を6,364万6,000円に、また、資本的支出3億24万4,000円を4,410万円減額し、総額を2億5,614万4,000円とするものでございます。

以上、議案第19号から28号までの説明とさせていただきます。

続きまして、予算に関する説明資料により、議案第29号から39号までを説明させていただきます。

それでは、予算に関する説明資料の1ページをお願いいたします。平成26年度の菊池市の財政規模でございます。一般会計、特別会計、水道事業会計の合計で411億8,652万5,000円となっており、平成25年度と比較しますと7億6,954万5,000円、1.9%の増となっております。

一般会計につきましては、予算総額246億3,400万円で、平成25年度の肉づけ後の予算と比較しまして1億5,587万5,000円、0.6%の増となっております。主な要因は消費税率の引き上げに伴う増額及び低所得者への臨時的な措置としての臨時福祉給付金や子育て世帯への子育て世帯臨時特例給付金、安心子ども基金事業としての私立保育所改修などに加え、安心・安全癒しの里の実現に向けたインターネットショップ開設等のプロジェクトを重点的に進めるものでございます。

次の特別会計につきましては、主な増減理由について説明をさせていただきます。

まず、国民健康保険事業会計でございますが、予算総額72億1,890万6,000円で、対前年度比2億1,355万8,000円、3%の増となっております。主な要因は、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の伸びによるものでございます。

次に、後期高齢者医療事業会計につきましては、予算総額5億3,574万6,000円で、対前年度比825万円、1.6%の増となっております。主な要因は、保険料の賦課限度額の引き上げ及び保険料の軽減拡充によるものでございます。

次に、介護保険事業会計につきましては、予算総額52億7,607万7,000円で、対前年度比2億3,354万6,000円、4.6%の増となっており、主な要因は、高齢者人口の伸びに伴う介護サービス給付費の増によるものでございます。

次に、簡易水道事業等会計につきましては、予算総額2億1,977万8,000円で、対前年度比1億3,527万6,000円、38.1%の減となっております。

主な要因は、平成25年度で旭志北部地区簡易水道建設事業が完了したことによるものでございます。

次に、公共下水道事業会計につきましては、予算総額6億7,893万8,000円で、対前年度比1億3,141万9,000円、24%の増となっております。主な要因は、未普及対策における汚水枝線管渠築造工事費の増及び菊池市浄水センター改築更新事業実施に伴う建設工事委託料の増によるものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道事業会計につきましては、予算総額5億5,824万4,000円で、対前年度比701万5,000円、1.2%の減となっております。主な要因は、泗水町桜山地区汚水管渠築造工事費及び舗装工事費の減によるものでございます。

次に、地域生活排水処理事業会計につきましては、予算総額1億3,168万2,000円で、対前年度比649万2,000円、5.2%の増となっております。主な要因は、合併処理浄化槽市町村整備事業の推進による設置基数の増に伴い、維持管理費が増となったことによるものでございます。

次に、農業集落排水事業会計につきましては、予算総額3億8,854万6,000円で、対前年度比1,283万3,000円、3.4%の増となっております。主な要因は、消費税率の改定及び処理場管理委託に係る労務単価の見直し等に伴い、維持管理費が増となったことによるものでございます。

最後に、特別養護老人ホーム会計につきましては、予算総額6億8,371万4,000円で、対前年度比547万4,000円、0.8%の増と、ほぼ前年度並みとなっております。

以上、特別会計全体では156億9,163万1,000円で、対前年度比4億6,928万1,000円、3.1%の増となっております。

水道事業会計につきましては、予算総額8億6,089万4,000円で、対前年度比1億4,438万9,000円、20.2%の増となっております。主な要因は、泗水桜山配水池の更新によるものでございます。

次に、2ページをお開きください。平成26年度目的別歳入予算の状況でございます。表中の主なものを説明させていただきます。

1番上の市税につきましては、49億4,594万6,000円で、対前年度比8,723万6,000円、1.8%の増となっておりますが、法人市民税を3,360万円、市たばこ税を4,782万6,000円の増と見込んでいることによるものでございます。

次に、地方譲与税から地方交付税につきましては、国の地方財政計画と本市の実績等を十分に精査した上で見込額を計上いたしております。消費税率の改定に伴う

地方消費税率の引き上げによる増額を見込み、地方交付税につきましては公債費算入の増額を踏まえ、前年度と同額の79億円と見込んでおります。

次に、国庫支出金は31億5,379万3,000円で、対前年度比2億3,221万5,000円、7.9%の増となっておりますが、主な要因としましては、臨時福祉給付事業及び社会資本整備事業に対します国庫補助金の増などによるものでございます。

次に、県支出金は22億9,670万5,000円で、対前年度比3億238万9,000円、15.2%の増となっておりますが、主な要因は、介護基盤緊急整備特別対策事業及び安心こども基金事業特別対策事業に対します県補助金の増額などによるものでございます。

次に、繰入金は13億5,722万2,000円で、ほぼ前年度並みとなっております。

最後に、市債は25億7,440万円で、対前年度比7億8,110万円、23.3%の減となっておりますが、主な要因は、防災行政無線デジタル整備事業費及び臨時財政対策債発行額の減によるものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。平成26年度目的別歳出予算の状況でございます。表中の主なものを説明させていただきます。

まず、議会費でございますが、2億1,747万5,000円で、2,392万4,000円、9.9%の減となっておりますが、主な要因は、議員定数の削減に伴う議員経費の減によるものでございます。

次に、総務費は25億7,569万3,000円で、2億397万5,000円、8.6%の増となっておりますが、主な要因は、臨時福祉給付事業、市議会議員選挙費の増などによるものでございます。

次に、民生費は94億1,492万6,000円で、5億4,122万7,000円、6.1%の増となっておりますが、主な要因は、安心こども基金特別対策事業、介護基盤緊急整備特別対策事業、子育て世帯臨時特例給付金事業の増などによるものでございます。

次に、衛生費でございますが、18億5,167万2,000円で、1,180万6,000円、0.6%の減となっておりますが、主な要因は、環境整備基金積み立て、予防接種事業の減などによるものでございます。

次に、農林水産業費は15億7,721万1,000円で、5,303万1,000円、3.5%の増となっておりますが、主な要因は、市有林造成事業、花房中部2期畑地帯総合整備事業の増などによるものでございます。

次に、商工費は3億2,438万3,000円で、4,763万6,000円、12.

8%の減となっておりますが、主な要因は、観光施設整備事業、コンベンション等誘致事業の減などによるものでございます。

次に、土木費は25億2,676万1,000円で、931万3,000円、0.4%の増と、ほぼ前年度並みとなっております。

次に、消防費は、11億6,573万4,000円で、5億9,972万7,000円、34%の減となっておりますが、主な要因は、防災行政無線デジタル整備事業費の減によるものでございます。

次に、教育費は21億8,812万6,000円で、3,231万1,000円、1.5%の減となっておりますが、主な要因は、市民会館改修事業費の減などによるものでございます。

次に、災害復旧費は1,010万円で、258万5,000円、20.4%の減となっております。

最後に、公債費は27億7,191万9,000円で、6,631万8,000円、2.5%の増となっておりますが、主な要因は、平成22年度からの経済対策に伴う地方債借入れの償還が始まったことによるものでございます。

なお、4ページから19ページにかけましては、性質別歳入予算分析表、目的別性質別歳出予算分析表、性質別歳出予算分析グラフ、主な普通建設事業の状況、一般会計の主要事業一覧表、特別会計の主要事業一覧表を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上が、一般会計、特別会計、水道事業会計の平成26年度当初予算の概要でございます。議案第29号から議案第39号までの説明とさせていただきます。

それでは、議案書その1に戻っていただきまして、41ページをお願いいたします。議案第40号、市の境界変更についてでございます。

提案理由といたしましては、土地改良法第2条第2項第2号の規定により、区画整理が熊本市及び菊池市にまたがって施行された結果、市の境界を変更する必要性が生じたので、地方自治法第7条第1項の規定による申請をするため、同条第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

あけていただきまして、42ページが境界変更の調書で、43ページから44ページが位置図となっております。内容の詳細につきましては記載のとおりでございます。

以上、議案第40号の説明とさせていただきます。

次に、45ページをお願いいたします。議案第41号、市の境界変更に伴う財産処分に関する協議についてでございます。

提案理由といたしましては、市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について、

地方自治法第7条第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

あけていただきまして、46ページが財産処分に関する協議書、47ページから48ページが位置図となっております。内容の詳細につきましては記載のとおりでございます。

以上、議案第41号の説明とさせていただきます。

次に、49ページをお願いいたします。議案第42号、市道路線の廃止についてでございます。

提案理由といたしましては、地域交流センター建設事業による路線変更に伴い当該路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

あけていただきまして、50ページから51ページまでが市道廃止路線の道下頭図線の詳細と位置図でございます。

以上、議案第42号の説明とさせていただきます。

次に、53ページをお願いいたします。議案第43号、市道路線の認定についてでございます。

提案理由といたしましては、七城管内における市道基準を満たす一般生活用道路の認定及び地域交流センター建設事業に伴う路線変更により新たに市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

あけていただきまして、54ページから58ページまでが今回市道路線として認定をお願いする5路線、排水機場本村線、下橋田南部浄化センター線、富の原北5号線、道下頭図1号線、道下頭図2号線の一覧と位置図でございます。

以上、議案第43号の説明とさせていただきます。

次に、59ページをお願いいたします。議案第44号、新市建設計画の変更についてでございます。

提案理由といたしましては、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の施行により、地方債を起こすことができる期間の特例が定められたことに伴い、計画の一部を変更するものでございます。

あけていただきまして、60ページから65ページが新市建設計画の一部変更の内容でございます。

別冊の新旧対照表の23ページをお開きください。23ページから34ページまでが改正部分の主なものでございます。下線部分でございますが、まず23ページの表紙に「平成26年度3月変更菊池市」を下段に追加し、24ページからの序章、新市建設計画策定の方針、(3)の計画の期間から、第2章、主要指標の見通し、1、将来の人口、2、世帯数の推移、3、就業人口の推移、28ページからの第7

章、財政計画、1 前提条件等、(1) 歳入、(2) 歳出、(3) 国・県の支援、33 ページから34 ページの第7章、財政計画、2の財政計画までを一部変更いたしております。詳細につきましては記載のとおりでございます。

以上、議案第1号から議案第44号までの説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で説明を終わります。

○

日程第4 議案第45号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第4、議案第45号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました議案第45号について、ご説明申し上げます。

議案書その1の67ページをお願いいたします。議案第45号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてにつきましては、一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ規約を変更するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務企画部長が説明をいたしますので、議員各位におかれましては、議案につきまして慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） それでは、議案書その1、67ページ、議案第45号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてでございます。

提案理由といたしましては、一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

別冊の新旧対照表の35ページから37ページをお願いいたします。変更内容は別表第1、別表第2、第3条第1項1号に関する事務の項及び同表第3条第9号に関する事務の項中、高遊原南消防組合を削るものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成26年4月1日から施行することとしております。

なお、この議案は熊本県市町村総合事務組合を組織する関係市町村等と同文議決

を行うものでございます。

以上、議案第45号の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第45号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第45号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第5 報告第1号から報告第3号まで一括上程・報告・質疑

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第5、報告第1号から報告第3号までを一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） それでは、議案その1の69ページをお願いいたします。報告第1号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次の70ページをお願いいたします。専決第14号の専決処分書でございますが、請求事件に係る訴訟上の和解について専決処分を行ったものでございます。専決日は平成25年12月27日でございます。1、和解の相手方は記載のとおりでございます。和解の条項も記載のとおりでございます。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

次に、71ページをお願いいたします。報告第2号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次の72ページをお開きください。専決第1号の専決処分書でございますが、車両事故による損害賠償に係る額の決定について専決処分を行ったものでございます。専決日は平成26年2月7日でございます。事故の発生日は平成26年1月8日でございます。相手方は記載のとおりでございます。事故の概要につきましては、本庁第3庁舎駐車場において、庁用車で公務外出の際、後方発進したところ確認不足により相手方の駐車車両と接触し、相手方車両のスペアタイヤカバーを破損し、損害を与えたものでございます。損害賠償の額は5万1,450円でございます。決定事項につきましては記載のとおりでございます。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） 報告第3号につきまして、教育委員会のほうから説明をさせていただきます。

議案その1の73ページをお願いいたします。報告第3号、平成25年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により報告いたします。

教育委員会の事務に関する点検評価につきましては、平成24年度事業を対象に昨年11月と12月に評価委員会を開催いたしました。2回の会議を通じ、評価委員会としての取りまとめができましたので、去る1月23日開催の教育委員会議に諮り、承認をいただきましたので、今回その内容等につきまして報告させていただくものでございます。

77ページをお願いいたします。点検評価の趣旨、目的につきましては、法律の一部改正が行われ、平成20年4月から教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果を議会に報告するとともに

公表することにより、より効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たそうというものでございます。

点検評価に当たりましては、客観性を確保するために法律の規定に基づき、本市の教育行政に関し、学識経験を有する5名の方をお願いをいたしました。委員名簿につきましては77ページに記載のとおりでございます。

なお、今年度の点検評価の対象は、78ページに掲載の平成24年度に教育委員会が実施しました主要な14の事業でございます。

点検評価の方法としましては、担当課で作成いたしました評価シートをもとに、79ページに掲載しております評価基準により、必要性、有効性、目的達成度、効率性の四つの観点から評点づけをお願いしたところでございます。評点は5段階とし、改善を要するものを1点、検討を要するものを2点、妥当と思われるものを3点、良好と思われるものを4点、的確と思われるものを5点とし、その合計点数によりA、B、C、Dの4区分による総合評価をしていただきました。

総合評価基準としましては、A区分は合計点数16点以上のもので計画どおりに事業を進めることが適当なもの、B区分は合計点数が11点から15点までのもので事業の進め方の改善を要するもの、C区分は合計点数が6点から10点のもので事業規模、内容または実施主体の見直しが必要なもの、D区分は合計点数が5点以下のもので事業の抜本的見直し、休止、廃止の検討を要するものと位置づけております。

そういう基準のもとに14の事業を評価していただいた結果、80ページから82ページに掲載しておりますように、総合評価では14事業全てにつきましてA評価という結果となっております。

事業ごとに評価委員会として集約されたコメントを備考欄に記載しておりますが、その中で幾つか、ご紹介させていただきます。

まず、事業番号1番の小学校耐震推進事業につきましては、子どもたちの安全で安心な学校環境の整備に努め、耐震工事が完了したことは大いに評価できる。今後は非構造部の耐震性を高めるとともに、老朽化した校舎等の改修に積極的に取り組んでいただきたいとのご意見をいただいたところです。

次に、事業番号3番の奨学資金貸付事業につきましては、経済的な理由での就学困難者を支援することは大変必要性の高い事業である。他市町村に比べ多額の奨学資金が貸与されていることは大変好ましいことである。今後も所得基準緩和等を考慮しながら有効に活用していただきたいというご意見です。

続きまして、事業番号5番、外国語指導事業につきましては、ALTの派遣により生きた英語教育がなされており、国際化が進む社会の中で価値観を形成していく

要素として重要である。ALTの人員確保や英語の森・きくち事業のさらなる充実を期待するというご意見、また、議会の決算特別委員会でご指摘を受けました英語の森・きくち事業の費用対効果に関しましては、教育の価値観を形成する上で一概に費用対効果を論じるべきではないが、今後参加者の増員に努め、できる限り考慮すべきとの意見もいただいたところです。

次に、事業番号7番、文化財管理事業につきましては、有形、無形の文化財や史跡の保存保護は市民に課せられた責務である。大仏像などの盗難防止等、管理体制も徹底すべきである。市民全体の関心が低いので啓発に努めていく必要があるというご意見です。

また、事業番号10番の生涯学習推進事業につきましては、各事業の参加者が前年度より増加したことは、その成果が評価できる。子どもたちが対象の事業は継続して参加したいと思うような講座やイベントを企画し、参加者増のためPRに努めていただきたいというご意見をいただきました。

最後に、事業番号12番の各種イベント事業につきましては、各種スポーツイベント等を開催し、市民の健康増進と相互の親睦、融和が図られたことは評価できる。市外からの参加者も募る熊日桜マラソン等のイベントと市民参加型のイベントをバランスよく開催していただくようお願いしたいというご意見でございます。

以上、ご意見をいただいた一部のものについて紹介させていただきましたが、今回の点検評価に当たりまして、各委員の皆さんからのご指摘やご意見をいただきました事項につきましては、今後の計画や事業執行に当たり真摯に受けとめ、さらなる事業効果につながるよう検討してまいりたいと考えております。

以上、平成25年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） お昼を過ぎましたけれども、質疑をさせていただきます。

報告第3号、平成25年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告について。73ページでございます。80ページをお開きください。その点検評価表の中で5番、外国語指導事業、英語の森・きくち事業を含むとありますが、これが効率性で4となっております。私が質問したいのは、この英語の森事業にかかる費用、そして参加の人数をお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） お答えをいたします。要した費用は284万5,000円
でございます。また、参加者につきましては、51名となっております。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） 要した費用が約280万円。そして、51名の参加ということ
は、割ってみますと1人当たり5万4,000円なんですね。そして、51名、菊
池市の全生徒、児童合わせますと大体4,000名とお聞きします。そのうち英語
に関係するのを差し引いてどれぐらいになるかわかりませんが、4,000分の5
1というと、0.012%なんですね、事業を活用した生徒が。これで果たして費
用対効果があったと思われるでしょうか。

これは質疑で、自己の意見を述べられませんので、私の意見は言えませんが、
次の質問にしますが、効率性というところは費用対効果としてのコスト改善につ
いてということを書いてあるわけですね。費用対効果とはっきりしてあるならば、こ
れを1とするならば総合評価点は15点以下となって、見直しの必要があるのでは
ないかと思われます。この非効率と思われるような事業、1人5万4,000円
ですよ、駅前留学するなら5カ月分の授業料が出るんじゃないですか。

そこでお尋ねしますが、今後また続けていかれるのか。この事業を26年、27
年とずっと続けていかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） 再質疑にお答えをいたします。この英語の森事業につ
きましては、教育振興基金を利用しまして、平成22年度から開始した事業でござい
ます。5年間実施した後、検証をすることといたしております。平成26年度が
ちょうど5年目となりますので、26年度事業が終わりましたら、今後の事業のあり
方について検証をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） たしか、この事業は福村前市長の肝いりで始まった事業かと思
います。十分検討して改善されることを望みます。

以上で質疑を終わります。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

中原繁君。

[登壇]

○12番(中原 繁君) 報告第1号及び第2号について、お尋ねをいたします。

まず、第1号、和解条項の中に、被告は原告に対し、つまり菊池市に対し20万円の支払義務を認めて、それを26年1月10日限り菊池市に支払うということになっておるようです。そこで、これは家賃の滞納だろうと思うわけですが、そうであるならば毎月の家賃が幾らで何カ月分なのか。そして、これは1月10日に確かに支払われているのか。それと、訴訟費用は各人の負担とするということになっておるようですが、菊池市は負担分は幾らか、以上をお尋ねしたい。

続けて、これは交通事故ですね。庁用車で公務外出の際、後方発進、つまりこれはバックしていて確認不足により相手の車両に行き当たったということでしょう。よっぽどバックのお好きな方かどうか知りませんが、部長、今の車はバックしていて後ろに障害物があるときは、ピッピッピッピというように警報が鳴るんです。そのとき、ぽっとブレーキを踏めば車はとまるから、衝突までいかなかったと思うわけですが、そういった設備はこの車にはなかったのか、あったのか。その辺の状況をもうちょっと具体的に、ご説明をお願いいたします。

以上です。

○議長(山瀬義也君) 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長(松野浩一君) それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、報告案件の1でございますが、何カ月間の滞納かと金額でございますが、滞納につきましては、平成16年7月から20年6月、7月も含めまして、トータルで申し上げますと47カ月分でございます。家賃が一月当たり4,900円ということでございます。それと、裁判の費用でございますが、顧問弁護士のほうに市といたしましてはお願いしておりますので、その中で時間当たりの単価でやっているというところでございます。

それと、2番目の公用車の設備についてでございますけれども、公用車が建設部の黄色のパトロール車でございます。そういうバックのセンサー等については、ついておりませんので、後方の確認不足という事故だったと思われま。

以上でございます。

○12番(中原 繁君) ありがとうございます。

○議長(山瀬義也君) ほかにありませんか。

森隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） 3号の教育委員会の中の報告でありますけれども、学校関係の耐震が全て完了したということで、特別いいような評価をされておりますけれども、隣接の町村で今問題に出てきたのが、子どもが多くなって増築という形に入ろうとしたときに、以前やった耐震が建築基準法の改正で満たしていない、以前1回耐震を受けたところはもう補助金は出ないということで財政的に相当負担がかかっているというようなことも聞いております。そういった改正関係も含めた中で評価であったか、なかったかをお聞かせいただきたい。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） 小学校の耐震推進事業についてのお尋ねだったかと思いますが、その評価につきましては、現在の耐震基準等に基づいた小学校の耐震事業が行われたということでの検証だと思いますので、改正の部分につきましては、今のところ考慮はされていると考えております。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） やっぱり今、菊池郡内の学校でそういった状況になっているとお聞きしておりますので、できますなら、そこまでの調査も今後お願いしておきます。

以上で終わります。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで、質疑を終わります。

○

日程第6 請願第1号 孔子公園第一物産館（正面門の右側）の活用について 上程

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第6、請願第1号を議題とします。

請願第1号が、今定例会までに提出されました請願であります。その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議は3月4日午前10時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備えつけの様式により、その要旨を具体的に記載し、明日2月27日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午後零時15分

第 2 号

3 月 4 日

平成26年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成26年3月4日（火曜日）午前10時開議

- 第1 議案第1号 菊池市再生可能エネルギー活用推進委員会設置条例の制定について、
議案第3号 菊池市学校教育施設整備基金条例の制定について及び議案第5号
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例の制定についての訂正について
- 第2 質疑
- 第3 委員会付託
- 第4 一般質問



本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 菊池市再生可能エネルギー活用推進委員会設置条例の制定につ
いて、議案第3号 菊池市学校教育施設整備基金条例の制定について及び
議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例の制定についての訂正について
- 日程第2 質疑
- 日程第3 委員会付託
- 日程第4 一般質問



出席議員（22名）

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 荒木崇之君 |
| 2番 | 柁原賢一君 |
| 3番 | 工藤圭一郎君 |
| 4番 | 城典臣君 |
| 5番 | 大賀慶一君 |
| 6番 | 岡崎俊裕君 |
| 7番 | 水上彰澄君 |
| 8番 | 東英俊君 |
| 10番 | 泉田栄一朗君 |
| 11番 | 森清孝君 |

12番	中 原	繁 君
13番	樋 口	正 博 君
14番	中 山	繁 雄 君
15番	怒留湯	健 蓉 さん
16番	坂 本	昭 信 君
17番	隈 部	忠 宗 君
18番	葛 原	勇次郎 君
19番	木 下	雄 二 君
20番	坂 井	正 次 君
21番	森	隆 博 君
22番	山 瀬	義 也 君
23番	境	和 則 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭	実 君
副 市 長	木 村	利 昭 君
総務企画部長	野 口	祐 成 君
市民環境部長	下 田	俊 一 君
健康福祉部長	宮 本	誠 一 君
経 済 部 長	平 野	國 臣 君
建 設 部 長	松 野	浩 一 君
総務企画部統括審議員	西 浦	一 義 君
七城総合支所長	岩 下	利 昭 君
旭志総合支所長	水 上	菊 也 君
泗水総合支所長	松 岡	千 利 君
財 政 課 長	小 川	秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤	道 俊 君
市 長 公 室 長	倉 原	良 則 君
教 育 部 長	倉 原	久 義 君
教 育 部 長	中 村	鉄 男 君
農業委員会事務局長	松 永	隆 則 君
水 道 局 長	原	和 徳 君

監査事務局長

宮村公男君



事務局職員出席者

事務局長

城主一君

議事課長

宮川啓子さん

議事課係長

松原憲一君

議会議係

吉里文子さん

○議長（山瀬義也君） 全員起立をお願いします。傍聴席のほうも起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時06分 開議

○議長（山瀬義也君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
ここで発言の申し出がっておりますので、これを許します。
建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） おはようございます。議長より、発言のお許しをいただきましたので、訂正のほうをさせていただきます。

去る2月26日の本会議におきまして、報告第1号の専決処分の報告で、市営住宅に関します訴訟上の和解につきまして一部訂正をさせていただきます。

中原議員より質疑の中で、裁判費用につきましてお尋ねがございましたところでございます。私のほうで、総務課で一括した訴訟委託契約委託料の中で含まれているとお答えをしたところでございますが、この訴訟につきましては別途費用がかかっておりますので、その費用につきまして述べさせていただきます。

その費用につきましては、19万1,770円でございます。

以上、訂正をさせていただきます。

○
日程第1 議案第1号 菊池市再生可能エネルギー活用推進委員会設置条例の制定について、議案第3号 菊池市学校教育施設整備基金条例の制定について及び議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての訂正について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第1、議案第1号、菊池市再生可能エネルギー活用推進委員会設置条例の制定について、議案第3号、菊池市学校教育施設整備基金条例の制定について及び議案第5号、特別職の職員の非常勤ものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての訂正についてを議題とします。

議案第1号、議案第3号及び議案第5号の訂正について説明を求めます。

総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。議案第1号、菊池市再生可能エ

エネルギー活用推進委員会設置条例の制定について、議案第3号、菊池市学校教育施設整備基金条例の制定について及び議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての訂正についてご説明申し上げます。

この新規制定条例及び一部改正条例の3議案につきましては、いずれも平成26年度菊池市一般会計当初予算に計上しております事務事業に係るものでありまして、予算との整合性上、施行期日を誤っておりましたので、その訂正をお願いするものでございます。

まず、議案書その1の3ページ、議案第1号、菊池市再生可能エネルギー活用推進委員会設置条例の制定について、附則の施行期日につきまして、「公布の日から施行する」を「平成26年4月1日から施行する」に、8ページの議案第3号、菊池市学校教育施設整備基金条例の制定について、最下段の附則の施行期日につきまして、「公布の日から施行する」を「平成26年4月1日から施行する」に、次に14ページの議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、最下段の附則の施行期日につきまして、「この条例は公布の日から施行する」を「この条例中別表公職選挙法関係の部の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成26年4月1日から施行する」に訂正をお願いするものでございます。

今回の件につきましては、事務処理上の確認不足によるものであり、深くおわび申し上げます。申しわけありませんでした。今後、このようなことが発生しませんよう、十分気をつけてまいりますので、訂正につきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、議案の訂正につきましては、ご許可をいただきましたならば、後ほど、議員さん個別にお持ちの議案書を職員より訂正させていただきたいと思っておりますので、あわせてよろしくようお願い申し上げます。申しわけありませんでした。

○議長（山瀬義也君） 説明が終わりました。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決をします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号、議案第3号及び議案第5号の訂正について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第3号及び議案第5号の訂正については、許可することに決定しました。

日程第2 質疑

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、質疑を行います。

ここで、申し合わせ事項について申し上げます。質疑は、一括質疑として3回までとなっております。質疑は、提出議案に対し疑義をただすものであり、一般質問と違って、自己の意見を述べることはできません。

発言の申し出があっております。質疑を許します。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） おはようございます。質疑を1点だけさせていただきます。

議案第29号、平成26年度菊池市一般会計予算の款3民生費、項4生活保護費、目1生活保護総務費の生活困窮者自立促進支援モデル事業委託料3,885万円について、お伺いをいたします。

この3,885万円の事業内容をお示してください。委託となっておりますが、この委託先はどこか、その委託先にした理由は何かをお聞かせください。まず最初の質疑です。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） おはようございます。お答えします。事業内容といたしましては、保護に至る前の相談時の段階から早期に就労支援を行い、保護になることを防ぐとともに、生活保護受給者に対しましても就労支援を行い、自立に導くもので、本市では、昨年10月から生活困窮者の相談に対応し、当該生活困窮者が抱える問題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて、個々人の状態に合った支援計画の作成等を行い、関係事業との連携を含めた支援を包括的に行う相談支援事業及び就労意欲の喚起のため、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所の就労体験など、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する、就労準備支援事業の二つをモデル事業として取り組んでいます。

事業費は、25年度1,706万円、26年度は4,000万円を予算計上いたしております。

委託先としましては、社会福祉法人菊愛会に委託しております。委託先につきましては、障がい者福祉事業、老人ホーム運営事業など、多方面にわたり福祉事業を展開しているばかりでなく、現在、県の委託事業として、平成23年度から県北全域の担当者として生活保護世帯の就労意欲喚起等支援事業、精神障がい者の社会的な居場所づくり支援事業、子どもの健全育成支援事業など、生活保護に関する三つ

の事業を展開しており、十分なノウハウと実績を持っており、近隣には生活保護事業に関して同様のノウハウ及び実績を持っている事業所はないため、圏域会議で協議いたしまして決定いたしました。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） 大体、概略はわかりました。生活困窮者自立支援法が来年度から本格施行になります。その準備だということがわかりましたが、本格施行になりますと、必須事業が二つ始まりますね。この必須事業もこの圏域で可能なのか。そうなったときに単独でやるのかをお知らせください。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えいたします。平成27年度より生活困窮者自立支援法が施行され、全国全ての福祉事務所での自立相談支援事業と住居確保給付金事業は必須事業となりますので、今後、さらなる庁内体制の整備が必要になると考えております。

また、本年9月ごろまでには、圏域で継続して事業をするのか、市単独であるのか、菊池圏域会議で結論を出す必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） 県域のモデル事業の中で最もいいスタイルを研究していくということ、9月ごろに結論を出すということですね。

それから、本格施行に向けて、その必須事業の中では、今おっしゃいましたように非常に高度な内容が求められると思うんですけども、そのモデル事業において、本格施行に向けての人の育成とか人の確保も含めて、庁内体制は完成するのでしょうか。

それから、本格施行になった場合、今、モデル事業は委託ですが、直営でされるのか、委託でされるのか。この辺をお示してください。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えいたします。この事業の担当は福祉課2名で対応しておりまして、市民の方が相談に来られた場合、委託事業所の担当者を中心として面接相談を受け、医療費、多重債務、不登校、介護、生活困窮などの問題点を

聞き取り、関係課の職員を交えて、各種制度の説明を含め、できるだけその場で対応できるようにしております。ワンストップサービスというようなことでも考えております。また、必要に応じて、自宅訪問、法律相談、年金相談、破産の相談などを行っております。

さらに、モデル事業への申請があった場合、委託事業所がこの支援プラン案に沿って、関係各課の担当者、例えば子育て支援課、高齢支援課、学校教育課、消費生活センター、税務課、社会福祉協議会等が集まりまして支援会議を行い、支援内容の決定を行うものです。そして、支援決定に基づきまして、委託事業所が自宅訪問をいたしまして、ハローワーク等への同行も行いながら、自立へ結びつけていきたいということで考えております。

以上、お答えいたします。

〔「直営か委託かを」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉部長（宮本誠一君） 今のところ直営で考えております。

失礼しました。現在、委託でやっておりますので、そこも一緒に今後検討をしていきたいということで考えております。

以上、お答えいたします。

〔「質疑ですので、これでとどめますが、あとは」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 3回でございます。

〔「はい。付託委員会の審議に委ねます。ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 次に、荒木崇之君。

〔登壇〕

○1番（荒木崇之君） おはようございます。議案第9号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について質疑します。

議案その1の22ページをお開きください。今回の改正ですが、消費税増税による利用料の改正かと思いますが、平成25年11月に指定管理選定委員会というのが行われております。どこに指定管理をするかという選定委員会ですが、その段階で、指定管理の相手方から出てきた収入計画の中に消費税増税に関する計画があったのかをお尋ねします。

また、同じ表の23ページのところです。南プールのロッカー代51円とありますが、51円のロッカー代というのを現在のロッカーで物理的に徴収が可能なのか。簡単に言いますと、50円入れて1円入れられるようなロッカーなのかというのをお尋ねいたします。

次に、議案第29号、平成26年度菊池市一般会計予算についてです。予算書の

213ページになります。款9教育費、項5社会教育費、目5文化施設費の使用料及び賃借料についてです。これは、菊池市文化会館の地権者との賃借料についての予算計上かと思われますが、現在の文化会館の契約につきましては、市職員の給与が上昇すると、この賃借料もその上昇率にあわせて上昇すると、非常にわかりにくい契約になっております。これは、決算特別委員会でも問題になりましたが、今回も865万9,000円が計上されております。文化会館の地権者との契約改正はなされたのかお尋ねします。

また、本市の顧問弁護士の見解は、決算特別委員会では今の解釈のままでよいとのことでしたが、顧問弁護士以外のほかの弁護士に相談されましたでしょうか。もし相談されていれば、その内容をお聞かせください。

以上、2点です。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 荒木議員の質疑にお答えします。今回の菊池市リバーサイドパークの指定管理者の募集につきましては、消費税の閣議決定前でありましたので、収入計画に消費税増税分は反映されておられません。なお、指定管理料につきましては、平成25年度分を上限として募集いたしております。また、利用料金の改正につきましては、基本的に消費税増税分を反映させておりますので、円単位の数値となっておりますが、本条例の第19条の2に「利用料金の額は別表に定める額を上限として定める」ということで規定されておりますので、実際徴収する料金設定につきましては、1円単位の徴収はしないということで調整をいたしております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） おはようございます。教育委員会からは、文化会館の賃借料に関してお答えさせていただきます。

まず、1点目の、契約内容の改正についてでございますが、現在、その内容等について検討をしている段階のため、改正は行っておりません。そのため、現在の契約書に基づき、平成26年度の予算につきましては、これまでどおり計上いたしておりますが、今年度、説明しましたとおり、固定資産税農地相当額について差し引きをしまして計上しているところでございます。

次に、2点目の顧問弁護士及び他の弁護士の見解についてでございますが、今回、新たに2名の弁護士の方にご意見を伺っております。そのうち1名の方は、法の解釈として、契約書の文言による解釈をすると、土地賃貸借契約書第3条第2項で前

項の金額と定めてあるため、毎年の賃借料の額は400万円をもとに人事院勧告による職員の平均上昇率を加味して決定すべきであると。また、もう1名の方は、30年余りの支払いの経緯は無視できず、この契約により現在、本市が支払いしている方法でも争議等なく、お互いに守られてきており、土地賃貸借契約書第3条第2項の前項の金額とは、前年度に支払った額と解釈されるというように見解が分かれたところでございます。

しかしながら、両弁護士とも、大切なのは契約時と現在では事情も変わってきているので、それを再度協議することは支障ないのではないかとということでございます。

以上のとおり、各弁護士の見解には違いがありますが、これまでの支払いが不適切ということではありませんでした。賃借料の額が適正であるかも含めまして、疑義がないように改正もしくは確認書や覚書などにより定めていくことの必要性については、それぞれの弁護士から助言をいただいたところでございます。

今後、このようなご意見もいただいておりますので、それらも含めまして、契約書の内容及び賃借料について庁内で検討しながら、地権者の方々と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） 文化会館のご答弁につきましては、弁護士で見解は分かれていると。それだけ非常に契約書というものがわかりにくい契約になっているのかなと思います。

決算特別委員会では、これははっきり契約をすべきだということは、全議員さんが指摘されてますので、ぜひともこれから取り組んでいただきたいと思います。

再質問は、リバーサイドに絡んだことなんですが、この指定管理に出して利用料を取ってるというところは、私がぱっと思い浮かべますだけで、老人福祉センター、文化会館、総合体育館、ほかにも利用料を取っているところは多々あると思います。これは、消費税増税後にまた契約を改正されるというふうに理解してよろしいですか。これが質疑に当たるかどうかは、ちょっと微妙なところかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質疑にお答えします。指定管理料につきましては、先ほど、募集の段階で25年度分の指定管理料を上限ということで募集をいたしております。

ます。そういったことで、期間も5カ年間ということで限定いたしておりますので、5カ年間については、この指定管理料を継続していくということで理解をしております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） 両議案につきましては、所管の委員会で審議されると思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質疑を終わります。

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。



日程第3 委員会付託

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第3、委員会付託を行います。

議案第1号から議案第44号まで、及び請願第1号については、お手元に配付しております議案・請願等付託表のとおり、それぞれの所管各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますよう、お願いいたします。

平成26年 第1回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第3号	菊池市学校教育施設整備基金条例の制定について
	議案第4号	菊池市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第5号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第6号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
	議案第13号	菊池市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第14号	菊池市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第15号	菊池市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第16号 議案第17号	菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について 菊池市長等の給料の特例に関する条例を廃止する条例の制

付託委員会	議案番号	件名
	議案第18号 議案第29号 議案第44号	定について 平成25年度菊池市一般会計補正予算（第5号） 平成26年度菊池市一般会計予算 新市建設計画の変更について
福祉厚生 常任委員会	議案第1号 議案第2号 議案第7号 議案第8号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第27号 議案第29号 議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第38号	菊池市再生可能エネルギー活用推進委員会設置条例の制定 について 菊池市子ども・子育て会議設置条例の制定について 菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例及 び菊池市一般廃棄物固形燃料化処理施設条例の一部を改正 する条例の制定について 菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例の制定について 平成25年度菊池市一般会計補正予算（第5号） 平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第2号） 平成25年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第1号） 平成25年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4 号） 平成25年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算 （第4号） 平成26年度菊池市一般会計予算 平成26年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算 平成26年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算 平成26年度菊池市介護保険事業特別会計予算 平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
経済建設 常任委員会	議案第9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号	菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制 定について 菊池市企業立地の促進等による地域における産業集積の形 成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく 準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について 菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について 菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

付託委員会	議案番号	件名
	議案第18号	平成25年度菊池市一般会計補正予算(第5号)
	議案第22号	平成25年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第4号)
	議案第23号	平成25年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
	議案第24号	平成25年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第25号	平成25年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第4号)
	議案第26号	平成25年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
	議案第28号	平成25年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)
	議案第29号	平成26年度菊池市一般会計予算
	議案第33号	平成26年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
	議案第34号	平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
	議案第35号	平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
	議案第36号	平成26年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
	議案第37号	平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
	議案第39号	平成26年度菊池市水道事業会計予算
	議案第40号	市の境界変更について
	議案第41号	市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について
	議案第42号	市道路線の廃止について
	議案第43号	市道路線の認定について
	請願第1号	孔子公園第一物産館(正面門の右側)の活用について

○

日程第4 一般質問

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第4、一般質問を行います。

ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は通告順です。質問時間は、答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答方式となっております。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

初めに、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） これより、一般質問をいたします。

最初に、新庁舎整備方針について伺います。これにつきましては、昨年11月に示されました見直し案に対して、市民の皆さんの関心はいまだに高いようです。先月の私の勉強会でも、的を射た多くの意見が聞かれました。そこで、ここでは、それらのいわゆる市民目線の率直な声にお答えいただき、同時に問題の整理をさせていただきたいと思っております。

長い苦難の経緯を経て到達した新庁舎の原型は、2011年11月の第5回菊池市臨時議会の議決である本庁舎の耐震工事にあわせ、エレベーター設置、トイレ改修に加え、外壁、屋根、サッシ、内部改修などのリニューアルを行う。構造耐震指標の高い第2庁舎、第3庁舎及び第4庁舎を統合し、本庁方式としたときの職員配置を考慮し、不足する面積を増築する。並びに支所の耐震工事や改修工事を行うというものでした。

この方針での基本構想・基本計画の予算が平成24年12月第4回定例議会で決議され、年が明けた3月には基本構想・基本計画の設計作業に着手されました。その1カ月後に、江頭市長のご就任を迎え、議会も市民も歓迎の明るい雰囲気になっておりましたが、一方では、我々がこれまで苦勞して積み上げてきた事業については、ぜひご理解の上、引き継いでいただきたいという切なる願いが膨らんでいたことも事実です。その最たる願いが新庁舎問題であったことは言うまでもなく、私もその一人として、ご就任後の6月議会ではそのことをお尋ねいたしました。ご答弁はおおむね、これまでの経緯を理解し、議決事項を尊重すると。若干の調整は、さきの議決の範囲であるという、大変謙虚で誠実なものであり、私どもは安心をいたしました。したがって、同時に上程された新庁舎等整備市民検討委員会の設置も認めてきたわけですが、その委員会が機能する前の25年10月、市長より、新たな知見の建築方法があるということで、検討委員会開催の延期が説明され、11月2日、市長主催であるところのリファイニング建築の勉強会が開催されました。そ

して、11月21日、リファイニング建築を想定した、市長のいわゆる新素案というものが示されたのですが、それは経費の見直し、基本設計、実施設計の変更、工期の延長もあり得るといふ、さきの議決の範囲を超えるものであったため、大変驚いたわけです。この時点で、リファイニング建築はさきの議決の範囲を超えるというご認識はあったのでしょうか。

お示しになった素案は、既に一部執行している経費の返還も発生し得るといふ大幅な変更であったことから、議会軽視等が問われ、首長の裁量権に触れるという指摘もありましたが、これについてはどういふご認識であったのでしょうか。

以上、最初の質問です。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） おはようございます。庁舎問題に関して、リファイニングに関する認識、特に議決との関係でというのがまず第1点でございます。それから、第2点は、市長の裁量権ということに対する認識というご質問であったかと思えます。

まず、第1点目でございますが、庁舎整備内容の見直しに当たりましては、これまで一般質問等で答弁してきましたとおりでございます。市議会において、これまで承認、議決された経緯については尊重すると。その上で、無理無駄がないように、市民目線で合理性や機能性の観点から考慮して、市民の皆様への利便性のさらなる向上を第一に考えておりました。とりわけ、庁舎機能が2カ所に分かれているという点が、実は将来何十年にもわたって、市民の利便性という観点から禍根を残すのではないだろうか、大変私としては懸念しておりました。

そのような折、9月でございましたけれども、まちづくりワークショップというところで、リファイニング建築というアイデアに出会ったわけでございます。リファイニング建築というものは、一言で言うならば、既存の建物構造を極力生かした、いわば省コストの考え方であるわけですから、行政機能を1カ所に集約するための一つの方法になるのではないだろうか、こういうふうにご期待したところであります。

こういうふうにご期待したけれども、せっかく新しい知見による新しい技術的な可能性に触れたわけでございますから、この可能性を1回検討してみようということで着手した次第でございます。議決との関係で問題があるかといった認識はございませんでした。あくまで、市民にとってよいものをつくっていききたいという思いでございます。

それから、2番目の点でございますけれども、庁舎は一度建設しますと数十年にわたり使用することになりますので、市庁舎整備に当たって、合理性、機能性を追及するということは、市民の長期にわたる利便性の確保ですとか、それから行政の

効率化ということにもつながりますので、お金という面でのコストだけではなくて、それに加えて、大変重要なもう一つの要素であろうと思っております。そのために、既に建築のための一定の手続が進行しておりましたけれども、これはやはり一大事業でございますので、集約化について、再度、コスト面に加えて機能面、それから長期の使い勝手等をもう一回総合的に判断する必要があるという思いから、検討をあえてお願いしたところでございます。

また、こうした新たな検討に着手する際には、常にそれに先立って、議会、審議会等の場で事前にお伺いを立てるなど、議会を尊重して進めてきたというふうに私としては認識しています。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） 本当に、最もよいものという熱い思いの中で、市長が繰り返しご説明をされてきましたが、ただいま、当時は認識がなかったとおっしゃいましたが、客観的に見れば、その範囲を超えたということと言われても仕方がないと思うんですね。範囲を超えたということは、議会の議決の範囲を超えて、議会軽視ということで、市長の裁量権についても皆さんが問うことについては、これは客観的な状況からすると、やむを得ないことだったと思います。

私が首長の裁量権について伺いましたのは、人事権などはよく知られておりますけれども、裁量権については諸説いろいろあって、法廷に持ち込まれた例もあるんですね。判例にもいろいろ判断が見られまして、大変微妙なところですが、本件については、これを執行されたわけではありませんので、裁量権がどうであったということを追及することはこれにとどめたいと思いますが、そういう客観的な状況というか、そういう危惧をはらんでいたということは、きっちりやっぱり受けとめていくべきだろうと思います。

私は、行政のいわゆる前例主義とか慣例主義といった悪癖は克服すべきだと思っていますので、そういう意味では、市長の新素案を全否定する考えは最初からありませんで、おっしゃっていたように、もう一つオプションがふえるという意味で、できるだけ耳を澄まして聞いてきたんですけれども、それでもやっぱり一連の流れには、ちょっと疑問符が浮かぶわけです。

11月2日に市長の呼びかけでリファイニング建築に関する勉強会が行われましたが、そこへの職員の参加が公務としてかとか、あるいは講師謝礼の公金の支出は適法かなどと問われること自体、大変残念なことです。行政事務は、何事も法令、要綱等によらなければなりませんよね。この勉強会は、市長の先取の気鋭に満ちた

非常にすぐれた一面であると私は評価をいたしますが、それと同時に、そこにあらわれた幾つかの矛盾点は、やっぱり行政執行上の手続及び手法といったものに誤りといいたいでしょうか、瑕疵があったのではないかという指摘もございしますが、これについてはどうお答えになりますでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまのご質問は、リファイニングにかかわる勉強会に関する手続についてということでございますが、リファイニング建築というのは、繰り返すことになりませんが、今まで想定されていなかった新しい知見と思われまして、かつ、これが新しい選択肢につながる可能性があるということで、まずはその中身を詳しく知る必要があるということで勉強会を企画したわけでございます。また、万一、その検討の結果、その手法が計画の見直しに値するということになりますと、これはなるべく時間の節約という観点からも、より多くの方に早い段階から情報を共有していただくということは非常に有効であろうということで、議員の皆様にもお声かけをさせていただきまして、そういう経緯で、10月21日の議会審議会で、それに先立ちまして勉強会の提案を行わせていただいたところであります。

それから、職員につきましても、今、冒頭申しましたような、せっかくの機会でもございますので、これは任意ではございましたけれども、参加を呼びかけて、最終的には11月2日に勉強会を開催したものでございます。

庁舎整備というのは、市にとって大変重要な課題でございます。ですから、本当にスタートする前によく吟味して、本当に後悔のないようにベストを尽くして準備する必要があると思っております。それに伴う知見を得るための勉強会の開催というのは、これはもう市の業務執行の一環であると私は認識しているところでございますので、以上をもって、ご質問に対する回答にしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） 庁舎に関する整備の仕方は、もうおっしゃるとおりだと思います。ただ、進め方の手順としていいのでしょうか、手法として、いささか丁寧さを欠いたといいのでしょうか、専門性を欠いたということは、言われても仕方がないと思います。私ども議会が法や内規による縛りを受けているように、首長もまた執行権を法や各種施行令で規定されておいて、独断専行などを戒められておりますよね。どんなにすぐれた人でも、新しい世界で最初から完全であるはずはありませんが、市長ともなれば、知らなかったでは済まされない。市長に限らず、専門職

の無知は犯罪だと言います。私どもも同様、何事も市民の高い目線にたえ得るものでなければならぬというふうに改めて考えさせられた次第でした。

私のほうの勉強会で、「市長はリファイニング建築について、えらく強気ですね、大丈夫でしょうか」と心配する発言がございました。市長主催の勉強会の講師であった青木茂教授は、リファイニング建築と名づけたのは、リニューアルやリノベーションや改装といった従来の手法と自分のやっていることが根本的に違うと思ったからだと言っておられました。調べてみますと、リファイニング建築とは、広く一般的に使われている建築様式の一つの呼称ではなくて、青木茂教授が特別の思いを込めてネーミングされて商標登録された登録商標ですね。ということは、この方の独占排他的な使用権が保護されており、その権利は、故意・過失を問わず侵害が許されないものですが、この時点で、その把握はなされていたのでしょうか。登録商標だとすれば、市長主催の勉強会は、議案提案前の、いわゆる事前協議の枠を超えた法の見落としにつながる可能性があったと思われませんが、市長のご認識はいかなるものであったのでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） リファイニングが商標登録だという点に関する私の認識について、それに関する2点でございますね。

まず最初、商標登録の件でございますけれども、リファイニング建築が商標登録だということにつきましては、今回の今の議員のご指摘で初めて知っておりますので、当時としてはそういう認識は全くございませんでした。

それから、先ほどからの繰り返しになりますが、私どもにとっての新しい建築の手法でございます。かつ、非常に省コストという考え方でございますので、私どもとしては、検討の選択肢がふえたということで、これまで勉強会を続けてきたところでございます。実際に参加された皆様もご記憶のとおり、当日は非常にさまざまな実例を通しまして基本的な考え方を学ぶことができましたので、今日の最終案につながる、文字どおり大変よい勉強の機会であったというふうに私は認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） 大変誠実なご答弁ありがとうございました。思いが本当に、何と言いましょか、熱いものがあって、一生懸命の余り、ちょっとその辺に気がつかなかったということでした。

私がここで事前協議の枠を超えた法の見落としと申し上げましたのは、リファイニング建築は、そもそもその商標権者である青木氏の独占排他的な使用権ですから、ややもすると、発注者が受注者を指名するなどということにもなりかねないと、そういう事態を予想させたということを目指しているんですね。12月のご答弁では、その辺がどうも念頭にないような内容でありましたので、ここで確認をさせていただいた次第です。

市長は、12月議会での4人の方々の質問に対して、それぞれにいさかもぶれない、まことに生真面目なご答弁をされています。要約しますと、自分がリファイニング建築にこれだけこだわるのは、40年、50年の計として四十数億円をかけてつくるのだから、何であのときもつきちつとしたものをつくっておかなかつたんだということになれば、責任を果たしたことになるまいと。リファイニング建築は、先ほどからおっしゃっていますように、当時は知見としてそれを知らなかった、しかし、知った今はそれを取り入れることこそ責任を果たすことになるとおっしゃっています。

私は、市民の皆さんと同じように、この強気のご答弁の後に予想される事態を案じていました。ところが、年が明けた1月の議会審議会での新庁舎整備に関する説明では、リファイニング建築に全く触れられませんでした。渡された資料からもそれを読み取ることができませんでした。後になって、資料の中の「現在の設計委託業務について、継続の期間延長を次期議会に上程する」というフレーズがリファイニング建築を取り下げることと同義語だということに気がつきました。私は内心ほっとしたんですけれども、あれほどこだわると言われたリファイニング建築をすっぱりと取り下げられるに至った協議があったと思います。その協議の柱は何であったかお聞かせください。

さらに、取り下げられるのであれば、現在の設計委託業務について継続の期間延長は次期議会に上程するなどという曖昧な表現でお茶を濁さずに、私どもにも正確にその旨を説明されるべきではございませんか。

12月議会の印象のままの市民も多いと思われませんが、周知については何かお考えでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） リファイニングを最終採用していないことの考え方という理解でよろしゅうございますでしょうか。それから、市民への周知に関しての意見ということでございます。

まず、リファイニング建築については、先ほどから申し上げておりますが、私ど

もにとって新しい手法、知見であったことなわけですから、よいものをつくりたいという中で、検討の選択肢が広がりました。これは、従来からずっと一貫して申し上げていることをごさいます、リファイニング決め打ちとか、何かの方式、もうこれで決めたということではなくて、さあ、これからスタートしようとするときに、もう一つ私たちの知らない、どうもこれは省コストにつながる可能性があるものが出てきたわけですから、それは、もう時間がないからやめようとか、仕事がふえるからということではなくて、私たちの市民に対する責任を考えたら、やはりそこはきちっと立ちどまって、しっかりとその検討をやって、だめならだめ、いいならいいということをごきちっと出して前に進まなきゃいけませんよと、こういう考え方だったわけですね。

実際には、リファイニング建築の手法の中では、いろいろな工程が変わってくるとか、耐震工事、補強工事の一部を場合によっては無駄にしないかとか、いろんな問題も出てくるわけです。一方で、より重要なことは、このリファイニングという新しい手法に接したことで、もう一回、ちょっと足元を念のために見直しましょうという機運となりまして、これがきっかけとなりまして、実はそれを見直す過程で、この間に実は建築基準法が緩和されたという非常に重要な前提条件の変更という認識につながったわけをごさいます。それであれば、現委託をしている設計士のほうで、それに似たようなことはこちらでもできますよという話も出てきました。そういった全ての工程、コスト等を考えますと、今ご案内をしている庁舎機能の1カ所への集約という改善策にたどり着いたわけをごさいますから、リファイニング建築という手法に出会ったことは、私たちにとっては、よりよいものをつくる上で大変意義があったことだと考えております。

それから、市民の周知に関しては、今後、ホームページや広報等で随時お知らせをして、周知を図っていきたいと考えているところをごさいます。

以上をごさいます。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） ご答弁を通して、私もリファイニング建築という素案をお示し下さった一連の流れのいろんなもろもろのことに出会ってよかったと思います。いろいろ調べることができましたし、執行部の皆さんも、そういうことを通して、最初におっしゃっていたようなことが、そっくりそのままなじまないということにお気づきがあって、さらに立派なものを追求していくというところに到達されたということで、大変問題の整理ができたというふうに思っています。ますます鋭意努力されていきますように、これについては陰ながら応援したいと思います。

次に移ります。産廃問題の解決について伺います。三十数年に及ぶ長い紛争の歴史を正しく語れる者は、今となっては少なくなりましたが、環境を守る運動として、真摯に心を砕いてきた市民たちは、真実を語り継いでいくことと思います。ここでは、二、三点、確認をさせていただきます。

管理型埋立処分場については、平成26年度いっぱいまで閉鎖。それに伴い九州産廃は、産廃処分業の許可を返還し、廃業する。現在ある処分場残余については、災害等によって発生する本市の廃棄物と特に市長が認めるものに限るとし、満杯になり次第閉鎖する。この原理原則に変更はございませんか。

次に、キルンについては、昨年11月の説明である水処理方法の確立及び新たな焼却施設の稼働までの期間、これは最長5年を延長することとし、この後は、九州産廃は菊池市内に新たな焼却施設を設置しない。それから、新たに必要となる処分場の浸出水処理の方法については、この5年間の間に確立させることとし、環境保全上の支障が生じないように維持管理していくこと。この二つを成案として合意できるように先方と確認したということでしたが、成案合意の準備の状況をお聞かせください。

以上、2点です。簡潔にいいです。

すみません、暫時休憩求めます。時間がもったいない。

できますか。じゃあ、いいです。

〔「いえいえ、暫時休憩で」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） では、暫時休憩します。

○
休憩 午前10時59分

開議 午前11時07分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） まず、ご質問をもう一回確認させていただきたいと思いますが、第1点は現状についてということによろしゅうございますか。

〔「管理型処分場の、これまで説明を受けてきた原理原則に変わりはないかということ」と呼ぶ者あり〕

○市長（江頭 実君） わかりました。それから、2点目が交渉の現状。

〔「2点目はキルンに対する現状ですね、11月の説明」と呼ぶ者あり〕

○市長（江頭 実君） わかりました。

第1点について、ご回答申し上げます。最終処分場が、今のところはまだ枠あきがあるわけでございますけども、事の合意事項は、平成30年までの埋め立て処分の期間を4年間短縮することとし、菊池市内における最終処分場は終了するというようになっております。ただし、平成27年3月31日までを残務整理に必要な期間としまして、最終処分場の終了時に容量の残余がある場合は、会社の中間処理に伴い配置される廃棄物のほか市が特に必要であると認めた一般廃棄物については、協議の上、埋め立てができるものとするとなっております。最終処分場が満杯になれば、これはもう約束していることでございますから、許可権者である県が終了の確認をすることになりますので、これは間違いなく終了するということになります。

それから、キルンをめぐる交渉の現状でございますが、熔融キルン焼却施設の閉鎖に向けましては、昨年11月14日に九州産廃と締結しました環境保全協議会確認事項に基づきまして、新たな焼却施設を本市内につくらないということを会社が確約するというを前提に協議を進めております。会社は、本市が焼却施設の市外移転を求めるのであれば、新たな土地取得や施設の建設等が必要になってしまうということで、あらかじめ決めておりました環境保全協定書及び環境保全協議会の設置要領に基づいて補償を求めてきております。現段階では、この補償額についての合意というのは最重要課題となっておりますので、専門のコンサルタント会社が算定した資料をもとに弁護士と相談して、本年度内に、つまり3月31日までに合意ができるように協議を続けておるところでございます。

以上でございます。大変失礼いたしました。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） わかりました。管理型処分場の閉鎖移転にかかわる移転費用というのがありましたが、これも一般財源からの持ち出しはゼロという試算に今日も変更はありませんか。あるかないかだけで結構です。

それから、キルンは最長5年をめどに水処理の確立とともに当該地から撤退するという案について、地元の方も受諾されて、それに基づいて2通の要請書が出されていますが、これが今後の協議の柱になっていくと思いますが、これは採用されますか。簡単にで結構ですよ。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま2点のご質問をいただきまして、第1点目は一般財源からの持ち出しはないかどうかの確認、第2点目は地元の住民の方々からの要請の受けとめということですね。

第1点目につきまして、もう簡単に申し上げます。一般財源からの持ち出しはございません。全て合意に基づきました環境保全協力金ですとか寄附金、あるいは県から交付される立地交付金相当額の積立金、こういったものを原資とする環境整備基金を設けておりますので、全額をそこからの支出に充てるということを予定しております。

それから、住民の皆様からは、地元の4団体から要請書をいただいたところでございます。住民が安心して生活できる環境を維持し、豊かな自然を将来に引き継ぐことができるような環境づくりが何より大切であるという皆様の強い思いを重く受けとめておりますし、また、私はそれを共有しておりますので、それを大事に受けとめながら、これに向けて実現をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） 力強いご答弁ありがとうございます。この案について、いろいろ意見があって、あのころのような反対運動が起きるのではないかという話も聞きましたが、長い間住民運動の渦中にあった私としては信じがたい話です。再び、三度、あのような不毛な反対運動が起きれば、5年をめどのキルンの撤退は望むべくもありません。当局が地元へ説明に赴かれた際、あるいは地元外の住民のリアクションとして、そのような感触があるでしょうか。あるかないか。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 地元で大きな反対運動が起きるような素地があるかというご質問ですが、私の接する限りでは、そのようなことは全くございません。もちろん、大変重いテーマではございますが、皆様が大変ご理解をお示しいただいているというふうに感じております。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） 安心いたしました。思い返しますと、管理型埋立処分場を前倒しで撤退させる一部変更協定の締結にこぎつけたときに、キルンも一体的に解決したいという方向が模索されたんです。しかし、当時、キルンは係争中でしたので、やむを得ず2者は別々の道をたどることになりました。結果、その後キルンをどうするか、この難問が、文字どおり菊池市民の喉にひっかかった骨のように我々を苦しめてきたわけです。無防備に出ていってくれと言えば、九州産廃は、1

3条を盾に必ず裁判に持ち込むだろうと言われてきたし、そうなれば、今度はこちら側に13条不履行が問われ、勝訴の見込みは限りなく低いという、九州産廃から損害賠償を訴えられた経験も含めて、私もそうでしたが、過去に三つの苦い裁判を経験した市民は知っています。

もともと九州産廃との交渉は、管理型埋立処分場のときもそうでしたけれども、自由経済の中で営業中の企業を撤退させるという、まあ、途方もない話ですよ。それにもかかわらず、当局のご努力により、我々の悲願である当該地からのキルンの撤退が現実味を帯びてきました。キルン撤退に向けて一步も引かないという市長のご意志のほどをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） キルン問題に関しては、もう本当に長い間、地元の住民の方々のもとより、菊池市民全体にとっても非常に深刻な問題であったと思います。これまで、いろいろな経緯はあったと思いますが、どうしても長期間かかっております。ですから、私はもう今回、本当の意味で根本解決をきちっとやらなきゃいかんという強い思いでおります。ですから、みずからに、この3月31日を一つの期限として設定しまして、背水の陣で臨んでおりますので、必ずやそれまでに私としては結論を求めていきたいという強い気持ちで向かっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） ありがとうございます。ご苦労かけますが、どうぞよろしく願いいたします。

じゃあ、最後の質問に行きます。女性行政の推進についてです。1999年、男女共同参画社会基本法が施行されて15年、法はそれに準じた責務を行政や地方自治体に求めておりますね。本市の女性行政の取り組みも、はや10年を超えました。現在の菊池市男女共同参画推進条例の前身は旧菊池市の条例であり、これは県下では八代に次ぐ2番手で制定されましたし、DV防止法の施行とともに女性相談員の配置も、菊池圏域では最も早かったんですね。女性管理職の登用率は、まだ13%程度ということですが、それでも菊池圏域では最も高い率なんです。しかし、もちろんこのレベルでいいというわけではありません。

市長は、機関紙「ともに」の第11号で、女性の議員がふえてほしいとおっしゃっており、これは大変うれしい、ありがたいことですが、それはなぜですか。同紙上で、女性議員から女性の管理職登用の声が上がれば、もっと推進できるだろうと

おっしゃっておりますが、このお考えは、女性行政を進めるトップとして、あるいは人事管理の最高責任者として、私にはいささか他力本願の印象を受けます。国の第3次男女共同参画基本計画のポジティブアクションは、202030を打ち出しておりますが、これについては、どう取り組まれ、達成されるでしょうか。最初の質問です。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 女性登用に関するご質問の中で、女性議員に対する私の期待、それから202030に対する私の考えというご質問でございます。

最初の女性の議員さんのお話でございますけども、まず、菊池市の女性の登用状況ということで考えますと、いろいろなアンケートの声や現状からしますと、女性の登用という点では、まだまだという感じを私は受けております。この改善に向けて、私も含めて社会全体でこれに取り組んでいく必要があるわけですけども、こうした社会の大きな仕組みを変えていくというときには、どうしても、やはり中心になるリーダーという方の役割が非常に大事であろうと思っております。まさに議会もその大きな推進力の一つではないかと考えております。

しかしながら、現状は女性の議員の方は怒留湯さんお一人ということで、やはりここを、女性の議員さんがふえていくことで、女性に密着した、生活に密着した声であるとか、女性の視点というものが反映されやすくなるのではないかとということで、大きな推進力につながるだろうと思っておりますので、大変期待しているところでございます。

それから、202030に向けて、これは2020年までに女性の指導的地位に占める割合を30%にしようというお話でございますが、私はこれは前向きに取り組んでいきたいと思っております。ただ、現状は非常にギャップが大きゅうございます。課題も大きいので、一つ一つの課題に着実に取り組んでいかねばならないと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 質問は一問一答式になっておりますから、怒留湯議員さんの今の質問事項は3番ですから。その要旨については、1から4まで一括でよろしくお願ひしたいと思います。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） わかりました。

それからですね、要旨については、何を言っていましたかね。ただいまのご答弁を

もとにして。

じゃあ、これからですね、中長期的に体系的な仕組みをどうつくっていかれるか、それから女性の貧困と政策について、それから地域の課題との関連について伺っていきます。

私はこれまで、ただいま女性議員に期待する旨、よくわかりました。ただし、女性議員は生活の視点とか、そういうことばかりではなく、これからの女性たちは広く、やっぱり総務的なところにも目を向けていく力を持っていますので、その辺の期待も持たれていいと思います。

これまで、女性管理職の登用は、もちろん将来管理職になるためのスキルアップの機会や配属に十分な配慮がなされることを求めてきました。また、女性農業委員起用についても同様に主張してきましたが、これについては、男性側からの強い抵抗に遭い、やっと3度目の改選時に実現したのです。

それらを通して思うことは、市長のおっしゃる女性の意識改革もさることながら、やはり何といても、男女共同参画推進を阻む要因は、利権意識やジェンダー意識の強い男性側により深刻に存在するということです。したがって、理念の構築や意識改革と同時に、この分野でも重要なことは、行政上の仕組みをつくるということです。市長はもちろんクォーター制をご存じだと思いますが、雇用や議員の選出、また管理職や審議会への登用等の際、人員の構成に性別や人種やマイノリティーなどによる偏りが生じないように、一定の比率を定める割り当て制ですよ。一気にノルウェーのようにはいかなくても、まず、市役所の人事管理にクォーター制を導入されたらどうかと思いますが、いかがですか。

〔「全項聞いて」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 全項聞いてよかですか。

○15番（怒留湯健蓉さん） はい。クォーター制ですね。それから、私が経験した中で、夫のDVにより、お嬢さんを一人連れてシングルマザーになった方がいらっしやあって、そのお母さんが、お嬢さんが高校2年のときにちょっと働けなくなったんですね。お嬢さんは高校を中退して自分が働くと言いましたけれども、高校中退で働くところは限られており、処遇も望ましいものではありませんでした。このままでは、そのお嬢さんに貧困の連鎖が引き継がれてしまいます。このように、これはほんの一例ですけれども、男女共同参画以前に横たわっている女性の貧困という問題について、やっぱり政策が必要だろうと思います。

それから、女性の社会参画を阻む要因としてのジェンダー意識とか、性別役割分業論というのは、その土地土地の政治、産業、それから文化というものに深く根差しているわけです。この地域においても、それが言えます。ですから、私が政策立

案者たる市長に期待することは、この風土の中で何が問題であるかを、あらゆる機会を通してじかに感じとっていただいて、その上の政策立案であってほしいと願っているんですね。

これらについてご所見をお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 男女共同参画と関連するテーマということで、女性の貧困という問題について、それから、女性の登用、社会への進出を進める今後の施策等に対しての展望というご質問かと思えます。

[「クオーター制」と呼ぶ者あり]

○市長（江頭 実君） まず、第1点でございますが、男女共同参画専門委員というのを設置しておりまして、専門委員による相談機能を提供しております。その中で、今ご指摘のあったようなドメスティック・バイオレンスですとか離婚などの問題は、実は年々増加してきておりまして、生活ですとか、場合によっては命にもつながる問題でもございますので、大変深刻化するケースもあるのではないかと懸念しております。それに伴う貧困などの生活困窮の方に対しては、関係各課でそれぞれ連携をとりながら進めているところでございます。今後もさらに、相談情報の提供であるとか、専門家による対応など、さまざまな手法を用いながら総合的に支援する仕組みを充実していきたいと考えているところでございます。

それから、女性登用を阻む社会的な意識、あるいはその原因といいたいまいしょうか、なへんにあるかということでございますが、これに対しては、ちょうど22年から26年の5カ年で男女共同参画計画を作成してきたわけですが、来年度が最終年度になるということもございまして、1回ここで男女共同参画というテーマに関する市民の意識調査を行いたいと考えております。その結果を踏まえまして、できれば、また次の5年間ということの計画を策定していきたいと思っておりますので、その中で、いろいろな気づきとともに、必要な対策を考えていきたいと考えておるところです。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） ただいまクオーター制についてお触れになりませんでしたよね。クオーター制の導入について。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 失礼しました。特に、これは市役所の中においてという設問でよろしゅうございますね。

〔「当面はね」と呼ぶ者あり〕

○市長（江頭 実君） 当面は。はい。

クオーター制の導入についてということですが、現時点ではまだ考えておりませんが、今申しました次期の5カ年計画を策定する機会になれば、そういったテーマも含めて検討にのせていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

〔登壇〕

○15番（怒留湯健蓉さん） クオーター制の導入こそ市長の裁量権の範疇だと思うんですね。ご意志があって導入になれば、それこそ近隣に先駆けて、近い将来202030も夢ではないと思いますので、どうぞお取り組みいただきたいと思います。

それから、私が女性の貧困と申し上げたのは、ここでいう貧困とは、格差社会がもたらした構造的なものであるという見方に立てるかということです。特に若い女性の貧困、就業の形態とか職種によりますね。それと深いかわりがある、子どもの貧困、これは6人に1人が貧困状態と言いますし、また、高齢女性の貧困、本市でも無年金とか低年金の方は女性に多いということで、これらは自己責任を問えない社会問題という側面が大きくて、対処療法では根本的な解決がつかない問題、つまり政治の問題であるという意味で、行政にはその一つ一つの現象に学ぶ姿勢と想像力が求められるんですよということを言いたかったわけです。

それから、意識調査を行ってくださるということですが、これは質問といえますか、何が課題だということをもつておいて、それに沿う設問の項目が大事です。何を聞くか、設問が大事だと思います。そういうところにもやっぱり目配りをされた意識調査をしていただかないと、その質問が慣例的、一般的であれば、地域の状態はつかめないと思いますので、その辺のところのご配慮をお願いしたいということです。その辺については、どうでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） 男女共同参画に関する市民意識調査等をする際の留意点ということですが、おっしゃるとおりだと思います。特に男女共同参画の担当部署は、そういう意味で、やはり女性の視点を生かそうということで、ただいま女性を登用しているところがございますから、こうした方々の視点を通して、今のような、適切な設問等を心がけていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） ぜひ、トップとして、そういう目配りをお願いしておきたいと思います。

最後の質問になるつもりですが、この風土の中で何が問題であるか。地域社会の中での問題というのは、やっぱり先ほど言いましたように、文化、歴史、産業、政治と深いかわりがあるわけですが、この地域社会の中の風土の問題をやっぱり市長にじかに感じとっていただきたいと思いますが、その上の政策立案であってほしいと願うんですけども、もう少しその辺のところについての思いをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 地域風土というものがあるのではないかというご質問ですが、風土という事柄だけに、きちっとこれがそうだろうというふうにはなかなか定義しづらいわけですが、恐らく年齢層であるとか、また置かれている環境によっても大分ばらつきがあるのだらうなどは想像するところでございます。都市部と比較しますと、一般的には、まだこういう、例えば風習やしきたりが残っているんだなと感じることは少なからずあるのは確かでございます。ただ、中には非常に開明的な人もいらっしゃると思いますので、そこら辺は年代層、それからご自身の経験等で大分ばらつきが出てきているのかなと思います。

ですから、今こうこうこういう状態だというのは、なかなか一般論としては言いにくいとは思いますが、まさにそうしたことを先ほどの意識調査であるとかを通じてまずつかんでいきたいと思っておりますし、それを踏まえて、一度きりということではなくて、継続ということが非常に大事になると思っておりますので、継続的に、ある意味では生涯にわたって多様で定期的な学習会を開催していくとか、さまざまな情報提供といったものを市民の方や活動団体、あるいは企業と連携をとりながら推進していきたい、社会全体でそうやって取り組む必要があると考えております。

以上です。

○15番（怒留湯健蓉さん） この分野でも新しい施策を大いに期待しております。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ここで、都合により暫時休憩します。午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前 11 時 35 分

開議 午後 零時 57 分



○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○10番（泉田栄一郎君） 皆様、こんにちは。

まずは、さきに亡くなられた東裕人議員にお悔やみを申し上げます。今、そこにカサブランカがありますけども、同期の議員でしたので、特にいろいろなことを教わりまして、今後の市議会のために私も裕人議員と同じ気持ちで、また頑張っていきたいと、そういう思いでございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

生活困窮者対策についてでございます。

生活困窮者の支援、この要因はといいますと、一言で言えば、雇用の縮小と経済的困窮の拡大が原因と言えます。例えば、非正規雇用の労働者の割合は平成23年度で35%、年収200万以下の給与所得者は、この10年で5%増加しているということでございます。また、1年以上の長期失業者数が平成11年ごろから急増し、ここ数年は100万人に達しているということでございます。働き続ける意欲が減退し、社会には将来の見通しを持たずに困窮状態に陥る人がふえているということです。また、社会構造の変化や高齢化、核家族化、または離婚や未婚による単身世帯の増加等で家族のつながりを失い、人間関係が希薄化しています。

また、既存の制度、機関において対応が難しいもう一つの理由として、支援を必要とする困窮者から制度機関へのアクセス、また逆に、制度機関から困窮者へのアクセス等の難しさがあります。地域に数多くの制度や機関があっても、市民への周知が十分でない。生活困窮者への支援を市はどのように対応しているのか質問します。

次に、ワンストップについてでございます。

生活困窮者は、一人一人が健康面や仕事、家族関係等々、いろいろな課題を持っています。生活困窮者には、経済的困窮、社会的孤立、そして複合的な課題を抱えている人が非常に多いということでございます。しかし、こうした方々への支援は、既存の制度や機関のみでは対応が難しい場合が多く、その理由の一つは、生活困窮者の抱える課題が複合的であり、1カ所でその全ての課題に対応できる制度、機関が存在しないことにあるのではないのでしょうか。

例えば、生活保護は自治体の福祉課に行きます。また、就労支援はハローワーク

や職業訓練機関、また、若者で仕事がない人たちは、その支援でジョブステーション、高齢者の介護問題は地域包括支援センター、DV被害者は保護をし、支援する県の男女共同参画支援センターなど、地域にはさまざまな支援機関が存在しています。これらの機関は、子ども、高齢者、障がい者、女性、また失業者といったカテゴリーで支援の対象を規定しており、支援を必要とする生活困窮者が複数の課題を抱えていた場合、1機関では、その一部しか対応することができず、根本的な解決に至らないことが多いのです。

1機関で複合的な課題に対応できない場合、複数の機関が連携して支援に当たることが考えられますが、結果的に制度のはざまや機関のはざまにこぼれ落ちてしまうケースがかなりあるようです。実際、生活困窮者がどこに相談すればよいかわからない。みずからSOSを出せずに、支援につながらないといった状況もあります。まずは、相談を包括的に受けとめる仕組みが必要であることが明らかになりました。

市長の施政方針の中で、生活困窮者支援として、市民のさまざまな相談をワンストップで受けとめ、適切な機関、制度、サービスへつなぎ、複合的な問題を抱える方に対する、縦割りではない包括的かつ伴走型の支援体制の構築に取り組むとありました。市役所という立場から、関係する各課が連携して支援していく包括支援プロジェクトチームの立ち上げを提案したいと思います。

また、どこに相談に行ったらいいかわからないことにならないように、相談をワンストップで受けとめる総合相談窓口の設置が必要ではないでしょうか。

次に、ひきこもりの現状と対策についてでございます。

今、若者のひきこもりが社会的な問題になっていますが、地域で活動していますと、若者に限らず、40代、50代など、大人のひきこもりも相当数に上っているのではないかと思います。ひきこもりの多くは、職を失い、政策の谷間で放置されているのではないかと懸念されます。どこに相談したらいいか、相談すらできないと悩んでいる方々がおられるように実感しています。

先日、NHKの「クローズアップ現代」で放送された秋田県の藤里町を少々紹介させていただきます。

人口3,800人の町で、高齢者が人口の4割いる町でございます。社協の職員がある高齢者宅を訪問したところ、困っているのは自分ではなく、実は、仕事につかず引きこもっている子どものことで悩んでいたという実態がわかりました。社協の職員は、ほかにもひきこもりがいるはずだと家庭訪問を繰り返しています。そういう中で3年間その訪問を続けられ、ついに、藤里町に113人もの人が半年以上引きこもっていることがわかりました。

そのうちたった一人の方から聞き取りがとれたのですけれども、彼は高学歴ゆえに、就職の面接を受けても30社から断られ、自信をなくしてひきこもりになったという現実です。彼のように、学力があり、また30社も受けて行動力もある。働く能力があるのに、働く場がない。そういう方もおられ、その方も、チャンスがあればよみがえられる可能性が高いということがわかったそうです。

そこで、藤里町では、就労支援が必要という結論に至り、引きこもっている人たちに国の事業のホームヘルパー養成の研修チラシを配布したところ、たくさんの応募があり、今では113人中50人が外に出て、また、30人が働き始めたということです。社会に必要とされることの喜びで頑張れる蘇生のドラマのようでした。

この件は、本市においても実態調査をすればかなりの数の方がいると予測されます。私の知り合いの家庭でも、今はひきこもりの子どもと自分の年金で暮らしているが、自分が死んだ後はどうなるかと、本当に切実な悩みを抱えておられました。

市として、このような相談を聞いたことがあるでしょうか。また、本市では、ひきこもりの実態をつかんでいるのでしょうか。また、今現在の課題と今後の取り組みについて質問します。

まず、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えします。

本市における生活困窮者支援としましては、生活保護法による支援、さらに、昨年10月から開始しております生活困窮者自立促進支援モデル事業による支援があります。モデル事業につきましては、厚生労働省の生活困窮者支援対策事業であり、菊池市、合志市、菊陽町、大津町の菊池圏域の合議体と合わせて、菊陽町と大津町の生活保護を担当します県菊池福祉事務所も本事業に参加しております。

生活困窮者が生活保護に至る前の相談時の段階から、早期に就労支援を行い、生活保護になることを防ぐとともに、生活保護受給者に対しましても就労支援を行い、自立に導くものです。

また、このモデル事業は、平成27年度より生活困窮者自立支援法に移行し、全国全ての福祉事務所で自立相談支援事業と住居確保給付金事業は必須事業となりますので、今後、さらなる庁内体制の整備が必要になると考えております。

ワンストップに対する対応につきましては、現在、市民からの相談につきましては、相談内容に応じて関係各課が連携し対応しております。また、福祉課が行っておりますモデル事業では、相談に来られた場合、委託事業所の担当者を中心として面接相談を受け、現在抱えている問題点を聞き取り、関係課の職員を交えて、各種

制度の説明を含め、できるだけその場で対応できるようにしています。また、必要に応じて、自宅訪問、法律相談、年金相談などを行っております。

今後も、関係課が連携して、総合的に支援していく体制を構築していく必要があると思いますので、総合相談窓口等についても検討していきたいと考えております。

次に、ひきこもりにつきましては、ひきこもりイコール生活困窮者とは限りませんし、ひきこもりを把握する手段がないのが現状であり、把握しておりません。課題としましては、本人が行政機関へ相談に来られることはまれですが、相談があった場合は、自宅訪問をしながら、保健所を含め、精神保健相談の専門機関へつなげること、及び社会と接する場の確保が重要となりますので、相談体制の構築及び充実に努める必要があると考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○10番（泉田栄一郎君） 今、答弁いただきまして、まず、ワンストップですけれども、今、菊池市もそういうモデル事業としてさまざまな体制をとっているということで、今後期待するところがございます。やはり、その聞き取り調査の最初の執行部の方が非常に重要な役割を果たすのではないかと思います。今後、このモデルケースについても、途中経過でまた質問をさせていただきたいと思っております。

また、ひきこもりについては、その手段が今のところないということでございますけれども、やはりさまざまな機関を活用しながら、組織を活用しながら、知恵を絞りながら、いろんなチラシ等を使いながら、そのひきこもりの人を待つということはず難しいと思います。やはり、こちらから何らかの手を打っていくということが必要ではないだろうかと思っております。

まずは、今回、このことをモデルケースとして頑張ってくださいということで、市民も期待していると思いますので、どうか頑張ってくださいと思います。

きょうは、もう答弁は要りませんので、次に移らせていただきます。

それでは、次に、消防団の処遇改善ということで質問をさせていただきます。

近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めています。消防団は、消防署とともに火災や災害への対応などを行う消防組織法に基づいた組織です。全ての自治体に設置されており、団員は非常勤特別職の地方公務員という立場になり、年額報酬や出勤手当などが支給されています。

私も地元で10年間消防団員を経験させていただきました。主に火災跡の片づけ、年末の夜警、操法大会の練習また出場、そして出初め式等々が主な事業ですけれど

も、青年世代間の交流や、郷土愛、使命感を持つ等、人間形成に大きくつながったと思っております。

今、問題なのは、全国的に団員数の減少が顕著になっていることです。昭和26年に制定された翌27年には200万人だった団員が、平成2年で100万人、そして、昨年、平成25年には87万人という減少です。その背景として、高齢化、少子化で後継者がいない中、サラリーマンが72%を占めて、緊急時の出動や訓練に駆けつけにくいという実情があります。しかし、いざ災害等があったときには必要不可欠な消防団です。

初めに、本市の消防団員数の推移と現状を質問します。二つ目に、消防ポンプ車の整備、消防詰所等の装備品等の現状について質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） こんにちは。泉田議員のご質問にお答えいたします。

本市の消防団の現状につきましては、組織体制が旧市町村からなる4方面隊で大きく組織されております。菊池7分団、七城3分団、旭志2分団、泗水3分団の計15分団と本部機動隊1隊並びに女性消防隊1隊の体制を整えており、定数1,632名で構成しているところでございます。

しかし、議員おっしゃいますとおり、新入団員の確保は、地域によりまして、過疎化や高齢化等により厳しい状況にもあります。また、団員の中には市外の会社に勤務している者もおります。昼間の火災時に出勤が難しい者がいるのが現状でございます。

機械器具装備につきましては、消防格納庫、詰所を144カ所、有しております。積載車106台、小型ポンプ144台を配備しております。この積載車、小型ポンプの維持管理について、おおむね20年ごとに新規更新を行い、消防団活動において機器の性能維持に努めているところでございます。

また、消防団員に対しまして、災害等現場活動に適した被服等を貸与、支給し、火災現場での迅速、確実、安全に活動を行うとともに、規律を保持する態勢を整えられるよう努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○10番（泉田栄一朗君） 我が市も、やはり確保ということは非常に厳しいということ、わかりました。また、装備については、ちゃんと点検をしているということです。

次に、処遇改善について質問します。

大きな自然災害が起こったときは、人命にも及ぶこともあります。東日本大震災では、団員みずからが被災者であることにもかかわらず、救援活動に身を投じ、198人が殉職され、命がけの職務であることが全国的にも知られました。

地域の消防団員と夜警等で話を聞くと、地元を守るという使命感とボランティア精神で何とか今頑張っているが、現場の実情は本当に厳しいという話を伺います。

特記すべきは、全国的に女性消防団員がふえているということです。今年24日の熊日新聞に女性消防団員の記事が載っていました。県内、10年間で1.6倍の646人がいるということです。そして、すばらしいことに、我が菊池市の女性消防団員は、昨年の全国女性消防団操法大会準優勝という成績を残し、活躍されています。28人の団員が全員仕事を持ち、家事、育児をしながら活動されているということです。やはり、女性がいると、高齢者のお宅では安心感があると喜ばれているということです。しかし、全体的には、消防団員の減少は深刻であります。

こうした実態を受け、昨年12月に消防団支援法が成立、施行されています。同法は、消防団を将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない存在と定義し、消防団の抜本的な強化を国や自治体に求め、団員の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されたそうです。

本市としまして、消防団員の人数の確保に当たって、どのような手を考えておられるのか。例えば、緊急時の消防活動出動や重要な消防行事の際に、仕事を休んだ人に不利益な扱いをしないよう市から要請をしたり、会社に休んだ分の補助金などを出すなど、それが一つ。それと、二つ、階級や在籍年数に応じて設けられている退職報奨金、出動手当等の引き上げなどです。

市のお考えをお聞きします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） お答えいたします。

近年度の災害の形態は、環境異変等に伴い、大規模な自然災害等が多発している傾向でございます。この災害時に最大の動員力、即時対応能力を持つというのが消防団であります。議員がおっしゃいましたとおり、昨年12月に、消防団を中核とした地域防災力の充実を図り、もって住民の安全確保に資することを目的とした、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、消防団支援法でございますけれども、これが成立しております。これにより、地域防災のかなめとして活動する消防団員に対しまして、処遇の改善と装備改善の拡充が図られることとなったところでございます。

本市の消防団員の処遇改善につきましては、この法に基づきまして、現在の退職報奨金を、26年度からでございますけれども、一律5万円引き上げる予定としていたるところでございます。

また、本市の消防団員の報酬でございますけれども、年額報酬と出動手当を支給しており、年額報酬は、階級ごとで異なりますけれども、一般団員で2万円となっており、災害時の出動手当は一律2,200円となっているところでございます。

次に、現在の消防団員の雇用状況でございますけれども、産業構造や就業構造が大きく変化し、本市でも全消防団員の約7割が被雇用者でございます。このようなことから、本市では、菊池市消防団協力事業所表示制度を制定し、消防団員の多数雇用や消防団に積極的に協力している事業所または団体に対しまして、消防団協力事業所として認定を行うとともに、表示証の交付なども行っているところでございます。これは地域の防災力を担う消防団員の活動支援や協力を行うことで、事業所等のイメージアップにつなげるものとともに、消防団員が火災等への出動がしやすい環境をつくるためのものでございます。これも消防団員の処遇改善につながっているものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○10番（泉田栄一郎君） 今、処遇改善で報奨金等も引き上がると、また、団員がいざというときに出勤しやすい体制、これが協力事業者を募りながら、その会社がやはりメリットになるような形で、できるだけ出やすい体制をつくると。非常に重要ではないでしょうか。さまざまなことを考えながら、消防団員が出勤しやすい体制をつくっていただきたいと考えております。

ただ、今後は、いろんな災害が起きます。火事等以外にも、台風また雨、地震その他のいろんな災害を救援活動する人たちが重要になってきます。その中には、やはり今の消防団員だけではできないところもあると思います。そういうことから、日ごろから地域の人たち、コミュニティをしている消防団員、その確保が非常に重要ではないかと思えます。

例えば、先日、新聞を読んでおりましたら、大学生の機能別消防団員、通称防災サポーターを熊本市が設置してあります。本年4月からです。これは、一般の消防団より活動を限定してあり、大規模災害時に避難所での応急処置、支援物資管理、外国人への通訳等を担っているということです。

今後は、大学生だけでなく、予備軍として高校生への消防教育や、勤務時間が多様化しているサラリーマンなど、幅広い層への働きかけが必要だと思えますけれど

も、こういうことを踏まえて、市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。
部長で結構です。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） お答えいたします。

近年の社会情勢の変化によりまして、構成する団員の高齢化やサラリーマン団員も多くなっております。こういうことから、消防団を取り巻く環境は一段と厳しい状況になっておりますので、本市では、一般団員とは別に、地元における火災等へ出動する支援団員として、消防団OBの方に再入団をしていただきます支援団員制度を導入しているところでございます。消防団活動へご協力をいただいております。

このほか、現在、自主防災組織の設立にも力を入れておりますので、この自主防災組織との連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、消防団の入団につきましては、各分団ともそれぞれ努力されておりますが、市といたしましても、広報等により、新入団員の勧誘促進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○10番（泉田栄一朗君） どうか市民の方への協力をお願いしたいと思っております。

次に移りたいと思います。次に、市の名木についてでございます。

昨年9月議会で老樹名木の調査、保存について質問させていただきました。菊池市においても、県指定、市指定の樹木を紹介していただき、12本あることがわかりました。そのときの質問に対する答弁の中で、今年度は全ての天然記念物の樹木診断を行い、その結果をもとに、今後の管理の方向を決定するとありました。今回、私も、この樹木診断の調査に同行する機会を得まして、指定樹木12本全部の診断に立ち会うことができました。改めて1本1本、さまざまな角度から、根回り、幹、枝ぶり、その他全体の容姿をじっくり観察し、診断させていただきました。改めて歴史の重みと地域での存在感に深々と頭が下がる思いがしました。

初めに、12月の指定文化財樹木観察会を終えて、結果はどのようなものだったでしょうか。また、観察会を踏まえ、今後どのように対処しようと思っているのか、市の見解、考え方を質問します。

次に、観光活用についてですが、先ほど観察会を踏まえ、市の名木を観光資源として活用するために、その樹木の保護と整備をどのように考えているのか質問します。

つけ加えまして、昨年9月、わいふ一番館で巨木、名木の写真展が開催されました。折よく、熊日新聞が、その記事を載せたということでもあります。それらのことを紹介をしていただきたいと。どれくらい見学者がいて、感想がどうであったか、それがわかれば、それを紹介していただきたいと思います。

そして、菊池の観光資源にさまざまなマップがありますけれども、その12本の樹木をそのマップの中に紹介できないだろうか。

以上、3点についてご答弁をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） 泉田議員のご質問にお答えをいたします。

指定文化財樹木観察会は、今年度実施しました指定文化財の樹木診断にあわせて、委託業者主催で熊本県樹木医会の樹木医により実施されたものでございます。市からも都市整備課、生涯学習課の担当職員が研修のために参加しましたが、担当職員にとっても観察会は初めての体験で、樹木に関するさまざまな情報を得ることができたよい機会であったようでございます。

なお、本年度実施しました樹木診断につきましては、委託業者よりの診断結果がわかり次第、市の文化財保護条例に基づき、速やかに所有管理者への報告と、必要な対策の協議を進めてまいりたいと考えております。

また、今回実施しました樹木診断につきましては、今後も定期的の実施していきたいと考えております。

次に、観光活用につきましては、昨年の9月定例会でもお答えしましたが、基本的には、指定文化財は個人、団体が所有しているものですので、観光面等への活用につきましては、所有者の理解を得ることはもちろん、その生育環境に十分配慮をする必要があると考えております。

樹木の観光資源化に関しましては、散策マップ等がございますが、地域ごとに樹木を紹介しているものであり、市全域を対象とした樹木マップは作成をいたしておりません。市のホームページ等の中で、樹木特集等として紹介はできると思いますが、観光的な利用には、今後、所有者の方との詳細な協議が必要だと考えております。

いずれにしましても、樹木は繊細な生き物であることを理解し、今年度実施しました樹木診断等により、常に樹木の生育状況を適切に把握し、環境変化に最大限の配慮をすれば、本市の重要な観光資源となり得るものではないかと考えております。

次に、巨樹・名木展についてでございますが、昨年の8月2日から12月1日まで、わいふ一番館において企画展として開催されたところでございます。熊日新聞

に掲載されたこともあり、多くの来館者がございました。来館された方から、散策のために場所を知りたいとお尋ねや、新聞を見て、見に行きたいという電話での問い合わせも大変多くいただき、反響の多さに驚いたところでございます。

今後も、巨樹、名木に限らず、菊池遺産、文化財等の企画展や、それらをつなげた散策コース等の作成、整備を行い、多くの方に楽しんでいただけるような企画等を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○10番（泉田栄一郎君） 今、ご答弁ありましたように、やはりそういう写真展等をやると、非常に、興味を持った人たちが集まってきたということで、やはりこれから観光資源になり得るものではないかと、今は確信しているところでございます。

例えば、今まで12本見てきましたけれども、旭志の四季の里ふれあい動物広場がありますけれども、仏供石のたぶの木について、まず、正面入り口から見ると、私が見た限り、そのたぶの木は見えません。やはり、周辺整備の必要性があるのではないかと思います。また、七城町の妙見の樟は、周辺の竹山がクスノキに迫っていて、非常に悪い影響を及ぼしているのではないかと思います。

そのほか、老木等がありましたけれども、弱っている木も見られ、周辺の民家や人為的に危険性があるのも見受けられました。やはり、その中で元気のいい名木もたくさんありましたけれども、やはり、地域に密着して存在感をあらわしております。

私もつい先日、葛原議員が前回議会で一般質問されましたけど、山に五葉松があるということで、私は非常にそれを気にしておりましたので、何とかこの議会前に見に行かなくてはということで、葛原議員とその五葉松を探しに行ってみました。

道なき道を登ること2時間でございます。夢にまで見た五葉松が目の前にあらわれまして、二人で抱きついて、二人で抱きつくほどの3メートル以上の木でありましたけど、感動で胸が熱くなりました。そして、次の瞬間、上を、五葉松を見ますと、どうも五葉松ではないような感じなんです。やっぱり確かなことを調べにやいかんということで、何とかその木の上に登りまして確かめましたけど、やっぱり五葉松じゃないんです。幻の木に終わりました。

それで、いろいろうわさがありまして、やはり実際の目で見て調べてみないとわからないところがありますけど、確かに地域の人たち、また、この議員の中にも、五葉松って必ずあると言われている方がおられます。そういう中で、私も、これは

絶対見に行かなくちゃいけないと、また、見つけなくちゃいけないという確信が出てきたところでございます。

今、12本が菊池市の名木に指定されておりますけれども、それ以外で、菊池溪谷で石を抱いたケヤキ、また杉並木、これはすばらしいものでございます。そういう名木等がまだ探せばたくさんあると思います。そういうことから、今後、そういう名木を見つけた場合に、国、県の指定の文化財の条件というものがどういうものか、確認の意味で答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） 再質問にお答えをしたいと思います。

菊池市文化財保護条例では、文化財としての種類にかかわらず、市にとって重要なものを文化財指定するとしております。県指定になりますと、県民にとって重要なもの、国指定になりますと、国にとって重要なものとなります。そのほか、具体的な要件は明示してありませんが、市内の実情としましては、地域の歴史にかかわる場合や、樹木自体が珍しい場合が文化財指定となっております。

現在、市内にある指定文化財の樹木は、先ほど議員にもご紹介いただきましたが、12本でございます。この内訳といたしましては、菊池地域では、歴史にかかわりがあるものが將軍木を含め3本、樹木自体の生育が珍しいものが菊池高校のチャンチンモドキ1本で、合計4本、七城地域では、歴史にかかわるものとして妙見の樟1本、旭志地域では、歴史にかかわるものとして仏供石のたぶの木を含め4本、泗水地域では、歴史にかかわるものとして村吉のいちいがしを含め3本となっております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○10番（泉田栄一朗君） 菊池市で、また県で、やっぱり文化財としての価値があるということだと思います。今度は、まず5月に議員の選挙がありますけど、その議員に通ってからのことですが、ぜひ五葉松を見つけて、またこの場で紹介をしていけたらと思っております。

次の質問をさせていただきます。

次は、市職員の飲酒運転の罰則についてでございます。

飲酒運転に関係する裁判の中で、私が大変気になる裁判があります。公務員が飲酒運転で摘発され懲戒免職とされたとき、その処分を受けて、免職が重すぎると言って、処分取り消しを求める裁判を起こしておられます。訴えられた行政は、必ず

と言ってよいほど行政側の主張が認められない裁判となり、控訴するケースが多々あるようであります。

例えば、阿蘇のケースでありますけれども、2009年に酒気帯び運転容疑で摘発され、阿蘇市が懲戒免職にした男性の方ですけれども、その処分を停職6カ月に修正する裁決を出されました。そういうケースもあります。この飲酒運転違反関係の規定では、阿蘇も菊池市も同じであります。

なぜ、違反を起こした側と処分する側の間に解釈の開きがあったのか、規定はどうなっていたのか、そもそも違反した本人は処分規定を理解していたのか、さまざまな疑問が湧き上がります。処分の規定が曖昧だから、お互いいがみ合い、司法の場で時間と費用をかけているのだと思っております。結局、規定そのものが、本来の飲酒運転を撲滅する取り組みとほど遠い、誰もが納得できない結果だけを招いてしまうのではないかと思えてなりません。

このような争いの原因になる公務員の飲酒運転違反が本市内で起こらないことをただ願うだけでありますが、過去5年間の年間の飲酒運転摘発件数を熊本県や市町村、一部事務組合を対象に見てみますと、10件から14件起こっております。これを多いと見るか少ないと見るか、それは個人差があると思いますが、公務員という立場からすれば、いかなる理由があれ、私は絶対にあってはならないと思います。また、我々議員も同じであります。市職員も、飲酒運転は断じて許さないとの決意で取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、私は提案をしたいのですけれども、市職員の懲戒処分の指針を見てみますと、飲酒運転に関して、酒酔い運転をした職員は免職とすると。酒気帯び運転をした職員は免職または停職とするとあります。飲酒運転を起こした職員は免職または停職とするととの解釈が、結果的に曖昧さを生み、裁判で争う羽目になるのではないかと思います。

ちなみに、飲酒運転基準でございますけれども、それを見てみますと、酒気帯び運転が0.15ミリ以上というのが6点、違反減点です。そして、酒気帯び運転にはもう一つ、呼気中アルコール濃度が0.25ミリグラム以上が13点となっております。酒酔い運転というのは特に基準はないということで、25点となっております。

参考までに、酒気帯び運転の6点、0.15ミリグラムというのは、例えば2時間の会合で初めのビールを1杯飲んだだけで、その0.15ミリグラムというのが出るということでございます。それで、その酒気帯び運転と酒酔い運転というのは、非常に差がありまして、酒酔い運転には基準がないということで、警察の判断ですけれども、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態という

ふうに書いてあります。

そこで、本市が職員の飲酒運転撲滅を真剣に考えているのであれば、「免職または停職」とせずに、「免職」と改めることで、職員の意識も高まり、飲酒運転の抑止につながるのではないかと思います。

この考えを示しているのが、過去に福岡市の職員が飲酒運転で幼い子どもの命を3人も奪った飲酒運転事故をきっかけに、福岡市では、酒酔い運転または酒気帯び運転をした職員は免職と改めておられます。このように、本市でも懲戒処分の指針を見直したらと考えますけれども、市長のお考えをお伺いします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 泉田議員のご質問にお答えいたします。

本市における飲酒運転に係る処分規定につきましては、菊池市職員の交通事故違反に対する処分基準及び菊池市職員懲戒処分の指針により定めており、この基準に基づいて、違反事由の状況等により処分を検討することといたしております。

過去5年間におけるということで、先ほど県内の状況等もお話ございましたけれども、飲酒運転等による本市における職員の処分につきましては、平成22年の9月に、当時、土木課に所属していた臨時職員による酒気帯び運転での追突事故が発生をいたしております。このときの処分につきましては、当該の臨時職員は懲戒免職の処分、当時の部長及び課長のほうには文書訓告を受けております。

見直しというお話がございましたけれども、先ほど阿蘇市の例等が挙げられましたけれども、酒酔いで免職、酒気帯びで免職・停職というような、いろんなことがございます。新聞等を見ていると、駐車場内の、例えば相手がいなくて、道路上ではなくて、その中でぶつけたとか、逆に、自損で、対向車とか人身ではなくて、そういう部分でいろんな違いがあるみたいですがけれども、なかなかそういう部分では判断しづらい部分もあります。

現状では見直しという形ではなくて、これはあってはならないことですが、仮にそういうことがありました場合は、そういう点もいろんな形で十分検討した上で判断材料の一部となっていくかと思っておりますけれども、当面すぐ、今申し上げられましたように、見直しという形は、現在のところ考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○10番（泉田栄一郎君） 当面はちょっと、いろいろなケースがあるということ言われております。確かにそういうケースもあると思います。ただやっぱり、この飲

酒運転については厳しい処置で臨まないといけないと思っております。

最後に、市長の見解をお聞きして、お願いしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 市職員の飲酒運転に対する私の方針ということでございますけれども、一言で言えば、こういう基準だったら飲まないとか、こういう基準だったら飲むとかいう類いの話ではございませんので、やはり社会の基本的な、根本的な、もう原則的なルールだと思うんですね。ですから、飲んだら乗るな、乗るなら飲むなということを、本当に肝に銘じて、もう一回、継続して徹底を図っていきますし、万が一、そのような事態が起きたときには、もう厳罰に処するというところで臨んでいきたいと思っております。

何よりも、そういうことがないように、ただ言うだけではなくて、いろいろな安全啓発のために、例えば、警察署の職員の方をお迎えして交通安全講習会のようなことをやっております。こうした講習会、それから不祥事防止に向けた研修会等、適宜入れまして、職員の意識高揚には努めていきたいと考えます。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○10番（泉田栄一郎君） よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後1時50分

開議 午後1時58分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、城典臣君。

[登壇]

○4番（城 典臣君） 皆さん、こんにちは。春は出会いと別れの季節です。職員の中にも第二の人生へ歩み出される方もおられます。退職される職員の皆さん、長い間ご苦労さまでした。皆様のますますのご活躍を期待申し上げまして、質問に入りたいと思います。

施政方針について。1点目、地域おこし、地域づくりプロジェクトについて。2

点目、重点プロジェクト以外の主要施策について。3点目、施政の動向について。以上、3点の中身についてお伺いしたいと思います。

1点目に、地域おこし、地域づくりプロジェクトの中で定住促進について触れておられます。空き家対策の一つとして、新しい形の企業誘致を、光ブロードバンドが整備された中山間地域の空き家等を利用してIT関連事業者への定住促進を図るため、企業誘致の物件として2件ほど絞り込みの調査を行うとありました。

全国的に見れば、この事業を既にやっている自治体があります。例えば、四国徳島の過疎地に、東京、大阪に本社を置く計9社のITベンチャー企業が進出し、人口6,300人の、公共機関は1時間に1本のバスだけという過疎化の進んだ町であったのが、企業誘致をきっかけに、若者が定住し始め、全国の自治体関係者などの注目を集めているそうです。

菊池市は空港にも近く、東京、大阪へのアクセスもいいので、ぜひとも成功させていただきたいと思います。市長の思いをお聞かせください。

2点目に、重点プロジェクト以外の主要施策の中で、子ども医療費助成事業は、中学3年生までを対象として、引き続き助成をしていくと書いてありました。大変ありがたく思っております。県下でも先駆けた事業で、ほかの市町村に誇れる素晴らしいことだと思います。子育て支援策としても大切なことと考えます。

しかしながら、一部負担はそのままです。くどいようですが、完全無料化にしませんか。市長にお伺いします。

3点目に、施政の動向についての中で、庁舎整備について触れておられます。本庁整備については具体的に触れておられますが、支所の利活用については一言も触れておられません。26年3月の庁舎等整備基本構想・基本計画の中で、支所の利活用は現行どおりと明記してあります。現行どおりとは、25年2月の庁舎等整備基本構想・基本計画の中で、支所利活用の方向性の中で語られております。

支所については、業務スペース、防災機能スペース、災害備蓄倉庫等を配置しますと書いてあります。利活用については、地域のニーズと想定される支所利活用の例を参考に検討を進めるが、施設の耐久性、改善費用、施設の維持管理費用を勘案して、今後、計画を検討することとなりますと書いてあります。

そして、活用例として、次の事柄が表としてあらわしてあります。区分としまして、福祉関係は、活用例、健康福祉施設、子育て支援施設、学童保育施設、地域包括支援センター等に利用。教育関係、地域学習等、コミュニティセンター、メディアセンター、調理室(教室)、地域図書室、研修施設等。農林関係では、グリーンツーリズム施設、特産品加工、次世代農業者支援施設、研修施設等。商工関係では、市民マーケット、レストラン、食堂、起業者支援施設、宿泊施設等。文化・歴史関

連、市民ギャラリー、歴史民俗資料館等。行政関係では、書庫、資料庫、倉庫、市民活動の事務所等。その他、合宿所、健康トレーニング室、自由使用の会議室、民間移譲等。以上、支所の利活用の例を書いています。

聞くところによりますと、七城支所も旭志支所も、議場は物置になっていると聞いています。先ほど述べました支所利活用の方法を検討されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま、城議員さんから3点ご質問をいただきました。一つは、中山間地域等の空き家活用について、それから、子ども医療費の完全無料化の件、それから、支所の取り扱いに対する方針ということをございました。

まず、1点目でございますけれども、ご存じのとおり、本市では、もう全域で、平成21年から23年度にかけて光ブロードバンドが利用できるように整備を行ったところであります。ただいま、空き家の調査を実施しましたところ、約140件程度の物件の存在が確認できているところでございます。さらに、25年度から26年度の2カ年で、約80の行政区に対しても空き家調査を実施したいと考えて進めているところでございます。

そういう環境の中で、これは施政演説の中でも述べましたけども、この空き家というものを活用したいと。その実例というのは、先ほどご紹介のあったようなところに触発されているわけでございます。

当面につきましては、まず、具体的な手がかりをつくってやっていくことが非常に实际的であろうと考えておりますので、まずは、IT関連事業者等が事務所等として利用できそうな空き家を2件程度抽出してみて、一つのモデルのケースでございますね。それでいろいろと実際に企業と当たりながら、具体的なニーズ、それからいろいろな修正が必要であれば修正を加えていくといったアプローチでやっていきたいと考えているところでございます。

それから、2点目については、子どもの医療費について、一部まだ自己負担が残っておるわけでございますが、これの完全無料化に対する考え方ということでございました。

県下14市の中でも、当市の、中学生まで含めた取り組みというのは非常に早かったわけでございます。しかしながら、医療費全体としては、国民健康保険、社会保険問わず、毎年右肩上がり膨張しておりますので、同様に本市の子ども医療費助成事業による支給額も、実は増加している状況でございます。

一方で、本市の財政状況というのは、今後、交付税の減額等も予想される中でご

ございますから、大変厳しい財源不足が懸念されているところでございます。

一方、自己負担額については、多少まだ残っているとはいいますが、一月当たり外来で1,000円、入院で2,000円ということで、一般家庭にとっても、必ずしも大きな負担ということではないのではないかと考えております。こうしたことを総合的に考えますと、子ども医療費の助成事業というのは、今は県下の中でも大変いい水準にあると思いますので、しばらくは、この医療費の推移を見守りながら、現行制度のまま実施してまいりたいと考えているところでございます。

それから、庁舎整備の関係で、今の総合支所の取り扱いということでございますけれども、今、ご指摘がありましたとおり、この総合支所につきましては、庁舎整備等に係る基本構想・基本計画の策定の中で、さまざまな現況、課題を分析して、利活用の方向性について既に出ているところでございますけれども、今後の検討の方向性としては、将来を見越して、支所の分掌事務にさらに検討を加えていきたい。そういうことをやりながら、業務スペースを検討する中で、防災機能スペースですとか、災害備蓄倉庫等のスペースのほかに、今し方ご指摘をされたようなさまざまな事例を踏まえて、地域の方々のニーズを吸い上げていくという作業が非常に重要であろうかと思っておりますので、こうしたことに当面、力を入れていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○4番（城 典臣君） 2点目の、医療費の中学生まで無料ということ、一部負担のあっておりますけれども、最低でもこれを後退させるようなことがないようにお願いしたいと思っております。

3点目についてお伺いしたいと思います。

私が思いますに、支所の利活用は現行どおりと言われております。まず、泗水、七城、旭志の支所の利活用に手を打たれて、皆さんが納得される措置をとってから本庁舎整備に着手したら市民の理解を得やすくなるのではないかと考えますが、再度、市長にお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今の再質問でございますけれども、支所の利活用というのは、やはり特に地元にお住まいの住民から見ますと、大変重要な問題であろうと思っておりますので、こここのところは、やはり、余り性急にせずに、じっくりとご意見を聞きながらやっていくというプロセスを尊重したいと考えているところでございますので、

よろしくご理解をいただきたいと申したいと思います。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○4番（城 典臣君） わかりました。じゃあ、よろしく願いして、次に行きたいと思えます。

道路整備の状況についてお伺いいたします。市道立門木護線整備の進捗状況について。2点目、市道古川堂床線整備の状況について。以上、2点についてお伺いしたいと思います。

1点目に、市道立門木護線についてお伺いします。

この道路は、道幅が狭く落石もあり、大変危険な道路です。市民の皆さんは、毎日この危険をはらんだ市道を通っておられます。また、森林管理署の山があり、トラックの往来もあります。市道立門木護線は、市道の入り口から大きな岩がせり出して、大変危険です。この岩も取り除いてもらえないかと要望されております。また、途中に、地元の人を持ち物で、ちょっとした岩のようなものがあり、そこも無償で提供するので取り除いてもらえないかという要望も受けております。何か起きてからでは間に合いません。市長も選挙のとき通られて、危険な市道だと認識されているのではないのでしょうか。

そこで、現在、市道整備の進捗状況についてお聞きします。

2点目に、市道古川堂床線の整備状況についてお聞きします。

この道路につきましては、3年ほど前に質問しております。この道路の奥には、少年自然の家や福祉施設、またゴルフ場があります。大型のバスも少年自然の家へ子どもたちを乗せてきます。国道から市道へ入るのに、バスは大変苦勞しております。道幅は狭く、ゴルフ場帰りの車も多く、離合が困難であると思えます。

前回質問したときは、用地取得がなかなかできず、また諸般の事情で拡張が難しいとのお答えでしたが、その後、用地交渉はなされたのか。そもそも市道整備の計画はどうなったのか。市道をする気があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それでは、まず最初に、立門木護線の進捗状況につきましてお答えいたします。

市道立門木護線の改良工事につきましては、平成25年度より着手をしている状況でございます。昨年の8月に地元説明会を終了いたしまして、現在は詳細設計を行っているところでございます。工事の内容といたしましては、木護線との交差点

までの間、約2,000メートルにおいて道路の幅員が狭く、離合に支障を来している状況であることから、延長15メートル、幅員5メートルの離合箇所を10カ所程度設置し、車両安全通行の確保に努めてまいるところでございます。

今後につきましては、離合箇所の設置箇所の用地交渉を行いまして、ご協力をいただき、工事を推進してまいりたいと考えているところでございます。

それと、落石防止等の石の処置でございますが、交差点等の改修、並びに今回計画しております離合箇所の設置におきまして、地元の皆さん方と協議をして検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、次に、古川堂床線につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたとおり、県立少年自然の家、社会福祉法人施設わらび学園、ゴルフ場などがございます。重要な路線と考えているところでございます。

平成14年度より、国道387号から600メートルの区間におきまして事業の着手をしているところでございます。しかしながら、用水路の改修、並びに国道との交差点協議の必要がある80メートルを除き520メートルにつきまして先行して用地交渉を行っておるところでございます。しかしながら、一部の区間におきまして交渉が難航しており、現在は事業を休止しているような状況でございます。

今後につきましては、残りの用地交渉並びに交差点協議を行いまして、事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○4番（城 典臣君） 古川堂床線の整備は、またよろしく願いしておきます。

それと、1点目の立門木護線について再質問したいと思います。

工事に着手した場合、迂回路となる木護柏線があります。そこが落石がひどくて、そこも手をつけないと、仮に工事をやり出したら、どっちからも出られないというような、孤立してしまうおそれがあります。立門木護線の改修工事が始まる前に、落石防止策を検討していただき、安心して通行できるよう配慮をお願いしたいと思います。

また、舗装もよくありません。路面が悪く、すぐにでも直さなければいけない状態ですが、市道の拡張が終了するとき、同時にこれもしていただきたいと思っております。

それから、山側から流れる土砂の撤去や、道路上空に覆いかぶさってきた木の枝とか、地元の皆さんで片づけができないような状況にあります。今後、市道の維持管理は安全な通行のためにも必要です。どうか配慮などをお願いしたいと思います。

再度お答えを願いたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） ただいま議員ご質問の立門木護線の工事に際しましては、議員がおっしゃいますとおり、数カ月間の通行規制が必要になると考えているところでございます。木護地区の唯一の迂回路になります市道柏木護線は、地元の皆さんの要望により、平成23年度より道路舗装等を中心に整備を完了しているところでございます。議員がおっしゃいました落石につきましては、地元の皆さんより連絡をいただき、現地を調査いたしまして、状況は把握をしているところでございます。工事の施工前には地元の皆さん方との協議をした上で対応してまいりたいと考えております。

また、落ち水や舗装の悪化の対応につきましても、離合箇所を設置の説明会の際に、地元の皆さんとの協議の中で、必要などころにつきましてもは工事にあわせて検討してまいりたいということを確認しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○4番（城 典臣君） よろしく願いしておきます。

では、次に行きます。

臨時給付金についてお伺いします。

消費税率引き上げに伴う臨時給付金支給について。ことし4月から消費税が5%から8%に引き上げられるのに伴い、影響が大きい家庭への負担軽減策として、住民税非課税世帯には臨時福祉給付金、児童手当給付世帯には子育て世帯臨時特例給付金等が支給されます。

消費税には所得が低いほど影響が大きくなる逆進性があり、その負担を緩和するために実施されるのが今度の給付金です。生活保護受給者については、今回の臨時給付金とは別に、ことしの4月に消費税の増税分の影響を盛り込んで、生活保護支給額の生活費分、生活補助基準を改定する方針となっているようです。

そこで、市の対象となる世帯の数と、支給される金額は、それぞれ1万円と5,000円が支給されますが、手続の方法について、次の点をお聞きしたいと思います。引越してこられた世帯が給付金の支給を受けるには、いつまでに住民登録をしている世帯が対象なのか。2点目に、申請の仕方は市町村で違うようですが、本市の申請の仕方はどのようになりますか。3点目に、消費税は4月から上がります。給付金が支給される時期はいつごろになるのかお聞きします。4点目に、給付金支

給に当たり、市の体制は整っているか、その体制で人員は足りているか、速やかな実施ができるのかお聞きしたいと思います。世帯数もお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 城議員の、臨時福祉給付金支給についてお答えいたします。

今回実施される臨時福祉給付金につきましては、本市が給付する対象者の基準日は、平成26年1月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されていることが条件となります。したがって、基準日以降に本市に転入された方につきましては、基準日時点で住所を置かれていた市町村が給付を行うこととなります。

また、本市における申請の方法につきましては、まず、平成26年度における個人住民税の当初賦課の時期に、非課税の人に対して、税情報通知とあわせて臨時福祉給付金のチラシと申請書を送付いたします。なお、この事業が円滑に進むよう、全市民に対しまして、市広報やホームページでの通知を計画しています。対象者の方は、その申請書に必要事項を記入の上、市民税が確定する6月以降に市役所に提出していただくこととなります。

給付時期につきましては、申請書を提出される方から順次審査を行いまして、早ければ8月からの支給を考えているところでございます。

なお、支給につきましては、原則口座振り込みで行うこととなります。

それと、世帯数でございますけれども、対象者の絞りが今からになりますので、その世帯数とか最終的な人員については、まだこれからになります。

市民の皆様へ一日でも早く給付できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

失礼しました。本給付金の支給の体制につきましては、全庁挙げての事業ですので、平成21年の定額給付金のときと同様に、プロジェクトチームを設置し、相談窓口としてのコールセンター業務や対象者の抽出から給付業務まで、一元管理のもと、円滑かつ正確に実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。大変失礼いたしました。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○4番（城 典臣君） 速やかに、抜かりなく、手続をしていただきたいと思います。と思っています。

我が党は、消費税が10%になる場合、軽減税率の導入を政府に認めさせております。消費税増税後の影響を少しでも減らすよう、対象品目の選定を、この夏ぐら

いまでにはまとめる作業に着手しているところです。影響が少ないように配慮してもらおうよう、今後も訴えていきたいと思っております。

それでは、次の質問に行きます。

地域振興策について。過疎化の振興策についてお伺いしたいと思います。

施政方針の中で、将来を見据えたまちづくりということで、さまざまな事業について書いてあります。その中で、町部以外の事業は、と見ますと、グリーンツーリズムについて触れられておられます。そして、中山間地域の空き家対策について、また、公共交通について交通体系の再検討について触れておられます。町部以外の事業は、今上げた箇所かと思われま。

旧菊池市には山間地に集落が、龍門方面、水源方面、四町分方面、それと私が住む水迫方面と4カ所、路線に沿って集落が点在しています。そして、山間地の小学校も4校全てが廃校となった今、山間地の抱える問題は、高齢化と人口減少、アクセスの悪さで、このままでは地域の存続すら危ぶまれる事態に陥るのではないかと考えております。

そこで、2点についてお伺いしたいと思います。

1点目に、私の住む近くに生味という地区がございます。そこに、江戸時代、番所が置かれてあって、日田、上津江、両往還、行き来ですね、ここを中心に通行人や物資移動の取り締まりを続けられていました。番所には上中下の区別があって、生味番所は中でした。そこには、太田黒家、笠家が番所役人をされ、毎日交代でこの任に当たっていたようです。歴史的にも重要な生味番所跡に、太田黒家の住まいが残っております。この家には、数年前、持ち主の太田黒さんがうん千万かけてリフォームされてあります。

菊池市には、高木医院、旧松倉邸、宮村ホール及び石垣と4件の国指定有形文化財があります。この建物を国登録有形文化財として登録していただきたいと思えます。そして、本市で取得してもらい、維持管理していただき、観光地菊池溪谷へ向かう一連の流れの中に組み込み、地域振興の核として利用してもらえないかお聞きします。

2点目に、山間地域の振興に、また市の活性化につながる提案をしたいと思えます。

今、全国的に木質バイオマス発電が脚光を浴びておりますが、その燃料として県産材を使い、製材で出た木くずなどの端材や樹皮、日常の間伐材を利用しています。近くでは、八代市の日本製紙が来年4月稼働を目指して、施設の建設が行われております。また、荒尾でも、2年後の稼働を目指し、計画が進んでおります。九州だけでも15カ所ほど計画されております。

一つの例として、岡山県真庭市でも木質バイオ発電事業が行われております。バイオマスタウンを目指し、新たな産業観光につなげて、ツアーを組み、発電施設の見学、バイオマス集積基地の見学などで、中山間のバイオマスタウンの先進地のようです。このように、全国にバイオマス発電事業が50近く計画、構想されているようです。

しかし、私が思うに、燃料となる木の供給は、将来的に大丈夫かと考えます。この事業が成功するも成功しないも、燃料となる木材の供給次第だと思います。今は森林が豊富にあるように思えますが、九州だけとっても、計画されているこの施設15か所全部が稼働し出したら森林は崩壊しかねません。この事業は森を救うのか、それとも破壊するのか、危惧する専門家もおられます。そこで、何を言いたいのか、本題に入りたいと思います。

菊池には、木の種類で、クモトオシという品種があります。雲を通すと書いて、「ウンツウ」とも言われておりました。この木は成長が早くて、ほかの品種は成長して利用できるまで成長するのに四、五十年はかかりますけれども、このクモトオシの成長は早く、20年、30年で利用できます。それぐらいの早さで成長します。この木材を燃料として考えられないかという質問です。燃料としてなら、10年か15年で利用できるようになると思います。

この品種は、永山地区の方が大正初期に発見され、一時は年間数万本の苗を販売、全国に広がった品種だったようです。しかし、成長が早い分、年輪が詰まらなくて、荒くて、結局もろかったということで、建築材には向かなかったようで、残念ながら衰退していったということでもあります。今では、この苗をつくっている方も、もういないのではないかなと思っておりましたら、木佐木地区の方が一人だけ苗を生産されておりました。今の用途はといいますと、田や畑の周りに、成長が早いので防風林として利用されているそうです。で、森林組合に出しているということをお聞かせいただきました。

私が思うに、この品種の苗を他県に先駆けて生産し、苗の販売と、燃料としての木材供給基地として、菊池発の事業としてできないかと考えます。将来的には、建築に使う材木と燃料として使う材木は、すみ分けなければならないときが来ると思います。そのとき、あのとき手を打っておけばよかったと思うのか、あのとき手を打っていてよかったと思うのか、どちらかではないかと考えます。

伐採までは森として酸素を供給してもらい、その後は、燃料として電気をつくる役目をしてもらう。これがどんどん循環していけば、再生エネルギーとして利用でき、木材の枯渇や森林の崩壊も防げると考えます。どこかの国のように、木が1本も生えていないようなことになったら、大変なことになります。災害も起きてきま

す。この事業をやれば、雇用も生まれ、過疎地の振興にもつながると思いますが、執行部は真剣に検討してはいかがかとは思いますが、答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） それでは、まず教育委員会から、太田黒家に関しましてお答ををさせていただきますと思ひます。

議員ご紹介の番所とは、江戸時代に幕府の関所と同様の役割を果たすものとして、各藩が主な往還道に独自に設置したものでございます。市内でもその跡地は永山と生味の2カ所で確認されているところでございます。

議員お尋ねの太田黒家につきましては、江戸時代の庶民の生活を記した市の指定文化財である古文書「嶋屋日記」の中に生味番所の役人であったとの記述がありますので、太田黒家の居宅は、日記に記された番所の存在の一つを示す重要な建物だと考えております。

この居宅は、ここ20年ほど空き家となっておりますが、関係者の話から、江戸時代の終わりに建てられたものと推測され、一部改修は見られますが、歴代当主のご努力により、全体としては建築された当初に近い状態が維持されていると思われます。現在の所有者の方からも、その保存、活用について相談がっておりますので、まずは、この居宅について、番所の所在を残すものとしての歴史的価値や江戸時代の建造物としての文化的価値などの詳しい調査を行いまして、その後、どのような活用法があるのか関係部署で協議してまいりたいと考えております。

以上、お答をします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 城議員の質問にお答をします。

本市の森林面積は1万5,165ヘクタールで、総面積の約55%を占め、そのうち民有林面積は1万2,611ヘクタールで、人工林が8,728ヘクタール、天然林が3,315ヘクタール、その他が568ヘクタールとなっており、人工林の樹種別割合は、杉が6.6%、ヒノキが25.6%、クヌギが6.8%、その他が1.6%となっております。

また、市有林につきましては、55団地で、面積は約1,318ヘクタールで、そのうち杉、ヒノキの人工林が約1,029ヘクタールと78%を占め、残りがクヌギ及び天然林となっており、樹齡が50年を超える伐期を迎えております杉、ヒノキが植栽してある面積が約610ヘクタール存在し、人工林全体の59%を占め

ている状況にあります。

現在、市有林の人工林や間伐材等を木質バイオマス燃料とする取り組みについては行っておりませんが、県におきましては、平成24年度から平成27年度にかけて、木質バイオマス等エネルギー対策事業として、県北や県央、県南にモデル地域が指定され、園芸ハウスへの木質バイオマス加温機の導入補助や燃焼灰の有効活用策などについて、検証を含め事業が実施されているところでございます。

また、議員ご質問の中にもありましたように、県内でもバイオマス発電事業につきましては、八代市に続き、荒尾市が2016年4月の稼働を目指し、民間の合弁会社による事業展開が計画されているところでございます。

燃料となります木質チップは主に県産材で、製材で出た木くずなどの端材や樹皮、間伐材であり、特に本市は森林を多く有しておりますので、木材の有効活用は森林振興を図る上で重要な課題の一つと捉えております。

バイオマス発電は太陽光発電と同じく新たな電力源として期待されており、特に木材価格の低迷などにより、林業経営は大変厳しい状況が続いておりますので、議員ご提案いただきました本市の林業振興策の一環として、市有林に将来的にも大きな需要が見込めるバイオマス燃料となる杉の品種クモトオシを植樹することについての検証をする必要があるものと考えてはおります。

このクモトオシという品種につきましては、菊池市原永山で大正の初期ごろ、吉野杉実生林の中で、特に成長のすぐれた一個体を選抜して挿し木により育成されたもので、この品種につきましては、鹿児島大学の論文に、九州の代表的な挿し木在来種品種で早生型の品種ということで取り上げられております。

市有林は市にとって貴重な財産でありますので、育成管理につきましては、本市森林施業計画に基づき施業を行っているところであり、特に、平成26年度は、平成30年を目標とした森林経営計画を策定しなければいけませんので、ご提案のバイオマス燃料としてのクモトオシの植樹や苗の育苗などについて、県や森林組合、市有林管理人などと策定協議の中で検討していきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○4番（城 典臣君） 1点目の質問は、過疎化振興策としても、ぜひとも太田黒家のことはよろしく願いしておきたいと思っております。

2点目のことについて再質問したいと思っております。

市長は施政方針の中で、農業と観光を今後の発展の両輪としてと書いておられますが、林業に対しては触れておられません。無理もないことで、材価は安く、手を

かけても引き合わない時代が続いていたことと、今まで林業が活性化するような事業が起きていなかったという事情があるかもしれません。

しかし、政府は、原発依存度を限りなく低減させつつ、原発を再起動させる方針で、新エネルギー計画政府案ということを出されたようです。方向性としては、代替エネルギーへ徐々に転換させるのではないかと考えられます。風が吹くところでは風力発電、地熱が噴き出るところでは地熱発電で、海があるところは波の力で発電し、また、水力発電、太陽光と、その地に合った代替エネルギーが考えられます。

このバイオマス発電事業が始まり、燃料が木材ということで、幸いにも本市は部長が答弁されましたように、市有林が1,318ヘクタールあります。山だらけという地形に恵まれております。この地の利を生かさない方はないと考えます。他市にはまねができない、平坦地ではまねができないところであります。

もしも、この事業が頓挫しても成功しても、どちらに転んでも、この事業は無駄にはならないと思います。この木は三、四十年間はばあっと大きくなります。その後は、余り普通の木と変わらないぐらいの成長になってきます。ということは、目も詰まってきて、建築材としても将来は使われるんじゃないかなという思いはします。ですから、早く切らなくて、立てておけばいい木になるんじゃないかなという思いがしております。

今回、立ち上げられる再生エネルギー活用推進委員会ができますが、本市に相応し、エネルギー政策を検討していきたいと書いてあります。そこで、若い世代に林業を担って守ってもらうためにも、このクモトオシという品種の木材を農林振興、過疎地域の活性化のためにも生かすことを委員会の中で検討していただきたいと思っております。

まだまだ語り足りないことがあります。いっぱい話したいですけども、限りがありますので、この辺にしときますが、最後に、市長は私の今の提案に対してどのような感想を持たれましたか。また、この事業を検討してもらえますか。お聞きしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 当市の特性を生かした新しい代替エネルギーということでの質問でございますが、先ほどご紹介ありましたように、当市の持ち味といいましようか、考えますと、例えば小水力であるとか、それから畜産が大変盛んでございますから、そこから生まれるふん尿をベースとしたバイオマスであるとか、こういったことが一つ可能性があるんじゃないかなと思っておりますので、活用推進委員会

ぜひ検討してほしいと思っているところなんです。

今、お話をお聞きしました中で、クモトオシとかの特性というのは今初めてお聞きしたところでございますので、まだ私自身の知見が足りませんので断定的なことはいえませんが、市の特性に合っているという意味では、林業のまちとして、そういう可能性は一つはあるのではないかなと思っています。

ただ、いろいろと検討しなきゃいかん点は多々あるかと思います。市有林は確かにたくさんございますが、一方で、それは水資源を支えているという側面もあります。それから、コストの比較とか、そういったことも含めて総合的に判断していく必要はあろうかと思うので、少なくとも活用推進委員会における検討の俎上にはのせて考えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○4番（城 典臣君） ちょっともう先に行こうかとは思いましたが、もう一つだけ。

この品種が菊池から、菊池の人がそれを発見されて広げられたということに対して、これを、前のやつを復活させるという意味でも、私が言ったように絶対損にならない話ですので、手をつけていただきたい。構想は、いろいろなこととか、役所ですから、計算せにゃいかんとか言われますけども、とにかく手をつけてみらんとわからんとですよ。ですから、伐採した後にそれを植えていただいて、どのような状況になるのか。どんなに早くても15年かかりますんで、ここに誰かおられるかという、それはおられないかもしれませんが、将来のためにも手をつけていただきたいという思いです。もう一回だけ、市長お願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今、特にクモトオシという特定の銘柄を念頭におっしゃっていると。おそらくそういう可能性、それから、その特性を生かすべきところはあるかと思いますが、何分ちょっと私、今お聞きしておりますので、検討の俎上にはのつけていきたいと思いますが、まだ見たこともございませんので、ちょっとこの場で、着手するという事は軽々にはなかなか申しがたいところでございますけども、検討の俎上にはのつけていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○4番（城 典臣君） ありがとうございます。じゃあ、次に行きます。

産廃問題について。産廃問題の解決についてお伺いします。溶融キルン焼却施設の閉鎖についてお聞きしたいと思います。

本来ならば、昨年11月17日をもって稼働を停止していなければならなかった施設だと思います。地元に住む者として甚だ遺憾に思うところであります。

平成18年10月11日付の熊日新聞紙上において、九州産廃訴訟和解へということで掲載されています。最後の和解案を受け入れて、住民は溶融キルン施設の監視を強化する道を選んだことが書いてあります。当時の原告188人の苦慮の選択ではなかったかと推測されます。

そして、広報きくち平成19年8月1日号に、産業廃棄物の最終処分場の増設・拡張問題が解決しましたという見出しで載っております。中身は、産廃処分場の操業期間を4年短縮で決着したということが書いてあります。その広報の最後に、市のほうから、今後は溶融キルン式焼却施設の問題解決に向けて協議を行ってまいりますと書いてあります。

それから現在まで7年たっております。また、期間はわかっていたのに、何をしていたのという思いがあります。そして、説明も、期間が来てから説明してもだめですよ。これでは、説明責任を果たしていないと皆さんから言われても仕方がないと思います。そこは反省してもらわないといけないと思います。

それから、このことは水迫だけの問題ではなく、菊池市全体の問題と捉えて解決しなければならないと考えます。

そこでお聞きしますが、溶融キルンの許可権者の県は、県の責任において解決することができるのですか。また、協定書の中に深く携わっている県が積極的に携わることにはできないのでしょうか。それから、産廃の最終処分場には、その決着に対して、県も財政負担をしますよね。以上のことから、県に解決してもらえないのか、お聞きします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 城議員ご質問で、県の責任において解決することはできないかというお尋ねだと思います。

県は確かに平成10年11月17日に、本市と会社が締結しました環境保全協定書で立会人となっております。実際、この協定書にも深くかかわっております。しかし、県は関係法令にのっとり、産業廃棄物の許認可業務を行っておりますので、民事上の契約行為を行うなどの裁量権の行使はできないこととなっており、当事者にはなり得ないことから、立会人として市と会社の協議がまとまるよう指導助言をいただいているところでございます。

また、最終処分場の問題解決時期におきまして、県費支出が約定されておりますから、今回も一定の財政負担を求めることができるんじゃないかというご質問でございますけれども、当時は県内最終処分場供給量の確保という必要性等の観点から決断されたものでありまして、今回の焼却施設とは同一には論じられないところでございます。

さらに、過去に同様の施設の移転に対し県が財政的負担をした例もなく、移転予定地が県内となれば、県費支出に対して県民及び県議会の理解は得られないのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○4番（城 典臣君） じゃあ、県の姿勢は、市と会社の間で問題解決で協議に立ち会うだけという、今、説明のようですけれども、合意ができなければ、さらに問題がこじれ、係争化、問題解決が長引くことが予想されるとの話です。地元に住む者として、解決が長引けば、さらに新たな問題が発生するんじゃないかと思えます。それでは困るし、これから何年我慢すればいいのかという危惧があります。考えるところがありますが、ここで、例えば交渉の窓口が途絶えてしまったとしたら、どうなるのか心配です。今となっては、現実的な判断で合意に向けて努力してもらえないかと思えます。

そこで、どのような解決策を持っているのかお聞きしたいと思います。昭和56年、産廃の埋め立て処分が開始され、途中で熔融キルン式焼却施設ができて、三十数年間、地元水迫地区は我慢を強いられてきました。このままずるずるいってらっては困る。最後に、熔融キルン問題の解決に向けた市長の強い決意をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 産廃問題は、もう、今おっしゃったように30年以上になりまして、市民の皆様の本当に頭痛の種になっていることでございます。地元の皆様の願いは、とにかく一日も早く産廃施設がなくなることだと思っております。

今回の熔融キルン式焼却施設の使用期間は、そもそもこの25年11月17日まででございました。本来だったら、ここでとめるべきでございましたが、問題が二つございました。それは、私が市長就任後、産廃問題を最優先に取り組んでまいったわけですが、その二つの問題というのがどうしても時間がかかりまして、何分にも時間が足りないために、苦渋の決断でありましたけれども、昨年11月14日に、

環境保全協議会確認事項というのを定めて、数カ月の余裕をつくったと。それで本年度内に問題解決するために協議を続けているというところでございます。

問題は何であったかと。一つ目は、実は協定書の中に、施設の閉鎖等については会社の意思を尊重し、誠意をもって、施設の移転先、及び施設の移転の場合の撤去もしくは移転費用及び補償について協議をするとなっておったということなんですね。当然、4年間裁判等でもめておりましたから、こういった準備の段階が全くコミュニケーションがとれておりません。

それから、二つ目の問題は、当然、会社としては、この焼却事業というのは会社の業務の柱でございますから、今後とも永続的に続けていくわけですが、この協定書の中にもう一つ定めがありまして、熔融キルン以外の新しい形の焼却施設を建てるのがいけないとはどこにも書いてないんですね。ですから、それを協定書上、法律上でとめるということは、甚だ困難である。従って、私どもの都合でやめてくださいと言わざるを得ないわけなんです。そのためには、熔融キルンをとめるについては、どうしても市の外に新たな焼却施設を建設してもらわなければならないんですから、そのために一定期間の稼働延長はやむを得ませんし、それから、出ていってもらうための補償問題、これが実はもう避けられないことなんですね。このことは、実は協定書の中にもこれを協議するものとなっておりますのでございまして。

○議長（山瀬義也君） 時間が来ました、市長。

○市長（江頭 実君） 今、この2点を中心に進めております。

以上です。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後2時58分

開議 午後3時06分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） 議席番号1番、荒木崇之です。私の報酬は、市民の皆さんの税金からいただいている。常にこれを肝に銘じて、初心を忘れることなく取り組んでいきます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

今回の一般質問は、市議会議員の税情報の公開についてであります。

私は、6月、そして9月、12月の議会の一般質問において、市民の税金から、

さらには血税から報酬を得ている市議会議員が、仮に市税を滞納している、もしくは滞納していたということであれば、憲法第30条で定められている国民の重要な義務を果たしていないことになるため、真面目に納税している市民を愚弄している行為であり、納税に対する市民の信頼を裏切る大きな問題であるので、市議会議員の税情報を公開してくださいと質問しました。

しかし、江頭市長からの答えは、残念ながらノー、公開しないという答えでした。そして、菊池市は、公開しないとしたことを不服とされた市民の方から、不開示決定の取り消しを求めて提訴されていました。なぜ過去形かといいますと、この不開示決定の取り消し裁判は、新聞紙上でご存じかと思いますが、2月26日に熊本地裁の判決が言い渡されました。結果は棄却であります。

裁判所の判決の内容をわかりやすく言いますと、開示請求している文書については、法令で公にできない情報が含まれていて、開示の義務はない。さらに、部分開示や市の裁量による開示も認めないとの判決であります。

そこでお尋ねしますが、熊本地裁の判決を受けて、江頭市長はどう思われますか。

2点目です。菊池市が不開示決定にした理由に、情報公開審査会に諮問され、不開示という答申がなされたためとされています。私は、この情報公開審査会という機関の透明性に疑問があります。なぜなら、審査会のメンバーは市長の権限で指名されることから、市長が思うとおりに人選できるということで、言いかえれば、市長の思惑どおりに答申を出すことが可能ということです。現に、誰が委員になっているかは、この議場におられる議員はほとんどご存じないと思います。

三重県では、情報公開審査会の答申をホームページで事細かに公開しています。審査会の結論、異議申し立ての趣旨、審査会の判断、審査会の処理経過、審査した委員の氏名等を詳しく掲載しています。ほかには、横浜市、神奈川県藤沢市など、多くの自治体でもホームページで公開しています。

今後の情報公開審査会の透明性について、どのようなお考えか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま、荒木議員から二つの質問をいただきまして、一つは、2月26日の裁判の結果に対する私の感想ということ。それから、もう一つは、他県他市の例を踏まえた上での、今後の公開のあり方についてということかと思えます。

1点目でございますけども、今回の行政文書不開示決定取り消し請求の件につきましては、この2月26日に、熊本地方裁判所において、原告の請求を棄却すると

の判決が言い渡されたところであります。私としましては、これまでの一般質問において荒木議員のほうにもお答えしてまいったところでございますけれども、基本姿勢として、基本的に行政の情報公開というのは積極的にやっていきたいと考えておりますと申し上げているところでございますし、また、市民の皆さんと課題を共有しながら、皆さんに参画していただいて市の問題を考えていきたいという基本姿勢でございますので、そういう上でも、やはり情報公開というのは非常に意義のあることと考えております。

しかし、一方で、行政運営を行っていく上では、当然さまざまな法律やルールなどのもとで運営をしていかねばなりません。今回の議員の方にかかわる税情報の開示請求につきましては、本市の情報公開条例に規定する不開示情報に該当する情報であるということを理由に不開示決定を行っておるわけでございますけれども、その中で、不服申し立てがあった件につきましては、学識経験者を含めた情報公開審査会に諮問して、その審議の結果、総合的に判断して、市の不開示決定は妥当という答申がなされたものであります。その後、今回、訴訟の原告の方から開示請求があって、同様の不開示決定を行った後、訴訟に移行したと。こういう全体の大きな流れの中で、今回、今般の司法の決定があったわけです。

私はこれまで複数回にわたりまして、私は市長に就任しました際には、この裁判が実はもう始まっておりましたので、かくなる上は司法の判断を待って、その判断に従い、市長としての責務を忠実に果たしていきたいと、そのように議会でも申し上げてきたところでございます。

今般、熊本地方裁判所の判決で、本市情報公開審査会の判断と同様に、本市の不開示決定の妥当性ということが改めて示されたものと受けとめているところでございます。

それから、2点目に、情報公開審査会にかかわる今後の情報の公開という考え方でございますけれども、まず、冒頭にお断りしておきますと、私が就任する以前に情報公開審査会での不開示が妥当という決定がなされておりますので、私は、基本的には冒頭に言いましたように、行政の情報公開というのは、法律等ルールが許す限り積極的にやっていきたいと考えているものでございますので、そこはよろしくご理解をお願いしたいと思います。

情報公開についてでございますけれども、情報公開審査会の調査審議手続については、不開示決定がされた文書も、必要に応じて、実際に検分して調査審議を行うということもございますので、情報公開法においては非公開とされております。したがって、本市の情報公開条例におきましても、同じ考え方で非公開としておるところでございます。

ただし、審査会の調査審議後の答申内容につきましては、議員ご指摘のとおり、ホームページでの公開を行っている自治体があることは承知しておりますし、私の原則からいいましても、本市におきましても、先進事例等を参考にしながら、この調査審議後の答申内容については公開に向けた検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） 情報公開審査会についてであります。将来的には、私は物すごく複雑な案件がたくさん出てくると思います。やはり、一つの自治体で持つことが困難になってくるんじゃないかなと思われまので、今後は、広域連合、菊池郡市広域連合あたりで持つことが最適かと、私は思います。これは一つの案として、市長、お考えというか、これからの考察の資料としてお考えいただければと思います。

次に、地裁の判決を聞きますと、市民にとっては非常に危ういと思います。知る権利はどこに行ったのか危惧します。なぜなら、市民が市議会や行政をチェックする手段として情報公開請求や住民監査請求があるわけです。しかし、今回の熊本地裁の判決でその手段が失われた。市民はチェックするすべを失ったことになります。

そこで、総務企画部長にお尋ねしますが、仮に市議会議員が、もしくは市長が滞納していたとすれば、誰がどうやってチェックすればよいのでしょうか。そのすべを教えてください。

さらに、市長も議員も、そして市職員もそうです、税金を徴収する立場の人間です。仮に市議会議員の滞納があったとすれば、税金を滞納している者から市民は税金を徴収されるという不文律が生じます。わかりやすく言いますと、いじめをしている人がいじめはいけないよと言っているのと同じです。全く説得力がありません。徴収する側がグレーなのに、市民が納得して納税すると思いますか。徴税する側は常に、徴収する側は常に白でないといけないわけです。それを踏まえてお尋ねしますが、仮に市議会議員の滞納があったとすれば、いけないことですか。総務企画部長にお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 荒木議員の再質問にお答えいたします。

税の賦課徴収につきましては、地方税法等関係法令に基づき、適正に行われているところです。

納税は国民の義務として、納税者みずからがその義務を果たすことに尽きると考えております。

税情報の開示請求につきましては、先ほど市長の答弁にありましたように、本市の不開示決定の妥当性が示されたものでありまして、今後、税情報の開示請求がありましても、これまで同様に不開示を決定することになります。行政の対応といたしましては、関係法令を遵守して対応していく。それが公務員としての責務と考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） 今、ちょっとお答えになられなかったところがありました。市民がチェックするすべを失ったわけですね。それはご理解いただけますか。今回の、出しても、全部非開示となるなら市民はチェックできないわけです。そのチェックをどうやってすればいいですかということはどう考えますか。質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 先ほどお答えいたしましたけど、公務員として、行政の対応として、関係法令を遵守して対応してまいりたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） お答えになっているのか、なっていないのかわからない答弁ですが、私が言っているのは、では、仮に法令を職員が遵守しなかったとしても、今回、もうわからないわけです。市民がチェックできないわけです。そういうことになります。遵守します、遵守しますと言っても、過去に幾つもの不祥事が起こっております、全国的に。これをチェックするすべがなくなったということなんです。

もうこのことについては、水かけ論になりますので、ここまでにしますが、現在の熊本地裁の判決でいえば、あったかなかったかさえ、市長の裁量で公開してはいけないということになります。

では、福村前市長が平成24年第4回の定例会の工藤議員の一般質問において、「24年5月末現在で滞納はなかった。さかのぼって調べる必要はない」と答弁されております。この答弁自体が、熊本地裁の判決で解釈すれば判決の解釈と異なりますが、その整合性について、総務企画部長にお尋ねします。

〔議長、暫時休憩よろしいですか〕と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君）　ここで、暫時休憩します。

○
休憩　午後３時２２分

開議　午後３時２８分
○

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君）　今回の裁判の判決につきましては、公開できないというところで棄却されていますけれども、情報公開審査会、情報開示があった場合でも、それは全てに言えるかもしれませんが、内容によってそれぞれ違いますので、開示できるものは開示できるものがあると思いますので、その分の点はご理解いただきたいと思います。

それと、前福村市長が答弁された件でございますけれども、市長が当時、政治的判断でされたということはお聞きしましたけれども、それ以上のことは私も聞いておりませんので、それについては、ちょっとこれ以上のことは申されませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君）　荒木崇之君。

[登壇]

○１番（荒木崇之君）　ご答弁のとおり、前福村市長は、政治的判断でなかったとおっしゃいました。ただ、なかった証拠は出されませんでした。ただ、今度の判決でいえば、江頭市長が出したいと思っても、もう出せなくなったわけです。政治判断さえも許されない判決だったわけです。

今回、熊本地裁の判決は、情報公開については棄却となりましたが、これで市議会議員の税金滞納疑惑が晴れたわけではありません。それどころか、真偽、まことか偽りかさえ明らかにできない。市民の市議会と行政に対する不信感が募っていくのではないのでしょうか。

平成２４年４月２４日の熊日新聞で、１３人の市職員が税の滞納をした議員がいると知っていた、税を滞納している議員がいたことが明らかになったと掲載されています。さらに、平成２４年６月２９日の熊日新聞では、議員の税滞納疑惑くすぶると題し、棚上げに批判、情報漏えいの百条委員会設置に対し、そもそも議員の滞納こそ問題、みずからの対応を棚に上げて職員を責めるのは論外と、市民の声を掲載しています。

実は、情報公開審査会の、先ほど申しました審査会の答申の中に興味深い一文が

あります。これは出された答申です。読みます。

本審査会も、不服申立人が主張するように、議員は納税義務を果たすことについて、一般市民よりも厳格さが求められると考えるものであり、本審査会の審議においても、委員から、市民の代表である市議会議員が市税を滞納するようなことは、感情論として許すことはできないという意見もあったところであると。滞納があったことをうかがわせる、そういう答申がなされております。

私は、市民の方に言われました。「市議会議員がみずから公表して、あったかなかったかすればよかたい。市民に訴えられること自体恥ずかしか」と言われました。まさにそのとおりです。自浄作用をすればよいとの声ですが、しかし、過去の議会において、平成24年6月議会で、菊池市議会議員の市税の賦課徴収に関する百条委員会設置を求める動議。平成24年9月議会で、決議案第3号、菊池市議会議員の税滞納疑惑に関する調査に関する決議が、真相を究明する議員から提出されましたが、いずれも否決であります。否決。要は、みずから出すのは嫌だということを議会が示したわけです。

これで自浄作用があると言えるでしょうか。これを執行部の方に言っても始まらないと思いますが、もはや菊池市議会議員に、そして市議会に、自浄作用はないと言っても過言ではありません。

私は、市の不開示決定に対し、納得いかないと思える正義感で1年2カ月の長期に及ぶ裁判を闘ってこられた原告の方に敬意を表します。原告の方にお話をさせていただくことができました。判決後にたくさんの市民の方から励ましの言葉があったそうです。市民の知る権利のためにも上告してください。中には、最高裁まで闘う覚悟でカンパをしたいとの意見もあったそうです。ご本人も納得する結果があるまでやりますと言われ、福岡高裁に上告するとのことでもあります。

この裁判はまだまだ続きます。熊本地裁に正義はありませんでしたが、福岡高裁には正義があることを信じています。5月には市議会議員選挙があります。議席をいただくことができれば、市民の方が最も知りたい市議会議員の税金滞納疑惑について、何度も言いますが、誰に何を言われても、どんな圧力をかけられても、次の議会で、たとえ一人になっても、どんなことをしても、正面から追究していきます。このことを市民の皆さんにお約束して、一般質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

〔「議長」「手を挙げてるだろう」「発言」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 一般質問の途中でございますから、次に行きたいと思えます。

〔「動議たい、緊急動議」「趣旨を聞いてください。動議がありますけん」「議長、会議規則153条の規則にのっとって進めてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） はい。次に、中山繁雄君。

[登壇]

○14番（中山繁雄君） 一般質問を行います。

市道亘甲森2号線について質問いたします。私は何回か質問してまいりました。江頭市長に対して初めての質問であります。

菊池市の元の焼却場下の道の拡幅工事が行われ、今村橋からの直線道路は田んぼの途中で狭くなっており、私は通称「よごよご真っすぐ」と言っております。あの直線がなぜできなかったのか不思議でたまりません。私のこの質問に対して、市の答弁は、国道325号が計画された時点で考えますとの答弁でありました。325号の計画も決定されているようではありますが、市の考えはどうなっているのか質問いたします。あわせて、今村橋からミカエルの方面の計画もあるのなら、同時に答弁をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 中山議員のご質問にお答えいたします。

国道325号の4車線化に伴います森北交差点から大琳寺交差点までの整備計画につきましては、県のほうに伺いましたところ、平成21年度に工事着手をして以来、道路詳細設計や用地測量等を進め、平成25年度から用地の個別交渉に取り組んでいると聞いております。国道325号と市道亘甲森2号線の森北交差点の整備計画によれば、市道亘甲森2号線は、現在の市道の規格により、国道325号に取りつく計画と聞いているところでございます。

それと、森北交差点から今村区までの道路整備につきましてでございますが、これにつきましては、交通の流れに大きく影響いたします市道亘深川線から市道大琳寺木庭橋線の区間を先行して整備が完了した上で、その交通の動向を踏まえまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○14番（中山繁雄君） せっかく今村橋ができております。いい道ができております。やはり旭志の方は結構通られると思いますので、今後とも計画を続けていただきたいと思います。

続きまして、菊池市の農業について質問いたします。

就農支援事業、これは新しく農業をする人に対して、研修を受ける場合、また農業法人のようところで農業技術の取得をする場合など、補助を受ける補助事業で

あります。昨年、菊池市で何人くらい受給されたか質問いたします。

それから、飼料米の作付を国は推進しております。国民1人当たりの米の消費は減る一方であり、減反政策もなくなります。そこで、飼料米の作付を奨励しております。かなりの金額が提示され、奨励されていることにより、多くの方が作付を考えておられるようであります。菊池米、それは全国食味コンクールで上位になっている菊池市のブランドになっております。

そこで質問ですが、旭志で黒米を作付された周りの米が、その花粉によって数メートルが交配し、黒米になったというような話を聞いております。特に、七城などで飼料米をつくることにより、飼料米と交配し、菊池米のブランドがなくなりはないかという思いで質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 中山議員の質問にお答えします。

青年就農給付金は、新規就農者の就農意欲の喚起と、経営が不安定な就農直後の所得を確保することを目的として、平成24年度より開始された国の施策で、本市におきましても、平成24年度は6名の新規就農者に対して給付を開始いたしております。また、今年度におきましても、新たに5名への給付を見込んでおり、事業開始より2年で、合計11名の新規就農者への給付を予定をいたしております。

本事業につきましては、多数の就農予定者からご相談を受けているところですが、耕作する農地の半分以上は親族以外の者から借りなければならないなど、給付要件が親に依存しない独立・自営の就農となっており、親元の後継者は原則対象とならず、給付対象者が予定より下回っている現状にもあります。

また、主食用米と飼料用米が近接して栽培されたとしても、両品種の開花時期に違いがありますので、県に確認をいたしておりますが、交雑が起こる確率は極めて低いということで考えております。

なお、現在、カントリーで集荷されております米につきましては、原則、指定種子生産圃場で栽培された種子で作付された米のみを集荷されておるなど、徹底した品質保持に努められているところでございます。

今後、本市としましては、極めて低い確率ではありますが、交雑が起こらないよう、作付体系について本市農業再生協議会を中心に、県やJAと協議しながら、点在しております飼料用米と主食用米の圃場の団地化を促進するなど、菊池米の品質低下につながらないような取り組みを模索してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○14番（中山繁雄君） 米については、安心しました。監視をよろしく願います。

先ほどの就農資金でありますけど、農業をしようとする中で、「農業の仕事ってどんな感じ」、「仕事の内容やライフスタイルは」、「農業という仕事や生活の様子など不安でたまらない」、「就農したい、何から始めたらいい」、「農業を始めたいけど、どこに相談に行けばいいんだろう」、「何が必要になるんだろう」という悩みもあります。就農しました。経営を安定、発展させたい。就農した後、技術の悩み、経営の悩みを抱えたときにサポートしている機関を知りたいなど、これから就農される方には大きな問題が出てくると思います。その相談口にもなっていただきたいと思います。

それから本年度、就農・経営総合支援事業が大幅な見直しが行われております。その内容について、どのようになったか、また、この情報を農家の皆さんに、どう周知するかお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

平成26年2月6日付の新規就農・経営総合支援事業実施要綱の一部改正により、青年就農給付金につきましても一部改正が行われております。主な改正点としましては、これまで給付要件で大きなハードルとなっておりました農地の貸借に関して、5年以内に所有権が移転できる農地であれば、親族から借りても給付対象とするといった給付要件の緩和がされております。

今回の給付要件の緩和により、青年就農給付金の対象者もふえてくることが予想されますので、制度改正の周知につきましては、本年2月にはホームページで、4月には広報での周知を図り、多くの新規就農者に給付金を活用していただけるよう努めているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○14番（中山繁雄君） 私も指導農業士の県の役員をしております。国会議員の方々に、現在の後継者を残して生産力を上げる、それが一番農業のリスクが少ない方法だと言いました。今までの方法では、なかなか後継者にはそういう援助がありませんでした。その後継者がすぐ就農したからといって、所得が倍増するわけではありません。そのためにも、この就農支援事業が必要だと思います。

これは市にお願いであります、これからは、国・県からの認定ばかりではなく、市長権限での認定が含まれております。市からの応援をよろしく願いいたします。

次に、菊池市のイベントについて質問いたします。

あるとき、東京のコンサルの方と菊池の農産物や観光について話していたとき、菊池の祭りの話になりました。龍門で行われているふるさと祭りの話題になりました。農作物の品評会、その後の競り、その話を聞かれ、東京からシェフやバイヤー、また、観光ツアーなどを組んだら東京の人は喜ばれますよと言われました。

そこで質問です。あの祭りを拡大し、菊池市全体の物産を持ち寄り、品評会をし、競りをし、それに、菊池市全体に声かけすることにより、そこに郷土の料理を出品し、その地域の産物を使った郷土料理も、使うことにより菊池市の農産物を知ってもらう。それがこの菊池市の農産物を売る足がかりになるのではないかと思います、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうから答えさせていただきます。

地域のイベント、祭り等と、その地域食材セールス、この組み合わせというアイデアはどうかということでございますが、私も全く同感でございます。もう2回、3回、竜門フェスタなどにも出させていただきました。

実は、私は人づてではなくて、直接、フェイスブックというものがございますので、ああいったもので、菊池市のセールスマンになったつもりで、そういう機会を捉えて発信しているわけですが、あれを見て、実は、東京とか都市部の友人たちが大変びっくりしておりました。

ですから、前々から、私はそういうふうな、地域の食材を地域の祭りと抱き合わせる形で都会の人を呼び込むことで、大いに一種のグリーンツーリズムといいたいでしょうか、これが成り立つであろうとずっと考えておりました、だからこそ、菊池の自然をそのまま商品化していけばいいんですと申し上げていたところでございます。これからそういう形で、ぜひ具体的に考えていきたいと。そのためには、東京ほか都市部との人的なネットワークというのが非常に有効になりますので、そういったところもあわせて開発していきたいと。

それから、その種のフェスタ等になりますと、一度に人が買いに来ても、そのときはいいんですけど、後が続かないと、その日1日で売れる量というのはたかが知れてるわけですね。ですから、そういったところと、継続的につなげるために、インターネットショップということ、今、インフラをつくっているということでございますから、そういった組み合わせが実現していきますと、大いに菊池ファンと

いうものがふえてくるのではないかと思います。一言で言えば、食と観光というのは、今後切り離せないであろうということでございます。

ただ、よく注意しなきゃいかんのは、特に竜門フェスタのように、地元の人を楽しみとして素朴な形でやっとするものは多少変質する可能性がありますんで、ちょっとそこら辺をどう考えるか。これは地元の人とよくお話をしながら進めていかんといかんと思いますね。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○14番（中山繁雄君） 市長、私は菊池市全体で後でしたらいいと、全体的に考えていただければと思います。

では、次の質問に移ります。

高齢者対策について質問いたします。

現在、菊池市では、「あいのりタクシー」「べんりカー」が行われており、交通手段の便利が悪い地域をカバーしております。利用率も高く、国から表彰も受け、素晴らしい施策だと思っております。しかし、これからますます高齢化も高くなります。何回か一般質問してまいりましたが、「あいのりタクシー」「べんりカー」ばかりでのカバーでいいのかと思います。旭志の山間地域の方から、昔あった移動販売があったらとても便利だなあというような話を聞きましたので、それに対してどう思われるか質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えします。

本市におきましては、高齢化が進み、中山間地域における高齢化は顕著なものになっており、地域住民の減少や後継者不足などにより、中山間地域の商店などは営業をやめられるところも多く見受けられます。このため、日用品や食料品を購入する場合は、市街地のスーパーなどに出かけなければならない状況となっており、特に高齢者の方々にとっては不便な生活環境となっております。

議員ご提案の移動販売事業の導入や買い物弱者の支援につきましては、以前の議員の質問にもお答えしましたように、公共交通機関のない中山間地域をほぼ網羅し、利用者の制限もなく、買い物だけではなく、病院や公共機関への移動にも大いに利用することができる「あいのりタクシー」や「べんりカー」の事業は非常に有効な対策であり、本市としましても積極的に取り組んでおりますので、この事業を活用し、生活環境の改善を図っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○14番（中山繁雄君） 申し出もありますが、ある企業で菊池地域で移動販売をやってみようかという声が少し上がっているのを聞きました。計画段階ではありますけれども、これをやるということになったら、国からの補助や市からの補助などを考えられないか質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えします。

さまざまな事情で買い物等に行くことができない方への民間企業の新しい事業として、食料品等をインターネットで注文し、自宅に届けてもらうネットスーパーや、コンビニエンスストアの宅配サービスなどもふえてきているようです。

本市におきましては、高齢者福祉サービスの一つとして、介護保険の適用を受けていない高齢者が在宅で生活されるための支援をする生活管理指導員派遣事業を行っております。この事業は、体が虚弱なため、日常生活を営むことに支障のある方や、ひとり暮らしの高齢者等に対し、生活管理指導員を派遣することで、生活必需品の買い物や調理等の家事の一部を支援するものです。さらに、今後は、在宅高齢者の生活支援や介護予防を目的に、地域の支え合いを推進していくため、ボランティアなどの人材養成や組織化などを検討してまいります。

また、先ほど答弁しましたように、現在実施しております「あいのりタクシー」と「べんりカー」の利用を推進したいと考えておりますので、移動販売を実施する特定の個人や事業所などへの直接的な補助を行うことについては現在考えておりません。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○14番（中山繁雄君） 先ほど言われた対策については、高齢者のためによく努力していただきたいと思います。

では、最後の質問に入ります。

菊池市の活性化について質問いたします。

江頭市長におかれましては、昨年4月に3候補が出ました選挙におきまして、はや1年が経過しようとしております。市長は市民派宣言され、菊池を変える骨太ビジョンとして上げられておりますその中から、幾つかの今後の方向性について質問させていただきます。

市長は、常日ごろより、暮らしたい、訪れたいと思う癒しの里、さくらの里事業などを進めて、市街地に緑あふれるまち、いわゆる森の中のまちづくりを目指したいと言っておられます。以前からありました本市の市民広場再生計画について、この1年間取り組んでこられました。現在の進捗状況と今後の方向性について、市長の見解をお聞きいたします。

次に、菊池市では、菊池ブランド確立のため、前市長時代の平成22年にブランド推進課が設置されました。私は、この一つのブランドを確立することは容易にできるものではないと認識しております。私もお茶関係などでブランド力アップと販路開拓と6次産業化に向けて、ブランド推進課が関係する幾つかの商談会に参加させていただきました。商談会では、数多くの同業者も参加しており、自分の商品を他社の商品と比較してみると、価値観の違いが痛感でき、バイヤーからの意見を聞くことにより、市場の方向性も伝わってまいります。

なぜこのことを言うかと申しますと、ブランド推進課で取り組んでいた東京、大阪での商談会について、昨年度はなくなり、熊本市のグランメッセで開催された2回の商談会についても、本市の参加はありませんでした。現在、6次産業化については国レベルで推進が行われていますが、農家が独自で考えた商品は、はっきり言って売れません。

本市の豊かな農産物を使用した新商品づくりをする場合において、6次産業に向けた取り組みに興味のある人たちが商談会に参加することで、その他の商品を観察し、いろいろな意欲ある人たちが出会えることが商品開発の参考になると感じております。このような取り組みの予算が削られたことによりまして、非常に残念だと思っております。菊池市の農業者だけでなく、商工業の事業者に対しても、新商品開発の意欲と新たなビジネスチャンスを逃しているようにも感じております。このことについて、どうお考えでしょうか。

さて、加工食品の原料になる農産物は、ここ菊池市には山ほどあります。本市の農作物は品種にこだわっているとか、農薬や化学肥料を低減したり、全く使用していないとか、栽培方法が違うなど、アピールできる戦略を立てて、栽培から販売まで考えていくほうが主流になると考えております。

江頭市長は、菊池市独自の農産物の安全安心な栽培方法である菊池基準とネット販売について就任当初より言っておられました。現在どうなっているのでしょうか。ネットで販売するにしても、ここ菊池市にどんな野菜、どんな果物、どんな加工品がどれだけの量があるのか、品質的に問題がないかなどを把握することがとても重要だと思います。それを詳細に把握してからのネットを利用した販売がベストであると私は考えております。当然、市長は菊池市の作物の品種や現在の品質状況など

をご承知の上でこの取り組みを進めているものと考えておりますが、いかがでしょうか。

現在、日本では、アベノミクス効果により景気が回復しているとマスコミ各社は報道していますが、皆さんどうでしょうか。先日、私は講演を聞きに行って言われました。これから、消費税が5%から、ことしの4月で8%、27年10月には10%になります。どうですか。消費税は結局、近い将来10%になります。もうかったから払うのではなく、売上げの中の10%は蓄えに回す必要がありますが、中小企業の方は、消費税をこのままでは払えなくなるのが現実になってくると思われます。

消費税だけではなく保険税も上がります。円安により燃料の重油は高騰し、それに伴い、農業資材価格や電気料も上がっています。あと5年後には、中小企業の方は現在の売上げを150%以上にしないと倒産すると言われました。なるほどだなと私は思いました。

その対策として、政府から補助金が、今、どんどん出ております。今、我が家のことを言うといけません、娘が新規事業を始めるということで、現在、1,000万円の補助金申請をしております。この事業は1,000万満額の交付になります。これは商工会からの情報であります。私も熊本大学のインキュベーターの勉強会で知りました。

江頭市長、これはほんの一つの例であります。これから菊池の企業、農業者に対して、いかにこのような情報を収集し、行動を起こさせるかが菊池市の活性化につながるかと私は考えております。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○14番（中山繁雄君） 江頭市長、いかがでしょうか。国の補助金事業のいち早い情報収集に対する市長としての取り組みは、どうお考えでしょうか。

以上、菊池市の活性化と農業の生産意欲につながるであろうという取り組みについて、市長に質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） ただいま、4点の質問をいただいたと認識しております。整理させていただきますと、市民広場の件、2点目が商談会の件、3点目が菊池基準、インターネットの取り組み状況、それから、補助金に対する情報提供ということかと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「あと一つ、ブランド推進の」と呼ぶ者あり〕

○市長（江頭 実君） 商談会のことですね。

〔「はい、そうです」と呼ぶ者あり〕

○市長（江頭 実君） 1 番目の、市民広場の件でございますけども、平成24年度に菊池市民広場再整備協議会で取りまとめられました報告書をもとに、三つの案による基本構想・基本計画（案）というものができております。平成25年度につきましては、この基本構想・基本計画（案）のコンセプトに基づきまして、その中に入っておりました商業施設とか温泉施設等のいわゆる商業施設、商業系の部分が絵に描いた餅であっては意味がないということで、そのための基礎調査として、需要予測ですとか収支予測、またPFI導入による民間事業者の参入を視野に入れた調査を行ってまいりましたところです。市民広場というものは、市民の憩いの場という側面と、それから観光交流の拠点としての空間という、いろいろな活用が考えられます。

今回の調査結果を踏まえて、再整備協議会を初めとする市民の皆様の広い意見を反映しながら、公共性の高い施設の整備であるとか、収益を伴う商業施設の必要性、それから採算性について検討した上で、平成26年度中に基本計画（案）というのを確定していきたいと、それをベースに今後の整備手法について検討してまいりたいと考えております。

それから、菊池ブランドということについての商談会ということの考え方ですが、私も商談会というのは非常に有効な機会だと思っておりますが、ただ、やり方を効果的になるように考えなければいかんだろうと思っております。

ですから、ポイントで、小さな点で、単発で、例えば東京に乗り込む、大阪に乗り込む、そこに何万円かの補助をするという単品散发型よりは、先ほどの竜門フェスタの例ではないですけども、やはり菊池の産物を見てもらうとか、菊池の自然の環境の中でその産物を見てもらうということは、非常にまたインパクトが違うと思うんですね。

そういった仕かけであるとか、それから、本市単独の助成事業としては、「きくちブランド販路拡大事業補助金」というのがございますけども、その見直しも行っていききたいと思います。特に、地元での開催要望が強かった商談会については、玉名、山鹿と連携しました熊本県北3市物産商談会連絡協議会というのを事業として山鹿市で開催したところ、本市からも参加者が多くて、商談も数件成立するというので、それなりの成果が見られたようでございますので、こういうやり方を、試行錯誤を含めながら、本市に一番合ったやり方で販路拡大につなげていきたいと思っております。

それから、菊池基準、インターネットの取り組みでございますけども、菊池基準については、「くまもとグリーン農業」との整合性をとりながら、今、市内の農業

者組織、JAさん、それから県ほか諸団体と協議を進めておるところでございます。インターネットの整備とあわせて、今年度の秋には皆様にお示しできればと考えているところです。

また、インターネットショップ開設に向けまして、本年度開設に向けた基礎調査を既に実施しておりますので、ブランドづくり実行委員会の専門部会の中に、いわゆるコンサル業者も加えて、委託先となる事業主体の決定ですとか、農林畜産物・加工食品などの商材に対する商品ラインナップをどうするかとか、それから、先ほどおっしゃった、販売のところだけではなくて、今度は生産物の仕入れのところですね。数量の調査、それから、計画的な生産というのはどのぐらい可能であるとか、そういった細々としたことをこれから検討していかなきゃいかんと思います。

実際には、これをやるためには、かなり集中的に専任体制でやる必要があると思っておりますので、今回、その人員、体制づくりも含めて、予算の中で計画してお願いしているところでございますので、何とぞ皆さんのほうでも、ご理解、ご協力いただければと考えております。

それから、最後に、補助金に対する考え方でございますが、特に今、国のほうで、経済の活性化ということで積極的に補助金を出しているわけでございますので、これはもう、私としてもどんどん取り込んでいきたいと考えております。

ただ、そのためには、やはり私どもの反省としては情報でございます。これまで以上に国・県との情報ルートをもっともっと強くしていかなきゃいかんと思います。場合によっては、その情報は実は足もとまで来ているんですけど、なかなか気づかれていないとかいうことも時として起き得ることだと思いますので、これをより効率的にやるために、組織的な対応ということも今考えております。特に、経済対策等については短時間での取り組みが求められるものですから、情報収集はもとより、事業対応ができるように、日ごろから対象事業の抽出であるとか、優先順位の決定などを事前に備えるよう指示をしているところでございます。

また、こうしたことを効果的に統括していくところが非常に重要であると思えますし、また、情報を共有化するということがスピード感を持った対応にもつながると思っておりますので、こうした狙いから、今回、部の設置条例の一部を改正して、政策企画部というのを設置しまして、よりアンテナを強化することと、情報の共有、それから政策調整機能の強化ということを図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○14番（中山繁雄君） 今、市長が言われましたように、今の補助金に対しても、今

度の補助金では2週間で書類をつくり上げてくれというようなこともありますので、いかにその情報を早く把握してするかが至急することだと思っております。

現在、6次化については国レベルで推進されておりますけども、私はいろんな勉強会に参加してまいりましたが、農家で6次化に取り組むのはほとんど無理であります。

初めのハードル、農業法人になること。これが法人化するのに2年かかります。6次化申請にまた半年。これだけの期間がかかれば、その作物へのブームは終わっております。取れたとしても、農家が考えた品物は、ほとんど企業も考えておりません。商品をつくっても、品質が安定しない、衛生面が悪い、販売量が少ない。これらの理由で絵に描いた餅になるのが現実であります。

それよりも、これからはちょっとした商品をつくる。例えば、菊池の麦の粉でダゴ汁をつくり、その麦の粉を国産ですというようなことで売る。また、菊池のゴボウも、もうゴボウも宮崎、鹿児島がまねをしまして、どんどん生産量がふえて、単価も安くなっております。そこで、品種にこだわったり、無農薬で育てたり、つくり方を変えたりして、どこにもないようなゴボウをつくる。これに早く手がけないと、収入が減るばかりだと思います。こういうことを考えていかなければ、農業は残らないと思います。

また、物産館においても、最近聞いたことでありますが、買い物に来ておられる方が、午前中で品物がないとか、メロンがないときが多いなど、最近よく聞くようになりました。七城では、ここ5年間で農家数がかなり減っているようであります。

市長は、メロンドームの社長でもあられます。これから生産農家は激減していきます。いずれ、大改革をしなければならなくなります。それなら、物産館を早く統合し、農作物の横とのつながりを持ち、品物が欠品しないような対策をとるべきだと思います。各地域の農家の反発はあると思いますが、ぜひやっていただきたいと思っております。

それから、先ほどの補助金ですが、アベノミクスの考えは農家、企業ばかりの問題ではありません。職員の皆さんも消費税が上がり、保険料、ガソリン、食料品が上がると、10%以上目減りしたことになります。農家、企業においては、やる気のある企業は残ってくれ。やる気のない企業は要らない。これがアベノミクスであります。これに対応する市としない市では、10年後はすごいことになっていると予想されます。

本市にも新規企業で水関係の工場が増築され、すごい工場ができております。国は、新しい事業を始める、新しい雇用をする、そんな企業に補助金を出しているのではありません。

これから農業について補助金が出ると思われます。農業においても、ある地区では、その書類の書き方で補助金が出た、あるところでは出ないというような不公平さも出ております。これは職員の方にはお願いですが、なぜそこが出たかぐらいの勉強はしていただきたいと思えます。

それから、今議会中に電話がかかってまいりまして、菊池の菊芋がトン単位できくち物産館を通じて販売ができました。これについては、先ほど言いました、私が東京に行ったときの業者から電話がかかってきたわけでありまして。本年度からは契約栽培でしていただきたいというようなこともあっております。

また、菊芋の葉っぱ、ヤーコンの葉っぱの乾燥もしてくれないかというような問い合わせも来ております。やはり、東京とか、この商談会を大事にしていきたいと思えます。

終わります。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思えます。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後4時17分

第 3 号

3 月 5 日

平成26年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成26年3月5日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（22名）

1番	荒木	崇之	君
2番	柁原	賢一	君
3番	工藤	圭一郎	君
4番	城	典臣	君
5番	大賀	慶一	君
6番	岡崎	俊裕	君
7番	水上	彰澄	君
8番	東	英俊	君
10番	泉田	栄一朗	君
11番	森	清孝	君
12番	中原	繁	君
13番	樋口	正博	君
14番	中山	繁雄	君
15番	怒留湯	健蓉	さん
16番	坂本	昭信	君
17番	隈部	忠宗	君
18番	葛原	勇次郎	君
19番	木下	雄二	君
20番	坂井	正次	君
21番	森	隆博	君
22番	山瀬	義也	君
23番	境	和則	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
総務企画部長	野 口 祐 成 君
市民環境部長	下 田 俊 一 君
健康福祉部長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	松 野 浩 一 君
総務企画部統括審議員	西 浦 一 義 君
七城総合支所長	岩 下 利 昭 君
旭志総合支所長	水 上 菊 也 君
泗水総合支所長	松 岡 千 利 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
市 長 公 室 長	倉 原 良 則 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 部 長	中 村 鉄 男 君
農業委員会事務局長	松 永 隆 則 君
水 道 局 長	原 和 徳 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	宮 川 啓 子 さん
総 務 審 議 員	徳 永 裕 治 君
議 会 係	遠 山 彩 美 さん

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

初めに、工藤圭一郎君。

[登壇]

○3番（工藤圭一郎君） 皆さん、おはようございます。議席番号3番、工藤圭一郎です。通告に沿って、一般質問に入っていきたいと思えます。まず、施政方針についてお伺いしたいと思えます。

1点目、少子高齢化社会の対応についてであります。2点目、文教菊池再興プロジェクトについて。3点目、市民視点の行政サービスの充実についてお伺いしたいと思えます。

まず、1点目の少子高齢化社会の対応についてですが、今回、市長が空き家対策ということを施政方針の中で言われております。それも一つだろうと思えますけど、これだけの菊池市の人口減に対して、まず人口増を図る、そういう計画を立ててほしいなという思いで今回この質問をします。

ポイントを決めて、人口増が図れる地域をつくる、私の頭の中では、それが花房地区じゃないかなというふうに思っております。月例会のときに、下水道課より下水道料金を引き上げなければなりませんというようなお話がありました。そのときも私が質問したんですけど、下水道課だけで見れば当然苦しいのはわかります。ただ、全市的に見れば、もっと人口をふやす、下水道につなぐ人をふやす、そういうことで、できることをもう少しやってほしい。その中の一つなんですよ。

花房地区は泗水の浄化センターにつなげられる地域でもあります。その地域を、ここは合併浄化槽区域ですよというような形で区域決めしてあります。今現在ですね。そういう地域にきちっと下水道を整備し、農振がかかっている場合は農振を外す。そういうことを進めていって、後は民間業者がきちっと開発していくでしょう。そうやって、やはり新規の住宅が建つような、そういう地域をゾーン分けしてやっ

てほしいなという思いで今回この質問をします。

菊池市は小学校が四つ閉校して、まだひよっとすると、あと何校かというようなお話も聞きます。そういうことがなるべく起きないように、やはり人口増をしっかりと図っていく、そういうことが大事じゃないかなと思います。そのことで、市長にまずひとつお伺いしたいと思います。

2点目、文教菊池の再興プロジェクトについてですが、これはずばり、地元の菊池高校の現在の定員割れの状況を私は見て、そのことに対して多くの議員さんが質問されております。ただ私は、当然県立高校ですので高校の仕組みについてお伺いするつもりはありません。江頭市長の地元、そして多くの人があそこでの菊池高校の立て直しを要望されて、現在、子どもたちが菊池高校に地元から余り行っていない。そういう状況を地元の人たちがどういうふうに思われているのか。そして、市長も自分の出身校でありますので、そのことをどういうふうに捉えられているのか。私は、もっと地元が本気になって菊池高校を立て直そうと、頑張っって子どもたちをやろうと、菊池高校の仕組みとは別に地元の盛り上がりというのが必要じゃないかというふうに思っております。

そのためには、前回ソフトバンクの誘致でソフトバンクの旗が立ちましたね。ああいうことをやってみてはどうでしょうか。商店街を挙げて、みんなで子どもたちを応援しようと、そういう機運を盛り上げていただきたい。そういう点において市長がどういうふうにお考えなのかをお聞きしたい。

3点目、市民視点の行政サービスの充実。このことについては、先月、江頭市長の応援団の一人でもあります菊池市の河崎洋さんという方が白血病で亡くなりました。私はその方と大変親しくさせていただきましたし、いろんなことを教わりました。その方が、病気の最中、退院されて、私は全然そのことを知りませんでしたけど、私に病状のことは言われなかったんですけど、おうちに遊びに行ったときに、その方が、「菊池市は、まず職員の住民に対するサービスをしっかりとやる。そして、それを日本一にしたいという宣言をすれば、おのずと市民はついてくるよ。それはお金がかかることじゃない。市長の宣言一つ、市長のリーダーシップ一つだ」と言われました。そして、そのときにやっぱり人口増のことも言われました。頑張っって人口をふやさないかと。確かだなと思いました。

ただ、そういう方が亡くなられたので、私にとっては、これが遺言みたいな形になりましたけど、ここでやっぱりそれをしっかり言っていきたい。これは一つの市長のアピールだけで済む話。そうすると、市長がそういう宣言をするだけで職員はしっかりと動き始めると思います。江頭市長が就任されて、大分対応がよくなったという話も確かに聞きます。ただ、もっともっとよくしてほしい。それには、江頭

市長のそういう宣言あたりがあることでしっかり変わってくると思います。

その3点について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 皆さん、おはようございます。ただいま工藤議員から3点ご質問をいただきました。人口増対策について、それから菊池高校問題について、それから、行政サービスのレベル向上についてということでございました。

まず、人口増対策に係る、特に花房台における人口増ということでご提言を今いただきました。現在の花房台のインフラの整備状況につきましては、上水道については泗水地区と一体的に給水しておりますけれども、下水道事業については平成20年度に下水道事業泗水処理区の全体計画を見直しまして、花房台も追加されたところでございますけれども、現在までのところでは認可区域ではございませんので、浄化槽市町村整備推進事業により整備を行っておるところでございます。

今のところ、農振問題等もあり、花房台地区において大規模な開発を市で実施するという計画はございませんけれども、当然住んでいらっしゃる方についての生活環境の向上が必要な区域については、排水路の整備などの必要なインフラ整備を行ってまいりたいと思っております。人口増対策自体は非常に重要なテーマと私も考えておりますので、花房台も視野に入れつつ、全市的な観点から別途総合的に検討していきたいというふうには考えておるところです。

2点目の菊池高校の件でございますが、実はこれはご指摘のとおり、私は就任当時から、非常に高等教育の重要性というのを唱えてまいりまして、それはつまるところ、菊池の価値を永続的に高めていまいしょうという運動を開始したわけですが、これは行き着くところ、人材ということに尽きるわけでございますが、そういう意味でも非常に高等教育は重要であると。ところが、特に菊池高校を例にとりますと、校長先生のお話では、来年度の出願者数も定員に満たずに、ある意味、非常に寂しい状況にあると。もっと厳しく言いますと、危機的な状況にあるというふうには私は認識しております。

まず地域を盛り上げるには、若い人の力、とりわけ地元高校の力というのはとても重要だと思っております。菊池を再生する上でも、地元の高校の参画というのは大きな意味があると思います。お互いに活力につながるシナジーを持っていると思うんですね。

そこで、高校教育ということになりますと県の管轄ではございますけれども、一つには、市内外の有識者を講師に私のほうでアレンジをして、さまざまな講演会を開催するなどして、いろいろと刺激を与えていこうという試みであるとか、あるいは、

まちおこしや祭りなどにどんどん高校生の参画をふやして地域との交流をふやす。そうすることで、応援団もどんどんふえていく、ファンがふえていくとか、そういういったふうな施策をやっていきたいと思いますということで、実はもう既に校長先生ともお会いしてお話を始めているところでございます。

それから、3点目が、すみません、ちょっと資料を置いてきましたので、取りに行かせてください。

失礼しました。3点目が行政サービスのレベルアップという叱咤激励であるというふうに理解しております。行政運営に当たって最も重要なこと、それはやはり市民目線で考えて行動して、市民の皆さんが満足できるサービスを提供するということだろうと思います。先ほど、少しは対応がよくなったというお褒めの言葉をいただきましたが、まだまだというふうに自戒しておりますので、これは永遠の課題として取り組んでいきたいと思っております。

本市におきましても、職員の接遇の向上を目的に、平成22年度、23年度に参事職以下を対象に接遇研修を行っておりますけれども、本年度は全職員を対象に実施していきたいと思っております。特にこの分野では、私は民間から来ておりますので、民間で求められているレベルというのをそれなりに承知しておりますので、いろいろな人的なネットワークも生かして、それにふさわしい講師等もまたこちらのほうに招聘したいと、いろんな手を打っていききたいと思っております。

そういう中で、接遇日本一を目指してはどうかというご提案でございますが、そういう気概を持ってやるということは非常に大事だと思います。ただ足元を見たときに、やはりまだまだ改善していかなくやいかん基礎的な部分も多いと思っております。私としては、そういう気概は大事ですが、やみくもにスローガンだけでは長続きしない部分もあるかと思っておりますので、実直に、地道に、具体的にそこを進めていきたいと思っております。先ほどの講師を呼んでくる等とあわせて、やはり現状分析とか問題の所在、強み・弱みの分析等を、いろんな市民の声ですとか、あるいは自分たちでそういうことを議論させるといった作業を通じて、自分の問題として取り組ませていきたいというふうに思っておるところでございます。

いずれにしましても、これも永遠のテーマとして、日々これから努力していく所存でございます。どうぞよろしくご指導のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○3番（工藤圭一郎君） 今の市長の答弁を聞いておりますと、私はやはり本気度がもう少し足りないのかなというふうに思います。

まず1点目の人口増なんですけど、これこそ本気で取り組まないと、もうどうしようもない。市長もよく言われていますけど、来年度から段階的に交付税が減ると。それはわかっているんですよ、当然、皆さんも。やっぱりそこはしっかり取り組んでいくというか、言うだけではなくて、実際にもう取りかからないと、待ったなしの状態ということはわかられていると思いますので、今のお答えだけではどうしても私には本気度が足りない。

それと、2点目の菊池高校のことなんですけど、仕組みを言われるのはわかります。ただ仕組みだけじゃなく、私が言いたいのは、地元からの強い大きい要望で、あそこでの、そのままの場所での建てかえが進んだ後に、今の状況はどういうことですかということが言いたいんですよ。それこそ、庁舎のことしかり、市民広場のことしかり、地元からの要望でいろいろ計画が進んでいきますけど、あとは知らないみたいなことでは始まらないんじゃないかなと思います。だからこそ、要望があった以上は、その要望された人たちが真剣になってそのことを考える。地元が押す。地元から子どもたちがよその学校に行っているようでは、このことは一体何なんだというふうに私は思いますよ。それをお聞きしているんです。

それと3点目の接遇日本一宣言。日本一宣言はしなくても、今、これから庁舎整備の話をしていく中で、ほかの議員さんたちも言われています、総合支所のこと。そうやって職員がいろんな思いでいる中で、しっかりと先を見つめて進めていく目印になることじゃないのかなと私は思います。まずはそれでしっかりやろうと、市民の皆さんとしっかり話ができる体制を職員がつくろうと。そうすると、いろんなこれから来る問題にしても、市民の人からの本当の理解が得られるんじゃないかなと思いますので、日本一宣言をしろということではなく、きちっと本当に前に向くぞと、本当に市民の人たちとがっぷり四つで行くぞというような市長の宣言ですよ。ね。「やってますよ」では、これからいろんな問題が起きてくる中で、市民と職員、市民と行政の間の壁が高くなってしょうがないような気がします。それを少しでも下げるためにも、いま一度、この3点をお尋ねしたいと思いますけど、市長、同じお答えでしょうか。お願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 1点目は、菊池高校の問題に関しまして、地元の気持ちをどう引き上げていくかということ、2点目が、サービスレベルの向上に向けての実際的なものが必要じゃないかというご指摘かと思います。

1点目の菊池高校の問題ですが、おっしゃったような知らん顔ということではないと思いますが、地元の方が地元の高校に通わせていないという事実はあると思

ますね。それはなぜかといえば、やはり学力を大変心配をなさっている、そのために人材が集まらずにまた学力が低下するという悪循環じゃないかと思います。ですから、まず学力をアップさせなきゃいかんわけですよ。

学力をアップさせるためには、じゃあ、今いる生徒たちがだめかということではなくて、やはりモチベーションのつけ方にあると思うんですね。そのためには、みんなの持っている潜在力を引き出すための意識力、意識のアップというのが非常に大事になります。ですからこそ、そこを刺激するために、いろいろな有識者を講師に招いていろいろな刺激を与えるといったふうな、実際的な具体的なことが必要になるわけですね。ただ「いかん、いかん」では菊池高校は改善しません。こうしたふうな一つ一つを地道に具体的に施策として結びつけていかないと、それは前に進まないとします。

また、まちの人の意識が薄れているのはあるんだろうなとは思いますが。そういったことを、これまたかけ声だけではなくて、実際に意識を掘り起こしていくためには、地元の祭りとかまちおこしの行事等に参画をさせる。そのことで菊池高校との距離感をぐっと縮めて、応援してやろうというふうなファンをふやしていく。自分の息子が高校生になったときに、「やっぱり菊池高校はいいよな。そこに送りたい」と。こういったふうな手だてというものが非常に必要なわけでございますから、私は今具体的な案として、例えばということで申し上げたところでございまして、このことは既に校長先生ともお話をしているところでございます。

2点目の接遇レベルの件も、ある意味、趣旨は同じでございます。スローガンだけではなかなか前に進まないとしますし、一方で、目標というのが非常に重要だと思います。ただ目標というのは、チャレンジブルな目標でないとかえって意欲をなくしてしまう。あるいは、これは言っているだけだなというふうに形骸化しがちでございますから、自分が少し、とにかく努力をして、背伸びをして、汗をかいたら何とかやれそうだという目標をまず持つてくる。そこに到達すれば、さらにまた次の目標を持つてくるというふうな、やはり具体的な手だてというものが重要だと思いますので、私としてはそこを地道に一つずつ实际的にやっていきたいという趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○3番（工藤圭一郎君） 次に行きたいと思っております。庁舎整備についてです。

今回、本庁舎整備について大きな変更があります。施政方針では、市長は、議会の議決を尊重するというふうに言われていますけど、私からすると尊重しているふう

には思えません。議会審議会を通して説明をしたとされますけど、まだまだこの変更に対しての説明は全然足りていないというふうに思っております。

1点目、本庁舎整備についてなんですけど、市民の利便性を重視して今回の変更に至ったというふうにされております。その市民とは誰たちを意味するのか。誰ということはありませんけど、市民とは、お伺いしたいと思います。

2点目、花房圃場整備地内の庁舎用地について、使用目的が決まったのであればお知らせいただきたいと思ひますし、決まっていなければ、そのことをお答えいただきたいと思ひます。

3点目、総合支所についてなんですけど、きのう城議員からお尋ねがありました。各地域よっての事情があるから、その地域の声を吸い上げてしっかり検討したいというふうに市長がお答えになっていましたけど、各地域の事情はもうわかっているはずなんですよね。残してほしい、今の状況を保ってほしい。すぐ計画を立てればいいじゃないですか。

国も言っていますよね。合併した市町村で地域の疲弊が進んでいるから、各総合支所あたりに手当をつけて、しっかり地域が疲弊しないように。そういう予算、手だてもされましたよね。だから、しっかり計画はすぐ立てるべきであるし、まさに本庁の整備計画と同時進行しなければ、これこそおかしな話なんですよね。後回しにするというふうにしか聞こえません。だから、その理由がもしあれば。城議員と同じお答えじゃないお答えを期待しまして、この3点の質問としたいと思ひます。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま3点のご質問をいただきまして、本庁舎整備等でいうと、市民の利便性というところの市民とは誰かというご質問、それから花房台の整備方針は決まったのかというご質問、それから総合支所についてでございます。

最初の市民とは誰かというご質問でございますけれども、これは市庁舎をご利用になる市民の皆様全てということにほかなりません。それから、花房台については、整備方針は現在ではまだ決まっていない状況でございます。

それから、総合支所に関する今後の利活用ということでございますが、ご質問の趣旨の確認でございます。きのうの城議員のご質問も利活用についてということでございまして、とりわけ、あいたスペースをどういうふうに今後使っていくかということでのご質問でございました。ですから、テーマは二つあると思ひます。あいたスペースをどういうふうに利活用していくかという問題と、その空きスペースのもとになります今後の支所のあり方をどういうふうに考えるかという二つの問題があるかと思ひますが、このいずれも、住民の皆様の見解をよく聞きながら進めてい

くという趣旨で申し上げておるわけでございます。

当然ながら、実際の進め方としては、本庁の整備と並行して進めていくわけでございますけれども、とりわけ支所のありようについては住民の皆様の生活にも直結する話でございますから、そこのところはよく手間暇をかけてといたしましょうか、じっくりと皆様の声に耳を傾けながら進めたいということをきのう申し上げたところでございまして、きょうの私の答弁も同じ趣旨になるというふうにご了解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○3番（工藤圭一郎君） そうです。1点目は、市民は菊池市の市民ですよ。当然です。

それと今回の変更でまず思いますのが、「あ、変更できるんだ」と。議会の議決も通って、設計が進んでいる本庁舎整備がですね。変更できるのであれば、もう一回花房に建てるというような話ができるのかなというふうには私は思いますし、泗水町で話を聞くと、多くの人がそういうふうな考えでいらっしゃいます。ただ、全くその話はいきません。この本庁舎での整備計画が、どうも市民の利便性にとってはよくないから変更したいと。しかし、その利便性といったときに、本当に駐車場も大してふえない、その整備が、利便性をということなのかなというふうに思うんですよ。

総合支所の話は今言われましたけど、あいているスペースの利活用ではなく、総合支所としての機能をしっかり充実させてほしいということなんです。総合支所で何でも物事が済めば一番いいよと皆さんおっしゃいます。この菊池に行かなくて済むように。じゃあ、ここを本庁舎としたときに、泗水、七城、旭志の人がここに集まってこなければいけない状況ができたときに、やっぱり駐車場が足りない。窓口は一つにはなったけど。そこに利便性が果たしてあるのかなというふうに思います。

そもそも合併協議会で決めていたとおり花房に建てた場合、総合支所は泗水も七城も旭志もほぼ窓口業務だけになる。後々はもうなくなる。しかし、そのときに、ここは支所として残る。多分、そういう計画だったと思います。しかし、ここを本庁とした場合は、総合支所を残してほしいという市民の声が上がるのは当然であります。だからこそ、花房でいいんじゃないかなというふうに思います。まだ計画も立てていないのであればですね。そう話が行くのは当然です。

やはり、この庁舎整備は、大きな決断、大きな思い、それによって泗水町は大変

な状況に置かれました。それを今回市長が就任されて、市民の声は今の計画ではおかしいと、そういう人が多いと、だから私としては変えたいとおっしゃる気持ちは十分わかります。ただ、そのときに、最初にお尋ねしたように、近くの市民だけを市民というふうに思われているんじゃないかなと私は思うので、そういう、あえて意地悪な質問をしましたが、全体を考えたときには、やはり総合支所がしっかり機能しないと、今みたいに少子高齢化が進んで、車に乗れなくなる高齢者がふえて、それでも菊池の本庁に行かないとそのことは済みませんという状況をつくるのか、そこを尋ねているんです。だからこそ、原点に返って検討し直したらどうかということをおっしゃっています。

どうですか、市長。花房の圃場整備地内の庁舎用地に検討は今回されたんでしょうか、されてないんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ご質問の趣旨をもう一回確認しますと、本庁の場所についての見直しがあったのかどうかというご質問ということでよろしいでしょうか。今の庁舎整備方針の中で、その基本枠の中で、庁舎機能を一本化することが合理的ではなかろうかという提言をさせていただきまして、今、議会の皆様にご報告をしながら進めてきておるわけですが、その見直しに着手する際に、これは議会で申し上げましたが、私は三つのことを方針としてやっていきたいと。一つは、平成23年11月4日の庁舎整備方針を尊重してやっていきたい。2番目に、ですから場所としてはそのまま、今計画している場所で進めますと。3番目、ただし利便性の観点から市民にとってそのほうが良いということが合理的に、機能的に言えるのであれば、そこは見直していきましょと。こういう話を申し上げておまして、繰り返しのようになりますが、庁舎等の整備の位置については現本庁舎及び市営プールの場所ということで、これは私は明言しておりますので、花房台については一切検討しておりません。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○3番（工藤圭一郎君） それとこの庁舎整備について、たしか庁舎整備等検討委員会ができたと思うんですけど、そこで検討が何かされていないようにお聞きしたんですが、方針が変更されるからというふうに市長が言われたと思います。これこそ検討委員会にまずかけて、その検討委員会でその変更が良いのか悪いのかという、そのための検討委員会かなというふうに私は思っておりましたが、そこはどうだっ

たのかお尋ねしていいですか。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 答弁の前に、大変恐縮でございます、ちょっと私の理解が足りなかった部分がございます、今のご質問の趣旨ですが、庁内に庁舎等整備検討委員会というのがございますが、そこについてのご質問という理解でよろしゅうございますか。

「いや、もう一つ、市民が入るほうのがあるでしょう」と呼ぶ者あり]

○市長（江頭 実君） 庁舎等市民検討——ちょっと正式名称は忘れましたが、市民がお入りになった検討会ですね。それは実施しておりません。なぜならば、そこに検討してもらうべき案というのは、今言ったように、庁舎機能を一本化してみることの検討を進めておりましたので、それがまとまってから、また別途お願いするということで延長しているというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○3番（工藤圭一郎君） 私の理解は、その検討委員会に諮るべきだと思っておったので、諮らず、方向性、形ができて、あとはその中身というようなところの検討をされている状況なのかなというふうに思うので、今の質問をしたところです。私の理解では、その方針変更というか、これは大きいことですので、それこそ市民も入った検討委員会で諮ってほしかったなというふうに思って質問したところです。

花房のところの検討はしていないということでしたけど、花房のその圃場整備の庁舎用地もやはりきちっと方向を示さないと、今いろんなうわさ話が出てきているのが私は聞こえております。あそこはどうなるんだと、菊池市はあそこを持っているという中で、だからこそ私みたいな話が出てくるんですよね。合併当初に戻ってその検討はされたんですかと。あそこの使用目的、利用目的をはっきり示さないと、やはりそういう話をする人が出てくるし、今度は全然違う利用目的を言う人も出てくる。

だから、今回の変更にあたって、私がやはり素直にそのことを言いたくなるし、ならば、もっときちっとした、みんなに説明がつくような利用目的を立ててほしい。そのときに一つ私が思うのが、振興局をあそこに持ってきてはどうかというふうに思いますけど、それは県がすることですのであれなんですけど、そういうふうなお話が市長のほうから振興局とあるのかどうか、お伺いしたいと思いますけど、いいですか。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 花房台についてでございますけども、ここの検討をなるべく早い時期に着手しなきゃいかんのはおっしゃるとおりだと思いますね。ただ、その前の本庁舎の庁舎機能の一本化という見直し、これも非常に大きなテーマでございますので、これを並行させるということは非常にむしろ混乱することでございますから、まずは本庁舎の話ということで今進めておるわけでございます。そういう意味では、花房台の検討というのはこれからでございますけども、今おっしゃったような県の総合庁舎云々ということについては、そういう希望の声時々出てくるというのは仄聞することはございますけれども、そういう類いの話だと私は承知しておりますので、当然テーマとして県の方とお話ししたということは全くございません。以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○3番（工藤圭一郎君） それを私が言うのは、市民広場の再整備計画を立てていく中で、やはり振興局、保健所あたりがもしかして動くということになると、あれ一帯がもっと広い範囲で再整備計画が立つんじゃないかなというふうに思いますし、物すごく利活用がまた広がっていく話でもあります。そういう思いで、逆に当市からするといいい話ではないかなという思いで市民の方々も言われますので、そういうことでの意見です。

庁舎整備については、もっといろいろありますけど、やはり総合支所をしっかりと維持してほしいという思いが出るのは当然であるということには理解してほしいと思います。ここを本庁として動かさない場合はですね。だからそこは、お答えのように空きスペースをどうのということではなくて、総合支所としての機能をしっかりと維持してほしいというふうに思います。

最後の行政運営についてに移ります。3点上げておりますけど、合併検証についてと今後の菊池市について、2点だけ質問したいと思います。

まず、合併検証について。当市は泗水町の独立運動を経験した市であります。このことについて、いろんな地域の議員さんからいろんな話を私も聞きました。やはり平成の大合併というのは、かなり全国的にも無理がある合併でありましたし、いろんな大小の市町村の合併によって、小さいところがやっぱりのみ込まれていくような状況が生まれております。

そこで、やはり当市はしっかりと合併検証を早く、真面目に、真摯に取り組んでほしいなというふうに思っております。そこが今どういう状況になっているのか、お

伺いたいと思います。そして、地域審議会が今ちょうど合併10年で終わりになるのかなと思いますけど、特例債の延長も5年決まりましたので、私としては、地域審議会もそのまま5年延長を強く望みますけど、そのことについていかがでしょうか。

2点目、今後の菊池市についてという形で出しておりますけど、これは、この菊池市が今後単独でしっかりとしてやっていけるのかということを確認したいと思います。そのときに、実はやっぱりどこと連携していくのかなと。今、一部事務組合をしております合志、菊陽、大津としっかり連携をとっていくのか、地域振興局の枠組みであります阿蘇、菊池、山鹿、玉名としっかり連携をとっていくのか。どことというふうには、当然思われてないかもしれませんが、そこが大きく今後どちらかという形になってきたときに、住民にとっての利益、不利益が出てくるのかなと私は思いますので、もし市長の中で、こちら側を優先していくんだという形をお持ちであればお答えいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ご質問は2点ございまして、1点目は、合併10周年を迎えた後の地域審議会に対する考え方、2点目が今後の合併等に対する展望観ということかと思えます。

第1点目でございますが、まず合併につきましては、平成26年度に合併10周年を迎えることとなりますので、今後、総合的な検証に着手して、合併の効果ですとか課題といったものの整理を行いたいというふうに考えております。

そういう中で、地域審議会のありようでございますけども、地域審議会自体は、合併時に行政区域が拡大して住民の声が届きにくくなるのではないかと懸念を払拭するために、合併協議で10年間設置するという事で決定したものであります。そういった声を酌み取っていくというメリットがある一方で、10年たつてくるわけですが、なるべく新しい市に生まれ変わっていかなくやいかんという中で、ともすれば合併前の市町村意識というのが温存されて、新市としての一体感形成のときに必ずしもプラスばかりに動くものではないということの弊害も考えられると。両面あると思うんですね。

したがって、こういうプラスマイナス両面をにらみながら、平成27年度以降をどうするかということについては、そもそも地域審議会の設置自体が議会の議決が必要になることでもございますので、そうしたメリット、デメリットを踏まえながら、議員の皆さんですとか地域審議会の委員さんの意見を伺いながら総合的に判断する必要があるというふうに考えています。

ちなみに、ほかの市町村の事例でございますけども、全国の合併市町村で地域審議会を設置している市町村というのが、平成23年度で205の市町村あったそうです。これが平成25年度になりますと195市町村となっております、10市町村が減っているわけですね。なぜ減ったかといいますと、この25年度、23年度の間期間が満了しまして、満了したのが10市町村。ですから、どこもその後地域審議会というのを継続しなかったということのようでございます。

それから、菊池市の今後の合併等に関する展望観ということでございますが、先ほどから申し上げていますように、本市ではまだ10年たっておりませんで、これから合併検証を行わなきゃいかんということで、自分の最初の合併がどういうプラスだったのかマイナスだったのかというのが、まだ整理できていない状況でございます。そういう中で、次の合併のことがどうかというのは、ちょっと考えられる状況にはないと思いますし、それは恐らく他の市町村も同じじゃないかと思えます。ただ、工藤議員のご趣旨として、いろんな目的とか事業でテーマごとに連携を深めていくということであるのならば、それはおっしゃるとおりで、非常に重要な視点であるというふうに考えております。特に、ごみのように非常にコストがかかるインフラの部分につきましては、菊池郡市の一部事務組合が非常に有効だというふうにも思っておりますし、一方で、観光戦略については、今菊池川沿いで桜を植えたり、あるいは温泉や歴史といったことを組み合わせることで一つの大きなストーリーができますので、観光戦略なんかでは、この菊池流域というのは非常にメリット感があるような気がするわけですね。それは恐らくそうしたほうがいいんでしょうね。ですから、ここは余り固定的に考える必要はないと思っております、非常にしたたかに、各目的、戦略に応じて、ここと組んだほうが一番メリットがあるということやっていけば、おのずとそれが集積していきますので、最終的に、これは仮の話ですけど、また将来になって合併のニーズというのが出てきたときに、おのずとそういう実績の積み上げというものが一つの判断に材料にもなってくるのではないかと思いますから、テーマごとにどんどん前向きに連携を深めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○3番（工藤圭一郎君） 合併検証の話は、市長、旧の四つの市町村でいえば、一番大きかったのが菊池市ですよ。そちら側から見れば、今の市長のお話だろうと思えます。ただ、この菊池市は泗水の独立運動を経験した市でありますので、もう少し周りに配慮をしていただきたいという思いです。合併検証というのはですね。どう

だったのか、相手側がどう思ったのかを検証してほしい。10年できちっとおさまる話ではないんですよ、これは。だからこそ、その10年を迎えて、それからしらすじゃなくて、その前から検証を始めて、きちっと本当にうまくいってれば、そのまま地域審議会を残してほしい、延長してほしいという話はありません。なぜ言うかというと、そのときの状況をしっかり把握されているから、継続して議論に参加していただきたいという思いで延長をお願いしているのであります。

それと、今の今後の菊池市についての市長のお考えはわかります。ただ、やはり用途、目的によってあっちとこっちとという形は、結局市民の本当に思いというか、利便性じゃなくて、行政トップの都合みたいな感じに聞こえるんですよ。特に泗水町を言えば、やはり南部のほうと近かった関係もありますので、方向が変わってくると全然違って来るんですよ。そこあたりをしっかりと理解していただくには、まず合併検証じゃないかなというふうに思います。

どういうことからそうなった、今泗水の人たちがどういうふうな理解であるのかということをして市長と語る会あたりは進めていきたいというふうにおっしゃっていますので、しっかりと聞いていただきたいなと思います。私がただ言っているのではなく、本当に市民の人が言われていますので、そういう声をしっかりとこれから引き上げていただいて、理解していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間休憩します。

○
休憩 午前10時54分

開議 午前11時03分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東英俊君。

[登壇]

○8番（東 英俊君） 改めまして、こんにちは。無所属の東英俊でございます。と言うと、亡くなられた共産党の裕人君がその席からにやりと笑われたのを思い出します。昨年暮れに亡くなられた共産党の裕人君のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

さて今回は、江頭市長が1年間の助走期間を経ての本格始動ということで、市長の思いの詰まった施政方針を熟読しての政策提言をしたいというふうに思っております。

恐らくこの1年間は、外から見た菊池の視点から市政運営をなされてきたものと

思います。ですが、実際にこの菊池市の中に入られて、市長が外から見た菊池で感じられたものを解消するにはどこをどのように変えていかなければいけないのか、幾つかの根っここの部分に重点を置かなければいけないのか、もう既に感じられているものとしての一般質問としたいというふうに思っております。また、今議会を最後に数名の部長さんたちが退職をされると聞いております。長い間ご苦労さまでございました。きょうは長年市政に携わってこられた思いを遠慮なくぶちまけていただきたいというふうに思っております。

まずは施政方針について4点お伺いをいたします。「儲かる農業」プロジェクトについて、観光戦略「癒しの里」構築プロジェクトについて、地域おこし・地域づくりプロジェクトについて、重要プロジェクト以外の主要施策の中の地域福祉についての4点をお聞きします。

まず1点目の「儲かる農業」プロジェクトについて4点お聞きします。「儲かる農業」づくりとしてインターネットショップ開設とありますが、その具体的な取り組み内容はどのようになっているのか。2点目、インターネットショップによる情報発信という観点から見ると、施政方針の5ページ③の「きくち情報発信プロジェクト」の施策の内容と、情報発信という観点からはほぼ同一と見てとれると思いますが、その大きな違いは何なのかお示してください。3点目、先日、県の振興局の農業普及・振興課の方とお会いをしたときに、県内でもインターネットショップに取り組んだ事例が過去にはあったけどというお話をお聞きしました。そのような失敗事例も参考にした上での取り組み内容となっているのか。4点目、インターネットショップの開設が、本当に本市の農業振興、底上げにつながり、農家の体質強化となるものとお考えか。

次に、2点目の観光戦略「癒しの里」構築プロジェクトについて、3点お聞きをします。

1点目、森の中のまち事業としてデザインされたベンチの設置を考えられているみたいであります。大変すばらしいことと思います。そこで、募集されるデザインのテーマというのは何かあるのかお聞かせください。2点目、その設置をされるベンチのデザインをデザイン系の学生や芸術家志望を対象に募集されるみたいというふうに聞いております。そうではなくて、菊池市内の小中高生にそのテーマに限りデザインを依頼されるほうが、より多くの市民が集うことが想像できるのではないのでしょうか。いかがお考えですか。3点目、また、桜の植樹も大変すばらしいと思います。実行委員会の組織の強化、拡充も必要なことと思います。ただ、お聞きをしたいのは、10年後、20年後の維持管理費や高齢化の進んだ地域の将来負担、それはどのくらいになるのか。もし試算されているのであればお聞かせください。

次、3点目でございます。地域おこし・地域づくりプロジェクトについて施政方針の6ページの上段に書いてありますが、今年度新たに、市民提案型の「癒しの里」パートナーシップ事業に取り組まれるみたいであります。従来のコミュニティ助成事業や地域づくり推進事業と大きくどこが違うのかお聞かせください。

次に、重要プロジェクト以外の主要施策の中の地域福祉について、施政方針の8ページ、下段にあります。この地域福祉について読んでみますと、地域での支え合いを進め、誰もが安心・安全に充実した暮らしを送れるように4点について書かれています。

1点目が、市民の生活課題の多様化に対処し、個別対応でなく総合的な対応につながるシステムづくり。2点目、赤ちゃんからお年寄りまで、ライフステージに応じた健康づくりと福祉の仕組みの充実。3点目、行政区を対象とし、福祉だけでなく防災、健康づくり、人権、生涯学習などの連携により地域住民の地域力の充実に支援する。4点目に、人口減少、高齢化が進む中山間地域における新規転入者に対する各種サポートの仕組みを整え、地域コミュニティの維持に有益な人材の確保をする。以上4点が地域福祉について書かれております。私から言わせていただくと、これは最重要プロジェクトとなるのではないかというふうに考えます。また、四つの重点課題を見るからに、これからの地域福祉は福祉課だけの所管でいいのか、そのように考えてしまいます。そこで、本市における、これから最も重要となるこの施策の達成のために何が必要であるか、何を考えますか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） おはようございます。東議員のインターネットショップの開設の取り組みにつきましてお答えをさせていただきます。

昨年の12月に開設に向けた調査を完了し、現在、菊池市ブランドづくり実行委員会の専門部会の中におきまして、委託先となる事業者やメイン商品のラインナップ、通販サイトのデザインやシステムの構築などを協議しており、本年度中に委託先となる事業者を含めた基本計画を策定することといたしております。

次に、インターネットショップの情報発信につきましては、このネットショップを多くの消費者に知ってもらうため、農産物を中心としたPRページと買い物を行うショップ機能に特化したものであり、菊池市全体の行政情報や祭りなどのイベント情報を紹介する、きくち情報発信プロジェクトとは異なるものと考えております。実際にインターネットショップを開設した際には、本市のホームページとインターネットショップサイトの双方のページにリンクを張ることにより、双方の

サイトを見た人がもう片方を見るといった相乗効果を促すような取り組みを行いたいというふうに考えております。

また、県内の自治体がインターネットショップに取り組んでいる事例につきましては、現在、武雄市等が出店しているヤフーショッピングストアのジャパンエスジーに昨年9月から球磨郡の錦町が出店されており、まだ出店6カ月ということではありますが、運営状況や課題などについての情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、インターネットショップでは、本市独自の安全・安心な生活の取り組みであります菊池基準で生産された商品を販売し、他のインターネットショップの商品との差別化を図ることで消費者にアピールをしていきたいと考えております。このネットショップでの売り上げを上げるためには、販売量の増加と顧客の継続性が必要と考えておりますので、そのためにも、一度購入された顧客をリピーターとしてふやしていくことが重要で、菊池基準により生産された、より安全・安心な農産物を全国に販売することが、農家の生産意欲と農業所得の向上につながるものであると考えているところであります。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 私のほうからは、2番の観光戦略「癒しの里」構築プロジェクトについてお答えいたします。

まず最初に、ベンチのデザインの募集についてでございますが、これはいい夫婦の日にちなんだものでございます。ポケットパークや森の中のまちの施工箇所に設置する予定でございます。今回は、おしどり夫婦が仲むつまじく座ることができるよう、まちなかの緑地に設置いたしますベンチのデザインを県内の若いアーティストの卵や学生を対象に募集してまいりたいと考えているところでございます。まずは2人がけのベンチのデザイン画を募集いたします。なお、機能性や芸術性はもとより、座った二人の愛が深まるような工夫を自由に入れてもらうものとしたいと考えております。

次に、募集方法につきましては、県内の高校、大学の芸術・建築などのデザイン系の学科や市内の主要施設にポスターやチラシを配布し、応募を促す予定でございます。議員がおっしゃいましたように、市内の小中高校の児童、生徒にも募集をかけたらいかがかということでございます。これも参加を呼びかけてまいりたいと思っております。

次に、桜の管理でございますが、植栽箇所に近い集落の皆さんや有志によります

管理をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。管理の内容といたしましては、除草、消毒、施肥、かん水、剪定等を考えております。また、ことし1月に設立いたしました、菊池さくら千年プロジェクトの実行委員会は、桜の里プロジェクトに取り組む市民の皆さんを全面的にバックアップする団体として位置づけておりまして、その中で、管理体制を考える部会を立ち上げることといたしております。ご提案のとおり、地元の皆さんには、高齢化等により維持管理が懸念されるところでございますが、実行委員会を母体といたしまして、市民の皆さんのご理解とご協力により、市内外のボランティアの方々とともに永続的な管理を行ってまいりたいと考えております。維持管理の将来の費用については、現在のところ試算はしておりません。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。東議員の施政方針について、3点目の地域おこし・地域づくりプロジェクトについてご説明申し上げます。

市民ニーズの多様化に伴い、従来の行政サービスでは市民満足度の高い行政サービスを行うことが困難となってきております。そこで、市民団体やNPO法人等が有する課題発見力、解決のアイデア、ひらめきを市行政に反映させ、市民生活の課題解決を図るため、市民みずから企画を練り上げ、提案し、市役所とともに実践していく手法を導入することといたしました。公共サービスを市民が主体となり提供する新しい公共の考え方に沿った、多様な主体による市民目線での事業推進を図っていくものでございます。この市民提案型協働事業は、三つの種類に分かれていて、一つ目が市民提案型でございます。市民の皆さんが自由なテーマで地域の課題解決に取り組んでいただくもので、公共性・公益性の高い事業が対象でございます。例えば、例で申し上げますと、草刈りボランティアの観光事業、フットパスコースの整備事業等がございます。次に、二つ目が行政提案型で、今年度は、森の中のまちづくり、桜の里づくり、ホテルの王国づくりの三つのテーマで事業を募集しています。三つ目が行政課題型となっており、現在、各課で市民の皆さんと協働で取り組む事業課題の洗い出しを行っているところでございます。平成26年度は200万円の事業費で、1事業30万円を限度額として実施する予定としております。現在行っております地域づくり補助と違いますのは、現在の分は2分の1地元負担というか、そういう部分で行っておりますけども、今回はこの事業に乗っかりますと、30万円を地元負担がなくて協働でやっていくとか、そういう内容になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） 4点目の地域福祉についてお答えします。

施政方針の中で、地域福祉につきましては、重要プロジェクト以外の主要施策となっておりますが、常に取り組むべき課題として、その重要性は認識しております。少子高齢化、中山間地での生活、交通、健康や介護など、幾つもの問題が重なり合い、複雑化して、一つの課で対応できる問題ではなくなってきております。地域福祉の推進につきましては、地域での支え合いにより、誰もが安心・安全で充実した暮らしが送られるよう地域福祉計画を作成しており、市民の生活課題の多様化に対応し、これまでも関係部門への相談に対するつなぎ等の連携は行っていますが、より一層の関係部局との連携により、個別対応ではなく、横断的で総合的な対応につながるシステムづくりが必要であると考えます。

今後、現在策定しています地域福祉計画と活動計画に基づき、地域福祉の推進のために庁内の連携を図り、検討してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東英俊君。

[登壇]

○8番（東 英俊君） まず、松野部長が言われたベンチのテーマは、恐らくラブベンチという形になりますよね。それと野口部長が言われた地域おこし・地域づくりプロジェクトについては、新しい公共のあり方、市民目線というところで、市内に広く今後普及することを望みます。

再質問に移ります。まず、インターネットショップであります。再質問で1点目、パソコンの画面上で安心・安全の菊池基準をどのように表現し伝えていく予定なのか。

それと2点目、当然みずから生産しているものを安心・安全でないと言う人は恐らく農家の方々にいないと思います。菊池基準という呼び名が逆に、そういった商品、そういった活動に対して縛りをかけるものになりはしないか、そういう心配をさせていただきます。それに対してのJAとか農業団体からどのような意見があるのかお聞かせください。個人商店とか企業、三セクあたりがこだわりの面からやられるのは私は大いに結構だというふうに思います。ですが、その発想そのものは行政になじまないんじゃないかなというところからであります。

それと3点目に、ネットを開設して10年目を迎えるある農業団体、あるといっても畜産連合会にお聞きをちょっとしました。その中で、問題点として職員の張り

つけがあると。それとクレーマー対策と。クレーマーの処理の問題、これが非常に多いと。それと受注の問題の下手際もいろいろあったと。そして最後に言われたのは、やはり広告とか広報にかける金額、これが莫大だと。実際に食させないとやっぱりだめじゃないか、そこが一番大切であるというふうに今回お聞きをしました。

先日、菊池市では、菊池米の食味コンクールなども開催しておられます。大変すばらしいイベントだと私は思います。ですが、これらのイベントをただの順位づけで終わらせるのは非常にもったいなくはないか。福岡などからの集客と同時に、その場で見て、食べさせて、そして菊池ファンを獲得し、それと同時に、農家の意識改革につなげて、よりいいものを生産していただく。それに追随する形でインターネットの開設というふうにするべきだと考えますが、いかがですか。また、熊本県の福岡事務所、これが本市から見て集客とかイベントとなどの周知のためには必要な出先機関であるかというふうに思われます。実際に本市が何かをやろうとした場合に、そのサポートができるような状態に福岡事務所は実際あるのかどうなのか、市としての見解をお聞きしたいと思います。

それと、これは市長に再質問なんですけど、「癒しの里」構築プロジェクト、これは聞き取りではありませんが、桜も大変すばらしいと私は思います。ただ、もう少し時期を早めて、梅というのはどうかなというふうに思います。数万本の梅を植樹し、早咲きの紅梅の後を追うように白梅が咲く。これが数万本も植われれば、大変見事なものになると。またいろいろ全国を検索しても、梅の観光スポットというのは意外に少ない。これも非常におもしろい戦略になりはしないかなと。市長の見解をお聞きしたいと思います。

それと、地域福祉についてであります。宮本部長が言われるとおりの、各課連携しなければこの施策は達成できるものではないというふうに私も思います。それでは、現在そういった部署はあるのか。攻めに転じなければいけない、一步を踏み出さなくてはいけない、そういった部署がなくて、このようなことを施政方針という文書、活字で示すことも大変大切ではありますが、それだけでは当然絵に描いた餅で、達成したことにはなりません。一步を踏み出し、攻める部署は庁内に存在しないわけですから、そのところをお聞きしたいと思います。

各課連携をし、これらの重点課題を対処、処理していく部署、もしくはそれにかわるものが、もしあるなら示してください。また、この地域福祉の施策は最重要課題の一つであると、早期の達成が必要と同時に加速させるにはどうすべきかと考えたときに、私が尊敬してやまない隈部忠宗議員も、以前、提言をされました。職員の地域担当制を私もあえて提言したいと思います。事務方の仕事も職員さんは大変大切なことだと思います。ですが、市民サービスというサービスを兼ね備えてい

る以上、現場を知らないで何ができるのか、現場の情報を役所に来られる方々や市長から委嘱を受けた人たちだけの意見とするのかという点であります。

合併をして広域になったといえども、10年目を迎え、恐らくほぼ各行政区には、職員のOBの方、OGの方、たくさんいらっしゃると思います。そういう方々も巻き込み、サポートしてくれる、そういった体制づくりが必要かというふうに感じております。まずはみずから動き、地域の方々を巻き込んでいく勢いが今からの行政には求められるのではとないかというふうに考えますが、以上を再質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） まず地域福祉の各課の連携についてお答えいたします。

地域福祉に関する問題は、単に福祉課だけではなく、関係する部署全体の問題として捉えることが重要だと考えております。現在、地域福祉計画及び活動計画を策定しておりますが、地域福祉計画策定委員のほかに庁内の関係部署の職員によりまずプロジェクトチームを編成し、問題点等の洗い出しを行っております。地域住民が安心して暮らせるまちを築くためには、地域の福祉力を高め、地域住民の支え合いに関する各種活動を支援する地域包括ケア・システムを構築し、今まで見えてこなかった地域の困りごとなどを発見し、地域支え合いの推進を図る必要があります。また、地域福祉計画策定委員につきましては、平成26年度からは評価委員として携わっていただきますので、今後ご意見等をお聞きしながら、年度ごとに検証を実施する予定です。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

地域担当者制度、職員地域サポーター制度でございますけれども、これにつきましては、平成24年度に他の自治体の状況調査や区長、職員への意向調査を実施し、そのことを精査した結果、本市の職員は地元地域へのかかわりが高いことがわかりました。そこで、平成25年6月議会の隈部議員のご質問の答弁で、この結果を鑑み、これらの地域活動を行っている職員の自主性を伸ばすことにより、本市独自の地域の活性化を図っていくことが適当であると答弁をいたしているところでございます。しかし、そうした状況の中ございますけれども、議員のご提言にもありましたように、自治会組織と退職された職員の皆様方と職員地域サポーター制度がどうかかわれるかを今後検証してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 先ほど東議員のほうから7点のご質問をいただいております。

1点目は、「儲かる農業」プロジェクトに関連して、インターネットビジネスの中で菊池基準をどう表現していくのかという問題。菊池基準が逆に一つの縛りにならないだろうかというご懸念。3番目がクレーム対応に対する考え方。4番目が食味コンクール等をきっかけに、むしろ菊池に来てもらう仕掛け。それから、福岡事務所でのサポート状況。それから、梅の里はどうだろうかというご提言。それから、福祉分野にかかわる連携のあり方と。こういうことであったかと思えます。

1点目でございますけれども、インターネットショップの特性を生かして、うまくハートをつかむやり方でやりたいと思っています。一つには、今、安心・安全を求める消費者に対して、栽培履歴ですとか肥料の管理状況といったデータ面は当然でございますけれども、これに加えて、例えば、生産者の非常に実直そうなお顔が見えるような写真つきであるとか、またその生産者の栽培意識に対するこだわりだとか、考え方のコラムを設けるとか、そういったふうな生産サイドでの安心感が伝わる仕組みというのが一つ画面の上で表現できると思います。あわせて、また市としての観光のホームページを今、来年度で計画しておりますけれども、こちらとのリンクを考えることで、農産物だけではなくて、それを生んだ清らかな水、あるいは菊池の自然のイメージというもので安心イメージを打ち出していきたいと。それから、インターネットというといふ静止画面でお考えかと思いますが、動画というのが非常に有効でございます。今、地方動画研究委員会というのを実はこの菊池市役所の中に設置しております。若い人がたくさん入っておりますので、そういったことから大きな知恵が出てくると思います。

2点目の、菊池基準が逆に縛りにならないかというご懸念でございますが、結論を申し上げますと、そのご懸念は無用でございます。一つには、菊池基準とはいっても、ベースとしては今あります、くまもとグリーン農業を基本に、そことの整合性をとりながら、市内の農業者が取り組みやすい制度を考えております。このグリーン農業を採用されている農家というのが、菊池地域、これは郡市でございますけれども、全体で26年1月末で377戸あるようですが、実は何とそのうち366戸は菊池市の生産農家でございますので、ほとんどの農家の方にとっては従来と何か変わるとかいうことではなく、非常にスムーズに移行ができるのではないかというふうに考えております。

それから、ネットショップ運営上のいろいろなクレーム等の問題についてですけ

ども、これは専門業者などに委託しまして、県内の事例だけではなくて、全国の事例について既に調査を行いました。そういう中で、ネット販売の精通者を確保するであるとか、商品に対するクレーム対策、あるいは商品の安定供給等々の問題点の今整理が進んでおりますので、今後、コンサルティング業者を含めた専門部会の中で、現場での対応策について協議を進めていきたいというふうに考えております。

それから4番目に、菊池米食味コンクール等のさらなる活用ということで、私も全く同意見でございます。せっかくの機会でございますので、こうしたことを通じて、全国の食品を取り扱う業者の方をなるべく菊池に取り込むと。その人たちを菊池ファンにしていけますと、その下に何万、何十万という消費者がつながっているわけでございますから、非常に有効だと思います。そういう意味では、菊池米食味コンクールに加えまして、これは平成28年になりますけども、米・食味分析鑑定コンクール国際大会というのが、本市で開催されるということが決定しております。これはまた本市を全国にPRできる絶好の機会と考えておりますので、今言ったような流通関係の人を取り込む絶好の機会にしたいというふうに考えております。

それから福岡事務所の件については、既に県北対応する担当者という方を配置いただいております、大変心強いサポートを実際に受けているところでございます。

それから梅の里というアイデアは大変おもしろいと思います。ただ、梅、桜、そのほかにもたくさん候補としてあると思うんですが、やはり当市としての特色出しというんですか、これをどう絞り込んでいくかということ。それから、やはり今は菊池に歴史とか基盤があるかないかで、大分打ち出しの迫力が変わってきますし、当然費用等にも関係してきます。それから、菊池の人の心のDNAにひっかかるかどうかというようなこともあろうかと思いますが、そうしたことも含めてアイデアとしてはおもしろいと思いますので、いろんな意見を聞いてみたいと思います。

それから最後に、福祉にかかわる連携のありようですが、先ほど両部長から説明したとおりでございますけれども、何よりも各分野にまたがる場合がございますので、やはり各課の連携というのが極めて重要だというふうに思っております。一つの手だてとしては、4月より政策企画部というのをつくりまして、全体の司令塔として全体調整統合機能というのを持たせますので、よりスピードアップと、それからエアポケット等を防ぐ体制になるのではないかというふうに期待しておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 東英俊君。

[登壇]

○8番（東 英俊君） インターネットショップについては、先ほど市長の答弁を聞き

まして、ある程度安心したところがあります。よろしくお願いをしたいと思っております。

次に、本市の活性化について2点お聞きをしたいと思えます。本市は合併をして、ことし10年目を迎えております。1市2町1村の自治体が平成17年3月22日合併をいたしました。議論を重ね、おのおの自治体が思いや思惑といったさまざまな感情のもとで一つの到達点にたどり着き、合意に至ったものというふうに思っております。ただ、私は当時議員ではありませんでしたから、どのレベルまでの協議がなされたかはわかりません。ただ今回、合併について調べると、多くの誤解によって成り立ってきたのかなというところがわかります。

まず、単純な自治体側の誤解とすれば、合併すれば地方交付税が減らないので合併したほうがいいんじゃないかという誤解。また、合併すれば、行財政が効率的になるという誤解。言うまでもありませんが、合併すれば地方交付税は当然減らされるに決まっております。旧市町村が交付されていた総額を下回るからこそ、特例的に期間限定で激変緩和措置、いわゆる合併特例債がとられるわけであります。こういう誤解で心配なのが、既に目の前に来ておりますが、合併をしてから十五、六年目、自治体の交付税が少なくとも約3割程度は減額されます。本市の試算だと約19億円減らされるという形になっております。その時期から合併特例債の償還ピーク時期も当然この十五、六年後にやってきます。いずれもほぼ確実にやってきます。本市において、昨日財政課のほうで調べてもらったところ、合併特例債の償還ピークは合併後16年後、いわゆる平成33年度にやってくるそうです。そのころになると、合併を決断した当事者、いわゆる市長、町長、村長、市職員、幹部、先輩議員の方々、第一線には恐らくないかなという感じで、残された者がその負担を当然背負うことになる、そういう流れであります。

ここで合併という点で、身近なわかりやすい例を挙げますと、JAいわゆる農協というものがあるかと思えます。私も組合員の一人ですが、昔の農協は校区ごとや村単位に支所がありました。農家の営農指導にも躍起になり、農家もそれなりに活気があったように思われます。しかし、客観的に農協の合併を検証したときに、実際、組合員のための合併であったのか、組織を守るためだけの合併ではなかったのかというふうに思っております。自治体合併に似たものを物すごく感じます。

物を生産するような工場、企業なら大規模化すれば効率が上がるということは当たり前のことであります。しかし、組合員へのサービス、市民へのサービス、または組合員のやる気、活気、生き生きとした市民の活気が、その組織や自治体、これを支えることにつながりはしないのか。これらを踏まえ、失われた10年とかの議論ではなくて、新しく一步を踏み出すための合併検証を私はやるべきだというふう

に考えております。もし検証するとすれば、どういった点、どのような手法が考えられるのか、またそれとも検証は既になされているのか、お聞きをしたいというふうに思いますが、先ほど、工藤議員の一般質問の中で検証はまだされていないということだったので、どのような点で、また、するとすればどういった手法をお考えなのか、まず1回目の質問としたいと思います。

次に、本市の活性化についてであります。「福祉のまち・きくち」というものを私は提言をしたいと思っております。全国的に人口減少化社会を迎えた今日、各自治体の生き残り競争となってきました。以前の高度経済成長時代は、自治体として大企業や中小企業などの雇用の場を多く抱えて人口増を図り、法人税、市民税、固定資産税などを財源として自治体運営に使い、そのような自治体が体力的にも強いものであったと思われまます。しかし、これからの時代は人口減少社会だということをもっと視野に入れて施策を講じ、内外から人を呼び込むことも一つの案だというふうに思っております。他の自治体を見ても、それに特化した施策で人口増を図っている自治体は非常に少ないからであります。

そこで、まちおこしで高齢者の出番をつくっている鹿児島のやねだんあたりも物すごいと私は思っております。ですが、今回、私が言いたいのは、介助や介護ボランティアがいて安心して親を預けられる温泉町菊池、もしくは年金だけでも支え合って暮らせる温泉町菊池、また新しいコミュニティハウスのある温泉町菊池、また車椅子でも飲みに行ける温泉町菊池、また高齢者でも元気なら楽しく働き、収入を得、高齢者ビジネスを生む温泉町の菊池、以上のようなものを私は提言したいと思います。市長の見解をお聞きし、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） 介護福祉に特化したまちづくりについてお答えいたします。

本市におきましても、出生率の低下による人口減少と相まって、65歳以上の高齢者の割合は上昇し、国立社会保障・人口問題研究所によりますと、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年には、総人口4万4,344人、うち65歳以上の人口は1万5,834人、高齢化率35.7%と推計されております。その後も人口減少と高齢化は進むものと推測をされております。このような中、介護保険制度を将来にわたり安定的に運営していくためには、本市でも3年ごとに策定しております「老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」において、介護基盤の整備はもちろん、介護予防事業の充実や高齢者の地域・社会貢献活動の推進など、さらに推し進めていく必要があると考えます。今後、少子高齢化とともに核家族化が

進み、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加すると見込まれる中、安全で安心して生活ができる場所があることは、高齢者本人はもちろん、家族にとっても最も望まれていることだと考えます。

そのためにも、「安心・安全の癒しの里」実現に向け、「老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」の基本理念である、全ての高齢者が幸せを実感できる、光あふれる健康のまちづくりを推進していくことは、菊池市の新たな魅力となり、市外へも発信することができるものと思います。また、議員が提案される介護福祉に特化したまちづくりにつきましても、長期的な視野に立った高齢者福祉施策の中で検討していく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま東議員から2点のご質問をいただいております。合併10周年の検証の件、それから、今、部長のほうからご説明しました、介護福祉に特化したまちづくりの可能性ということでございました。

まず1点目でございますが、先ほどお答えしました工藤議員からの一般質問と多少重複しますが、合併の検証については平成26年度から合併の効果や課題の整理を行って、総合的に、かつ冷静に検証していきたいというふうに考えております。どういう検証の仕方かというご質問でございますが、第2次総合計画の基本データ、人口推計ですとか、アンケート等、こういったものであるとか、あるいは職員数、組織体制に係る行政データ、あるいは歳入歳出等に係る財政データ等についての分析を初めとしまして、行政改革大綱に基づく効果等も活用しながら総合的に検証していきたいというふうに考えております。また、平成26年度においては、熊本県が実施します合併検証の結果というのも出てくると思いますので、これも活用して、特に県内の他市町村との比較ということも行っていきたいと思っております。

それから「福祉のまち・きくち」というアイデアでございます。いつも、いつもご提言、本当にありがとうございます。大変おもしろい、また「癒しの里」にも通ずる部分のあるアイデアかと思っております。特色出しという意味では発信力につながる可能性はあるかと思っております。ただ一方で、狙いをどこに定めるかということもよく考える必要があろうと思ひまして、交流人口として狙っていくのか、定住人口として狙っていくのかですね。特に定住人口として、こういう高齢の方々をどんどん迎え入れようということになりますと、確かに介護関係の雇用というものはふえる可能性のある一方で、市全体としてのコストが相当程度考えられるといったふうな両面があると思ひますので、よくそこら辺は総合的に見ながら進めていきたいとい

うふうに思います。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 東英俊君。

[登壇]

○8番（東 英俊君） 交流人口でも定住人口でも、それは市長の思うままであります。最近よく話に聞くのが介護離職です。我々、四十五、六から50歳ぐらいの夫婦で、子どもがいて親がいて、親の介護をするからどちらかが仕事をやめなきゃいけないという介護離職が非常にふえてきています。都心部で仕事をやめなくてもいいような形で親の面倒を見られるような地域、場所、施設、それも安い中で介護ボランティアが非常に多いまちというところからすると、菊池あたりは非常に「癒しの里」というところで、もってこいじゃないかなというところからの提言であります。

市長へまだ通告してないと思いますが、再質問させていただきます。

熊本県は平成20年3月に合併検証の報告を实际しておられます。内容的には、ただ合併自治体からのアンケート調査の結果報告というような形で若干寂しい報告となっておりますけど、その時点で本市もアンケートに当然答えられています。検証したからアンケートに答えられたのか、アンケートが来たからアンケートにただ書いたのか、そこはわからないとしましても、市長が言われるように、今後検証に当たっては、現時点での合併の成果、それと合併後の市政改革という観点に基づいて、できれば住民満足度、あと地域との一体感はどうか、現在の財政状況予測、それとそれを踏まえた建設計画あたり、それと庁内職員レベルでの一体感の調査。昨日、総務課に行って、職員あたりでアンケートあたり、意識調査は行われたかと聞いたら、まだ行われていないということであった。それを踏まえれば、庁内レベルの一体感のための意識調査は必要じゃないかなというふうに考えております。

以上のような5点をぜひ検証してもらいたいというふうに思いますし、またそれらを総合計画策定あたりにも、またつなげていっていただきたいというふうに思っております。本市に、菊池に住んでよかったと、これからも住み続けたいと思えるようなまちづくりに執行部としても臨んでもらいたいというふうに思いますが、市長、どのようにお考えになりますか。お答えください。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 合併検証については、先ほど、例としてさまざまなデータを上げましたが、ちょっと触れましたとおり、やはり総合的に、冷静に、客観的に進めていきたいと思っておりますので、そういう意味でのアンケートの類いというのは有効ではないかというふうに私も考えているところでございます。それから、福祉

のまちをまちづくりに生かすということでしたっけ。すみません、ちょっと2点目の論点、ちょっと今おぼろげになったんですが。

〔「2点目の論点というのは、5点ぐらいを挙げて言ったんですけど。市長が言われたのプラスですね」と呼ぶ者あり〕

○市長（江頭 実君） おっしゃったことは全て前向きの提言として受けとめておりますので。ただ、コストとか効果とかいろんなことは考えていかなきゃいかんと思いますから、それを踏まえて検討を進めていきたいと思います。また、いずれにしても、市民一体となったまちづくりというのが一番の基本でありますので、そのためにも、私どもとしてはさまざまなアイデアをこれから打ち出していきたいと思いますが、どうか議員の皆様におかれてもぜひご協力をいただきたいと願っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 東英俊君。

[登壇]

○8番（東 英俊君） じゃあ、市長、すみません、再々質問させてください。

アンケート調査というのは、庁内の職員に対しての意識調査のアンケートをぜひやっていただきたいと。要するに、庁内の職員の意識統一がまず何をするにしても第一じゃないかなというふうに思うからであります。そここのところをお聞かせ願いたいと思いますが、合併前の各市町村の事務体制とか申し合わせ事項というのは、当然上げると違いがあるに決まっております。要するに、庁内自体が合併にまだ対応できていないのに、市民が合併対応できるはずがないわけです。助け合える職員同士の体制の構築あたりも、この庁内を考えれば必要じゃないかなと。市民からの信頼度アップを再度やっぱり目指してもらいたいというふうに私は思います。

以前、市民からの信頼を失墜させた・・・問題もありました。熊日にも掲載されましたが、処罰された職員がいたということは皆さんご承知のとおりであります。もし、共産党の東君も生きておるなら、もう亡くなってしまいましたけど、当時の100条調査委員会の委員長として、本当に今ごろ泣いているかもしれません。きのうの一般質問で荒木議員も言われました。今の議会に自浄作用はないみたいなことを言われましたけども、私も、この議会側も自浄作用をより強化すべきだというふうに思います。次の改選まで、当然議会側は山瀬議長がリーダーシップを発揮されることでしょう。また、倫理的な観点からは、その人自身が一番わかることだというふうに思います。当然、庁内の職員に対してこちらから提言するのであれば、議会側も質の高いモラルが求められるのではないかとというふうに思います。

そのために、今、隈部忠宗議員を委員長として議会改革検討特別委員会も議会が

設置をしております。本定例会で議会基本条例の制定及び菊池市の政治倫理条例の改正だというふうに思い、19回ぐらい委員会を開いてきております。そこで、庁内意識の統一という観点から江頭市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 意識調査ということでございますが、今まだ詳細の検討はしていない状況ではございますけれども、職員にアンケートをするということは、当然ながらどういうふうにとめているかといったことも入ってくる話だと思いますので、そういったことも踏まえて設問等を考えていきたいというふうには思っております。庁内意識の一体化というのは、おっしゃるとおり基本中の基本でございますから、私としても大変重要なことと受けとめております。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 東英俊君。

[登壇]

○8番（東 英俊君） それでは次の質問に行きます。3点目の教育振興について。これは、先ほど工藤議員が言われたので省きたいと思います。

4番目の隈府小学校の中学校区割りについてお聞きをしたいと思います。このことについては、請願書そのものを平成23年6月議会において議会で採択をされました。既に約3年が経過しようとしています。今日までの進捗状況をお示してください、教育長。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） お答えいたします。

議員ご承知のとおり、教育委員会では、平成20年6月、学校規模適正化審議会に対し、菊池市立小中学校の学校規模及び通学区域の適正化について諮問を行い、審議会では約1年にわたり審議を重ねられ、平成21年4月、学校規模の適正化については、複式学級を有する過小規模校の解消を最優先とする答申がなされ、それに基づき平成25年4月1日には河原小学校が隈府小学校に、水源、迫水、龍門小学校が菊池北小学校に統合されたところです。また、同時に通学区域の適正化についても、通学区域は当分の間、菊池市立小中学校通学区域に関する規則第2条とするという答申があったところでございます。しかしながら、隈府小学校においては、卒業生が菊池北中学校と菊池南中学校に分かれて進学しているという現状があり、平成23年6月には隈府小学校PTA会長から市議会議長に、隈府小学校児童の卒業後の同一中学への入学をお願いしたい旨の請願書が提出され、議会でも全会一致

で採択されたところです。その後、平成24年3月には、同内容の要望署名が市長及び教育長宛てに提出されたところでございます。

そのようなことから、教育委員会でも、さまざまな現状に対する問題、課題、菊池南中学校や菊池北中学校の設立に対する今までの経緯等を検証し、通学区域については平成21年4月に審議会答申が出ているものの、隈府小学校児童に係る中学校通学区域について検討する必要があると判断をし、請願採択から遅くなり大変申しわけありませんが、2月の教育委員会議において、隈府小学校児童に係る中学校通学区域の適正化について、学校規模適正化審議会に諮問する旨、決定したところでございます。今月中には、第1回目の学校規模適正化審議会を開催し、諮問することといたしております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 東英俊君。

[登壇]

○8番（東 英俊君） これから諮問に入るところで、大変長くかかったなというふうに思っております。

再質問ですが、本当に長い間、ほぼ手つかずの状態であったというところからして、今定例会の開会初日に報告第3号で、平成25年度の菊池市教育委員会事務に関する点検評価報告がなされました。これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正で、教育委員会の責任体制の明確化の一つとして、教育委員会の点検評価が位置づけられたものであります。第27条の第1項で「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない」とあります。では、今後、教育長、私は毎年議会に上がってくるこの点検評価報告書の中に、予算を伴う事業だけではなくて、議会が審議をし、採択をした、こういった請願書あたりも点検評価の項目に入れるべきではないかなというふうに思いますが、教育長はどのようにお考えになりますか。見解をお示してください。時間は3分しかありません。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 簡潔に申し上げます。教育委員会が受けました要望あるいは陳情などが、事務事業の管理及び執行の状況の点検及び評価の対象となるのかにつきましては、法令等の趣旨からはなじまないのではないかと考えております。こうした要望、陳情等につきましては、今後とも教育委員会議の中で審議をし、必要に応じて対処してまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東英俊君。

[登壇]

○8番（東 英俊君） あと2分ありますので、なじまないというところから次の質問に移りたいと思います。

最後に、農業振興についてお聞きをしたいと思います。本市の基幹産業として位置づけられる農業なんですけど、その中核を成す、年収700万以上だったり1,000万以上だったりの専業農家の数が年々減少していっている実態があります。裏を返せば、そのぐらいの年収を上げてやめざるを得ない現状やさまざまな理由で廃業に追い込まれる農家、またその予備軍の農家の人たちが本市に点在をしている。だから本市がとるべき基本的な対策は一体何なのか。そこをまず1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 東議員の質問にお答えさせていただきます。少し早口で答弁させていただきます。

本市におきましては、これまで基幹産業である農業発展のために、国や県等の関係機関と連携しながら、さまざまな取り組みを進めてまいりました。結果、農家の皆さんの長年にわたる努力によりまして、国内でも有数の農業生産額を誇っているところでもあります。しかしながら、近年、農業を取り巻く情勢は、TPP問題を初め、農業従事者の高齢化による労働力の低下に伴う耕作放棄地の増加などの問題が山積しており、先行きは不透明であり、大変危惧されているところでございます。こうした中、今後永続的な営農活動を存続させるためには、経営者みずからの営農感覚をさらに磨いていただくことはもちろん、市としましても、関係機関や団体と連携しながら安定して経営が持続できるよう……。

○議長（山瀬義也君） 質問時間の60分となりました。発言を中止します。

○8番（東 英俊君） 終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、昼食等のために暫時休憩します。

午後の会議は、1時から開きます。

○
休憩 午後零時04分

開議 午後零時57分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） こんにちは。午後の眠気の差す時間帯と思いますけども、どうかお付き合いのほどよろしくお願ひしたいと思います。それでは、通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

共通事業と旧市町村事業ということで、1点目に、共通事業と旧市町村事業の仕分けということで、さきの12月の定例会でもお尋ねいたしましたけれども、明確な答弁といえますか、市民、議員が納得するような状況の計画ということが認められないというような考えを持ちまして、再度お尋ねをいたします。

普通建設事業の計画は、新市の財政規模で対応できないとの要望のために、旧市町村の財政基準規模の過去3年間の平均に応じた枠配分を調整し、普通事業建設費429億に対しまして、旧市町村事業と共通事業で構成し、進捗状況を管理しながら事業の見直し等も含め調整に努めてきたという、さきの議会での部長の答弁でありました。「進捗状況を管理しながら、事業を見直し、調整」に対して再度お尋ねをいたします。進捗状況の管理上で、どのような理由から共通事業、旧市町村事業の見直しがあったのか、主な事業見直しを再度お尋ねいたします。

2点目に、合併2年後の新市建設計画の見直しと合併効果についてであります。平成19年2月と25年度の全体見直しで新たな事業は理解できますけれども、湧いてきたような事業も共通事業の中に取り入れてないかということでもあります。19年度の見直しはどのような理由で行われたのか。また、事業の線引きによる事業実績もあわせてお聞かせいただきたいと思ひます。

3点目に、地方債発行と将来負担に基金創設への計画ということでお尋ねをいたします。合併から10年間の交付税特別措置終了に備え、基金創立への更新の考えがあるかないか。菊池市の基金内訳についても、内容についてもお示しをいただきたいと思ひます。市債に充てられる基金がどのような基金で、どれだけの金額になるのか。合併算定替の特別措置終了後、激変緩和措置5年間にどれだけの減額を見込んでおられるのか。できれば、5年間、段階的に削られるパーセントでどれぐらいの金額と、5年間でトータルどれぐらいの金額になるかも、よかったらお示しをいただきたいと思ひます。

4点目に、事業延長に伴います地域審議会のあり方ということで、これは先ほど工藤議員のほうからもありましたが、東日本大震災によりまして、合併特例債が5年間の延長となりました。新市建設計画はやっぱり地域審議会に報告するという、これは義務でありましたので、今後、延長5年間に対しましての審議会のあり方についての考えを再度お尋ねいたします。

1 回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 森隆博議員のご質問にお答えいたします。

合併当初の計画では、全体事業費約 4 2 9 億円、その内訳として共通事業費が約 1 3 4 億円、市町村事業費が 4 市町村合計して約 2 9 5 億円となっております。平成 1 9 年の全体見直しでは、全体事業費を約 2 0 %削減して、全体事業費約 3 4 7 億円、その内訳といたしまして、共通事業費約 1 6 1 億円、4 市町村の合計事業費約 1 8 6 億円となっております。このようなことからして、共通事業費については増加し、市町村事業費については減少しています。

次に、新市建設計画、普通建設事業の共通事業と、市町村事業の基本的な考え方、仕分け、線引きについては、合併協議で旧 4 市町村から出された事業を市町村事業とし、新市で全体的に取り組む事業を共通事業として整理した経緯がございます。新市になってからは、合併時に作成いたしました、普通建設事業計画に基づき、進捗状況を管理しながら、事業の見直し等も含めて調整に努めてまいりました。

次に、事業の全体見直しによる事業区分の取り扱いでございますが、これまでに事業の全体見直しは、平成 1 9 年 2 月と本年度に行っております。見直しを行う中で、共通事業としては、合併当初より予定されていた事業、庁舎や生涯学習センターの整備事業、防災無線整備事業、それと全市的に新たに取り組むことになった事業の光ブロードバンド整備事業や県営菊池テクノパーク整備に伴うアクセス道路の整備事業、それに、合併当初は市町村事業であったが共通事業へ移行した事業がございます。合併当初は市町村事業であったものが共通事業へ移行したものとしましては、市有林造成事業、公立学校施設整備事業、消防・防災・交通関係の整備事業、廃棄物処理施設整備事業などがございます。これらの事業につきましては、義務教育施設であることや、多くの市民生活に影響がある施設であるため、市民の安心・安全を確保するための事業であること等を基準としております。

次に 2 点目の、平成 1 9 年度に新市建設計画の見直しを行った背景としましては、平成 1 8 年 1 1 月に議会に提示いたしました今後 1 0 年間の財政試算の中で、平成 2 3 年度には財政調整基金が底をつき、平成 2 6 年度には 1 7 億円の赤字になるという試算がございました。また、市は当時約 6 5 %を国や県からの依存財源で運営している状況で、国の施策の動向や経済状況を見きわめる必要もございました。そのような背景を踏まえ、新市建設計画においても、緊急性、必要性、均衡性を考慮した見直しが行われています。次に、見直しによる成果ということですが、総事業費や合併特例債の発行を抑えることができ、公債費の平準化を進めることができた

と思っております。普通建設事業が削減されたことにより事業がおくれたという指摘もございますが、見直しや行政改革の効果により、基金残高や財政指標の健全化が進んだことは一定の成果ではないかと考えています。

次に、基金の内訳についてご説明いたします。本市の基金につきましては、財政調整基金、減債基金のほか、庁舎建設基金を初めとする特定目的基金7基金や定額運用としての土地開発基金及び国民健康保険財政調整基金等の特別会計関連として設置されている3基金の合計13の基金を設置しております。平成25年9月末現在での基金残高は、貸付金を除き総額で約113億円となっており、それぞれの基金目的に沿って管理運用しているところでございます。市債に充てられている基金の額についてでございますけれども、公債費に充てられる基金としましては、経済事情の変動等により全般的な財政調整や繰り上げ償還財源としての財政調整基金と、財源不足時の公債費償還や繰り上げ償還財源としての減債基金の二つの基金がございます。基金残高としましては、平成25年9月末現在で、財政調整基金約56億円、減債基金約25億円、合わせて約81億円となっております。間近に迫った交付税一本算定化や合併特例債等の償還のピークを平準化するためにも、財政調整基金や減債基金への積み立てを行ってきたところでございます。そのため、標準財政規模に対する積立額は類似団体に比べて高い状況となっております。

交付税特別措置の終了後でございますけれども、どれだけの減額を見込んでいるのかということでございますが、交付税の一本算定化に伴い、合併算定替と一本算定の算定差額に対して1割、3割、5割、7割、9割と毎年減額となりますが、平成25年度の普通交付税の算定による差額が19億円を超えている状況から、年間2億から4億円の財源が前年度と比べて減少すると見込んでおります。このことから、財政調整基金が約56億円、減債基金が約25億円あっても、このままの財政規模を維持していくと短期間で基金がなくなることも考えられます。地方交付税につきましては、財源保障と財源調整の両機能を強化し、所要額の安定的総額の確保と実態に即応するような基準財政需要額の算定方法の見直しを要望しており、支所経費や面積要件の見直しなどが検討されておりますが、いずれにしても厳しい財政状況へと推移するものと思われ、行政改革のなお一層の推進、徹底した経費の削減や負担金等の見直しが必要になるものと考えております。

次に、地域審議会の設置につきましてでございますが、旧合併特例法第5条の4で規定されており、合併関係市町村の協議により、期間を定めて地域審議会を置くことができるとなっております。そのため設置期間についての特段の定めはございません。本市の場合、合併協議で、合併の日から平成27年3月31日までとすると設置期間の確認がなされております。平成27年度以降の地域審議会の取り扱い

につきましては、これまでの一般質問でお答えしておりますように、議会の皆様の意見や地域審議会の委員の皆様の意見を踏まえながら、また他市の状況等も参考に、総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） それでは、再度お尋ねします。共通事業、旧市町村事業の仕分けということでもありますけども、やはり旧市町村事業から共通事業に移行した事業の一部であります。廃棄物処理施設のアクセス道路の整備、また公立の学校関係の施設整備事業など理解できない事業の部分もありますので、再度お尋ねをしたいと思います。

泗水幼稚園、これは12月にもお尋ねしましたが、やはり教育施設としては共通事業だと。幼稚園、保育園、そういった整備事業と考えるならば旧市町村事業だという説明でありました。また泗水の給食センターの中の機材購入費、給食センター内の備品購入費であります。これもやはり共通事業の中に入れるべき問題であろうと思います。近隣公園の整備、そういった富の原関係の桜山、そういったところの公園整備、そういったものも大体なら共通事業の中に入るのではないかとというふうに思うわけであります。逆に、今村地区のリサイクルセンター建設というような、それにあわせての整備に伴うアクセス道路、総合体育館の空調、また旧菊池市、旭志等の給食センターの新設、菊池南中のエレベーター新設、エコヴィレッジ旭の機械・器具の取りかえ費など、こういったものははっきり申し上げまして、泗水町といいますか、泗水地区には無関係のものであります。こういったものもやはり旧市町村の事業というふうに思うわけでありますが、今現在は共通事業だというようなことでありますので、このような事業計画、こういったものが、市民、私たち議会としても理解を得ないので、再度お尋ねをしたいと思います。やはりこれは本当に共通事業だと、これが市町村事業だという明確性を示すときではなかろうかと、残り5年間の中で本当に考えるべき問題だと思っておりますので、お尋ねをいたします。

それと、合併の2年後、19年度に計画の見直し、これは当初計画のままでいけば一般財源の持ち出しがどうしても不足するというようなことで、夕張みたいになるというようなことから、2割の削減からスタートしたわけであります。そういった中で見直しを行い、そして共通事業が多くなり市町村事業が減ってきておるといっても現実でありますし、また旧市町村事業の中でも市町村単位で相当な温度差が出てきているのも現実でありますので、今後この菊池市の将来性を考えた場合、やはり事業優先といいますか、確実にやっていかなければならない事業、そういった

ものも明確に示していただきたいというふうに思います。

それと、3番目にお尋ねしました地方債の件であります。やはり先ほど部長のお答えにもありましたように、113億ですか、の基金が今現在あるということですが、現実に市債に充てられる分は81億というようなことでもあります。他市の基金創設というような形でよく新聞等にも載ってきますけども、菊池市の場合、どうしても5年間の削減の枠、金額といたしますか、例えば来年度から5年間段階的に減らされるわけでもありますけども、5年間のトータルでどれだけの金額が減るかというふうに思うわけでもあります。

宇城市の場合は大体5年間で63億、菊池市は私の推定であります、大体50億近くになるんじゃないかなと思うわけでもあります。そして、5年後には19億というような数字になってまいりますし、その19億に対しまして各年度の減るパーセントというのも大方示されておると思いますので、そういった数字の中で計算していきますと、大体50億は狂わないかなというふうに考えております。そういう金額が減っていく中で、やはり基金というものは、それでいうと、今まだ特例債の厚い部分が少しでも残るとるうちに計画を立てるといのがやはり基本であろうと思いますので、ここでお尋ねをしたわけでもあります。そういったことに対する考え方をお示しいただきたいと思います。

それと、地域審議会は、工藤議員のときに答弁がありました、確かによその市町村あたりは庁舎の建設もできて、また建設中だったり、将来が大体決まるとる地域であります。けども、まだ菊池の場合は、そういった建設に踏み切ってもいないような状況でありますので、やはり地域審議会が団体的に菊池を一つにまとめてやるのか、そういった形も示しながら、やっぱり住民の説明をきちっとしていくべきというふうに私は思いますので、確かに議会、市民の意見だと言われますけど、説明責任を果たす行政側としての考えも、よかったら再度お聞かせいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 森議員の再質問にお答えいたします。まず施設関係の分で何件か申されましたが、その中で、主なものだけをちょっとお答えさせていただきます。

まず、幼稚園関係でございますけれども、幼稚園は共通ではないかというようなお話でございますけれども、幼稚園は文部科学省管轄、保育園は厚生労働省管轄になります、今回の全体見直しでは、義務教育施設であるか、ないかで仕分けを行

っております。義務教育施設につきましては共通事業で、その他の施設につきましては市町村事業として取り扱っています。そのため小中学校関係施設の整備につきましては共通事業とし、保育園・幼稚園の整備につきましては市町村事業といたしております。ただし、共通事業であれ市町村事業であれ、緊急性、必要性を考慮して整備する必要があると考えております。

それとまた、旧クリーンセンター跡地や旭志のエコヴィレッジ旭につきましては、市民生活に直結した一般廃棄物の処理施設であり、管内の3地域、菊池・七城・旭志から排出される廃棄物の一時保管や処理を行っております。泗水地区の一般廃棄物処理に当たっては、現在菊池環境保全組合において処理されておりますので、当然のことながら、菊池環境保全組合の処理施設に係る整備につきましても共通事業で取り扱うこととなります。

それと、総合体育館の空調整備でございますが、これにつきましては、当時、議会において議論されたと記憶いたしております。全国大会等を誘致するためには全市的に取り組む必要がありまして、そのため整備に係る事業についても、共通事業で取り扱うとした経緯がございます。今後におきましても、市の方針として全国大会の誘致を目指す等の事業につきましては、共通事業として取り扱ってまいりたいと思っております。

次に、泗水の給食センターでございますけれども、先ほど森議員のほうからおっしゃったように、これは昨年の12月、第4回の議会定例会で答弁しておりますが、泗水給食センターが調整漏れで市町村枠に入っていたため共通事業に訂正をさせていただいたところでございます。調整漏れがないように注意しておりましたが、漏れがわかりましたので修正させていただきました。今後、このようなことがないよう注意してまいりたいと思っております。

それと、19年以降の事業の選択でございますけれども、平成19年の見直し後の新たな追加事業としましては、必要性や緊急性を重視しながら、極力、市の負担が少なくなるように有利な補助事業や経済対策の交付金を活用できるという観点から線引きがなされております。線引きの目的としましては、厳しい財政状況の中、安易な起債借り入れは、後年度、公債費の負担増につながり、財政硬直化の要因ともなるため、それを可能な限り抑えながら、必要、緊急な事業を進めていくためでございます。

それと、市町村枠の配分に対する進捗率にばらつきがあることにつきましては、合併前から社会資本整備総合交付金事業等の5年間継続の補助事業に着手していた地域と、計画していた国庫補助事業の制度廃止や市民ニーズの変動、また用地交渉の難航などで事業着手に至らなかった地域があり、進捗率にばらつきが生じている

状況でございます。

それと、基金の創設の計画でございますけど、合併後の市町村の地域振興のための基金につきましては、建設事業枠とは別に、地域振興計画に沿ったソフト事業等に活用できるものとして、合併特例債を財源とした基金を創設することが可能となっております。本市が創設できる基金の標準規模は17億1,000万円、上限が25億6,000万円となっております。今回の新市建設計画の変更に伴う中長期財政計画の中において、平成29年度から31年度の3カ年で総額17億円を積み立てる計画としているところでございます。この基金も合併特例債を財源としたものであるため、公債費の70%が普通交付税の基準財政需要額で算入されますが、借金はあくまでも借金でございますので、借り入れに当たっては後年度の負担も視野に入れて慎重に対応する必要があると考えております。

それと、地域審議会の取り扱いについてでございますが、これにつきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、議会や地域審議会の委員の皆様の意見を踏まえながら、また他市の状況等も参考にして、総合的に慎重に進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） 今、部長の答弁の中にありましたように、確かにリサイクルセンター関係に伴います道路、これが、中山議員も質問されましたように、今村橋がかかって、325との直線道路といいますか、そういった道路整備であれば共通事業だと認識するのは当たり前でありますけど、リサイクルセンターのところの一時置き場というところで今なっておりますし、そこの中に、道路も旧道をちょっと拡張工事されてこの事業が共通事業というのは、やはり泗水の地域審議会のメンバーの方からも、それはおかしいんじゃないかという意見をいただいております。そういったことに対する説明といいますか、そういったものが今まで地域審議会の中で説明が行われていなかったというのが現状だろうというふうに考えております。普通事業の進捗状況だけを地域審議会に説明を行っておられますので、やはりそういったところの共通と旧市町村事業の中身というものもきちっと説明しながら、地域地域での、要するにあと残りの計画性とか、そういったものをきちっと説明をしながら、新市の、やはり皆、合併するときには、豊かなまちになろうという気持ちで取り組んだ事業でありますので、その点は十分お考えをいただきたいと思います。そして、やはり見直せる分は見直して、優先的なものはやっていくというのが新市のまちづくりの基本だろうと思いますので、そこはよろし

く考えていただきたいと思います。

基金の問題も、やはり今回の議案の中にも上がっておりますように、段階的に減らされるというのが示されておりますが、本当に甘いといいますか、高い基準で設定されているなというふうに思うわけであります。そういった中で29年から17億の基金積み立てを行っていくという今説明をいただきました。けれども、大体年間33億ほどの市債返還というピークが来ておるわけでありますので、81億ありますけども3年はもたないと。そして、29年から17億ずつ積み立てたとしましてもそうそう追いつくような金額じゃないということも明らかでありますので、やはりそういった数字の面も市民にきちっと明確に説明していくのが行政の務めというふうに私は思っております。

その中にそういった事業の仕分け、また市町村関係の説明というのもびしっとしていただきたい。そして、やはり今後の菊池市の将来に向けた事業推進が本当に必要不可欠な問題だというふうに考えますので、市長にお答えをいただきたいと思っております。やはり見直すべきものは早く見直し、実施をし、新市建設の目的が達成でき、合併の検証ができることを願っております。今後5年間の事業推進、新市建設計画が菊池市の将来を大きく左右する問題ということは間違いではないと思っております。江頭市長の施政方針の中に社会環境の変化、新たな環境への迅速な対応、将来を見据えた政策立案機能の強化を目的としました政策企画部、こういうものを示されましたけど、私は、政策はやはり推進するものだというふうに思っておりますので、できれば政策推進課というのも新たに設けていただいて、専門的に確実にやっていくような方向性が今後の菊池市の歩む道じゃなかろうかというふうに思っておりますので、江頭市長の方針であります企画だけで終わらない菊池市の将来を見据えた事業推進の考え方を、よかったらお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） スピード感を持った施策の運営ということはおっしゃるとおりだと思っておりますし、私も民間から来たわけですからそういったところを期待されていると思っておりますので、全力を挙げてスピードアップに注力していきたいと思っております。そういう中で、政策を推進する部署としてはそれぞれの部署が役割を担っておるわけでございますが、中にはどうしても複数の部署にまたがるものがあったりします。それから、やはり全体的に期限とか納期とかいうものをきちっと見守っていく、そういう役割というのは非常に大事だと思っておりますので、今般予定しております政策企画部というのが、単に企画を立てるというだけではなくて、そういう全体を見渡しての調整機能という機能を担っておりますので、統合的なスピーディーな

処理ができるように力を発揮していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） 隣の合志市は、政策審議会というか推進審議会というような形で、月に何度もそういった部署の中で計画を立てて、確実に進んでいっておられますので、できれば菊池市もそのような形で今後やっていただきたいということと、やはり前回は答弁の中で、今後の審議会の方針でもあります。いろんな事業については、市のホームページで市民向けに予算案とか、予算書とか、年ごとの事業を財政白書まで知らせておるといような答弁をいただきますけど、市民の方々がホームページを開いて確認される方がどれだけおられるかということですよ。そういったことも考えながら、やはり市のほうからの直接の説明というのが一番皆様方も信用もされますし、わかりやすいということでもありますので、やはり地域審議会のあり方は審議会のメンバー、議会ばかりじゃなくて、一緒になってやっていかないと、今後いろんな問題が、また疑問点も発生すると思いますので、その点については行政側からリードをとって、やはりうまく取りまとめていくような方向性をとっていただきたいというふうに思います。

それでは、時間の都合もありますので、次の質問に入らせていただきます。次の地域交流センターの進入路ではありますが、これにつきましては、さきの議会審議会の中で生涯学習課のほうから説明がありました。今の道の駅の駐車場の中の緑地帯を撤去して、その道の駅の駐車場の中に専用道路をつくらせてくれというようなことでありましたが、道路関係はやはり建設部の担当だろうというふうに思っております。生涯学習センターは学務関係だろうと思いますが、やはりこういった問題をきちっと線引きをし、きちっとした説明をやっていかないと、建築許可がおきた時点でも疑問を持ったわけでありまして、先に工事契約が済んで、その後道路をつくるというような、本当に考えられないような事業でもありました。まして、今回市道の見直しというのでも提案されておりますが、やはりあの市道を廃止するということになりますと、市道自体が要するに袋小路といいますか、行きどまりというような中に、そういった建物の建築許可がおきたというのも不思議でたまらないわけでありまして、やはり今回の進入路の問題、そしてまた地域交流センターに伴います道路計画、そういったものを再度明確にお示しいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） 森議員のご質問にお答えをいたします。

現在、泗水地区に建設しております地域交流センターは、養生市場等の周辺施設と建設用地を同じ高さにして、相互に一体的な利用ができることを考えて建設を進めているところでございます。整備を進める上で、養生市場から地域交流センターへの進入路につきましても、最も施設の利便性が高まり、利用者の安全が確保できる方法を地元の方とのワークショップを初め、県や市内の関係課と幾度となく協議を重ねてまいったところでございます。

協議の中で、国道と直接地域交流センターをつなぐ進入路や、国道から現在の養生市場の進入路を通り、入ってすぐ右折して養生市場駐車場端の一番国道寄りを通る案なども検討いたしました。いずれも利用者の安全性が確保できないなどの理由から採用を取りやめた経緯を、さきの1月の議会審議会で説明を行ったところでございます。今回の進入路は養生市場西側駐車場のほぼ中央を通ることとなりますので、安全には十分配慮することといたしております。

具体的には、道路幅も一般市道と同じく5メートル幅を確保したため、やむを得ずこれまでの緑地帯を撤去することとなりましたが、これまでより駐車場内では、運転者からの視界も広がりますし、さらに進入路の中間ほどに横断歩道を設けることといたしております。特に、進入路として利用する駐車場部分を点線で囲み、交流センターへの進入路としても利用する道であることを利用者へ知らせることとしておりますし、さらには交流センターと養生市場の交差点部分には、「徐行」や「止まれ」等の表示を行うなど、車両はもとより歩行者の安全確保には万全を期すことといたしております。

なお、今回の進入路は基本的には養生市場の駐車場内を通る駐車場内道路として、生涯学習課を中心として関係各課が協議し、決定したものでございます。また、万一事故が発生しました場合は、駐車場内事故としての取り扱いになると考えられますが、事故原因によっては、関係課が協議して必要な対策を講じる必要もあると考えております。あわせまして、国道387号から地域交流センターへの市道の整備につきましても、今後地域交流センター建設に伴う周辺施設も含めた利用者の増加が見込まれますことから、土木課で整備を行うなど、関係する課で協議しながら、現在、市が一体となった整備を進めているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） 再度確認をさせていただきますが、緑地帯をなくして外部車両の進入を遮断した、そういった専用道路であるということ、やはり要望するわ

けであります。さきの審議会の中で示されました計画を見てみました中において、交流センターの中に専用道路というようなこととなりますが、住民との交流センター建設に向けてのワークショップの中で、やはり三つの進入路の案が示されまして、その一つが今この計画の西側といいますか、今は工事用に使っております道路が、その当時の進入路という案でありました。今回のは、その道の駅の真ん中、ちょうど真ん中に今ある緑地帯を外して専用道路をつくるということですが、本当に道の駅の利用というのは、土曜、日曜、祭日、これが一番多くありまして、また交流センターの利用もそのときが一番多いだろうというふうに考えます。やはり駐車場内であれば、車をとめたいという意識からある程度のスピードで運転しながら通られますけど、進入路という先のほうに進むというような道路であれば、どうしてもスピードは出ます。そういった中で、駐車場のど真ん中ということになれば、そこに子どもまたは高齢者、障がい者の方々、そういった方々が横断するわけですが、この物産館の買い物に来られた方はどうしても通らなければいけない部分であります。今、説明がありましたように、白線を引いて、横断歩道を設けて、標識はすると言われますけども、やはり時間帯によっては危険性は十分伴う、間違いなく事故が発生すると私は確信をしますので、事故が起きたとき担当部署で検討するじゃなくて、やはりつくるとするなら、きちっとしたガードレールを設けるか、専用的な道路としてつくるべきじゃなかろうかと。また、ワークショップ等の意見を重視するなら、やはり一番初めの計画を生かしながら取り組むべきじゃなかろうかというふうに思いますが、その点についての考えを再度お示しいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 森議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、教育部長の答弁にもございましたとおり、道の駅への駐車車両と通行車両及び来客者への安全性の確保については、私ども土木サイドと教育サイドも含めまして検討してまいったところでございます。その対策といたしましても、横断歩道や注意喚起の表示及び広い通行帯等により、駐車場としての安全対策は図られているものと考えているところでございます。また、本箇所につきましては、駐車場内の一部と位置づけておりますために、交通事故等につきましてはのご心配も多々あるかと思いますが、事故が起きないような、できる限りの対応をやっているというふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○21番(森 隆博君) 道の駅の駐車場は、夏場になりますと暴走族関係の寄り場と
いいですか、たまり場というような形も現在あるわけでありまして、まして地域交
流センターができて河川のほうから一直線の道路になると、そういった問題も発生
すると。その中で、担当課で事故が起きたときは責任を持つと言われますけども、
やはり一番初めのワークショップで出した案の、西側のほうから今は工事専用道路
で使っているような道路であれば、かえって車もスピードを落とすわけでありまし
て、直線になりますとどうしてもスピードが出ます。そういった中での安全性とい
うのをやはり重視するべきではなかろうかと思うわけでありましたが、専門的な土木
で、いろんな知識を持った課としてそういったところの明確なお答えを再度お願い
したいと思います。

○議長(山瀬義也君) 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長(松野浩一君) 今のご質問は、進入路の安全は保てるのかということだと
思います。先ほど教育部長も申し上げましたとおり、進入路は駐車場内を通行いた
しますので、進入路自体の見通しをよくするために、幅も一般道路と同じく5メー
ターを確保し、離合も十分できるようにしているところでございます。また、駐車
スペースへの進入のために、そのスペースを4.2メートル確保しておりますので、
トータルで申し上げますと9.2メートルの幅があり、見通しも以前に比べますと
かなりよくなったというふうに配慮しているところでございます。進入路もまた、
先ほど森議員もおっしゃいましたように、明確に進入路ということで破線等の表示
もやりますし、「徐行」「止まれ」等の表示をいたしまして注意喚起をしまいいっ
ているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長(山瀬義也君) 森隆博君。

[登壇]

○21番(森 隆博君) 本当に何か安全性を考えておられるようでありますが、実際
に子どもたちの飛び出しというのは本当に一番怖いわけでありまして、買い物の途
中で、例えば子どもを車の中に残したまま買い物に行かれる例もありますし、そ
ういったときに、一番初めのワークショップでの計画であれば、少しカーブが入りま
すのでスピードが落ちます。今の計画でいきますと、直線ですから、これはどうし
てもスピードが出ているということでもありますので、そういった安全性を考えた場
合、この道路はふさわしくないというふうに地元としての意見を述べておきます。
あくまでも、この計画がいいか悪いかは、またうちの委員会の中で審議すべき問題

もあると思いますので、その方向で今後、考えを示していきたいと思います。

時間の都合もありますので、次の質問に入りますけれども、3番目の松尾川の改修及び通学路の進捗状況ということでお尋ねをいたします。

1点目に、松尾川の上流の調整池の計画の進捗はどのようなふうになっておるかということで、本年度予算の説明資料の中で松尾川の整備事業、調整池及び河川断面に伴う整備の用地費用ということで51万3,000円の予算計上は確認しておりますが、どこまでの事業なのかをお聞かせいただきたいと思います。

2点目に、通学路整備と松尾川の改修の着工、そして竣工時期。松尾川と平行しまして通学路が計画されておりますけれども、用地買収で困難しているという地権者の方からの声を聞いております。やはり、松尾川の改修を望まれる方がその反対側の地権者でもあるということで、改修工事がいつできるかわからない、するかしないかわからんと反対側の土地を譲るわけにはいかんという方もおられますし、宅地であるのに坪当たり9,000円と。その宅地を購入した時期は5万だったと。それが9,000円の評価じゃ、とてもじゃないけど話に乗れないとか、いろんな意見もこちらの耳に入ってまいりますので、そういった今の状況等をお聞かせいただきたいと思います。いつから着工して、いつできるか確実な答弁をいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それでは、現在の松尾川におきましての状況について答弁させていただきます。

現在、上流からの流量に対しまして、松尾川の河川断面が一部区間不足する状況となっているところでございます。まず、調整池の工事が最優先と考えております。議員がおっしゃったとおり、平成26年度におきましては用地買収を行いまして、平成27年度には調整池の工事に取り組む計画でございまして、それから、この調整池を整備するためには、調整池の余裕量を、周辺の環境整備も含めまして、面積が大体2,600平米程度敷地が必要と考えているところでございます。それと、先ほど道路の松尾川の整備につきましても一部ございましたが、松尾川の整備につきましては、市道の桜山2号線沿いに桜山公民館北側の延長459メートルが水量の断面が不足しているとの調査が出ておりますので、その区間を下流側より順次改修を進めていく計画でございまして、また、護岸の整備ができていない箇所におきましても整備を検討している状況でございまして、基本的に26年度から、予定といたしましては5カ年間をもって整備を図ろうと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） 今、部長の答弁がありましたけども、やはり調整池は予算計上もされておりますので27年度からやるということであります。それと桜山の公民館沿いの道路あたりが、やはり今まで相当な被害が何回も出たということで水道の取り付けもやり直しということで、459メートル計画されておるようですが、その下の河川部分の整備もやはりびしっと明確に出さないと、そのところで今までいろんな災害に遭った方が、河川の反対側の土地を持っておられて、そこを通学路で譲ってくださいと言っても、河川関係ができるか、できんかわからんと、その土地は譲りたくないということを申されます。

それはなぜかと申しますと、一番初めの町のときの計画の中では、河川関係をできれば全部コンクリート張りにして、上のほうは、合志あたりがやっておりますように、H鋼を渡して河川の半分を通学路に使うという計画もあっておりましたので、できればそういった計画で河川から水路関係を利用した通学路にかえてくれという意見も今出てきておるような状況であります。びしっとした市の説明がないと、なかなか土地の買収はできないんじゃないだろうかというふうに思いますので、そういった計画性もびしっとしていただきたいと思います。

それと、一番私が不安に思いますのが、この調整池の上流といいますか、500メートル上に新たな菊池市の環境保全組合の工場新設が予定されておるということで、やはり永出分区の1月の説明会においても、その新しい工場から流れ込んではこないかということでありました。私は絶対保全組合の建設予定地の中の水は桜山のほうには流れてこないというふうに説明をしておりますけども、やはりどうしても雨が多きときには確率はあるというような不安も持たれております。そしてまた、その下流の方々がやはり一番心配されますのが地下水汚染と風評被害、そういったものをやっぱり申しておられますので、できれば、やはりこういった計画というのは、菊池市も確約を入れたわけでありますので、土地の建設予定地の確保が28年度末、これは決定しておるわけでありますので、ここ1年か1年半でびしっとした計画を示さないと、用地買収ができなくなるということになります。用地買収ができないと菊池市が責任を持つという確約を入れておるわけでありますので、こういったものも含めてやはりここは大事な場所でありますので、考えていただきたいと。

そして、ほとんどこの下のほうに、1戸当たりでも5町ぐらいのごぼうをつくっておられる方が数軒おられまして、菊池ごぼう、そういった水田ごぼうというような形で取り組んでおられるわけであります。そういった中にパイヤー関係の方も入

られておりますし、テレビ報道もデヴィ夫人も1回来られて全国放送にもなった場所のごぼう農家でもあるし、ほとんどRKKあたりも年に何度か入って宣伝しているような状況のところでもありますので、そういった方々がやはりびしっとした説明がないと納得いかないというのが現状で、私どものほうにもこの前の説明会でもびしっと物申しておられます。そういうことでありますので、やはり市としても全力を挙げて取り組む姿勢を見せないと、なかなか確約を守れなくなるということも認識していただきたいと思っておりますので、そういった計画性についての考えを再度市長のほうから、よかったらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今お尋ねの件の菊池環境保全組合の新環境工場建設の計画につきましては、日向川方面への放流は計画されておりますけれども、松尾川への雨水等の放流は行わないという計画になっております。また、ご心配の向きの、例えば、雨等の場合の新環境工場から放流水があるのではないかというご心配につきましても、こういった地元民のご心配というのは組合のほうとも共有しておりますので、よく相談をしながら、まかり間違っても汚染等がないように細心の注意を払いながら、今計画を進めているところでございますし、今後、菊池市の地元を代弁する形で、そのことはよく組合ともフォローを進めていきたいというふうに思います。また、松尾川の水質保全につきましては、準用河川として松尾川を市で管理する以上、今後、水質汚濁防止法に基づきまして水質調査等を行って、河川の水質保全というのには市の責任で努めていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） 最後に、これはお願いでありますけれども、環境保全組合のほうとも一度は話しておりますが、必ず流しはしないということではありますが、雨水は浸透させるという説明をしてまいっております。そういった中で、この次の調整池の問題もありますが、そこから上のほうに泗水の水源地がありまして、その水源地自体の問題も心配されております。そういった明確性というのがはっきりしないと、大きな反対運動のもとにされますと、なかなか進めにくくなりますので、早急性のある対応を今後よろしくお願いを申し上げまして質問を終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後1時55分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

○13番（樋口正博君） それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず1番目に、菊池市の財政計画についてであります。先ほど執行部からもお話がありましたが、平成25年11月発行の財政白書によりますと、25年9月30日現在、基金の総額は113億2,522万2,000円。合併直後が69億4,122万4,000円ですから、この9年間で43億8,399万8,000円ふえています。その状況の中で、まず1点目、菊池市の基金について現状をどう考えているのか。2点目、平成27年度以降、一本算定となりますが、どのような推移を予測されているのか。以上、2点について、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 樋口議員のご質問にお答えいたします。

本市の基金につきましては、平成25年9月30日現在の積立額と平成17年度の決算額とを比較しますと、財政調整基金が約22億円、減債基金が約15億円、特定目的基金が約18億円の増額、土地開発基金が3億円、その他特別会計関連の基金が約9億円の減額となっており、総額で約43億円の増となっております。主な要因といたしましては、合併前の基金を整理、統合したことにより廃止となった基金が剰余金として取り扱われ、地方自治法第233条の2の規定による基金繰り入れとして積み立てたものや寄附を財源とする基金など、合併後の財政運営上必要な基金として、それぞれの目的に沿って積み立てられたものと考えております。本市の財政状況におきましては、地方税等の自主財源が乏しく、依然として交付税など依存財源の占める割合が高い状況であり、借金である地方債現在高も約273億円あるため、預金はあるけど借金も抱えているという状況であると認識をいたしております。

次に、交付税の一本算定に伴う基金調整に関するご質問についてでございますが、交付税の算定方法が、現在の合併算定替から一本算定へ移行することに伴い、平成27年度から平成31年度までの段階的縮減期間において、各年度2億円から4億円程度の減額が見込まれ、完全に一本算定化される平成32年度には現段階において約19億円程度の減額になるものと思われまます。合併自治体特有の財政需要に配慮した交付税算定基準の見直しといった国の動きもありますが、いずれにせよ、大

幅な財源の減少が見込まれるため、今後の少子高齢化による社会保障費の増加や老朽化が進む公共施設や道路等のインフラ整備による多額の地方債発行に伴う借金返済が予想され、現在の予算規模を維持した行政運営を続けた場合には、大幅な基金取り崩しが必要となってくるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○13番（樋口正博君） 先ほどの森議員に対する答弁とほぼ一緒なんですが、確かに起債の償還、臨時財政対策債の問題など、執行部としては財政面においては常に万が一を考えて慎重な発言をなさるのは承知をしております。しかしながら先ほど述べた数字の内訳でいくと、合併後9年間で財政調整基金が22億7,024万9,000円、減債基金が15億2,540万、さらには、特目基金ですが、庁舎基金が9億914万1,000円。この庁舎建設基金はほとんど約4年ですよ。実質1年ほとんどやっていないので3年で積み上げてきました。また、基金一覧から外れていますが、都市開発公社への貸出金が17億8,000万円。これを全部合計すると64億8,479万円。この間に、執行部としては、6%以上の高金利の起債の繰り上げ償還も行っているはず。また都市開発公社の年間金利も基金の貸し出しで年間1,200万程度の金利が、今では約20万円以内に抑えられているという現状にあるというふうに思っております。そのことを考えると、私は若干ではあるが余裕があるのではないかというふうに感じておりますが、執行部の見解を再度伺いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

先ほどお答えしましたように、本市の基金につきましては、それぞれの目的に対応する特定目的基金を除き、今後の社会保障費の増加や老朽化が進む公共施設の再整備などに発行された地方債の償還に充てる必要があり、依存財源の占める割合が高く、借金である地方債現在高が約273億円あることから、余力があるとは考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○13番（樋口正博君） 総務企画部長、お答えはそうしか言えないとは思いますが、ただ、合併当初のいろんな財政計画とか、そういうものについては、明らかにこの9

年間で、違う意味でいい方向には行っているとは思っているので、実質27年以降から交付税が削られていくとはいうものの、交付税法では国民が等しく生活するためのものを国がまとめて交付するわけですから、その推移を見ながらでも財政運営をやっていたいただければと思います。

それでは、次に移ります。2点目の施政方針とその運用について質問いたします。

まず1点目です。施政方針における、私が受けとめるあの内容から見の中では最重点プロジェクトである、「経済の活性化の仕組みづくり」における新事業と予算措置は、どのようになっているかをお伺いいたします。

2点目、農業者の機械導入における補助率の見直しはということで、施政方針では「儲かる農業」プロジェクトとしてネット販売や菊池基準、六次産業育成などが挙げられております。市長の農業振興にかける意気込みが感じられるところではあります。しかし、私がさきの定例会でも申し上げたとおり、農業全体の底上げには生産性の向上も欠かせない施策であるというふうに考えております。私はその観点から、平成24年6月に基幹産業と位置づける農林業に対する補助金の運用と交付状況についてお伺いをいたしました。いろいろ補助制度はあるんですが、よく聞くのは、市が10分の1の補助を行った場合、機械設置後、償却資産として固定資産税を大まか10年間払い続けると市の実質負担はゼロになるではないかという、そんな声が農家の方々から多く寄せられたものですから、そうであれば前回、坂井正次議員が償却資産の減免をしてくれと。これは再三にわたって質問されているわけですが、市の姿勢とすれば、税の公平性を保つために減免はしないとの立場を明らかにされているわけですから、その姿勢を守るのであれば、補助率を上げて農家の負担を軽減すべきではないかと、そのようにお聞きをしたところでありました。お答えとしては、農林畜産業を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますので、関係部署と今後協議するとの答弁でありましたが、協議の結果についてお伺いをいたします。

3点目です。商工業の振興について、各種助成並び新たな融資制度の充実・改善というふうに記してあります。このことについて具体的な事例を挙げてお答えをいただきたいと思います。

4点目、(仮称)「菊池市産業育成基金」の創設を検討できないかということでもあります。仮称ですので非常にアバウトな表現で申しわけございませんが、要は私が言いたいことは、現在の一般会計予算、ことしであれば246億円、これはある意味、どなたが市長をされても非常にこの一般会計の予算では十分なプロジェクトを組みにくいのではないかとこのように考えています。もともと各部各課から予算要求が上がってくるわけですが、その時点で300億近い予算要求があつて、それか

ら削りに削って出した予算が、この246億円であるというふうに考えております。義務的経費を除けば、市長が考える主要施策に使える予算はほとんど限られているというのが現状であると思います。そうであれば、さきに述べたとおりに、基金に若干の余裕がある今、農林商工それぞれの振興策を行うための特目基金を創設して、産業の育成を行ってはと考えますが、執行部のご見解をお伺いします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） それでは、私のほうから新事業と予算措置についてお答えいたします。

経済の活性化の仕組みづくりの具体的な事業につきましては、まず1点目の「儲かる農業」プロジェクトは、安心・安全の一定品質基準、菊池基準を設け、ブランドイメージをつくり上げるとともに、利用しやすいインターネットシステムをつくるために行うもので、インターネットショップの開設運営事業に2,250万円、菊池基準策定などのブランドづくり実行委員会事業に700万円計上しています。

次に、2点目の観光戦略「癒しの里」構築プロジェクトは、自然力を生かした心に訴える仕掛け・仕組みづくりを行うもので、「森の中のまち事業」として、隈府のまちなかに緑をふやすことで住環境の向上と癒やしの空間を創出するために1,122万5,000円、「さくらの里事業」として桜の苗木の植樹に500万円と、さくら公園としての菊池公園の整備に609万3,000円を計上しております。

3点目の、「きくち情報発信プロジェクト」は、菊池のよさ・魅力を広くPRするために行うもので、SNSやデータ放送などの新しいメディアを使った広報活動に90万8,000円、ラジオ、テレビなどのメディアを活用した「イメージアップ宣伝事業」に1,050万円、合併10周年記念事業に246万9,000円、また、温泉湧出60周年記念事業や全国さくらシンポジウム事業に208万9,000円を計上しています。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 樋口議員の農業者機械導入などにおける補助率の見直しについて、及び商工業に対する各種助成や融資制度の現状についての2点につきましてお答えをさせていただきます。

基幹産業と位置づけております本市の農林畜産業を取り巻く環境は、農産物価格の低迷や生産資材の高騰、加えまして農業従事者の高齢化や担い手不足等も進んでいるところから、引き続き厳しい状況にあると認識をいたしております。合併後に

おきましては、旧市町村間の均衡を図る上におきまして、国や県の補助事業に対する市の単独の上乗せ補助は行わないとした経緯がありますので、関係部署との協議の中でも、全体のバランス等を考慮すれば現段階においては難しいと判断をいたしておりますので、ぜひご理解をよろしくお願ひしたいと思います。なお、平成24年の第2回の本市本議会定例会におきまして、樋口議員のご質問にお答えしましたとおり、周辺自治体における機械導入事業の単独の上乗せ補助につきまして聞き取り調査を行ったところ、農家に対する自治体の単独補助、上乗せ補助は行われていないということも確認をいたしております。

次に、商工業者への助成制度につきましては、中小企業等後継者育成対策といたしまして、後継者の新規就農助成金として30万円、結婚助成金として5万円を交付しており、本年度は結婚助成金の申請が5件で、総額25万円を交付いたしております。また、空き店舗対策モデル事業として、店舗改修費や家賃の一部、保証料及び借入金利息等について補助を行っており、本年度におきましては継続も含め12件の申請があり、約410万円を見込んでおります。さらに地域経済活力創出事業として、住宅や店舗の新築、またはリフォームをされた方に対しまして、建築費により算定した補助金額を市内共通商品券で交付をいたしているところでございます。

なお、今年度は、リフォーム等による38件の申請に対しまして、約677万円分の商品券を交付いたしております。融資事業につきましては、経営の設備資金や運転資金に対する市の融資制度としまして、中小企業経営安定資金融資制度、小規模事業振興資金融資制度、中小企業小口資金保証制度等があり、本年度は6件の申請があり、融資総額は1,640万円となり、あわせて中小企業信用保証料補助金交付要綱に基づき、信用保証料の約24万円を助成したところでございます。また、設備等の近代化や経営基盤の強化の際、金融機関からの融資に対する利子の補填制度として、中小企業近代化等資金利子補給補助金交付要綱に基づき、本年度284件の約495万円を助成したところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうから、仮称でございますけども、菊池市産業育成基金といったもののアイデアに対する考えということで述べさせていただきます。

特定目的基金につきましては、自治体が条例で定めて特定の目的のために資金を積み立てて運用するものであります。農林業や商工業者に対する補助や融資につき

ましては毎年度予算化をして支援をしておりますので、基金の創設ではなくて、今までどおり、必要に応じて予算措置の中で適正に対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。ただ、農林業、商工業の振興というのは、地域経済の発展を図る上で大変重要な施策であるというのは当然でございます。特に最近、新しい分野への進出ですとか、あるいは新商品の開発等を支援するような国の補助事業であるとか、それから私のところにも多少問い合わせがあったりしますが、民間ファンドのような動きが最近とみに目立ってきておりますので、こうしたことの活用を推進してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○13番（樋口正博君） まず、1点目の再質問ですね。答弁の中にありましたブランドづくり実行委員会事業700万円について、その目的は販路拡大なのか、菊池基準づくりなのか、その他の目的か。また、構成メンバーについて、どのようなメンバーかということをお聞きしたいと思います。

2点目の補助の上乗せは難しいということでもあります。現在の農業従事者の高齢化を含めて、集落営農による生産性の向上等、機械化はやっぱり避けられないというのが現状だというふうに思います。また、さきの議会で述べましたが、部長からご答弁ありましたけど、近隣自治体との調査、比較ということではありますが、本市においては、近隣市町とは農業生産人口、生産高ともに明らかに違うわけですから、農業振興を目的とする菊池市独自のやり方があってもいいのではないかというふうに私自身は思っております。ご答弁の中では、「あくまでも現段階においては」ということでしたが、将来を見据え、継続的に庁内で協議を続けていただけるものというふうに私は捉えておりますが、市長のご見解をお伺いします。

3点目です。ちょっと答弁をお聞きしたんですが、商工業の振興について、新たな制度拡充、改善ということなんですが、余りちょっとそれを感じられなかったんですが、平成26年度に行われる市独自の取り組みについて再度お伺いをしたいというふうに思います。

4点目の基金の件なんですが、大変難しい問題であることは承知をしております。しかし、機械補助の上乗せも無理、税の減免もできないと。さらには燃油の高騰は続き、畜産飼料の値上げ、その他農業を取り巻く環境は厳しくなる一方というところでもあります。救いは、緩やかではありますが、景気が回復基調にあるということぐらいですね。少しは物が高く売れるような時代になってきているのかなということです。ただこの景気回復はアベノミクス戦略による量的緩和と言われる部分がほ

とんどで、地方にはなかなか波及がしにくいと。しかし、デフレ脱却の兆しがある今こそ、次の一手である成長戦略が問われていると。これは国の問題でもあると思うんですが、一方で、地方におけるこの戦略を行うのは自治体ではないかというふうに、その手腕が問われているものと考えておりますが、市長におかれまして、再度、先ほど言った基金、アバウトで全体像が見えにくいとは思いますが、それは検討するに値するの否か、市長のご見解をお伺いできればというふうに思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

菊池市ブランドづくり実行委員会におきましては、本市農林畜産物が「菊池ブランド」として確立し、多くの消費者に受け入れられ、本市産業の活性化につながることを目的として、認定農業者連絡協議会、JA菊池、各物産館、商工会、観光協会などの関係機関・団体の17名により構成をいたしております。委員会では、専門部会を設置し、本市農産物の積極的な販売促進活動、農産物の安全・安心な栽培に関する取り組みである菊池基準の制度確立、ネットショップ開設に向けた協議などを行っております。また、主な事業につきましては、本市農産物の普及推進事業として、首都圏の一流料理人と本市生産者による現地圃場の視察を含めた交流による商談の開催、及び六次産業化の積極的な推進のための先進的な取り組みを実施している事業所による研修会の実施、消費者と生産者が直接交流できるイベントである食の祭典の開催、菊池米の品質向上のための食味コンクールなどの事業について計画をし、実施をいたしておるところであります。

次に、商工業の振興に対する市の独自の取り組みにつきましては、これまでの事業を平成26年度も継続して実施してまいりますが、商工会や商店街などの関係機関、また中小企業者、小規模事業者並びに個人商店等の需要や意向などについても調査を行い、ニーズに即した事業展開を模索していかなければならないと考えております。コンベンション等開催支援補助金につきましては、平成26年度からは、補助分を市内共通商品券で支給するように変更し、大会等参加者の市内での消費拡大とリピーター獲得につなげてまいりたいと考えております。また、融資制度につきましても、商工会及び各金融機関等と協議検討し、融資限度額や償還期間等を一部改正するなど、実情に応じた利用しやすい制度に向けて見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうからは、農業の機械導入にかかわる補助率の件、それから産業育成基金に関する件をもう一度申し上げます。

まず、1点目の補助率の見直しということでございますけども、今の方針につきましては、ご説明をしたとおりでございます。T P Pの行方等、変動要因はまだ多々あるかと思っておりますので、こうした状況をよく見きわめながら、当面推移を見守りたいというふうに考えておるところでございます。災害とか特異な事態が起きた場合というのは、またそれなりの考え方があるのかもしれない。

それから2点目の基金のほうに関して、景気が足元、少しよくなってきているのではないかと、チャンスではないかというお考えのようですが、そういう側面も確かにうかがえますが、実は私はこの今の日本の景気というのはまだ本格的とは言えないというふうに考えておりました、どうしても金融面の量的な緩和に頼ってきた面が大変大きいと思うんですね。ですから、第3の矢である成長の矢というものはまだ確認されていない状況でございます。

非常に今世界経済の相互の影響が直接出るような時代になっておりまして、実は、ついこの間まで、好調、好調と言われていました、例えばインドですとかインドネシア、こういったものはフラジャイル・ファイブと今呼ばれていまして、世界で危ない五つの国と言われているんですね。それぐらいに今本当に世界経済がほんのちょっとしたことで変わりやすいというふうな不安定性を持っているのが現状でございます。また、加えまして、つい最近では、ウクライナに対するソ連の軍事介入とか、これが展開によっては、例えば油の価格、穀物相場といったものに大変考えもつかないような影響を及ぼす場合がございますし、為替等が大変攪乱されるといったふうな、一言で言えば、まだ景気自体が本格的な回復ではないところに世界の状況が非常に不安定であるということですので、将来の万一に備えた貯金でございますので、まだまだ安心できる状態にはないというのが実情ではないかというのが、私の今の見解でございます。ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○13番（樋口正博君） 1点目の部分でブランドづくり実行委員会事業、これは、販促、菊池基準、普及推進、六次産業、イベント、コンクール等、めじろ押しですけど、17名の構成でやるということなんですけど、負担が大きくなるように。ネットビジネスもこれに入っていますよね。それぞれ17名と言わず、専門の分野の方をお入れになって、広く展開をなさっていただければというふうに思います。

補助の上乗せについては推移を見守るということですので、私流には引き続き協

議をしていただくというふうに解釈をしております。農業の現状を見ながら再度ご検討いただければというふうに思っています。

あと、商工業の新たな取り組みなんですけど、リフォーム等の補助制度がありますよね。この間、私はちょっと個人的にご指摘をさせていただきましたが、かなりまだ欠陥がある制度でもあるし、そういうところをちゃんと穴埋めをしたり、そういう形で取り組んでいただければというふうに思います。融資制度が6件の1,630万ですか。これ、早い話が、なぜ利用が少ないかということ言えば、国民生活金融公庫等よりも金利が高いということです。誰も金利が高いところで借りる方はそうそうおいでじゃないということなので、同等もしくは低い金利とかいうところの改善の余地があるのではないかとこのように思います。

4番目についてなんですけど、また再々ということになりますけど、市長、私は今すぐやるとか、やらないとかいう答えを求める気はありません。ただ、くどいようですが、この9年間で約65億円もの基金の積み立てがなされております。いきなり着任をされて前の基金を崩すというのは非常にやりにくいというお気持ちも理解をします。ただ、この基金は基本的には、後世に負担を残さないためにみんなで辛抱しようよと、いろんな団体の補助金も毎年5%、10%カットしようよとか、いろんな形で積み上がってきた基金ですよ。そうであれば、やっぱり後世に負担を残さないために頑張った現役の世代に対する何らかの施策は、私は絶対に必要ではないかというふうに考えているところであります。

また、要は、先ほど森議員の質問でもありましたが、起債償還のピークを迎える前でないと、なかなかこういうところができないというふうにも考えています。例えば、先ほど話が出た農業の機械導入に対して、減免もしない、しばらく補助の上乗せもしないということであれば、自己資金分の借り入れを、例えば基金をつくってその中から無利子で農業者に貸し付ける、または基盤整備を行うときに、中山間地で5%、平野で10%の負担、金利の6分の5を補填するという制度はあるみたいですが、じゃあ、それを無利子で貸し出す基金等があれば、農業の方も負担が少しずつになって、若干は楽になるのではないかとこのように思います。さっき、江頭市長が言われましたが、世界情勢によって穀物相場は変わると。そうであれば、畜産関係はいきなり飼料関係が上がった場合には、どうしてもその対策資金も必要であると。それらに基金を積み立てるということもできるんじゃないかとこのように思います。

林業振興に関しては、かつて私は一般質問で、熊本県に模した形で3.5号角の3メートルの柱を90本、新築、地元工務店施工に限り、それを現物支給するというのをやってはどうかという話もしました。しかし、それも残念ながら予算がな

いというところで一蹴をされたわけでありませう。また、商工業については、先ほど示したように融資の資金を用意しているという預託金は用意してありますが、誰も借りない。それは金利が高いから、それだったらほかのところから借りたほうがいいという話です。ほかに、農業、林業、商業、工業、いろいろあるんですが、現実には非常に厳しいというのが現状であると思います。

市長の思いは私も理解をするところではありますが、私は市長が着任時にまず最初に述べられたこと、それは地域経済の再生が私の第一の使命であると、そのことを私は今でも忘れてはいないし、その言葉を信じております。そうであれば、私は現状を即座に変えるということは非常に、これは誰がやっても難しいことだとは思いますが、それでもこの現状に何か一つ明かりが差すような展開を考えていただきたい。それが私の部分では、先ほど述べた菊池市の産業育成基金の創出も一つであるということでもあります。

何度か市長とお話をさせていただく中で、やはり民間活力がどんどん伸びてきてほしいんだというお言葉をお聞きしたことがあります。私も思いは一緒です。しかし、この民間活力を出すために、行政はいかなる手段、手をもってそれを誘導するかというところがやはり行政に求められるところだというふうに思いますので、どうかまたその部分は考えていただきたいと思います。

身近な例でいいますと、市長、先日あった初市はご存じですよ。あの初市がもうできないよという話が聞こえてきているんです。それは何でかと言ったら、実はあれは市の行事ではなくて、どこの行事だという区分けになったときに、区の行事であるということで、実は上町区の繁栄会という、ほとんど10件そこらで組んでいる組合で今ガードマンの費用とか、そういうものを捻出しています。ただもう財源がないんです。やっぱり小口商店の集まりですから。商店街連合会から助成金をいただいているとか、いろんな話をお聞きするんですが、もう体力がもたないと。これはある意味、僕は菊池市の春の風物詩であると思うんですが、しゃくし定規に考えて言ってしまうと、そのような風物詩もなくなってしまおうと。じゃあ、これにどう対応するかと言えば、ある程度、幅広く対応できるようないろんな資金がないと、やっぱり守るものも守れないというのが現状ですので、どうかそこら辺を再度ご考慮いただきたいと思います。

過日、合志市の市長さんの市政報告会に行ったときに、松下幸之助さんのお話を引き合いに出されて、このコップの中の水をいつ飲むかという話をされました。合志市長さんは、着任時まだ半分しかなかったので満杯になるまで飲まないということで我慢をしたということでもあります。私は実は稲盛会長の本でそれと同じようなものを読んだんですが、松下幸之助さんの講演会に出たときに、ダムの水がある程

度たまるまではやっぱり使えません、これが経営の哲学ですということで、ご本人は最初わからなかったらしいですけど、後でなるほどと思ったということなんです。

私は菊池市の財政状況を一番最初にお聞きしましたが、僕はダムが満杯とは言わないです。満杯とは言わないですが、ある程度たまっている。下の田んぼに今水を流さないと稲が育たないというときに、それでも水をためるためにシャットアウトするかというところなんです。私は、そここのところをもう少し緩やかに考えていただいて、執行部の皆さんが市政を守る姿勢はわかります。しかし、この基金自体は、この菊池に住む約5万人の方々が少しずつ辛抱して積み立てた、そのことに対して現役世代に何らかの措置を講じられることを願ひまして、この質問を終わらせていただきます。

最後の質問になります。隈府小学校の中学校の区割りについてです。先ほど、この件については東英俊議員より質問がされていますので、重複は避けたいと思います。学校規模適正化委員会の答申をということでよろしいですね。

問題はなぜこの声が上がったかということです。請願には隈府小のみが、北・南中学校と分かれて進学しなければならず、子どもたちは同一の中学校の進学を望んでいるというふうにあります。しかし、実情はその1点だけではなく、ほかにも幾つかあります。例えば、部活動の問題なんです。ちょっと学校の数もばらつきがあるものですから、南にはあるけど北にはない、だから私は南中に行くんだということで、北中校区の方が南中に行く場合もあります。また、部活の帰路、どうしても北中学校は山の中腹にありますものですから暗い、通学路が寂しいということで、保護者の送迎がどうしても不可欠になる。それが負担で、私は実はひとり者で、要はシングルマザーだから仕事で送迎に行けないから南中にやるんだとかいう声も聞きます。また、これは特殊な例なんですけど、実は先日、私の友人から電話がかかってきて、家を売りたいと思っていると。で、何人か交渉の相手ができたと。ただ電話がかかってきたら、ちょうど南中と北中の境界のところに家があるんですけど、南中校区じゃなければ買わないとか、北中校区であれば、申しわけないけどあと200万下げてくれとか、そんな話にまで今実は発展しているんです。

中には、保護者の方で平成26年には隈府小学校は全部南中だと思ひ込んでいる方も実は今おいでなんです。ですから、そこら辺は保護者に説明をしていただきたいと。今から答申にかけて1年かけて結果が出ると。それから本当に動き出すまでは、やっぱりトータルで四、五年かかると思うんです。ただ、今言ったような親御さんの悩みですよ。要望とすれば、北中にやってもいいけど、じゃあ、隈府の明かりがあるところまで、近いけど帰りだけでも送迎バスを出してくれないとか、いろんな問題があるんですけど、これらのことについて学校規模適正化委員会もしく

は教育委員会の中で協議をして、いずれずっと続く問題なので、いろいろやっていただけないかと。例えば街路灯については、今、高野瀬区は区の街路灯で大分フォローしてもらっているんですが、それでもやっぱり暗いところが多いというところもありますので、まずは、学校規模適正化委員会もしくは教育委員会で今述べたようなことを答申と同時に協議できるか、その1点をお伺いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） 樋口議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず最初に、ご指摘のありました部活動の状況でございますが、少子化が進む中、特に中学校においてチーム競技の部活動編成が非常に厳しい状態にあるのも事実でございますので、この件につきましては、今後、県の部活動基準や中学校体育連盟の大会参加基準等を参考に、校長会等で協議しながら複数校の合同部活動編成について検討してまいりたいと考えております。

次に、防犯灯などの設置の件でございますが、市費で建設し電気料等を含めまして管理は各区にお願いしている現状でございます。暗いところなどの危険区域につきましては、基本的には学校より地域にお願いして、各区長さんより市に設置要請をされているところでございます。それ以外の街路灯や道路灯につきましては、建設部等において対応していただいているところであります。この問題は、今回の地域だけでなく、街路灯に限らず地域の見守り体制を含めた市全域の問題でもありますので、各中学校を中心に危険箇所調査等を実施し、関係部署と連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会や学校規模適正化審議会において関係保護者の意見を聞く考えはないかということだと思っておりますが、教育委員会でも今回の諮問に当たり、関係保護者に対し、公聴会とかアンケート調査を実施した上で諮問するべきではないかとの検討を行ったところでございますが、諮問いたします学校規模適正化審議会において必要に応じて関係保護者の意見聴取を実施するほうが適切ではないかとの判断になりましたので、審議会において現状把握をしっかりといただき、慎重審議の上で答申をいただければと考えているところでございます。当然ながら、答申を得ました後、関係保護者等の意見を聞く必要があると判断した場合は、教育委員会におきましても実施していきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○13番（樋口正博君） 部長、危険箇所については、パトロール結果とかを毎年多分

教育委員会さんに出されているんじゃないかなと思います。そこら辺を参考にしていただければというふうに思います。

あとは、街路灯とかなんです、市長、私の記憶では、多分、市長が中学校3年生のときに、例えば南中学校隈府分室とか、北中学校隈府分室の1期生ぐらいじゃないんですかね。隈府中ですか。

[「卒業時に北中になります」と呼ぶ者あり]

○13番(樋口正博君)　そうですね。多分、それぐらいのご年齢だと思うんですが、実は、この請願を出したときも、また隈府の勝手にというご意見も拝聴いたしました。それは、前の隈府中学校、菊池中学校というのも、実は、隈府中学校が南中ですから、その前は花房、去年からは通り越して今の温泉街近くまで行くわけですから、それも理不尽な話でもありますし、ただ、やっぱり時代を経て、今の状況の中で、実は、北、南、しっかり分かれているんですが、現状とすれば、そのモラルハザードも崩れている状態なんです。ただ、それについては親御さんのいろんな理由もあるし、子どもさんの理由もあるだろうし、私はそれは一方的には責められないと思います。

私自身、実はずちの娘は、小学校のときに社会体育でソフトボールをやっていて南中にしかないものですから、多くの友達に誘われてどうするんだろうという中で、私の娘には兄に倣って地元の中学校に行くということで北中を選択してもらいましたけど、じゃあ、南中に行くと言われたときに本当に僕がとめられたかというのは、やっぱり子どもの権利を奪うようなことではなかなか簡単にはいかないんです。そのことを考えたときに、いろんな問題を解消するという中においては、教育委員会だけではなくて、市長みずから、例えば防犯の点とか、いろんな部分で施策を組んでいただかなければならないこともあると思うんですが、市長、この学校の問題について、何か一言、ご自身のお考えを語っていただければというふうに思います。

○議長(山瀬義也君)　市長、江頭実君。

[登壇]

○市長(江頭 実君)　今の隈府小学校の区割りの問題に関連してということで私の意見を申し上げますと、ご指摘のとおり、私は旧隈府中学校を卒業しまして、卒業するときには北中学校の1期生でございました。当然、私は今市長の立場でございますので、全市的な観点からどの学校においても、その学校の持っている問題に対しては、教育委員会と一緒に非常に興味を持って進めているところでございますが、そういう意味では、出身校ということでは心理的には身近に感じるところではございます。先ほど、教育部長が答弁していただいたとおり、教育委員会のほうで学校規模適正化審議会に諮問を始められたということですので、関係保護者や学校

長、あるいは区長代表ですとか学識経験者の中で審議されるというふう聞いております。まずはその審議会においてしっかりと現状把握に努められ、慎重審議をしていただきたいなというふうに考えております。私としては、その推移を見守りたいというふうに考えております。とりわけ、児童の防犯ですとか、そういったふうな生命、安全等にかかわることで、もし緊急のことがあれば、市としての立場からできることは最大限やっていきたいというふうには思っているところです。

以上でございます。

○13番（樋口正博君） 終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後2時54分

開議 午後3時01分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中原繁君。

[登壇]

○12番（中原 繁君） 大変顎の上手な樋口議員の後でやりにくうございますが、私もラブレターが来ないように祈りながら、順次、江頭市長の政治姿勢について伺いをしていきたいと思っております。

まず、戦前、戦中、戦後、これまで市長が歩いてこられた足跡を振り返りながら、私が特に印象深く感じた、その時々で発せられた言葉について申し述べたいと存じます。もし、私の記憶違いがございましたらご容赦願いたい。

市長は一昨年8月21日、3階大会議室において講演をされました。私はそのとき初めてあなたのことを知ったわけでありまして。なかなか頭のよさそうなよか男だなというのが私の第一印象でございました。講演の内容については余り記憶に定かではありませんが、菊池市は長い歴史や文化、豊富な観光遺産資源等々に恵まれた宝の山である、そのすばらしい資源を生かし切っていない、大変もったいないなどの貴重な講演だったと思います。それが終わり、終了次第、山瀬議長の取り計らいで質疑応答の時間がとられました。そのとき、ある議員があなたに対して、次の菊池市長選挙に出馬されるものと専らうわさがあるんですが、本当に出馬されるんですか、このような質問をしました。これに対し、あなたはしばらく間を置きながら、私は現在そのようなことは一切考えておりませんと、はっきりお答えになりました。そのとき私は、単なるうわさだったんだなと思いました。それを聞いたほかの議員も、あるいは職員の方々もきっとそう思われたのではないかと思います。

ところが、その直後、何日だったかは覚えておりませんが、わずかな期間だったことははっきり覚えています、次期菊池市長選挙への出馬表明を県庁で行われたことが熊日新聞の記事に載っておりまして。私はそれを見て、目を疑いました。啞然としました。驚いたのは私だけではないと思います。私は自分の目を疑いながら新聞を読み返すとき、市長には失礼ですけども、江頭さんは平気ですをつかれる人かなと思いました。それから少しずつ時間がたつにつれ、選挙ムードが高まってまいりました。候補者同士の討論会、何度か開催されました。私も出席いたしました。居並ぶ他候補を尻目に弁舌爽やかな江頭候補は、市民が酔いしびれるようなうまい話を連続して話しておられました。本当に顎のうまい人だなと感心した次第であります。そのとき市長は、私が当選したならばポケットパークは全面ストップします、庁舎問題については大幅な見直しを行います、この2点が、私の印象に深く残った言葉でもありました。

そして、いよいよ選挙戦へと突入。あなたはさまざまな公約を掲げながら、街頭演説等々でマイクを通して多くの市民に訴え、見事な戦いを展開されました。その結果は戦前の予想どおり、他候補を全く寄せつけない圧倒的大勝利をおさめられました。昨年4月、第2代菊池市長に就任をされました。早いもので1年がたとうとしております。就任後、ストップすると言われたポケットパークはどうされるのか、注視をしておりました。そしたら、アンケート調査を実施しながら、試験的に1週間だけとめられました。その結果については何も聞いておりませんが。

そこで市長、これは風の便りに聞いたことで事実かどうかわかりませんが、ある議員が、アンケート調査には反対してください、このような趣旨のことをある市民の方々にお願いされていたとのこと。もし、このことが事実だとするならば、調査結果をうのみにして信用することは大変危険なことです。なぜなら、アンケート調査というものは、個人個人が自由意思をもって回答するものであるからです。その点、市長、十分事実を確認しながら慎重に行うべきと考えます。

そこでお尋ねですが、あなたが市長としてこれまで歩んでこられた足跡を踏まえ、今の椅子の座り心地はいかがか、あわせて、自分自身の評価は100点満点として何点ぐらいだと思いでしょうか。さらに、今回示されました施政方針では七つのプロジェクトを掲げておられます。その中で、「森の中のまちづくり」について、市民参加を募り、基本計画を策定すると申しておられますが、実現に向けての具体策をお示してください。あわせて財源についても、その内訳をお示してください。

次に、庁舎問題について伺います。このことは、先般、怒留湯さんが詳しく質問をされておりましたので、今回、私はそのほとんどを割愛させていただきまして、一、二点だけお尋ねしたいと存じます。江頭市長は、このことについて就任後、初

議会でありました昨年6月の定例会、さらに9月定例会、この2回の定例会において、庁舎建設については、これまでワークショップなど広く市民の意見を吸い上げ決められたことなど、これまでの経緯を十分尊重するとともに、議会としても決議をされており、私はこれらを尊重して、庁舎建設については現行計画どおり進めてまいりますと、2回の定例会の中で明言をされております。私はその市長の言葉を聞いて、就任間もない市長は、行政の継続性についてよくご存じだと高く評価をいたしておりました。

ところが、ある日突然、昨年10月21日の月例会だったと思いますが、勉強会をされると言われました。何で今さら勉強会なんだろうと思いましたが、そのとき私は黙っとりました。その後、議会に発表されましたことは、一つはリファイニング工法という新しい知見に接した。庁舎建設は多額のお金を投入するから、将来に禍根を残さないような庁舎をつくることが重要であり、行政機能の効率性、合理性、さらには市民の利便性等を考慮して検討に入ったと、主な理由を述べられました。さきにも申し上げましたように、あなたは定例会の席で2回も発表されているんです。しかも変更後の事業費、3億2,000万もの多額の増額であります。このことからすれば、あなたが言われる変更理由では到底納得できないのであります。3億数千万の多額の予算に見合うだけの利便性というものはどこにあるのでしょうか。私初め多くの市民が納得するだけの理由をお示してください。

合併後、はや10年になろうかとしております。市長も施政方針の中で述べておられるように、平成27年から平成31年度まで段階的に地方交付税が減額されることは明白であります。それが2億円なのか4億円なのか、現時点においてははっきりわかりません。財源不足に陥ることは間違いないと存じます。このことは市長も十分ご承知しておられます。市長の公約にもあります。施政方針の七つのプロジェクト、これらさまざまな施策を推進、実現するためには、必ず財源がつきものであります。財源なしでは何一つできません。そこで、市長、これから不足する財源をどこからどのように確保されるおつもりなのか、その方策をお示してください。

菊池市の職員は、みんな優秀な能力の持ち主ばかり。窓際族と呼ばれるような職員は一人もいないと確信いたします。窓際族とはどんな人を言うのか、市長もよくご存じと思いますが、つまり、仕事もなく、暇をもて遊びながら、鼻くそをくじったり、週刊誌を読んだり、日当たりのよい窓際に座っている人だそうです。今月3月をもって、その優秀な中堅幹部ばかり、定年前退職される方が7名から8名おられると聞きます。また定年を迎えられ、定年退職される方が七、八名、合わせて十五、六名の優秀な職員がいなくなるということは、行政にとってかなりの痛手ではないでしょうか。理由はそれぞれさまざまだろうと思いますが、まさか市長のもと

ではやっていけないという人もおられるかもしれません。そこで、市長、このことについてどのように思っておられるのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） まずご質問を整理させていただきたいと思います。最初は市長としてのこれまでの自己評価ということでよろしゅうございますね。それから、2点目は庁舎整備に至る一連の経緯について、3点目が今後の財源確保の考え方、4点目が今回定年前に退職される方への私の考え、以上4点かと思います。

まず市長としての自己評価ということでございますけれども、施政方針で申し上げておりますとおり、市長就任以来、ふるさと菊池市の再興を目指して、自分としては全力を挙げて市政に取り組んでまいったつもりです。この間、いろいろ議員の皆様にもご理解、ご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。また、市民の皆様からも、期待ですとか激励の言葉をいただいております。またこの間、「癒しの里 菊池」を目指して、さまざまな取り組みに対して多くの市民の皆様が自発的に参加するというケースが非常にふえてきているように感じておりまして、大変ありがたいことでございます。

自己評価という点で少し分けて考えますと、二つの視点での評価になるかと思えますけれども、一つ目は就任前からの継続している案件、これをとにかく確実に片づけていこうということ、それから二つ目は、私が目指しております新しいまちづくり施策を着実に進めていくこと、この2点に分類できるかと思えます。

こういう観点から自己評価をさせていただきますと、まず、就任前からの主な継続案件についてでございますけれども、庁舎整備につきましては、新しい視点での見直しをさせていただきまして、議会のほうでお諮りいただいた基本案の中で市民の利便性を組み込んだところでございます。時間は少しかかりましたが、おかげさまで少しずつ新庁舎の一本化ということで成果が出つつあるというふうに思っております。

また、ごみ問題につきましては、議会の皆様の協力を得まして、菊池環境保全組合の全域加入というのが、大変厳しい状況も一時期ございましたけれども、振り返ってみますと、比較的には限られた時間の中で解決できたというふうに自分としては思っております。また、大きな問題である産廃問題については、この3月末を期限として今問題解決に向けて協議を進めておるところでございます。

それから、新しいまちづくりの施策についてでございますけれども、前半は今申し上げたような継続案件の処理にかなり体力をとられたのは確かでございますけれども

も、その間にいろいろな、特に「森まちづくり」、それから「さくらの里プロジェクト」といったふうなことを手がかりに進めてまいりました。市民参加という観点からも手応えを感じているところでございます。これは点数に換算するとなかなか難しいと思いますので控えさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしてもそういう形で、完璧ではないものの、限られた時間の中で自分としては精いっぱい努力をさせていただいたというふうに考えているところでございます。

それから、業務の中身としての「森の中のまちづくり」ですか、こちらのほうも多少振り返らせていただきますと、主要施策の重点プロジェクトの中の観光戦略の一つとして位置づけられたものでございますけれども、隈府中央地区の事業という形で、これまではインフラ整備の更新を中心に事業を展開してまいりました。今回の提案は、今、全国的に求められている癒やしの空間を創出するためにまちなかに木々を植えまして、緑豊かな魅力的な町並みを演出して、癒やしのまちとして再生していこうという計画であります。地域の住環境の向上、ひいては観光地としての魅力を高めるということが大きな目的でございます。現在、将来を見据えた基本計画を作成中でありますが、この間、事業を広く市民に周知するというところで、キックオフコンサートのようなイベントも行っているところでございますし、また地域の皆さんとの勉強会、それから先進地視察といったふうなことも行っております。それから、3月には、下町、それから正観寺区の国道沿いの市有地のところにモデルケースとして植栽を行う予定でございます。また、平成26年度の大きな試みとしては、国道387号沿いの温泉街の一部を、県と協議しまして植栽を見直す計画であります。また、特に菊池の顔であります温泉街の緑化も進めて、緑と癒やしを演出して、観光客の誘致につなげたいというふうに思っております。また、先ほどご案内をしましたが、いい夫婦の日にちなんだラブベンチのデザインを広く募集するという形で、話題性と環境づくりを同時に進めていきたいというふうに考えております。また、隈府中央線を中心に緑化を進めまして、文字どおりの緑と歴史のまち、癒やしのまちづくりというのを進めていきたいというふうに考えております。

それから、庁舎整備の点でございますけれども、ほかの議員さんへのご回答とやや一部重複はしますが、これまでの私の基本的な答弁というのは、「市議会においてこれまで承認、議決された経緯については尊重しながら、かつ市民の皆様の意見を伺って、市民の利便性のさらなる向上というのを第一に考えて、無理、無駄がないように、合理性や機能性を考慮して検証を進めてまいります」というふうにお答えしてきておりまして、その考えについては最初からこれまでと変わっておりません。

議員がご指摘の分というのは、事業費の面でのメリットが薄いのではないかとい

うご感想ではないかというふうに思います。今回の庁舎整備の見直し案のポイントというのは、もとの計画でございました本庁舎と別館の2カ所において計画されている行政サービス機能を1カ所に集約してはどうか、これによって市民の利便性を向上させるようとするものでございます。行政機能が分散していますと、庁舎内の部署がわかりづらいつらいつらとか、利用者の用件によって庁舎間の移動を強いられるといったふうな利便性の面で大変課題があると思います。本当に簡便法で計算しただけでも、200メートル、250メートルぐらいの距離を歩いていただくというようなことにもなりかねませんので、高齢者の方々、あるいは障がいのある方、小さなお子さん連れ等々、多くの利用者にとってはユニバーサルデザインの観点から非常に機能性に問題があるのではないかと懸念しておったところでございます。また、市役所業務としても、これが分散されることで業務の効率化が図りにくいということで、迅速できめ細かい市民サービスが低下するという懸念もございます。こういうことで、行政機能を1カ所に集約することで市民の利便性と事務の効率性をさらに高めようとしたものでございますので、コスト面プラス、こうした利便性、効率性、さまざまなことを総合して考えた次第でございます。

特に今回の見直しに伴いまして事業費が増額となりますのは、庁舎というのは一度建設しますと、どうしても数十年にわたり使用することになりますので、特にそれによって利便性を享受したり、あるいは逆に迷惑を受けたりするのは市民でございますので、そこを第一義に考えたということでございますので、どうかご理解のほどをいただきたいというふうに思っております。

それから財源のところでございますけれども、これも一部の議員の皆様にお答えしたとおりでございますけれども、現時点での算定において、完全に一本算定となる平成32年度には、試算でございますけれども、恐らく約19億円程度の減額になるというふうに見込まれているところでございます。本市の財政構造を見ますと、依存財源に頼っている状況でございますので、普通交付税の算定に当たりましては、さきの答弁でも申し上げたとおりですが、実態に即応するような見直しを求めているところでございます。また、自主財源の確保は大変重要な課題であると認識しておりまして、今後につきましては企業誘致の推進を初めとしまして、重点プロジェクトとして位置づけております「儲かる農業」プロジェクト等による農家所得の向上につながるような施策や、受益者負担の適正化による自主財源の確保とともに、公共施設マネジメントなどによるコスト削減、さらなる行財政の効率化を加速させていきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、定年前に退職される職員が数名おられることについてでございますけれども、定年前に退職される職員の方々につきましては、幹部職員の方とは個別に私が

直接面談をさせていただきました。いろいろお話を聞きましたところ、それぞれにご家庭のご都合、事情等があつての退職であるということでございました。どの方もこれまで非常に重責を担っていただいた方であり、市にとっても大きな損失でございますので、お引きとめしたいという気持ちはやまやまでございますけども、先ほど言ったようなご家庭の事情があるということで、自分としては本当に残念ながらやむを得ないというふうに思ったところでございます。これまで長年にわたってご尽力いただいたことに対して、本当に心から感謝しております。長い間、大変お疲れさまでしたと、本当に感謝と笑顔でお送りしたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 中原繁君。

[登壇]

○12番（中原 繁君） 市長、やっぱり市長の言葉というものは何よりも重たいんですよ。強い信念を持って、あなたが掲げられた数々の施策を実現していただき、邁進していただきたいというふうに期待をするところでもあります。当然、予算も伴うものでありますが、それよりやはり大事なことは、優秀な部下職員との人間の信頼関係、これを築くことではないかというふうに私は思います。そのようなことで、あなたの施策の実現に向けて、ぜひ曲げずにぶれずに信念を持って突き進んでいただかんことを心から祈念を申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。あすも引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後3時30分

第 4 号

3 月 6 日

平成26年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成26年3月6日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（22名）

1番	荒木	崇之	君
2番	柁原	賢一	君
3番	工藤	圭一郎	君
4番	城	典臣	君
5番	大賀	慶一	君
6番	岡崎	俊裕	君
7番	水上	彰澄	君
8番	東	英俊	君
10番	泉田	栄一朗	君
11番	森	清孝	君
12番	中原	繁	君
13番	樋口	正博	君
14番	中山	繁雄	君
15番	怒留湯	健蓉	さん
16番	坂本	昭信	君
17番	隈部	忠宗	君
18番	葛原	勇次郎	君
19番	木下	雄二	君
20番	坂井	正次	君
21番	森	隆博	君
22番	山瀬	義也	君
23番	境	和則	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
総務企画部長	野 口 祐 成 君
市民環境部長	下 田 俊 一 君
健康福祉部長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	松 野 浩 一 君
総務企画部統括審議員	西 浦 一 義 君
七城総合支所長	岩 下 利 昭 君
旭志総合支所長	水 上 菊 也 君
泗水総合支所長	松 岡 千 利 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
市 長 公 室 長	倉 原 良 則 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 部 長	中 村 鉄 男 君
農業委員会事務局長	松 永 隆 則 君
水 道 局 長	原 和 徳 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	宮 川 啓 子 さん
議 事 課 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	吉 里 文 子 さん

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで発言の申し出がっておりますので、これを許します。

東英俊君。

[登壇]

○8番（東 英俊君） おはようございます。おわびを入れたいと思います。

昨日の私の一般質問の発言の中で、職員が不正アクセスにより処分されたというべきところを間違った発言をしてしまいました。不適切な発言だったかと思っておりますので議長のほうでしかるべき処置をお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） ただいま東英俊君から、発言中の一部不穏当発言があったので、取り消しの申し出がありました。東英俊君の発言につきましては、後日、会議録を調査し、不適切発言等があった場合に善処したいと思います。

ここで、議長より申し上げます。発言に当たっては、無礼の言葉、誤解した発言、他人の私生活にわたるような発言など、ないようにお願いをいたします。

○

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） それでは、日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

初めに、大賀慶一君。

[登壇]

○5番（大賀慶一君） 皆さん、おはようございます。議席番号5番の大賀慶一でございます。通告に従いまして質問をいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

まず最初に、環境対策についてお伺いをいたしたいと思います。

先日、泗水町で、合志川流域水と緑、命を守る会20周年「さくら千年プロジェクト」発足の記念植樹祭が開催されました。市長が掲げられております桜の里づくりの幕あけでもあったかと思っております。将来は、桜並木で菊池川流域を連結し、有明海までつなぐという壮大な事業の出発式であったかとも思っております。一方

また、合志川流域水と緑、命を守る会の20年の長い年月を支えてこられた会員の皆様にとっても、すばらしい植樹祭であったと思っております。我々もいま一度、合志川の水と緑の大切さを再認識しなければなりません。

その式典の中で、泗水西小学校の児童の作文が発表されました。その中の文章の一節に、合志川の水は便利さに負けた大人のせいで汚されて、昔に比べれば魚の種類も減少してしまったと、我々大人にとっては大変胸の痛む作文が発表されました。私は子どもたちの正直な言葉に、我々の時代に少しでも河川環境、自然環境の改善を行い、そして子どもたちや孫たちに引き継いでいかなければならないという思いから質問をいたしたいと思っております。

1点目に、「癒しの里」づくりを市長は政策の大きな柱に掲げられております。全市的に蛍の乱舞するまちづくりを目指しておられます。そのためには、蛍の生息に不可欠なのは、水環境の改善がまず必要でございます。また、河川堤防に植樹した美しい桜が水面に映るためには、きれいな川の流れが必要でもございます。そのためには、家庭から出る雑排水の浄化が、まず不可欠ではないかと思っております。

今、本市では、河川の中流、下流と申しますか、町部においては、おおむね下水処理を完備しております。しかし、河川の上流部、いわゆる山間部におきましては、下水道処理がなかなか進んでおりません。以前から私は、旭志地区におきましてもぜひとも公共下水道の建設の必要性を述べてまいりましたが、なかなか建設は無理とのことでございます。河川上流部における河川環境を整備することが最も大切であると私は思っております。河川上流部における水洗化率を向上することは非常に重要なことでもあります。市長は基本的な河川環境の改善について、どのようにお考えでしょうか。

次に、自然環境を守るために、本市は合併後、泗水地区を除き、エコヴィレッジ旭でのRDFを、大牟田リサイクル発電所において、ごみ処理を行ってまいりました。しかし今回、念願でありました菊池環境保全組合のごみ焼却の新工場への本市の全域加入が、関係市町のご理解のもとによりやく認められました。そこで、次のことについてお尋ねをいたしたいと思っております。

まず初めに、本市は平成29年度に大牟田リサイクル発電事業から脱退をするわけですが、何のペナルティーもなくスムーズに脱退ができるのでしょうか。

2点目、エコヴィレッジ旭の稼働延長につきましては、地元6地区の皆様のご理解をしていただくべく、説明等、お願いを市もやってまいりました。我々も執行部とともにお願いをしてまいりましたが、その後、地元地域との協議の進捗状況はどのようなになっておりますでしょうか。

次に、周辺地域の皆様につきましては、建設当初から大変な思いをされておりま

す。稼働延長につきましては、市は誠意を持って対応していただいていると思っておりますが、どのような状況でしょうか。

以上についてお尋ねをして、第1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） おはようございます。ただいまの大賀議員さんのほうからご質問いただきました中で、まず私のほうから河川環境の改善への取り組みというテーマについて、ご回答申し上げたいと思います。

議員さんのほうからも話がありましたように、癒しの里を目指す中で、やはり私どもが決め手になるのは、この菊池市の豊かな自然、それと、おいしい水であろうと思います。これがあって、初めて私どもの農業政策、それから観光政策というのが成り立ってくるわけでございます。このいずれにとりましても、農業、観光それぞれに、やはり水は菊池の生命線でございます。したがって、河川の上流地域の環境改善、維持なくしてはこれが成り立たないというふうに、非常に重要な課題というふうに捉えているところでございます。

本市では、既に菊池市環境基本条例を制定しまして、市内全域の生活排水処理を実施して、環境問題に取り組んでおるわけです。特に、中山間地域における水質保全対策としましては、平成15年度から、旧菊池市で浄化槽市町村整備推進事業により取り組んでおりまして、旭志地区、七城、泗水地区におきましても、平成19年度から取り組んでいるところでございます。浄化槽は申請から約3カ月程度で完了するというので、大変個別かつ機動的に対応できるということで、私どもは、中山間地域に適した生活排水処理方法ではないかというふうに考えておるところでございます。また、浄化槽の維持管理等につきましても、市が行ってまいりますので、法定検査や維持管理が適正に行われ、水質の保全も図られるということでございます。したがって、中山間地域の環境整備に当たりましては、今後も、この合併浄化槽での対応を一層推進することに努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） おはようございます。大賀議員のご質問にお答えいたします。

エコヴィレッジ旭の今後の取り組みで、スムーズに脱退がいくのかとか、地元麓地区周辺との協議が進んでいるのかとか、市の誠意がどうかとか、そういうことだっ

たと思います。お答えいたします。

エコヴィレッジ旭で製造していますRDF（固形燃料）は、現在、大牟田リサイクル発電所において燃料として使用されておりますが、本市との処理委託の契約期間は、平成29年度までとなっております。平成30年度以降のRDF処理委託の契約延長につきましては、福岡県大牟田リサイクル発電所及びRDFを供給している構成組合等で協議を行ってございましたが、昨年5月の大牟田リサイクル発電事業運営協議会において、本市と阿蘇広域行政事務組合を除く、ほかの構成組合が参加することで決定されております。30年度以降は、本市と阿蘇は除くという形でございますね。また、本年2月3日に開催されました同運営協議会におきましても、本市と阿蘇広域行政事務組合が参加しないことで確認されております。このように、本市の延長不参加につきましては、福岡県大牟田リサイクル発電所及び構成組合等の理解を得ているところでございまして、平成30年度以降の大牟田リサイクル発電所におきますRDFの処理計画には、本市のRDFは含まれておりませんので、何ら問題はないと考えております。

次に、菊池環境保全組合が新環境工場を建設するまでの期間、エコヴィレッジの稼働延長につきましては、周辺地域の6行政区の代表者で構成します菊池市一般廃棄物固形燃料化処理施設環境保全対策委員会を初め、関係行政区の皆様へ説明会を実施しているところでございます。現在は、関係行政区の区長を窓口といたしまして、本市の考えを説明いたし、関係行政区から要望などをお聞きし、随時、協議を行っているところでございます。関係行政区の皆様には、エコヴィレッジ建設当初は大変ご苦勞をおかけしたところでございますので、稼働延長につきましては、地元の皆様の声を真摯に受けとめまして、十分対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○5番（大賀慶一君） 市長の水に関する基本的な考えと伺いますか、水は菊池の生命線であり重要課題と捉えるということで、大変心強く思っているわけでございます。また、RDFも、現在のRDFの処理工場からスムーズに脱退できるということで、一応安心をいたしましたわけでございます。今後の推移をまた見守っていきたいと思います。

次に、先日の2月17日の議会審議会において、執行部から菊池浄水センターと泗水浄化センターの更新事業についての説明がございました。その中で、菊池浄水センター更新事業では、10年間で前後期合わせて約53億円の予算で更新事業が

行われております。後期が29年までとのことをございました。実に変な金でございます。年間にすれば5億ちよつとの金だと思ひますけれども、我々からすれば変な金、この更新事業だけでも、それだけ維持費がかかっております。

そこで、お尋ねでございますが、本市における各生活排水事業処理の総事業費と1人当たりの事業費についてはどのようになっておりますでしょうか。また、各特別会計の決算はどのようになっておりますでしょうか。あわせて、各事業の料金体系と使用料金についてお示してください。

次に、合併浄化槽が、なかなか設置が進んでおりませんが、進まない要因は何だとお考えでしょうか。

以上についてお尋ねをいたします。

次に、エコヴィレッジ旭の稼働延長につきましては、改めて地域の皆さんのご理解がぜひ必要であることは言うまでもありません。先日、ある地区の役員さんから、当初の市との協議の話がちよつと違うんではないかというお話を伺いました。地元の方々との協議は変重要でもありますので、市長はどのようにお考えでしょうか。

先ほどのご答弁とかぶるかもしれせんけれども、お答えを願ひたいと思ひます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） おはようございます。大賀議員のご質問にお答ひいたします。

生活排水処理事業別ごと平成24年度末の総事業費及び処理区域内人口1人当たりの事業費につきまして、お答ひ申し上げます。

まず、公共下水道事業の総事業費が181億1,982万1,000円、処理区域内の人口が1万5,640人、1人当たりの事業費といたしましては約115万9,000円となっているところでございます。

次に、特定環境保全公共下水道事業の総事業費につきましては、111億9,924万1,000円、処理区域内の人口が1万2,576人、1人当たりの事業費につきましては、農業集落排水から特定環境保全公共下水道への移行を行いましたので、移行前のところでお答ひいたしますと、約140万1,000円でございます。次に、農業集落排水事業の総事業費は114億9,145万9,000円でございます。処理区内人口が6,622人、1人当たりの事業費が、移行前で約106万1,000円でございます。浄化槽市町村整備推進事業の総事業費は5億5,403万2,000円、処理区域内人口が2,215人、1人当たりの事業費が約25万円となっているところでございます。また、小規模集合排水処理事業及び個別排水処理事業の総事業費は1億4,471万3,000円、処理区域内人口が211名、1人

当たりの事業費が約68万6,000円となっているところでございます。

次に、各会計の平成24年度の決算につきましては、公共下水道事業特別会計歳入10億875万6,094円、歳出が10億875万5,970円、繰入金のほう
が1億7,296万3,150円となっております。特定環境保全公共下水道事業特別会計におきましては、歳入が6億1,853万9,283円、歳出が6億1,750万8,914円、繰入金が1億7,594万6,500円となっております。次に、生活排水処理事業特別会計、これは小規模、個別、市町村整備浄化槽でございますが、歳入が1億446万9,382円、歳出が1億446万8,648円、繰入金が1,881万8,000円となっているところでございます。また、農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入が4億1,293万8,841円、歳出が4億1,293万8,509円、繰入金が2億3,896万4,700円となっているところでございます。

次に、平成26年3月現在での、各事業の一般世帯料金体制につきまして申し上げます。公共下水道事業につきましては、菊池地区は上水道の使用料に従う従量制と、井戸水の使用の場合の人頭制等があり、従量制の場合は、基本料金が8立米までは1,008円、8立米を超えた1立米当たり210円で、ひと月30立米使用の場合は5,620円となっております。また、井戸水使用の人頭制の場合は、基本料金1人を含みまして1,008円、1人増すごとに1,050円となり、4名の場合にはひと月4,150円となっているところでございます。また、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業、泗水地区、七城地区は人頭制で、基本料金1,500円、1人当たり500円、4名の場合はひと月3,500円となっております。なお、6人目からは1人当たりの金額を2分の1にする地区もございます。次に、小規模個別排水処理事業、鳳来、穴川地区は、人頭制で基本料金2,100円、1人当たり525円、4名の場合はひと月4,200円となっているところでございます。浄化槽市町村整備推進事業につきましては、設置いたしました浄化槽の人槽制によります。5人槽では月4,920円、7人槽では月5,810円、10人槽では月7,610円となっているところでございます。

議員がお尋ねの浄化槽の設置が進まないというところでございますが、現在、菊池市の浄化槽区域の平成25年3月末の水洗化率につきましては約41.6%になっているところでございます。旧菊池市は、平成15年から平成24年までの577基の設置がされておりますが、平成19年以降の6年間の平均は、年57.3基で、普及がなかなか進んでいない状況でございます。普及が進まない理由といたしましては、集合型処理、浄化槽処理も同様でございますが、宅内の配管、トイレ等の改修にそれなりの費用が必要となりますので、家屋等の改築や新築時に一緒に整

備を希望されたり、高齢者の少人数世帯が多く、浄化槽の使用料は人槽制により定額であり、少数世帯には1人当たりの負担に換算いたしますと高額が考えられ、浄化槽設置に踏み切らないのではないかと推測しておるところでございます。

以上、お答えいたします。

申しわけございません。先ほど私が申し上げました浄化槽市町村整備推進事業の中で、10人槽のひと月当たりの料金を7,610円と申し上げておりました。訂正いたしまして、月に7,160円でございます。以上、訂正させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうからの大賀議員の2番目のご質問でございました、エコヴィレッジ旭周辺地域の対応についてということで、申し述べたいと思います。

まず、先ほど議員が触れられましたとおり、菊池環境保全組合が計画しております新環境工場の建設に本市全域が加入することができることになったわけですが、これは関係市町を初め、ここにいらっしゃる議員の皆様方のご協力により実現できたものと本当に感謝しております。また、このことが可能になりました背景には、エコヴィレッジ旭周辺地区の皆様には、大変ご迷惑をおかけしたのにもかかわらず、ご理解、ご協力をいただいております。このことが初めて可能になっております。このことも改めて深く感謝申し上げる次第です。

エコヴィレッジ旭周辺地域の皆様には、今回のみならず、とりわけ建設当時に大変ご心労、ご迷惑をおかけしたところございまして、そのことも私は十分今回勉強させていただきました。市の考え方としましては、こうした気持ちを酌み取って、建設当時に地元の環境整備に対してご支援をさせていただいておりますので、今回の延長期間につきましても、同じような考え方をとらせていただきました。まず、何よりも住民の皆様方の安心感のために、引き続き、環境調査等をきっちりと実施してまいりたいと思っておりますし、あわせて、建設時と同様に、施設周辺の環境保全等の経費に対する支援について検討させていただいております。引き続き周辺地域の皆様方と十分意見交換、協議を行いまして、問題なく稼働延長ができるように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○5番（大賀慶一君） エコヴィレッジ旭の稼働延長につきましては、ぜひとも市長のほうで、地域の皆様方に対して誠意を持って取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

ます。

先ほど、建設部長のほうから、各公共下水道の使用料あるいはもろもろについてご説明がございました。何と申しましても、非常に多額な金がかかっております。かと思えば、旭志地区で進められております合併浄化槽については、1人当たりわずか25万です。片や1人当たり115万、140万とかかっております。どうしても、我々としては腑に落ちないわけですね。これは、公平性という面から考えましても、もっとも旭志の浄化といいますか、そのためには、やはり誠意を持って市も取り組んでいただきたい。実際、本当に、見てみますと繰入金も相当ございますし、合併浄化槽は言うならば優等生でございます。合併浄化槽ではなかなか完全に浄化はできないと思っておりますけれども、旭志はその合併浄化槽で行くという方針でございますので、それは仕方ないと思っておりますが、やはりこの合併浄化槽の設置率が進まないというのは、これは明らかに金額が高い、使用料も高いし建設費も高いということでございます。そういう面からしましても、この1人当たりの金額として、4分の1、5分の1近くの金額しか旭志には、浄化については入っておりません。やはりこれは、もうちょっと市としても取り組んでいただかなければいけないと思います。

先ほどから申しておりますように、やはり水の浄化というのは、上流部で浄化しなければ、下流部で幾ら浄化しても上からまた汚いものが流れてくれば全く一緒でございます。そのためにも、ぜひとも、この旭志地区において、旭志地区に限らず、菊池川上流においてもそうだと思いますけれども、やっぱり浄化を進めるということに対して、市ももっと考えていただければと思っております。

そこで一つ、先日の、先ほど言いました2月17日の協議会の中で、一つの合併浄化槽の設置料金といいますか、使用料の改正案というのが示されておりました。その中で、排水事業に対して、合併浄化槽に対してこのようなことが書いてありました。今は人槽制といまして、この人槽制というのは家の面積に応じて料金が決められております。それを人頭制、人間1人頭幾らということに移行したいというような旨の案であったと思います。

菊池で41.6%の設置率という部長の答弁でございましたけれども、今、旭志では恐らくトータルしますと、多分30%台だと思っております。やはり、この使用料の高さ、設置するために多額な金も必要でございますが、このように河川の上流部というのは、非常に高齢化も進んでいる地区でありまして、お年寄りが1人、2人というところもあります。それが人槽制にしますと、1人でも家の面積で料金が決まるわけですので、これはもう多額の金を払わなければなりません。今、お年寄りの人たちの話を聞きますと、「年金から払おうでちゃやおいかん」と、いつも

言われております。

そこで、この料金改正につきまして、お尋ねをいたしたいと思います。今の料金体制は人槽制でありますので、今後、先ほど言いました改正案の中で人槽制を人頭制にかえるということでございます。その中で、その理由としまして、人槽制から人頭制をすることで他の事業との料金格差が軽減するということがうたわれております。これは明らかに合併浄化槽が高いということでございます。これをぜひ、今回は答弁は結構でございますので、ぜひとも、この合併浄化槽をまず人頭制にしていただきたいと思っております。

次の質問に移りたいと思います。次の耕作放棄地の対策についてお伺いをいたします。

今、我が国の農業は大きな転換期に差しかかっていると言われております。日本の農産物の安心・安全な面を武器に、海外への展開を図っている農家もあるかと思えば、後継者がおらず、農業規模の縮小や離農へとかじを切る農家も多くなっております。特に中山間地においては、人口の減少と従事者の高齢化が急ピッチで進んでおります。それに伴い、耕作放棄地の拡大が危惧されております。耕作放棄地の定義としまして、ここ1年耕作しておらず、今後も耕作の予定がないという農地だということでありまして、このような状況は、どんどん進んでいっていると言われております。ここ20年間で右肩上がりに増加をしていると言われております。また、地域において、引き受け手がないということも大きな原因だと言われております。

中山間地では、耕作放棄地の拡大で、それに比例しまして、鳥獣の被害も増大しております。耕作放棄地の拡大によって、次のような影響が危惧されると思っております。

一つ目に、病害虫や鳥獣被害が発生し、雑草の繁茂で用水路の管理が非常にやりにくくなる。二番目に、地域によっては農業を担う経営者への集積の阻害原因となることもあります。三つ目に、地域住民生活への悪影響として、ごみや土砂の不法投棄、火災発生源となることもあります。四つ目に、上流地域の耕作放棄地により、下流地域の国土保全機能の低下を招くおそれがあると。以上のようなことが考えられると思っております。

本市におきましても、中山間地におきましては、耕作放棄地の増大が確実に進行していると伺っております。今後、農業従事者の高齢化は目に見えており、本市では今、現状ではさほど深刻ではないと思っておりますけれども、これから10年経過し、団塊の世代の方が70代後半になっていきますと、放棄地はますますふえていくことは目に見えております。

そこで、お尋ねいたします。本市における耕作放棄地の面積はどの程度ございま

すでしょうか。

また、今後、耕作放棄地や耕作放棄地を食いとめる事業として、本市ではどのような取り組みを行っておられますでしょうか。

次に、耕作放棄地が増大するのに比例して、鳥獣の被害も増加していく傾向にありますので、最近では以前はあまり見なかった鹿による被害も発生している状況でございます。そこで、本市における鳥獣被害の現状と、被害を最小限に食いとめる被害対策は、どのように行われておりますでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） おはようございます。大賀議員の質問にお答えします。

本市における耕作放棄地の総面積につきましては、農業委員会の耕作放棄地全体調査によりますと、本年度が約52ヘクタールとなっており、前年度の54ヘクタールと比較しますと、2ヘクタールの減となっております。また、耕作放棄地対策の取り組みにつきましては、農業委員会と連携を行い、国・県の補助事業である耕作放棄地解消事業に、本市担い手協議会が事業主体となり、これまで11.3ヘクタールの耕作放棄地の解消につなげ、本年度も3.2ヘクタールの解消に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、中山間地域等直接支払い制度事業による農地の保全活動に対する支援につきましても、引き続き実施しているところでございます。加えて、平成26年度より、熊本県に設置されます農地中間管理機構の取り組みの中におきまして、耕作放棄地の解消に向けた対策が強化されたところでありますので、本市におきましても、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本市の鳥獣による被害状況につきましては、鳥類による野菜や果樹への被害、イノシシによる水稻、野菜及び飼料作物等の被害が主で、被害総額は平成22年度が1,309万9,000円、平成23年度が1,260万3,000円、平成24年度が980万7,000円となっております。

また、被害防止対策としましては、平成22年度に策定しております菊池市有害鳥獣防止計画に基づきまして、銃器やわななどによる捕獲とあわせて、イノシシ等の侵入防止対策などにも取り組んでいるところでございます。銃器及びわなによる有害鳥獣捕獲につきましては、本市の有害鳥獣捕獲協議会に委託を行い、過去の被害状況を参考に、被害が発生する前に捕獲を行う予察捕獲を実施し、被害を未然に防ぐように取り組んでいるところでございます。また、イノシシ等の侵入防止対策につきましては、以前より地域で実施されております、単価も比較的安価で、また、取り外しても移動が可能で有効な対策ということでもありますので、平成20年度か

ら助成制度を創設し、市単独事業として電気牧柵の設置に対する補助を実施し、被害防止に現在努めているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○5番（大賀慶一君） 本市では、おおむね近年においては、被害はあまり増大をいたしておりません。しかし、今後また、これは状況が変わればまた変わってきますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、農業委員会にちょっとお尋ねをいたしたいと思います。農地権利取得の下限面積についてお尋ねをいたします。

本市では、旧菊池市の山間地におきまして、特区として、権利取得下限面積が20アールだと伺っております。耕作放棄地をいかに解消するかという問題は、先ほどから述べておりますように、農業従事者の高齢化や人口の減少により、大変難しくなってくる一方でございます。そこで、山間地域でわずかでも放棄地を減少するために、私は一つの方法として、権利取得下限面積を、耕作放棄地において下限を20アールから10アールにしたかどうかという提案をいたしたいと思います。そのことにより、中山間地での農業新規就農者が参入しやすくなる面もありますし、今は田舎暮らしを望む人たちが大変多いと伺っております。10アールにすることによりまして、購入もしやすくなるし、わずかでも、地域外の人が入ってきて農地を耕していただければ、少しでも解消するんじゃないかと思っております。

その権利取得下限面積を10アールに引き下げることについて、農業委員会としてはどのように考えられておりますでしょうか。ちなみに、隣の山鹿市では、二、三年ほど前から10アールに変えたというお話でございました。そういうことが、内容がわかりましたらお示しを願いたいと思います。

次に、有害鳥獣の捕獲事業についてお尋ねいたします。最近では、全国的にも狩猟する方が大変減少していると聞いております。そのことにより、駆除が追いつかず、被害が増大していると言われております。

そこでお尋ねでございますが、本市では何名ぐらいの方が駆除隊員として活躍しておられるのか。次に、駆除に対する本市の報奨金についてお尋ねいたします。最近における駆除の報奨金と捕獲数について、詳しくお示しを願いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 農業委員会事務局長、松永隆則君。

[登壇]

○農業委員会事務局長（松永隆則君） おはようございます。大賀議員の再質問のうちの権利取得の下限面積について、答弁をいたします。

農地法により農地の権利取得の要件は、北海道を除いて50アール以上の農地を耕作する農業者であることが明記されています。旧菊池市地域においては、耕作放棄地対策、農業の参入緩和を目的として、平成15年度より特区を設け、下限面積を20アールとしてきました。平成21年度の農地法改正により、下限面積は自治体で決定できるようになりましたが、本市においては、平均耕作面積をもとに認定農業者と協議を経て、旧菊池市地区は20アール、七城、旭志、泗水地区は従来どおり50アールの下限面積となっております。これは、農業に参入しやすくなる一方で、大規模な農地を必要とする酪農家や、米麦を初めとする野菜農家など、認定農業者の農地集積と振興を図ることに起因するものでございます。

山鹿市の状況は、集落内や集落付近の農振農用地、区域外の農地のみ下限面積10アールに変更されて、そこに就農した新規就農者は、ほとんどの方が定年退職の方々ということでございました。一方、菊池市の新規参入者の状況は、青年就農給付金が始まった昨年从去年からことし2月までに11名の方が就農され、活躍をされておりますが、そのほとんどが20アール以上の農地を希望されています。

このような状況を踏まえますと、現時点では現行の20アールのままだがよいかと思えます。今後も積極的に新規就農者からの相談に応じるとともに、新規就農者の増加を促す支援として、新規就農者にも貸していただける農地の掘り起こしと、使っていない農機具等のあっせん、リース等も必要と考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

本市の有害鳥獣捕獲協議会の隊員数の推移につきましては、平成22年度が71名、平成23年度が70名、平成24年度が62名、平成25年度が61名と、年々減少をいたしております。

報奨金につきましては、捕獲した対象鳥獣ごとに、鹿1頭に8,000円、イノシシ1頭に5,000円、カラス1羽に1,000円、ドバト1羽に1,000円、野犬1頭に5,000円、猿1頭に3万円を交付いたしております。また、年度別捕獲頭数につきましては、平成22年度がイノシシ95頭、カラス・ドバトが191羽、野犬が11頭で、平成23年度は鹿が2頭、イノシシが99頭、カラス・ドバトが269羽、野犬が14頭となっており、平成24年度は鹿が1頭、イノシシが103頭、カラス・ドバトが156羽、野犬が9頭で、平成25年度は10月末現在で、鹿が6頭、イノシシが100頭、カラス・ドバトが259羽、野犬が4頭となっております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○5番（大賀慶一君） 鹿の被害も、鹿の駆除というのもでてきておるようでございます。私たちは一昨年でしたか、高知県の香美市に鳥獣被害の状況について、研修しにまいりました。香美市では被害が1億円台の被害でございまして、しかし、それが何でそうなるのかということ、狩猟する人が本当に少ないということで、市の職員の方に狩猟免許を取っていただいているというような状況を聞いてまいりました。そこで、駆除隊員の報奨につきましても、犬も飼わなんし、銃も金が要ると、少しでも引き上げてくれないかというようなお話も伺いました。そのことについて、ちょっとご答弁をいただきたいと思います。

次に、農業従事者の高齢化、あるいはまた後継者不足により、担い手の空白地帯が出てくる事業に対して、担い手空白解消事業というのが開設されておりますが、そのことについてもちょっとお示しをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再々質問にお答えします。

本市有害捕獲協議会の隊員数につきましては年々減少しており、隊員の平均年齢も66歳と高齢化が進んでおり、今後、隊員確保が課題となってきております。

なお、報奨金の増額ということでございます。報奨金につきましては、近隣市町村等の状況を踏まえまして、平成23年にイノシシ及び野犬を4,000円から5,000円に、平成25年にカラス・ドバトを500円から1,000円に改定をしております。また、平成25年度からは、国の鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業に取り組み、イノシシ1頭8,000円、カラス1羽200円が別途交付されておりますので、現在のところは増額については考えておりませんが、今後とも状況に応じた協議、検討を行いたいと考えております。

次に、担い手空白地域解消支援事業につきましては、農業者の高齢化や、後継者がおられないなどの担い手不足が懸念される地域を対象としまして、集落の方々が今後の集落における農業のあり方や問題点の解決策などについて話し合うことにより、農地や農機具を効率的に利用した低コスト生産や、安定的な営農を行う新たな営農組織の立ち上げに向け、県及び市、JAが連携して支援していく県単独の補助事業でございます。

具体的には、営農組織の立ち上げに向けた準備委員会等を設置し、県、市、JAが加わった集落内での話し合いや、農家の意向調査、現状把握と分析、先進市の視

察研修などを行っております。本市におきましては、平成24年度に3地区、本年度は1地区で事業に取り組んでおり、これまでに集落ビジョン作成や、集落営農組織の設立の前段として、機械利用組合等も立ち上げられた地区もございます。今後引き続き、県やJAと連携し、事業に取り組みながら営農組織化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○5番（大賀慶一君） よろしくご配慮をお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。施政方針について、お伺いをいたしたいと思います。

市長は、施政方針の中で、重点プログラムとして儲かる農業プロジェクトを第1点目に掲げられております。市長の、本市の基幹産業である農業への並々ならぬ思いは十分伝わってまいります。今、日本の農業は高齢化や後継者不足で、あるいはまた、TPPなどの問題で、非常に大きな壁に突き当たっておると言われております。そこで、グローバル化する世界の農業を見据えたときに、インターネットを利用した農産物の通販サイトを活用することは有効な手段の一つでもあります。

しかし、私は、本市の農業にどれほどの影響力を与えられるのだろうかかと危惧する面もございます。そのような面からひとつ質問をいたしたいと思います。時間もございませんので、かいつまんで質問いたしたいと思います。

このことにつきましては、立ち上げに関しましては東議員のほうから、またあるいは他の議員さんからも質問があらわれていると思いますので、私はインターネットショップの今後考えられている、1点目を省きまして、2点についてお伺いをいたしたいと思います。

まず今後、市は、今年度2,250万円の予算を計上されております。今後、事業が軌道に乗るまでには、市としても、予算面や人材面で支援を行っていかねばなりませんけれども、どの程度の期間を見込んでいらっしゃるのでしょうか。

また、次に、今日では大小さまざまなネットの販売業者がございしますが、どの程度の採算性があるとお考えでしょうか。

次に、この事業を進めていく過程において、事業運営主体はどのように決まっているのでしょうか。

次に、本市の農業にも大規模農家、小規模農家、生産物によっても相当違っておりますが、どのような農家をターゲットといたしますか、インターネットの販売に参入できる農家の要件について、以上についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの大賀議員のご質問にお答えします。

まず、最初のご質問が、軌道に乗るまでの年数の見通し、それから、採算の見通し、それから、事業運営主体の件、対象農家の件であるかと思えます。

まず、大体何年間で軌道化を見込んでいるかということですが、これはこれからやる事業なので、必ずしもまだきっちり確定することは難しいんですが、この間にいろいろな基礎調査を専門家を使ってやりまして、大体、通販事業では、軌道に乗るためには一般的には5年から10年ぐらいの期間が必要であると言われていてございます。当然ながら、私どもとしては、なるべく早い時期にこの安定的な事業運営になるように努力していきたいというふうには、考えているところです。

それで、商品販売の採算性、あるいは成算性といいたいでしょうか、勝算ということでお話をさせていただきますと、ある意味、今はネット社会でございますので、大変、有象無象、たくさんのこの種のネットショップが出ては消えというところが実情であろうかと思えます。そういう中で勝ち残っていかねばなりませんので、かなりきっちりとした戦略が必要であろうというふうに思っております。この調査の過程ではっきりしてきましたのは、一つは菊池市の扱うものはよいと思うんですね。ですから、残りの課題としては、たくさんある中でどうやって差別化を図っていくかと。対面販売ではございませんので、とりわけ重要になるのが、イメージの訴求ということになってこようかと思えます。それから、固定客をどれだけつなぎとめられるかということも、同じように重要な問題だと思えます。イメージという意味では、私どももこのことを非常に重視しておりまして、日本有数の渓谷である菊池渓谷の持つ透明感のある豊かな水資源のイメージ、それから菊池の自然環境、こうしたことを、実は観光のホームページを今これと並行して見直しをやっておりますので、こうしたものとのリンクを持たせることで、食と自然環境というのを一体化したようなイメージの訴求をしていきたいというふうに思っております。

それから、固定客のところですが、実は一つのアイデアとして、先般、ソチオリンピックで菊池一族ということで、思わぬつながりで非常に盛り上がったところでございますけれども、この菊池さんという方が全国に一説では13万から20万近くいらっしゃる。これは実はマーケットとして物すごく大きいんですね。しかも、菊池さんということで、菊池市に対するこの潜在的なノスタルジアがありますから、ご先祖の地の農産物、しかも、これが非常に清らかなイメージで、健康・安全というイメージが重なりますと、非常にここはマーケットとして有力であると。これは、

一つの氏をもって、こうやってマーケティングの対象にできるというのは、ほかにない利点だと思うんですね。ですから、これを活用してもらいたいというふうに考えております。

それから、事業主体の件でございますけれど、事業主体については、今まさにコンサル業者を加えながら、各物産館とも連携を図りながら協議を進めているところでございます。

それから、対象農家につきましても、大規模農家だけではなくて、高齢世帯農家や小規模農家においても、この菊池基準が利用しやすいような仕組みづくりを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○5番（大賀慶一君） ありがとうございます。大成功を、私たちが協力しながら見守っていきたいと思います。

最後に、要望でございますけれども、私は12月議会でふるさと納税についてお尋ねをいたしました。その中で、菊池ファンをふやすということは、これはこのインターネット販売についても全く同じだと思いますので、そういうふるさと納税も並行しながら、ぜひ進めていただきたいと思います。

ありがとうございます。終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午前11時00分

開議 午前11時07分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本昭信君。

[登壇]

○16番（坂本昭信君） それでは、質問に行かせていただきます。

通告に従っていたしますけれども、その前に、24年度の農業の現状を皆さんにお知らせしたいと思います。これはあくまでもJAに出荷した金額と、それと、第三セクターの第1次製品の売上高でございます。菊池中央支所関係が、米が3億6,600万円程度でございます。そして、七城が2億5,800万円、旭志が9,900万円、泗水が1億4,800万円になっております。

それと、麦が、菊池中央支所が2,800万円、七城が1,200万円、旭志が2

00万円、泗水が800万円。

穀物が、菊池中央支所が200万円、七城中央支所が500万円、旭志が10万円ちょっとぐらい、それと泗水が1,000万円でございます。

それと青果物が、菊池中央支所が10億7,400万円、七城中央支所が32億2,000万円、旭志が1億500万円でございます。泗水が1億3,400万円。

それと特産物になりますと、菊池中央支所が1億8,700万円、七城はございませんで、旭志が2,200万円、泗水はありません。

樹芸が、菊池中央支所が400万円、七城はございませんで、旭志が200万円、泗水が500万円ですね。

花が、菊池が2億5,200万円、七城が1億4,100万円でございます。旭志と泗水はございません。

果樹が、菊池が1億円、七城が100万円、旭志が100万円、泗水も100万円でございます。

その中で、青果物と特産品が前年よりも少し売り上げが落ちているみたいでございます。

それと、畜産物が、これは牛乳も含んでおりますけれども、178億1,400万円だということでございます。これが生産費はまだ引いてありませんので、あくまでも総売り上げでございますので、こういうふうになっておまして、今、第三セクターの総売り上げが、さっき言った青果物に特産品、柿、果樹でございまして、三セクの総売り上げが7億2,800万円でございます。両方合わせまして219億3,600万円、私が調べたところでは1年の売り上げがこのようになっております。これをもとに、今から一般質問するわけでございますけれども、儲かる農業という質問でございましたので、私はこの調査をしていったわけでございます。

それで、最初に儲かる農業について質問でございますけれど、1番目にブランド推進についてでございます。これは福村前市長の中ほどからブランド推進課ができまして、それがどのようになっているかお尋ねいたします。

2番目、ネットショップの内容を具体的にしておりますけれども、皆さんいろいろ大分聞かれましたので、これはカットしたいと思います。

それから、3番目、担い手空白地帯の解消支援事業を具体的にお尋ねいたします。

それと4番目、営農組織化の結果はどうなったか。特に、中山間地の営農組織化問題も大変あると思いますので。

以上4点、最初の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 坂本議員の質問にお答えします。

ブランド推進につきましては、平成22年度より菊池ブランドの確立に向けて、首都圏、関西エリア、福岡都市圏を主に、市場調査や情報収集を初め、本市の農産物の販路拡大とPR活動を行ってきたところでございます。菊池ならではの潜在的な観光資源や、食材などを活用し、本市の価値を向上させ、認知させることで、県内外からのお客様が繰り返し訪れたいくなるような魅力ある菊池市を目指し取り組んでいるところでございます。本市の知名度アップのために、テレビ、ラジオ、情報誌などのメディアを活用した情報発信や、福岡市の老舗百貨店博多大丸において、本市の農産物及び加工品等の販売と観光PRも行っております。また、豊かな水資源を生かした本市の農産物の販路促進のためのPRの戦略としまして、菊池溪谷天然水の製造などにも取り組んできたところでございます。

県外での本市農産物の販路拡大事業の取り組みにつきましては、昨年9月から11月の3カ月間、KKRホテル博多の日本料理店「萌木」での本市農産物を使用した会席御膳の提供や、10月には福岡市役所広場での物産PR販売展の開催をし、好評を得たところでございます。特に、本市農産物の豊富な時期の10月に、博多大丸において7日間連続で開催いたしました物産展では、毎日1,000人を超える来場者があり、産地直送が大変好評でありまして、売り上げも450万程度上がっており、多くの菊池ファンの獲得につながったものではないかと捉えております。

次に、担い手空白解消地域支援事業につきましては、先ほどの大賀議員のご質問にお答えしました内容と重複をいたしますが、農業の担い手不足が懸念される地域を対象として、集落の方々が集落における農業のあり方や問題点の解決策などについて話し合い、農地や農機具を効率的に利用した低コスト生産であったり、安定的な営農を行う新たな営農組織の立ち上げなどに向けて、県及び市、JAとが連携して、支援していく県の単独事業でございます。

具体的には、営農組織の立ち上げに向けた準備委員会等を設置し、集落内での話し合い活動や、農家の意識調査等を実施することにより、現状を把握、分析したり、先進的な取り組みを行っている集落や組織の視察研修を行うなどして、集落に合った将来像を検討、将来ビジョンを策定していくこととしております。本市におきましては、平成24年度に3地区、本年度は1地区が事業に取り組みられ、これまでビジョンの作成や、集落営農組織の設立の前段として機械利用組合等を立ち上げられた集落もございます。

次に、営農組織化の進捗状況についてでございますが、農地利用合理化や、機械・施設の共同利用、また、共同作業により農業生産コストの低減を図るなど、効率的な生産体制の確立と、集落内にある農地の有効利用や維持保全を行うことによ

り、集落活性化を目的とする集落営農組織につきましては、総合計画後期基本計画の中で、集落営農組織数の目標値を31組織と設定しておりますが、現在、市内33の集落におきまして集落営農が組織化され、活動をされている状況でございます。33の組織の内訳としましては、菊池地区が9組織、七城地区が8組織、旭志地区が6組織、泗水地区が10組織となっており、菊池地区の1組織については法人化がされている状況にあります。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○16番（坂本昭信君） やはり、私たち農業者にとりましては、水を守り、伝統を守り、自然を守り、多面的効果を果たしながら、都会の方々にもどれだけかは貢献しているところもあろうかと思うわけでございます。その中にありまして、さっきおっしゃったように、中山間地の農家のあり方と申しますか、そのことを考えてみますときに、やはり中山間地が一番水には関係しているわけでございまして、要するに、先ほど大賀議員もおっしゃいまして、その前に、中山議員がキクイモの販売はどうだとそのようなこともおっしゃっていましたが、やり方次第では、農家の方々も老人でもできるような仕事があるわけでございます。中山君の言葉をかかりますと、キクイモあたりはつくっておけばいいんですね。背丈が2メートルぐらいになりますので少々草ができてても十分でございまして、ただ取り上げるだけでいいような感じでございます。私もあそこに少しだけつくっているわけでございますけれども、やはりキクイモあたりになると糖尿病にいいとか何とかいろいろ話は聞きますけれども、そういうやつでもつくりながら、少しでも畑が荒れないように、少しでも収入が得られるような感じでやってみたらいいんじゃないかなと思うわけでございます。そのようなことを考えているわけでございます。

また、さっきのブランド推進の件でございましてけれども、農家への啓発と周知の徹底とか、そういうことも、これはネットショップにも絡むことでございましてけれども、農家への周知の徹底を、今、広報でほとんど載っていきますけれども、たまに年に一、二回ぐらいは部落座談会とか校区座談会とか、そういうやつを開いて徹底していく必要があるんじゃないかなと思うわけでございます。広報、広報とおっしゃいますけれども、広報を見ている方々がかなり少ないわけでございまして、ほとんどの方がごみ箱直行というような、失礼な言い方でございましてけれども、そのようなことが起きているのが現実でございまして。回覧でもそうでございまして。「私はこんなのは見らんけん、もう隣さんやとって」と持っていくと、隣さん持っていくやん、順番を間違っているという、そのような現状もございまして。これが本当でござい

ございますので、やはり徹底した啓発と周知を図っていただきたいと、このように思うわけでございます。

また、ネット販売も結構でございますけれども、地産地消による消費拡大、このようなことも考えたほう、これは前から言われているわけでございますけれども、先日ある人に会いまして、「私は土産に旭志の肉と七城の米を持っています。旭志の肉はどこで買うとですか」というような言葉も聞きました。そういうようなときに、「道の駅にもありますよ。JAにもありますよ」と言いますが、買う場所が少ないというわけですね。わざわざ買いにいったって、持っていけないかというようなこともございます。やはり、そのような販売場所の拡大も必要じゃないかなと思うわけでございます。

このようなことを考えるときに、やはり地についた地産地消であり、口コミによる宣伝消費拡大といえますか、七城の米はおいしい、旭志の牛肉はおいしいというふうなですね。特に、えこめ牛という、かなり名が広まっております、先日私も、二、三人の方にそのえこめ牛を送ったわけでございますけれども、やはりこういう肉は初めて見ましたというふうな方が非常に多いわけでございます。これをもとにして、口コミで、菊池市にはこういうおいしい肉があるんだということを、やはりみんなで少し広げていっていったらいいんじゃないかなと思うわけでございます。畜産農家の方々もいらっしゃいますし、さっき申しましたように、170億円もの売り上げがあつておるわけでございますので、そういうことを考えるときに、いかに上手に売っていくかということも考えなければいけないことではないかと思ひます。

そこで、お尋ねですけれども、あまり難しい問題ではございません。さっき申しました部落座談会とか校区座談会、このようなことが徹底することができるか、できないかお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

先ほど、ブランド推進について1回目でご答弁をさせていただきました。そういったことで、ブランド推進課におきましては、特に、本市の豊かな自然環境の中で生産された農産物の販路拡大とか農産物のブランド化ということを目的に、現在、事業に取り組んでおります。特に、それを生産されますのは農家の方でございますので、今、坂本議員が言われましたように、農家の方との直接のつながりは大変重要なものであるというふうにご考慮しております。そういったことで、本年度におきましても、生産者と消費者が直接交流できるイベントとか、そういったものも計画し

ておりますので、そういったことも含めまして、座談会をしたらということですが、そういったことについては、今後、検討させていただきたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今、坂本議員のほうから集落座談会はどうかというご提案をいただきまして、前向きに考えてみたいと思います。特に、私なんか素人ながら、いろいろ東海大学の先生なんかとお話しているうちに、キクイモとか、こういったものは非常に特色が出せる商品ではないかとか思っていたわけですが、今お聞きしますと、ある意味、放っておいてもよいような農産物であるとか、中山間地への適性も考えられるということで、恐らく、今、キクイモが例に出ましたけれども、こういったふうな、ちょっとみんなで意見交換してみると、いろんなアイデアが、あるいは見落としているようなことが出てくるのではないかというふうに思います。特に、来年度からは県のご協力も得て、少し農業の技術者、こうした方を菊池市役所にもお迎えしようとしておるところでございますので、そういったことを生かしながら、非常にカジュアルな感じで、そういう座談会みたいなことを少し考えてみたいというふうに今思ったところでございました。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○16番（坂本昭信君） それでは、次の質問に移ります。

子育て支援について、12月議会に続き質問いたします。12月議会で新制度に移行するというところでございました。その新制度に移行するに当たり、基本的な考えと申しますか、どういう方法でどんなことをやるというようなことにつきまして、子育てニーズ調査をやっているということでございました。このことを受けて、基本的な考えと、子育てニーズ調査の結果、それをお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えします。

平成27年度から本格試行される予定の子ども・子育て支援制度の概要につきましては、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを趣旨としております。

現在までの国及び県からの情報による主な改正点は、1点目、認定こども園、幼

稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付及び小規模保育、家庭的保育等への給付である地域型保育給付の創設であります。これまで、幼稚園、保育所に対する財政措置は、学校教育の体系、福祉の体系として別々になされてきましたが、施設型給付を創設し、財政支援を一本化することとしております。市の主な業務は、認可施設、事業に対し施設等の利用定員を定めるなどの確認を行い、給付を実施することとなっております。

次に2点目ですが、認定こども園制度の改善であります。今回の制度改正によりまして、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけを持つ単一の認可施設とし、認可や指導・監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消するものであります。

3点目は、地域の子ども・子育て支援の充実であります。全ての家庭を対象に、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため事業計画を策定し、保護者が地域の教育、保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供、助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や、親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市が行う事業を地域子ども・子育て支援事業として法律上に位置づけ、財政支援を強化して、その拡充を図ることとしております。

次に、子ども・子育て支援事業計画を策定する際に必要となりますニーズ調査の集計結果を報告させていただきます。本調査は、本市に住民登録があります就学前の児童がいる全世帯2,089世帯に対しまして無記名による調査を実施いたしました。そのうち823名の回答がなされ、回収率は39.4%となっております。主な設問と回答状況等につきましては、平日の教育・保育の事業として希望する事業は、認可保育所74.5%、幼稚園29.3%、認定こども園15.4%、幼稚園の預かり保育14.8%などとなっております。地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望につきましては、新たに利用したり、利用日数をふやしたいとは思わないという現状維持的な考えの方が61.2%を占めております。病児・病後児保育事業の利用希望につきましては、68.1%の人が利用したいとは思わないという回答結果でしたが、できれば利用したいという方も30%の回答がなされております。放課後児童クラブの利用希望につきましては、小学校低学年の間は28.6%、高学年は10.6%が利用を希望しているという結果でした。最後になりましたが、本市が子育てしやすいまちかどうか尋ねましたところ、子育てしやすいと感じる及びどちらかと言えば子育てしやすいと感じる方は合わせて69.9%となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○16番（坂本昭信君） 要するに、新制度は、待機児童の解消とあわせて、地域支援の充実ということだと私は思いましたけれども、実に、考えてみると、やはり今、一番私が思うのは、その地域に一番合った子育てであってほしいと思うわけですね。総合的な子育て支援でなく、一人一人を大事に、そのための施策、こういうのが必要じゃないかなと思うわけでございます。やはり総合的支援、今、菊池には待機児童はいらっしゃらないと思いますけれども、この点はクリアしていると思いますので、地域子育て支援事業が地域に合った子育て支援であってほしいと願うわけでございます。やはり、菊池には菊池の子育てのニーズが、調査結果にも出ていますけれども、これで満足というような人が70%近くでございましてけれども、やはりその残った30%の方々の意見が、子どもたちがどうなっているかということも考えないと、ただそれでいいんだということではございまして、幅広い感じで、70%が満足、やや満足ということではございましてけれども、あとの30%ほどのような人がどんな思いを持っているのかなと思うわけでございまして、そのようなことを、やはりかゆいところに手の届くような子ども・子育て支援であってほしいと思うわけでございます。

その前に、私もちょっと一口言いたいと思いますけれども、やがてさつきの空にこいのぼりが上がるシーズンになってまいりましたが、実に、地域でこいのぼりを見るのが珍しいくらいな感じになってまいりました。その子たちが20代、働き盛りになった40代、30代、そのころはどんな時代だろうと思ったときに、何か背筋がぞっとするような感じがするわけでございます。働き手は少なく、労働力は減るし、国の借金はかなり払わないかんし、税金も払わないかん。そうなってくると、やはり人数が多いほど楽でございましてけれども、だんだん少なくなってくると、わあ、嫌な時代に生まれてきたんだなと思うようなことじゃないかなと、年寄りの要らん世話でございましてけれども、そのようなことを感じるわけでございます。そういうことも考えながら、今から手段的、そのようにならないようにどうしたらいいか、今から結婚して子ども産んでくれ、そして子どもをふやしてくれと言いましても、それが10年、20年ぐらいかかるわけですね。そうすると、今の子どもたちはもう成人して、貴重な労働力になっていくわけでございましてけれども、そのようなことを考えるときに、今やっぱり菊池市で何をすべきかということをしつくり考えて、行ったほうがいいんじゃないかなと思うわけでございます。

特に、私が思うに、子育てに限りましては、やはり女性の力がほとんど、と申しましても、今は育児ママとかパパとかありますけれども、そのようなことも必要で

ございますが、やはり女性の繊細な神経で子どもたちは大きくなっていくんじゃないかなと思うわけでございます。その中であって、子育て支援課、今、女性の方が何人おられるかわかりませんが、そんな方法ですね。年老いた職員の方々が子育て支援課にいてくれたら相談も早いだろうし、経験も積んでいるから、それはまことに喜ばしいことだと思います。そのようなことを考えながら、私も職員人事権に出しゃばることはできませんけれども、そのようなことも考えながら行っていただきたいと思うわけでございます。

そのようなことに対しまして、高齢化が進む中であって、菊池的子育てと申しますか、どのような感じでおられるかお尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えします。新制度では、基礎自治体であります市町村が実施主体となり、地域における幼児教育、保育、及び子育て支援についての需要を把握し、その需要に対する子ども・子育て支援の提供体制の確保などを内容とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画に基づいて施設型給付等の給付や、地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとしております。本市の事業計画の策定につきましては、平成26年度におきまして、地域住民の声を広く聴取するため、本議会に提案しております菊池市子ども・子育て会議の中で、調査・審議を行い、関係市町村間の調整、県との協議、調整を経て策定する予定であります。ニーズ調査の結果につきましては、最大限尊重しつつ、本市の子育て支援策につきまして検討を行い、策定する予定であります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○16番（坂本昭信君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問、桜の里事業についてお尋ねをいたします。

施政方針の中で、市長は菊池を日本一の桜の里にするというようなことですが、それは具体的に、もう河川の場所もいろいろ決まっているようでございますが、私はこの菊池が、さっき大賀議員もおっしゃいましたけれども、川上と申しますか、そこが源でございまして、やはり源から始まった桜は、水がたまるように、全市満開の桜が咲くようにならないといけないと思います。このようなことを聞いたときに、今いろいろ問題がありまして、畜舎の悪臭とか、いろいろ上がっていますけれども、その畜舎の周囲にも日陰をつくる、防風垣にもなるような桜を畜舎の周囲ならばあまり邪魔するところもございませんし、そのようなところに5本な

り10本なり植えて、回って「あそこはきれいばい。畜舎はあるばってん、きれいばい」と言われるような感じですね。やっぱり、みんなが喜ぶようなことだと思いますので、そのようなことについて、各家庭に桜の苗木の配布と申しますか、そのようなことはできないかと思うわけですが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 桜の植樹に関するご質問でございました。特に、今ご質問の向きは、河川だけではなく、各地域の家庭まで普及させてはどうかというご趣旨のご質問かと思えます。

おかげさまで、この日本一の桜の里事業に対する広い市民のご理解をいただいています。今、大変機運が盛り上がっているところかと思えます。個人のうちへの桜ということについては、実は、一般的に、桜というのが庭木に適さないというふうに言われておまして、一つには成長が非常に早くて、高さよりも横に広がる性質を持っているものですからなかなか、庭全体を占有してしまうとか、それから、成長が早いのに加えて、根っこが浅いところに急速に成長していくということで、よく庭を荒らすとかいうふうな言い方をしまして、特に、かつての木造家屋の時代には多少住宅にも影響していたとかいうことを聞いております。

そういうことを懸念することに加えて、大元のところの考え方としては、おっしゃるとおり、ぜひ一人一人の市民の皆様が自分の問題としてこれに取り組んで、まちづくりにつなげていくということが基本だと思っております。最初の取りかかりにつきましては、これはやはり力水というのはどうしても必要だと思しますので、かなりの部分を市のほうでご提供しながら、河川等の公共的な空間を中心にふやしていこうと、こういうふう考えております。

引き続き、そういったふうな市としてご提供できる分はある程度は続けていこうとは思いますが、一般家庭、1万8,000所帯ございますけれども、趣旨としてはそのもらった桜を植えてそれで終わりということではないものですから、むしろ、市民の問題として捉えていただいて、市民みずからの発意で自分の住環境をこうしたいんだというふうにやっていただく。そのことが実は、永続的な取り組みにつながるものですから、ぜひその方向でご理解をいただきたいというふう考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○16番（坂本昭信君） 実は、私のところの四季の里でございますけれども、あそこは平成10年に桜の植樹を第1回目に終わったわけでございます。第2回目が平成13年ですね。それはどうやってやったかと言うと、宝くじ基金から桜の苗木をもらったわけございまして、そのようなことで、桜の苗木は手に入るんじゃないかなと思うわけでございます。

近年には、高森町の峠、あそこは毎年五、六百本ずつ宝くじ基金で桜の苗木をもらっているわけでございますね。そのようなことで、市の財源を必要としなくても、そういう有効な、補助金とか、そういうやつを利用すれば、結構桜の苗木は手に入るんじゃないかなと思うわけでございます。

それと、一般家庭全般じゃなくて、希望者だけでもいいと思うんですよ。必ず1戸1本植えなさいじゃなくて、空き地があったら植えたり、自分の牛舎の横には植えても、かなりさわりが少ないじゃないかなということ考えた人が植えればいいことであって、誰も彼もみんな植えるっていうわけではございません。そのようなことをして、みんなでやろうじゃないかという機運を盛り上げたいと思います。このようなことで、そういう事業があることをお知らせいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ここで、暫時休憩します。

午後の会議は1時から開きます。

○
休憩 午前11時48分

開議 午後 零時58分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森清孝君。

[登壇]

○11番（森 清孝君） こんにちは。11番の森清孝でございます。

本定例会では、本市の減少する人口、縮小する経済について、どんな対策をとるのかという質問が多く議員から出されています。全国共通の課題でもあり、解決策は簡単なものではありませんけれども、一つのデータが方向性を示すヒントになりはしないかと思えます。それは、先般示されました新市建設計画変更案の中の、本市における就業人口の推移という1枚のグラフであります。国勢調査に基づくそのデータには、平成12年、西暦2000年でありますけれども、それを基準値として、1次産業5,430人、2次産業7,690人、3次産業1万3,290人と

いう数字があります。10年後の予測として、平成22年、2010年でありますけれども、1次産業、農林業であります。4,000人、製造業の2次産業8,520人、サービス業1万3,580人という数字があります。これは、平成12年当時に10年後を予測した数字でございました。平成22年が過ぎまして、その実際値はといいますと、農林業4,590人、製造業2次産業6,355人、3次産業1万3,190人という数字でございました。実際値と比較しますと、10年間で、農林業者はマイナス840人、製造業関係マイナス1,335人、サービス業マイナス100人となります。予測値と比べますと、農林業で590人のプラス、製造業2,165人のマイナス、サービス業200人のプラスとなっています。10年間の本市の経済の動向をこの数字は如実に裏打ちするものではないかというふうに考えます。そして、今後の市政のあり方にヒントを与えてくれるものと思います。これらの数字をもとに、三つの事項について質問を行います。

一つ目、まず施政方針について伺います。インターネットショップの開設の手順及び菊池基準の具体案と対象品目についてお尋ねをいたします。今まで多くの方々がお尋ねになっておりますので、重なる部分もあるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひします。

二つ目、安心・安全プロジェクトの中で、教育委員会の枠を超え、スクールバスも交通体系の一つという考え方で検討はできないかお尋ねをいたします。

三つ目、菊池温泉から光の森駅方面へのバスルートの改正等を望む声が多うございますけれども、検討する価値があると思っておりますが、いかがでございますか、お尋ねをいたします。

四つ目、自然エネルギーの活用の中で、循環型モデル都市プロジェクトというのをつくられるように書いてございますけれども、何年をめどとして結論を得る考えでありますか、お尋ねをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま森清孝議員のほうから四つのご質問が出ましたが、その中の第1点目、ネットショップ及び菊池基準に関する事項について、私のほうからお答えいたします。

インターネットショップ開設の大まかな手順でございますけれども、開設に係る事業費用であるとか留意点であるとか、それから、基本的な本市の取り組む方向性、こういったことの調査は既に完了しております。現在は、それを踏まえまして、専門部会の中にコンサルティング業者も加えまして、商品のラインナップをどうする

か、それから通販サイトのデザイン、システムの構築に関する事項、それから、クレーム処理対策、商品の安定供給、広告展開、こういったふうなテーマを中心に今、協議を進めているところでございます、一応の目標としましては、ことしの秋ごろをめどに開設を目指したいというふうに考えておるところでございます。

ただし、このスケジュール自体は、実際には、今回、予算のご承認いただきました後に、業務に精通しているスタッフを採用してということで、詳細の設計を行ってまいりますので、その採用の時期次第では、多少、スケジュールがずれ込むことがあります。

それから、菊池基準のほうですが、ブランドづくり実行委員会の市内の農業者の組織、それからJA、各物産館などで組織した専門部会の中で、県の農業技術課等の専門機関の協力のもと、今、協議を進めているところでございます。品目については、熊本県の特別栽培農産物にかかわる表示ガイドラインに登録されている品目を基本的な対象品目として考えておまして、菊池基準という一つの、私どもがこのレッテルを張ることで、他の市町村との差別化を図った上で、全国への販路拡大につなげてまいりたいと、現在のところ、そういう手順で今進めているところでございます。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 森清孝議員のご質問の、スクールバスの活用と交通体系の再検討についてお答えいたします。

スクールバスを活用して、一般の方が乗られるような方式ができないかということでございますが、これまでも森清孝議員を初め、何度かご質問をいただいております。本市としましては、これまで、あいのりタクシーの利用が効果的であり、事業の許可や通学時間の長時間化が考えられることから、スクールバスの活用は大変難しいとお答えをしております。

一方で、県内では山都町、芦北町において、スクールバスの一般利用をされておりますので、企画振興課と学校教育課で視察を行ったところでございます。交通体系は地域の事情によりそれぞれ異なった特徴を有するものでございまして、山都町、芦北町においても、スクールバスを町が保有しておられる特色があり、朝夕の利用だけでは経済的ではないとの理由から、終日一般利用ができるように工夫されているようでございます。

本市のスクールバスについては、市が保有しておらず、バスの借り上げを含め、運行委託により行っておりまして、地域の児童・生徒数により車両の大きさを決め

ているところでございます。このことから、朝利用での空席は数名となるため、一般の方の自由なご利用は難しいと考えております。また、昼の時間帯にスクールバスを活用するならば、中山間地へ向かう路線バスへ補助を行っていたところと同様に、あいのりタクシーの3倍程度の負担が生じるのではないかと予想しており、スクールバスの活用は本市の実情では厳しいところがあると思っております。

次に、J R 光の森への路線バスの運行でございますが、路線バスの運行を新たに行う場合は、さまざまな協議、事業者の採算性の問題、費用対効果の検討を行う必要がございます。このことから、現在ルート、費用、便数などを事業者と意見交換を行っているところでございまして、事業者からは、目的、利用者、時間帯のニーズの調査を行い、検討しなければならないとのこととございました。また、山鹿市の平山温泉から光の森を経由して、阿蘇くまもと空港までの路線が平成25年10月1日にスタートされており、利用状況を伺ってみますと、平山温泉からJ R 光の森駅までは1日4往復ございまして、1便当たりの利用は数名であるため、今月で運行をやめられるとのこととございました。

本市としましても、持続可能な交通体系を構築しなければなりませんので、スクールバスの利用やJ R 光の森駅までの交通手段も含め、住民ニーズや負担費用などを把握しながら、全体的な交通体系の中で検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 森議員の自然エネルギーの活用について答弁いたします。自然エネルギーに関しましては、本年度再生可能エネルギー庁内検討委員会を立ち上げておりまして、担当部署で調査・研究を行うとともに、県エネルギー政策課の課長をお迎えし、講演会等も実施しております。これに続く今後の取り組みといたしまして、本議会に上程しております再生可能エネルギー推進委員会設置条例の中にありますように、学識経験を有する者、各種団体の代表者、県職員、市職員などで再生可能エネルギー活用推進委員会を設置いたします。この委員会において、本市に適合した再生可能エネルギーの調査や、小水力及びバイオマス等により発電した電力の活用用途等について検討してまいりたいと考えております。議員お尋ねの活用計画、また、その時期でございますけれども、これにつきましては、この委員会の調査結果を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○11番（森 清孝君） 施政方針の中のネット販売について、再度質問をいたします。

ネット販売と言いましても、具体的なことを考えますと、品物はやっぱり荷づくりし、発送し、終わりにはやっぱり清算をしなくてはなりません。体験上、生ものの扱い、青果物でありますとか、野菜、果物、そういうものは大変扱いに困りはしないかと、こういう心配もございます。その辺はもう、いろいろ調査済みかとは思いますが、ネットショップの運営をどう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） インターネットショップの具体的な運営方法というご質問かと思えます。

これは、販売面、生産の集荷面、実際のデリバリー、こうした幾つかの面に分けて考えなきゃいかんと思えますが、販売面につきましては、いわゆるネットショップのシステムというものは、ある程度パターンが決まっておりますので、既存にあるものを購入することで、恐らく安定的な稼働ができるであろうというふうに見ております。したがって、この差別化というのは非常にキーワードになってまいりますので、菊池のこの差別化のため、生産履歴のみならず、生産者の顔が見えるような付加価値を高める仕組みをこれから考えていくことになってまいります。

それから、あわせてイメージというものが大変重要になりますので、先ほど申し上げましたけれども、市や観光協会のホームページとのリンクづくりというのが非常に重要になることかと思えます。

また、マーケティングにおいては、先ほど触れました一つの例としては、菊池さんという一つの大きな顧客マーケット、ここが大変活用できるのではないかと期待しているところでございます。

それから、先ほど生ものとおっしゃいました、まことにそのとおりでございまして、実際にそのためには集荷のタイミングをどうするのか。そのためには生産者の方々との計画生産といったふうな調整もこれから必要になってきますし、それから集荷場における保冷体制とか、そういったインフラも非常に絡んでまいります。そうしたことから、検討すべきテーマというのは、大体、コンサルを通じましてリストはでき上がっておる状態ですから、この後、精通者の採用が終わりましたら、詳細のところをその精通者のスタッフを通じて詰めていくと、こういった手順で考えておるところでございまして。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○11番（森 清孝君） 詳細はこれからということですが、そこで市長にメールを送るとともに、いま一度お尋ねをしたいというふうに思います。

何かをやれば必ずアクションは出てきますし、いろいろ注文も出てくる、課題も出てくると、このように思いますが、私が議員になりましてから初めて市単独でちょっと予算も大がかりにつけて、このような取り組みをされることにつきましては、本当に敬意を表したいと、このように思います。

しかしながら、ただ一つ、市長にこの施政方針の中で注文をつけたいのは、やっぱり農業と観光が本市の再生の両輪であるというふうに言われておられる割には、触れられておられることが少なかったと。施政方針というのは、ある意味、市民に対して市長のメッセージを発信するものでありますから、畜産はどうだ、林業はどうだということ、いま少し触れてほしかったなという思いがするわけでありまして、いかがでございましょうか。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 農業・観光の中で、とりわけ今回、重点プロジェクトということで、特に従来にない形での取り組みをわかりやすくするためにテーマを取り出してご紹介しておりますけれども、もちろん畜産・林業・観光の中でも、例えば温泉地域だけではなくて、周辺、中山間地も含めたことを視野に入れておるところでございまして、重点化して今期の考え方を示すという手法をとっておりますので、詳細はきょうは割愛させていただきますけれども、畜産についても当然このインターネットショップの中でPRをしながら取り上げていくことになりまして、林業においても、例えばシイタケですとか、特定地区の特色を出しながら、例えば迫間川沿川におけるタケノコであるとか、そういうふうな特色出しをしながら、農業全般についても幅広く振興していこうと考えています。

それから、農業に関して言えば、このインターネットで農業の全てが解決するわけでは全然ございません。ただ、一番大事なことは、このインターネットを通じて販路を拡大する中で、菊池のイメージアップというのを図ってまいりますので、そこで培われた菊池のイメージというものはインターネットの中だけで発揮されるわけではなくて、JAさんの取り扱っておられる商品等にも当然及んでくるということでの効果を期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○11番（森 清孝君） それでは、施政方針に続きまして、触れ方が少なかったというふうにも申し上げましたが、そういうことで農業振興ということについてお尋ねをいたします。

選挙で選ばれる立場の私たちにとりましては、「強気、前向き、発展」という言葉に弱うございまして、なかなか経済成長神話から抜けられないという立場にあるのも事実ではなかろうかというふうに思います。しかしながら、生産人口の減少から高度の成長は無理だという感覚は市民共有のものになりつつあると、このように思います。

冒頭、示しましたように、本市においても予測は外れ、数の上では農林業の健闘が光っていると、このように思います。数字の中身は精査しませんとわかりませんが、工業従事者、製造業が思いのほか減っておりまして、購買力の減少、小売店あるいは温泉街の疲弊、これを裏づけるような数字であるなど私は思ったわけでありまして、ここは本市としましても腹をくくって、やっぱり農林業の振興に本気で取り組むという姿勢をひとつ明らかにして、対策を練るべきではないかというふうに思います。

今までの農政といいますのは、その着眼は都市でありますとか機械、施設、技術であり、このところようやく農村社会でありますとか、人そのものに対象を移すようなこととなっております。そのような中で、お尋ねをいたします。

一つ、就農給付金というのがあるわけでありまして、それを受けて頑張っている人も私の身近にございます。その就農給付金の認定の仕方、過去にも聞いた覚えがありますけれど、いま一度、そのことについてお尋ねをいたします。

二つ目、家族農業がやっぱり主体であるというのは、日本だけではなくて世界共通の現実であります。そうでありますならば、ファミリーが続かなくてはなりません。そうしますと、どなたにも結婚というのは課題であろうと思いますけれども、特に農家にとりましては、一大の大切なこととございます。そこで、行政がやっている結婚支援というのはアリバイづくりではないかというような強烈な、私も指摘を受けたことがございまして、本気でやるならば若いお嫁さんたちを支援プロジェクトで登用して、その人たちの意見を参考にひとつやりなさいというようなことを教わったことがあるわけでありまして、その結婚支援について、市はどのように考えておられるのか。

この二つをお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○**経済部長（平野國臣君）** 森清孝議員のご質問にお答えします。

青年就農給付金は、経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間、年間150万円を最長5年間支援するというものでございます。また、その対象者の認定につきましては、農地の利用権や、機械・施設の所有、出荷、経営管理など、経営の主宰権を有しているなど、給付要件を満たした独立自営就農者に対し、新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱に基づきまして、給付主体である市が認定を行い、給付を現在行っているところでございます。

次に、農業後継者に対する結婚支援に関しましては、現在、担い手育成対策奨励金と交付事業において、結婚時にお祝い金として5万円の交付を行っており、平成24年度は10組、今年度は7組のご夫婦に対しまして交付を予定しているところでございます。また、企画振興課でも、独身者の交流会事業として、「米婚」や「エブ婚」など結婚支援に取り組んでおり、3月29日には第3回目として「春婚」も予定されております。

議員から今ご提案のありました農業後継者を対象とした結婚支援プロジェクトというような組織の設立については今のところ考えておりませんが、農業後継者の結婚支援対策は重要な課題と捉えておりますので、既存の支援事業等を有効に活用するなど、よりよい支援策を模索してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○**議長（山瀬義也君）** 森清孝君。

[登壇]

○**11番（森 清孝君）** どこの地域でも、やっぱり青年の力、若者の活力というのはとても大きいと、このように最近感ずるわけであります。私の身近な人も、給付を受けながら結婚をされまして、今、一生懸命農業で頑張っておられますが、その給付金も幾らかは活用されておると思いますが、結婚した後、住宅を改築されて今頑張っておられます。考えてみますと、地元の大工さんがその工事をやっておられますし、こういうことで地域に金が回るんだなという感を強くするものであります。

それでありますならば、いろいろ話を聞いてみますと、今もお話にありまして、大分、給付金の支給の基準がやわくなったという話もありますけれども、申し込んだけれどもなかなかハードルが高いでありますとか、ちょっとややこしいねとか、幾つか話を聞くわけであります。その給付基準、後継者づくりのためにもどうかならんかという話でありますけれども、この認定基準が高過ぎるというようなことにつきまして、市としてはどのように考えておられるかお尋ねをいたします。

○**議長（山瀬義也君）** 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○**経済部長（平野國臣君）** 再質問にお答えします。

先日、中山議員にもお答えしましたとおり、平成24年度より開始された青年就農給付金につきましては、農地を借りて就農する場合には、耕作する農地の半分以上は親族以外の方から借りなければならないなど、農地のめどがなかなか立たない新規就農者にとっては厳しい要件がありました。しかし、平成26年2月6日の新規就農経営総合支援事業実施要綱の一部改正によりまして、5年以内に所有権移転ができる農地であれば、親族から借りていても給付対象とするといった給付要件の緩和が行われ、給付期間中の所有権移転が条件となっているものの、5年以内に所有権が移転できる農地であれば、親族から農地を借りていても給付の対象になるということで、緩和になっております。そういったことで、今回の給付要件の緩和により、今後は給付対象者はふえてくるものと予想をいたしております。

以上、お答えします。

○**議長（山瀬義也君）** 森清孝君。

[登壇]

○**11番（森 清孝君）** 後継者育成にこだわるようでありますけれども、この給付金事業につきまして、市によりましてはそういう基準にやや漏れたといえますか、やや満たない人たちにつきまして、市単独で半額でもいいから出そうというような市もあるそうであります。乗り物にも特急、急行、普通とありますように、一律の基準ではなくて、そういう方法もなるほどなと思う部分もあるわけであります。腹を据えた農林業の振興という意味からも、市長、いかがでしょうか、こういう方法も検討に値すると、私は思うわけありますけれども、お考えをお尋ねいたします。

○**議長（山瀬義也君）** 市長、江頭実君。

[登壇]

○**市長（江頭 実君）** 後継者づくりに関する市の独自のということでございますけれども、まず、青年就農給付金といった国や県の事業につきましては、これは別の機会にも同じ答弁をしておりますが、合併後の協議におきまして、市の独自の上乗せ補助は行わないとした経緯がありますので、現段階においては難しいかなというふうに判断しております。

ただ、今の上乗せの話でございまして、上乗せ補助ではございませんけれども、市の単独事業という形で、新規に専業農家として就農された方に対しては新規就農奨励金として30万円を交付するという形で農業後継者への支援を行っているところでありますので、こうしたことをぜひご活用いただければというふうに考えるところでございます。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○11番（森 清孝君） 1次産業の中で農業の次に林業について、木材資源の活用ということでお尋ねをいたします。

ふんだんに手に入る木材が、地域の豊かさにつながっていないのはなぜかと。文字どおり「市有林」は市長がおっしゃるような宝の山にならないのかというような観点から、城議員のクモトオシのお話もありましたけれども、そういう話と合わせながらお尋ねをいたします。

木材資源の活用のうち、建築材利用とエネルギー利用ということでお尋ねをいたします。

一つ目、本市の公共施設への木材活用についての考え方と、どのように活用されているかお尋ねいたします。

二つ目、施政方針では再生可能エネルギー活用推進委員会も組織され、畜産バイオマスを柱に検討される由でありますけれども、先ほど来申し上げておりますように、宝の山といたしますか、城議員の質問にもありましたように木質バイオマス、それで発電をする、熱エネルギーを獲得するというような話も最近急激に広まっております。そこで、その木質バイオマスの検討をされませんかという質問でございます。

以上2点、お願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 質問にお答えします。

国や地方公共団体が率先して木造化等を進めることにより、林業の健全な発展、森林の適正な整備等を寄与することを目的に、公共建築物等木材利用促進法が平成22年10月より施行されております。本市におきましても、平成18年に菊池市公共施設公共工事木材利用推進本部を設置し、菊池市公共施設公共工事木材利用推進基本方針を定め、木材利用の推進を図ってきたところであります。しかし、先ほど申しました法の改正がありましたので、新たな基本方針の作成が必要ということで、平成24年11月に新たに菊池市公共施設公共工事木材利用推進基本方針を作成し、木材の利用を図ってきたところであります。

本市における公共施設への地方産材の利用につきましては、平成23年度に建設しました老人福祉センターや、戸崎小学校、花房小学校の体育館の改修、平成24年度の富の原団地の市営住宅、平成25年度の菊池市地域交流センター、菊之池保

育園増築等に利用されているところであり、今後も公共施設の建築に対する木材利用を推進していきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 森議員の、木質を利用したバイオマス発電等のことについてお答えいたします。

議員ご提案の、間伐材等を有効活用した木質バイオマス施設による発電事業に対しましては、先ほど答弁しましたとおり、平成26年度におきまして、再生可能エネルギー活用推進委員会を立ち上げますので、この中でどのような課題、問題点があるかなどを十分調査、検討をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○11番（森 清孝君） 城議員の質問の中にもありましたけれども、岡山県の真庭市では云々ということがございましたし、ヨーロッパのオーストリアではと、このようにどこどこではと言う人を「ではのかみ」と言うそうでございますが、きょうはその「ではのかみ」として紹介をさせていただきます。

「里山資本主義」という本の中で、真庭市とオーストリアのことが紹介されてございます。お読みになった方もおられるかと思いますが、オーストリアで、木材繊維を平行ではなくて直角に張り合わせて、5階建て、7階建てあたりの高層建築にも活用できるという集成材が開発されたそうでございます。コンクリート並みの強度で、耐火・耐熱もあり、ヨーロッパでは目下普及中と、こういうことあります。また同時に、エネルギー源としても木質ペレットが大きく普及し、石油ガスオンリーから、オーストリア等ヨーロッパでは変わりつつあるということでもあります。

そのオーストリアでありますけれども、広さは北海道ぐらいで、人口1,000万、1人当たりの所得といいますか、収入は世界で11位。日本は17位だそうありますけれども。まあまあ進んだ国であると、こういうふうに思うわけあります。そこで、山の状況も割と日本と似ているということで、真庭市の業者がオーストリアに行って学んで、その技術を取り入れたと、こういう話だそうでございます。真庭市では、さっき言いました集成材、横文字で言いますとクロス・ラミネーティッド・ティンバーということで略してCLTというそうありますけれども、それらをつくる技術を勉強して、同時に木材ペレットもつくって燃料にしていると、こういう

話であります。それを行政であります真庭市も本格的に支援ということでもあります。

「ではのかみ」が長くなりましたが、新技術にはやっぱり課題もつきもので、いろいろこの技術あるいは方法についても課題はあろうと思いますけれども、市としても、市独自で1,000町分を超える山林を持っておりますし、その半分、500町分を超える山がもう伐期に来ているということで、考えによりましては宝の山とおっしゃるように、どうにかせなならん、緊急の課題でありますから、そういう新しい技術があるとするならばやっぱり検討すべきではないかと、このように思うわけではありますが、市としてこのCLT、集成材でありますけれども、検討してほしいというお願いも込めたお尋ねであります。いかがでございましょうか。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

ただいま議員ご紹介のありました直交集成板（CLT）につきましては、引き板を繊維方向が直交するように積層接着した製品で、断熱性、遮音性、耐火性や強度が高く、欧米を中心に中・大規模のマンションや商業施設の壁や床に用いられるなど、急速に普及が進んだということでございます。

日本でも農林水産省において、国内における流通拡大を図るため、平成25年12月20日に直交集成板の日本農林規格（JAS規格）が制定をされております。今後は、登録認定機関による製造等の認定を経た後、JASマークが押された直交集成板の流通が始まるということになると思いますので、公共施設の建築物等についての利用は進んでいくものと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○11番（森 清孝君） このことについて、市長にお尋ねしたいと思います。

市長はスイス滞在の体験があられるそうでございますので、オーストリアはその隣か近所だと思います。大体似たような国であろうと思います。

そこで、私はこの話を聞きましたときに、ああ、これはいいことだと思ひまして、その書物に書いてありました高知県に大豊町という、菊池よりもひどい山の町があるわけでありますけれども、そこに会社が集成材の工場をつくるといいますか、進出しているそうであります。ですから、地元の知り合いにどういうことですか、どんな状況ですかということをお尋ねしましたところ、やはり半分ほどは夢もしぼむわけでありますけれども、その友人が言うことには、やっぱりそういう事業も今の安い木材価格をもとに成り立つんではないかというのが一つであります。「結局、

山主が潤わんのに、そういう事業をしてもなかなか」というような、ちょっと冷静な答えが返りまして、非常になるほどなというふうに思ったわけでありまして。いま一つは「集成材にはいろんな薬品を使う、アレルギーもなあ」とかいう話も聞きまして、なかなか課題も多いなと思ったわけでありまして。

しかしながら、実際オーストリアあるいはイギリスあたりでは6階建て、7階建てが建っているようでありまして、オーストリアにおきましては、木質ペレットを私たちが目にしますこの辺の、石油ボイラーに石油を配達しておりますけれども、そういうような感じで、木質ボイラーを各戸に配達しているのも珍しくないというようなことを聞きまして、これはひとつ市長に聞いてみたらあかんというふうに思ったわけでありまして。

本当に先ほど言いましたように、あの数字を言いますと、平成32年の予測数値が出るとわけでありまして、22年と比べまして10年後、第3次産業は600人の増、第2次産業、製造業はマイナス750人、農業はマイナス890人となっております。その予測数字を一つずつ言いますと、農業が3,700人、工業が5,700人、第3次サービス業が1万3,700人と出ております。恐らくこれも、私はまた外れるであろうというふうに思います。私の感じからしますと、もっと農業は恐らくこれから先、この数字をうんと上回る数字が残るのではなからうかと、このように思うわけでありまして。だとするならば、早いうちから研究・調査、これは行政そのものの仕事ではないかもしれませんが、そっちのほうに手を伸ばしながら勉強・調査をするべきじゃないかと。話によりますと、もう本市には製材所はないと、製材所がないのに製材の話をしてなかなかよういかんですが、森林組合等もあるわけでありまして、ひとつその辺も含めて、オーストリアと林業、木材資源の活用について、最後に市長のお話を伺いたい、ご見解を伺いたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 欧州の先端の状況等、今お伺いしたところでございますが、確かに私もスイスに4年駐在しておりまして、ドイツにもおったわけでございますけれども、スイスとオーストリアは隣同士でございますが、何分、間にあの高いアルプスの山がございまして、行き来が結構難しゅうございます。私自身も駐在したといっても、当時は木ではなくて、お金のほうを扱ってございましたので、なかなか詳しい知見は全くございません。

ただ、私なりの、大変恐縮なんですけど、これは印象論の域を出ませんけれども、感じたことを申し上げますと、欧州において確かにこの木質バイオマスで、かなりカ

ロリーがとれるようになっているらしいですね。CLTを使ったマンションが、今、環境意識とも相まって非常に好評だということも聞いております。今、ドイツなんかにおきましては、森林管理者というのが一つの職業でございますけれども、これが大学生卒業後の大変人気職種だというふうにも聞いております。

では、日本でなぜそれが起きないんだろうかっていうのを、私なりにこの印象論を含めて考えてみますと、ある人がセミナーでおっしゃっていたことと符丁するわけですが、実は、大きな意味での林業というのは、植林から伐採、製材、それから販売、一連のプロセスを全部一つのところでやるとそれなりに利益が上がるんだということを聞いたことがございます。ところが、木というのは大きゅうございますので、伐採から製材までに距離があったりすると搬送コストだけでも相当かかるといふことで、一つ一つを分けてやると、あまり利益が出ないというふうなお話を聞いたことがございます。

ヨーロッパにおいては、とりわけフラットな土地柄でもあるものですから、オーストリアはちょっと山地ではありますけれども、この植林伐採から特に製材のところですらに付加価値をつけて、その端材等を生かしながらそのバイオマスが発展してきたと、こういうふうなことを聞いております。

日本の中で、この急傾斜地というハンディを持っているわけですけど、しかも、かつて菊池は製材業のまちでもあったわけですが、今そこのところをちょっと欠いている状態でございますので、本当の意味での林業の再生というのは、もう一回そこを含めた一連の流れ、一連のシステムとして捉えていかないと難しい面があるかもしれないというふうには今思っております。ここら辺をまだ、林業組合さんとテーマとしてお話したことはございません。今後そういったことでの意見交換というのはぜひやってみたいというふうには考えておるところです。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○11番（森 清孝君） 市長は元銀行マンでありますから言いにくいんですけども、この「里山資本主義」という言葉の響きからしますと、ずっと私たちは、田舎はおくれておったもんというふうには思ってたわけでありましてけれども、いやそうじゃないと、経済的に今まで価値がないとされておった里山といいますか、地域の隠れた資源を活用することによって、それにすぐ移り変わるということではありませんけれども、また時代が開けてきますよというような説明をされておりました。リーマンショックのあのプライムローンを引き合いに出しながら、やっぱりお金がお金を生むような、マネー資本主義という言葉を使ってありましたけれども、それじゃ

いかんと、言葉がちょっと悪うございますけれども、やくざな経済じゃいかんから、ひとつまともな経済に変えにゃいかんと、少しでもそうしましょうということで書いてある本でありましたけれども、非常に説得力があつて、私たち田舎に住む者にとっては非常に勇気づけられる本でございました。

そういう意味で、今、市長がおっしゃいましたように、インターネットももちろんやっていただきたいし、しかし、今まで積み上げてきた地道な農業振興対策というのにもひとつ本腰を入れてやっていただきたいと、特に、やっぱり家族農業が主でありますから、後継者対策、それから、これは商売も農家も一緒と思いますけれども、家族が続かなくて商売も農業もないわけでありますから、地についた結婚支援ということにつきましても知恵を絞っていただきたいと、以上、指摘とお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君）　ここで、10分間休憩します。

○
休憩　午後1時52分

開議　午後2時00分
○

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君）　皆さん、こんにちは。

まず、昨年末、志半ばで逝去されました故東裕人議員に対しまして、心よりご冥福をお祈りしたいと申し上げます。

それでは、通告の順に従いまして、質問させていただきます。まず、道路整備について、県道原立門線の整備の進捗状況をお尋ねいたします。この路線につきましては、地域住民の生活道路はもちろん、菊池高原ゴルフ場、オートポリス等の観光ルートとして重要な路線でありますので、これまで何度も質問、要望を続けておりますが、おかげさまで地区区長会、地権者の方々、そして県道でありますので地元県議のご協力により、老朽化しておりました原味橋のかけかえ工事が完了いたしました。しかしながら、この原立門線はまだ未整備の部分が多く、継続して整備をしていかなければなりません。特に、原味橋から伊野橋までの部分は道路幅員が狭く、対向車との離合も困難な状態であり、早急な整備が必要であります。市としても県に対して引き続き熱心に要望していただき、先般の質問では、いよいよ用地交渉等に着手されるとのことでありますが、現在の進捗状況をお示してください。

次に、市道切明線についてお尋ねをいたします。この路線につきましては、市の老人福祉センター新築前から道路幅員の問題、また、大変路面が傷んでおりましたので老人センター利用者の交通量増加も含め、整備を要望しておりました。一部改良は進んでおりますが、今後の整備計画をお示してください。

次に、市道立石野間口線についてお尋ねをいたします。この市道は植木インターへの市の主要な道路であります。道路幅員が狭く、また、用水路が絡んでおりますので、歩道の段差等の問題もあり、安全面にも支障が出ております。これまでも整備の要望がありましたが、今回、改めて地元協議も行われ、野間口区として要望が市に提出されているとのこととあります。

そこで、お尋ねをいたしますが、現在の市の整備計画をお示しいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 木下議員のご質問にお答えいたします。

まず、県道原立門線につきましては、県の管理道路でございますので、菊池地域振興局土木部からお聞きした内容につきましてお答えいたします。県道原立門線につきましては、議員おっしゃいましたように、原味橋までは改良が行われておりますが、伊野橋までの狭窄区間約400メートルでございます。この整備につきましては、平成25年度から用地交渉に着手しており、平成26年度から段階的に工事を開始する予定と伺っております。

次に、市道切明線につきましては、老人福祉センターの進入路となる市道でございますが、当初、計画では、オーバーレイ舗装により早期の完了を予定しておりましたが、現地調査を行いましたところ、舗装面の劣化が激しく、通行に支障を来している状況でありますので、現舗装を剥ぎ取り後に新たに舗装を行わなければならない状態でございます。また、地元より側溝新設の要望もございまして、再度調査を行いました結果、あわせて工事を行ったほうが効果的であると判断いたしましたので、今後の計画といたしましては、複数年度に実施することとし、先行して舗装整備を行い、その後、舗装の補修を計画してまいりたいと考えているところでございます。

次に、市道立石野間口線につきましては、歩道部分の段差解消の要望が、地元より提出されておりましたので、現地調査を行っております。要望箇所につきましては、歩道幅員が狭く、段差があり、また車道と歩道も段差がある状況でございます。現在歩道につきましては、用水路の上に設置されている状況のため、段差解消を図

るには水路の改修も必要となってくるところでございます。水路の改修に伴います歩道の段差解消の工事を行うには、水路の断面を決定するための調査測量が必要となっておりまして。また、工事につきましても、歩道兼水路の取り壊し、新たな水路の設置等が必要となることから、全体延長約730メートルを実施するには複数年度の工事となりますので、今後は関係者との調整を行いながら整備計画を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

原立門線につきましては、私も県のほうに伺いまして、いろいろ確認しましたところ、用地交渉についてはもうほとんど済んでいるということでございましたので、安心したところでございます。いずれにしましても、県の事業でありますけれども、市のほうからの要望が一番だと思っておりますので、引き続きお願いをしたいと思っております。

それと、ほかの市道についても、特に立石野間口線につきましては、今回改めて区のほうで意見を取りまとめたの陳情ということでございますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

原立門線、また、立石野間口線につきましては、ぜひとも市長のお答えもいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 県道原立門線につきましてでございますけれども、今、建設部長が答弁しましたとおりでございます。内諾を含めて、ほぼ契約が完了しつつあるということで、まずは順調に事業が進捗していると承知しております。県道ではございますけれども、市といたしまして早期完了に向けて工事が円滑に進捗しますように、県との協力体制をとりながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、関係議員の皆様を初め、関係者のご協力をお願いしながらやっていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

それでは次に、職員研修やねだん故郷創世塾への職員派遣の成果と、今後の計画についてお尋ねをいたします。

やねだんにつきましては、これまで何回も質問させていただきましたので、十分

理解をされていると思いますが、やねだんとは鹿児島県鹿屋市串良町柳谷の通称で、公民館長、豊重哲郎氏をリーダーとして、人口300人の限界集落が地域再生、行政に頼らない感動の地域づくりを実践され、自主財源づくりにも成功されて、収益還元として町内会全世帯にボーナス1万円を支給しておられます。そして、豊重氏は資金づくりを確実にしながら、人づくりにも取り組んでおられます。現在は村づくり活性化アドバイザーとして、年に2回、故郷創世塾を主催され、情熱あるリーダーは必ず人がついてくる、論ずるよりリーダーが率先垂範して見せることが大切との持論のもと地域づくりリーダー育成が行われており、年に2回、5月と11月に3泊4日の日程で開催され、全国から約50名が参加されております。菊池市からはこれまで約15名が民間から参加し、私も10期生として参加させていただき、大変感銘を受けました。

そこで、菊池市としてもぜひ職員を派遣していただきたく要望しておりましたが、昨年の11月の故郷創世塾に、ようやく若い職員に2名参加していただきました。私も期間中に鹿児島の会場に出向いて、激励に行ってまいりましたが、2人とも豊重塾長のパワー、講師の方々のすばらしさと、全国からの同士の意気込みに刺激を受けているように感じました。改めて故郷創世塾に参加していただいてよかったですと痛感いたしました。

そこで、市長にお尋ねをいたしますが、今回の故郷創世塾への職員派遣の成果をどのように感じておられるか、また、今後、職員を継続して派遣される考えがあるかお尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） やねだんの創世塾への派遣の問題でございますが、本年度初めて2名の職員を派遣したところでございます。派遣しました職員から報告が上がっておりまして、私も目を通しましたところですが、3泊4日の研修で睡眠時間をほとんど満足にとれなかったようなハードスケジュールのようです。しかし、大変熱にあふれたレポートが返ってきておりまして、何よりもなかなかふだん聞くことができないような講師の方々の講演、大変刺激を受けたということと、各地から自治体職員あるいは異業種の方々がお集まりでございまして、ネットワークづくりとしても大変有意義であったということで、大変意義の深い研修であったと思いますので、今後も研修の一環として、職員を継続的に参加させていきたいというふうに考えておるところです。いろいろとご紹介をありがとうございました。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

私もレポートを見せていただきましたけれども、本当に、今、市長が答弁をされましたように、すばらしい報告書を書いております。本当に、こういう研修はなかなか体験ができないと思いますので、今回も若い職員に行っていただきましたので、また今度は新採用の若い人たちでも続けてやっていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

それでは次に、鞠智城の国営公園化への取り組みについてお尋ねをいたします。鞠智城につきましては、平成16年2月に国内4例目の国指定史跡となりましたが、菊池市部分の堀切門については、鞠智城の正門でありながら、これまで整備・復元が全くできておりません。私もこれまで、何回も質問、要望を続けておりますが、進んでいないのが現状であります。

平成19年3月に菊池市国営鞠智城歴史公園設置促進期成会が設置され、その後も国定公園化に向けたシンポジウムが開催されたり、県関係国会議員による鞠智城国営公園化推進議員連盟が設立され、現在は県、菊池市、山鹿市の連携のもとに、国営化に向けた取り組みが進んでいると思われませんが、現状をお示しください。特に、菊池市部分の堀切門の整備・復元については、具体的にお示しをいただきたいと思います。

また、市道稗方袈裟尾線につきましては、これまで堀切門へのアクセス道路として国営公園化の前でも整備の必要性があると要望しておりましたが、現在の状況をお示しいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 木下議員の鞠智城に関するご質問にお答えいたします。

国史跡であります鞠智城跡は、現在、県教育委員会において、平成17年度に作成されました史跡鞠智城跡保存管理計画を増補する必要性がありましたので、本市の教育委員会や地元堀切区の代表者で構成される計画策定委員会の審議などを経て、平成26年度中に作成される予定でございます。

また、堀切門を初めとする鞠智城全体の発掘調査や保存整備についても、平成27年度には第3次鞠智城跡保存整備基本計画の策定が予定されております。

また、県都市計画課では、鞠智城大規模歴史公園基本計画検討委員会において、有識者による国営公園化に向けた検討がなされており、上位計画となります保存管理計画及び整備計画を踏まえ、今後、国営公園としての鞠智城のあり方について協議が進められてまいります。

現段階では、県の計画の作成を待っている状況でございますが、国営公園化に向けての取り組みとしましては、期成会を中心に、鞠智城の歴史的価値を広く認識していただくために、チラシ、グッズの配布による広報活動や、鞠智城の日の開催など、県、山鹿市とともに周知活動に努めているところでございます。今後、特別史跡の指定に向け、県、山鹿市とともに一丸となって取り組んでいくとともに、国営公園に向けて進めている状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 木下議員のご質問の市道稗方袈裟尾線につきましてお答えいたします。

現在、袈裟尾区方面から堀切区公民館までの整備は進んでいるところでございます。堀切集落内と県道菊池鹿北線までの区間につきましては、現在のところ未整備区間となっているところでございます。今後、鞠智城、堀切門と深迫門の整備にあわせまして、平成27年度より、第3次の鞠智城跡保存整備計画の策定が予定されているということと、県の都市計画課では鞠智城の大規模歴史公園の基本計画検討委員会が開催され、国営公園としての鞠智城のあり方の協議が進められてまいっているところでございます。県が行います鞠智城の整備の状況によりまして、全体を見据えた計画的な市道の整備に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしても、一生懸命取り組んでいただいているようでございますけれども、今回、施政方針の中では鞠智城については、触れておられませんでしたので、今、部長のほうから答弁がございましたが、市長として、この鞠智城についての考えといいますか、そういう熱意も含めての答弁をいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 鞠智城というのは、歴史的に大変貴重なものでございまして、国指定の史跡にもしていただいたようなことでございまして、本市の宝であるというふうに私は思っております。ですから、何としてもこれを国営公園にしたいという強い気持ちを私は持っております。一旦、国営公園になりますと、施設の充実は

もちろんでございますけれども、周辺の観光スポットと連携した、より一層の観光客の誘致、あるいは地元産業の振興などにつながるということで、大変期待しているところでございます。私も、東京国博で開催されましたシンポジウムに参加しましたが、遠く離れた東京で会場が満席になるほどの、400名を超える参加がありまして、大変関心が大きいんだということを改めて感じたところであります。国の古い歴史書にも出てくる重要な遺跡でございますので、国営公園の早期実現に向けて、また山鹿市と連携しながら、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

施政方針の中では触れていらっしやなかったものですから、ちょっと心配をいたしましたものですから。いずれにしても、地元堀切地区の協力といいますか、そういうのがなければ国営公園にもならないと思いますので、そういう地元の方々の意見も聞きながら、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、次に、べんりカー、あいのりタクシーの利用者の状況、課題、運行の再検討についてお尋ねをいたします。この件は先ほど森議員からも質問がありましたので、重なる点もあるかと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

この件につきましても、私もこれまで何度か質問、要望してまいりましたけれども、今回改めて質問させていただきますが、平成26年度施政方針の中でも、市として路線バスの見直し、スクールバスの活用、べんりカーの拡充等について、交通体系の再検討を行うと示されております。現在の利用状況、また、市民からの要望、課題について、どのような問題があるのか具体的にお示しをいただきたいと思っております。また、交通体系の再検討の内容が決まっておれば、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） べんりカー、あいのりタクシーについてのご質問にお答えいたします。

べんりカー及びあいのりタクシーの利用者の条件につきまして、直近3カ年の利用状況をお答えいたします。まず、市街地を巡回しますべんりカーの利用者数でございますが、平成22年度の利用者数が2万3,834人、平成23年度が2万2,594人、平成24年度が2万912人となっております。このような減少傾向の

中ではございますが、平成24年度までの1便当たりの平均乗車数は8年連続して10名を突破しており、本市のような地方都市においては、1便に3名乗ってれば成功と言われる中で、高い利用状況となっております。

続きまして、あいのりタクシーでございますが、公共交通空白地域の解消ということで、水源地域線、龍門地域線、泗水西部地域線、泗水東部地域線、旭志東部地域線として、順次運行を行っているところでございます。利用者としましては、五つの地域の合計でございますが、平成22年度の利用者が1万2,332人、平成23年度が1万1,714人、平成24年度が1万1,495人となっておりますが、旭志東部地域線につきましては、平成23年度からの運行となります。

このような利用状況の中、べんりカーにおいても、あいのりタクシーにおいても、ご利用いただいた方からは好評でございますが、利用者が減少しております状況が大きな課題ではないかと考えております。中山間地地域の人口の減少や、自家用車利用の増加が主な原因と考えられますが、新しい利用者の取り組みができていないのではないかと考えております。現在、利用低迷とならないよう、重点的なチラシ配布や、高齢者とかかわりの深い包括支援ケアマネージャーに、べんりカーやあいのりタクシーの仕組みを説明し、口コミによる拡散をお願いしているところでございまして、効果的な利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

〔「市民からの要望とか、そういうのは、具体的には何もないんですか」と呼ぶ者あり〕

○総務企画部長（野口祐成君） 市民からの要望という形で数件ちょっとお尋ねがあつている分が、べんりカーがまちなかだけを走っているの、細部までといたしますか、全体的に走れないかなという要望はあつてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

今、部長のほうから答弁がありました、今、市内だけをべんりカーが巡回をしているということでございますけれども、私どもの中山間地でのいろんな要望は、ぜひともそのべんりカーを、それぞれのコースがあると思っておりますけれども、べんりカーの拡充といたしますか、田舎のほうまで週に1回か2回、延ばしていただけないだろうかという要望が市民からたくさんあるわけですよ。今、改めてお聞きしたのが、そういうのが必ず執行部のほうにも上がってきていると思ったものですから。そういうことに対して、今回、施政方針の中にもべんりカーの拡充という形で文言が入

っておりますけれど、この拡充についてどういうふうな形の再検討されるつもりなのか、再度お聞きしたいと思いますけれども。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

全体的な見直しを行うということで、詳細について調査等進めていかなければならないと思っております。いろんなそれぞれの地域で、地域審議会、それと、市長と語る会等でもそういう話がございましたけれども、それぞれ全ての地域に細部まで走らせてしまいますと、経費的には相当な金額になりますので、その中でどこまでできるかという部分もございますけれども、その詳細の調査を行ってまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

べんりカー、あいのりタクシーは、前市長の肝いりみたいな形で始まったわけがございますけれども、ある面ではそろそろ、やっぱり、見直しというか、そういう時期にも来ているんじゃないかなというふうに考えるわけです。江頭市長も、中山間地の活性化も含めて、いろんなことを考えていただいておりますので、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） べんりカー等の、本市の公共交通体系ということでのご質問でございますが、べんりカー、あいのりタクシー、それから路線バスというものを柱に、今、本市の公共交通体系を構築しているわけでございます。特に、べんりカー、あいのりタクシー等については、比較的、先に取り組んだわけで、先進的な事例として紹介されることも多かったというふうに理解しております。ただ、市長と語る会などで市民の方の意見を聞いてみますと、先ほどご指摘のあった、べんりカーが市街地だけを通っているといったふうな不公平感を持たれている方もいらっしゃるようで、これを拡大してほしいというふうな希望の声を聞いておるところでございます。

また、そのほか、さまざまなご要望も上がっているようでございますので、支え合い安心・安全プロジェクトとして、議員のご提案も参考にさせていただきながら、いま一度、市民の生活に根差した利便性という観点から、あわせましてその全体コ

ストという観点から、交通体系をチェックして、再検討をしてみたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。ぜひとも、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次に施政方針についてお尋ねをいたします。

まず、子育て支援の現況と今後の子育てサポート事業、病後児保育事業の拡充についてお尋ねをいたします。先ほど坂本議員より子育て支援については質問がありましたので、重なっている部分があると思われませんが、よろしくお願いいたします。

今年度の施政方針では、菊池市子ども・子育て支援事業計画を策定し、新制度の円滑な導入と子育て環境の充実を図ってまいりますと述べられましたが、現在、特に子育てサポート事業、病後児保育事業について、具体的に決まっていることがあればお示しをいただきたいと思えます。

次に、自然エネルギーの取り組みの現況と、今後の計画についてお尋ねをいたします。この件も、先ほど森議員より質問がありましたので、重なる点があると思われませんがよろしくお願い申し上げます。

これまで私も何回もお願いをしておりました中山間地の農業用水等を活用した小水力発電による地産地消を、今回、施政方針でも循環型社会モデル都市プロジェクトの中で、小水力等の自然エネルギーの活用として、有識者及び市民の代表者等による再生可能エネルギー活用推進委員会を組織し、エネルギー政策を検討されることですが、現状も含め、今後の計画をお示しいただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えします。

子育てサポートセンター事業は、働く人の仕事と育児を支援するための、保育所への送迎や子どもの預かりなど、育児の援助を受けたい方と、援助を行う方による会員登録制の相互援助活動です。利用につきましては、菊池市社会福祉協議会に事業を委託し、実施しております。現在の登録会員は、依頼会員132名、協力会員50名、両方会員82名、合計264名で、利用状況につきましては、本年度はひと月当たり30件前後で推移しております。

次に、事業の実施方法ですが、利用するためには会員の登録と講習会の受講が必要となります。その後、子育てサポートセンターのアドバイザーが、依頼会員と協

力会員の事前顔合わせを実施した上で、事業実施の連絡調整を行い活動いたします。

終了後、依頼会員は協力会員へ利用料を支払い、協力会員はその実績を社会福祉協議会事務局へ報告していただきます。利用料金は、平日は1時間600円、平日以外は1時間700円で、市が半額助成しております。さらに、平成24年度からは、新たな支援策として、利用者の兄弟姉妹など、同時に利用した場合、2人目以降は市が全額助成しております。

次に、病後児保育事業の概要について説明いたします。本事業は平成24年度より病気回復期の児童をお預かりすることを目的に、私立保育所1カ所に業務を委託して実施しております。利用児童数は、平成24年度実績で延べ57名、平成25年度は平成26年1月末現在、延べ166名の児童が利用されておられます。

事業の実施方法につきましては、まず保護者が市に対しまして事業の登録をしていただき、利用する場合は、かかりつけの医師と相談の上、保護者の判断により利用予定の前日までに施設に予約を行い、保育を実施しております。利用料金は原則としまして1人1日2,000円、ただし、5時間未満は1,000円となっております。

本事業の周知方法ですが、本市ホームページ及び広報によりまして、随時啓発を行っております。さらに、先ほど述べました子育てサポートセンター事業における会員登録の際も、チラシを配布し、紹介しております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 私のほうから、自然エネルギーの活用についての現状と今後の計画ということで、先ほどの森議員の答弁と重複いたしますが、答弁させていただきます。

自然エネルギーに関しましては、25年度におきまして、再生可能エネルギー庁内検討委員会を立ち上げておりまして、担当部署におきまして、いろんな調査・研究を行いました。この中で、県エネルギー政策課の課長をお迎えし、講演会等も開催しております。これに続くような本年度の取り組みといたしまして、再生可能エネルギー活用推進委員会を設置いたしまして、小水力やバイオマス等の発電とか活用方法について検討を行うところでございます。また、熊本県の環境立県推進課におきましても、平成26年度におきまして、畜産のふん尿対策とか、硝酸性窒素対策として、地域バイオガスシステムの検討事業を行われる予定でございますので、本市とぜひ深くかかわりを、連携してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

子育て支援につきましては、子育てサポート事業については、私も一応、会員になっておりますので、お助け会員という形で子どもさんをお預かりした経緯がありますけれども、本当に、2人目無料になってからはやはり利用頻度が上がっているように感じます。こういうシステムは、少ない経費で子育て支援の比較をされるときに、非常にいい政策だと思いますので、今後も推進していただきたいと思います。

それと今度は、病後児保育についてでございますけれども、地元の私立の保育園のほうで、実際、今やっただいておりますが、たまたま私も、子どもさんを預かったときにその連絡をいただいて、そういう対象といたしますか、どういうシステムになっているかということも勉強したいと思って、実際にそこに行ってみました。先ほど部長が申されましたように、事前登録が必要だということでございますが、なかなか私も、子育てサポートのこういう事業に携わっている者であっても、なかなかそういうのを事前に登録しなければならないというのがわかっていなかったというのが実際であります。そういう点も含めて、今後はそういう啓発といたしますか、こういう制度がきちんと確立されて、どこにありますということも含めて、推進をしていただきたいと思います。

それと、実際に私もその場所に行きましたところ、保育園の中をずっと入っていて、ある面ではちょっと病気がちな子どもの距離感ですね。実際行って見て非常に苦慮するところがたくさんありました。通常であれば、病院の中に病後児施設をつくってあるそうですね。ですから、そういう点も含めて、今後は、病院のほうで受けてもらうような、確立をすとか。それと、今現在は、菊池市だけでございますので、これはやっぱり、地域を考えると、泗水あたりは今後は病後児の施設的なものも拡充をしていかなければいけないんじゃないかなと思っております。いずれにしても、こういう子育て支援については、実際問題として非常に細かい点が必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、自然エネルギーについては、太陽光については、これまで個人住宅に対しても1億5,000万円強の一般財源が組み込まれておりますけれども、私は委員会の中で、ある面ではそういう施設をつけられる方しか利用できない制度であるということで、私としては、委員会の中でも、先般、荒木議員もおっしゃっていた経緯がありますけれども、自治公民館等の施設に太陽光の発電の施設的なものをつけるような制度をつくっていただけないだろうか。そういうことによって、中山間地は実際問題、高齢化が進んでおまして、区費を上げるのにも精いっぱいな状

況でございます。自治公民館もやっぱり保険とか浄化槽管理費とか、いろんな管理費がかかりますので、そういうことの補填のためにも、少しでもそういう収入があれば、非常に助かるんじゃないかなという考えもございますので、そういうのも、今後、検討委員会の中でも検討していただきたいと思います。

以上2点、市長のほうも、実際、病後児の保育の施設はまだ行かれたことはないと思いますので、そういう施設を一回見ていただくことも含めて、今の2点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） まず1点目、病後児保育等も含めました子育て関連事業の拡充ということでございますが、今、申されたような施設もぜひ1回視察に行きたいというふうに思っておりますし、また、その拡充等につきましては、市子ども・子育て会議等で、市民の方たちの声を広くお聞きしていき、そして議論を重ねて、本年実施しましたアンケートの調査結果等も尊重しながら、本市の実情に即した子ども・子育て支援事業計画の中で検討してまいりたいというふうに考えます。

それから、自然エネルギーの取り組みに関して、自治公民館に対するアイデアに関しましては、公民館の建物の所有状況に少しばらつきがあるとか、いろいろと整理しなければいけないさまざまな分野があるように思いますので、これから調査、検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

それでは、次にポケットパーク足湯についてお尋ねをいたします。このポケットパーク足湯については、平成23年9月定例会の予算採決のときから私は反対をしておりますが、完成後も、市民の足湯に対する厳しい意見があることは市長も認識していただいています。

検証のために、今年の11月25日から12月8日の2週間、足湯をとめてアンケートが実施されております。アンケートの内容については、先般の質問のときに指摘をしましたが、アンケートは広報に掲載されておりましたけれども、内容としては小さく載っておりましたし、それと、なぜ足湯をとめるように至ったのか、費用の問題等も示してありませんでしたので、市民としては判断が難しかったのではないかと考えております。いずれにしましても、アンケートの結果が、現在、集計ができていると思われまますので、お示しをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それでは、ポケットパークのほうのアンケートの結果につきまして述べさせていただきます。

まず、実施の期間といたしましては、平成25年の11月18日から12月15日まで行っております。その期間中、足湯をとめましたのは2週間でございます。とめる前の1週間と、とめた後の1週間、計4週間で実施しております。回答につきましては、309名の方から回答をいただいたところでございます。回答いただいた方の中では、女性が52%、160名、男性が41%、128名で、お住まいの地域につきましては、隈府、大琳寺の徒歩圏内が41%、次いで市内が34%、市外も9%おられたところでございます。足湯を実際に見てもらい、また、とまっている状況を見てもらうために、現地にもアンケート用紙を配置したところでございます。足湯がとまったのを見た方は73%でございました。

次に、足湯の利用状況につきましては、利用したことがある方が44%、利用したことがない方が50%おられました。利用したことがある方の感想を聞きまして、非常に満足、やや満足が76%、非常に不満、やや不満が12%いらっしゃったところです。

今後のポケットパーク足湯につきまして、必要がないが36%、あったほうがよいが35%、自由回答の中で、税金の無駄、早く撤去してほしいとの意見がある一方、定着すれば利用者がふえるのではないかと、菊池に引っ越してきて、足湯で近所の方と知り合うことができたなど、工夫して維持費を削減してでも存続してほしいなどの意見もございました。また、利用したことがある方が半数以下であることを考えますと、周知の不足が考えられます。

今後、ポケットパークの足湯の存続の是非に対しましては、足湯があったほうがよいが35%、足湯は必要ないが36%という結果でございました。

以上、報告いたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

309名程度のアンケートの結果ということでございますけれども、結果的にはなかなか微妙なところでございますが、私どもの中山間地の地元のほうで聞きますと、なかなかある場所もわからないと。どこに足湯があつとかいと、そのような状況でもあるし、費用の面を申しますと、それはもったいないよと、そういう意見がたくさんでございます。

最終的には市長の判断になってくると思われませんが、市長としてどういう判断をされて、今後、考えられるのか、お示しをしていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 足湯に対する今後の対応ということでございますが、アンケートの結果は今申し上げたとおりでございます。ご指摘のとおり、方法と前提に若干不十分な面もあったとは思いますが、300名以上のたくさんの意見を拝見して、市民の方々の率直な意見を得ることができたというふうに感じております。

結果としましては、ポケットパークにおける足湯の必要性について、いわば賛否両論が存在しているという結果でございました。もともと県のアートポリス事業の施設でございますので、もともとの施設そのものをどうこうするというのではなくて、あくまで管理コストに関する問題意識であったわけですが、当面は、この結果を踏まえまして、足湯を継続して様子を見たいと判断しているところでございます。

ただし、例えば夏場であるとか、ニーズが少ない時期に、若干でも省コストへの措置ができないかということは検討していきたいと思っております。また、管理上の技術的な問題等もあるようでございますので、こういったところは研究を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしても、今、継続をするような形になれば、また市民の声というのいろいろな面で上がってくると思っておりますので、そのところは、今後、判断をしていきたいと思っております。

それでは、次に環境問題、焼却施設の今後の対応について、また、環境整備基金の現状と対応についてお尋ねをいたします。

産廃問題については、今定例会で怒留湯議員、城議員からも質問がありましたので、理解できた点もありましたが、改めて幾つか確認を含めお尋ねをいたします。

市は今回、根本的な解決をするために、熔融キルン式焼却施設の使用期間に関する諸事項について、平成26年3月31日までに合意できるように、昨年11月14日に環境保全協議会確認事項を取り交わしていますが、まず地元住民に対して最長5年間の延長の問題、これまで地元を初め、市全体で産廃問題に取り組んでまいりましたので、市全体への説明責任の問題、施設を菊池市以外に移転させるため

の産廃への補償の問題等が、果たして今月の31日までに合意することが本当に可能なのか、お尋ねをしたいと思います。

それと、環境保全、環境整備基金の現在の状況と、今後の対応についてもお示しをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 木下議員の産廃問題についてご答弁いたします。

一つは、焼却施設、熔融キルン式焼却施設の今後の対応という形で、現在の協議状況から、今年度内に解決できるかということだと思います。

2点目に、環境整備基金の現状ということでお答えさせていただきます。

まず、熔融キルン式焼却施設の閉鎖に向けました協議につきましては、水迫地区から提出がありました2通の要請書や、地元住民説明会でのご意見を重く受けとめるとともに、菊池市全体の環境問題、そして未来へ果たすべき責務として捉え、解決に向けて協議を続けているところでございます。

具体的には、昨年11月に締結いたしました環境保全協議会確認事項に基づきまして、市、県、会社の三者で協議を行っており、市の考えといたしましては、1点目に、会社が菊池市内に新たな焼却施設を建設しないことを確約すること。2点目が、市外に新しい焼却施設が稼働するまでの必要な期間、会社のほうは最長5年間と言っておりますけれども、熔融キルンの稼働を認めてほしいという会社の申し出につきましても、可能な限り短縮する条項を盛り込みたいと考えております。3点目に、熔融キルンによらない新たな水処理につきましては、会社が責任を持つて行うこと。この3点についての実現に向けて協議を行っているところでございます。

そうした中、解決に当たって最も重要な課題といたしまして補償問題がございます。会社は平成10年に締結しました環境保全協定書及び環境保全協議会設置要領に基づきまして、焼却施設を市外移転するための補償金を要求しております。城議員のご質問にお答えしましたとおり、現在の協定書には熔融キルン以外の新たな焼却施設を建設することへの制限は明記されておりません。協定上それをとめることは甚だ困難と言わざるを得ません。

こうした中、本市からの申し出により菊池市内に新たな焼却施設を建てさせないためには、会社としては市外に新たな焼却施設を建てなければなりません。このためには、例えば土地代とか新たな負担増を会社に強いることとなります。そのため、市としては、一定の補償はやむを得ないのではないかと考えているところでございます。

水迫地区からの要請にもありますように、地域住民が安心して生活できる環境を

維持し、豊かな自然を将来に引き継ぐことができるような環境づくりが何より大切であるということは、皆様の切なる願いであります。本市といたしましては、それを重く受けとめ、これを実現するためには環境保全協定書に記載してある条項にのっとり、県の立ち会いのもと市と会社で協議を行い、解決するほかに方法がないものと考えております。

また、本年度内に合意が仮にできなければ、さらに問題がこじれ、係争化まで発展し、問題解決が長引くことが懸念されます。議員の皆様におかれましては、何とぞこうした点をご理解いただき、ご協力を賜りますよう、お願いいたします。

次に、環境整備基金でございますけれども、この財源の内訳は三つの通帳に分けて管理しております。そのうち、市が環境整備基金条例に基づいて使えるものを二つの通帳で管理しており、一つ目の通帳には、市外からの一般廃棄物に係る環境保全協力金、これが2億3,385万円、及び産業廃棄物管理型最終処分場がある市町村に対し、県から交付されます熊本県管理型最終処分場立地交付金と同額を一般財源から積み立てているもので、2億1,400万円、この二つの合計が4億5,005万円となっております。なお、立地交付金につきましては、今後、2億8,600万円が交付され、合計で5億円交付される予定となっております。二つ目の通帳は、九州産廃からの寄付金を積み立てているもので、利息を含め7,536万円であります。したがって、現時点で、環境整備基金条例で使える金額は合計で5億2,541万円となっております。また、このほかにも、三つ目の通帳に、熊本県管理型最終処分場立地交付金を一時的に積み立てている金額で、1億1,846万円があります。これは、県の立地交付金要綱に基づいて、5年以内に市が行う事業に充当するものとなっております。

環境整備基金につきましては、これまでもお答えしましたとおり、条例等に基づき、地域の環境整備に必要な財源に充てるほか、九州産廃の最終処分場の操業短縮に伴う補償金の財源と、旧市営牧場跡地を環境整備基金で買い戻すこととしております。また、今回の溶融キルンにかわる新たな焼却施設を市内に建てさせないことへの補償金につきましても、この環境整備基金の中から充当することとし、一般財源は使わないことを基本に考えております。

産廃問題の解決につきましては、何より市内から産廃施設がなくなることが菊池市民の皆様切なる願いであると考えております。地元水迫地区の住民の皆様だけでなく、全菊池市民の皆様、そして議員各位の皆様にご理解をお願い申し上げる次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

下田部長には丁寧にご答弁をいただきまして、ありがとうございました。今回をもちまして退職ということでございます。本当に長い間、この産廃問題には下田部長はずっと取り組んでおられましたので、敬意を表しまして、お礼を申し上げたいと思います。

それでは、続きに進みますけれども、この産廃問題について、地元のほうからは5年間より少なくしてほしいという要望も出ておると思いますし、今、基金の問題もございました。私、前から言っておりますけれども、九州産廃は経常利益の5%を積み立てるようなことをしなければいけないという覚書等もあったわけですね。そういうことも含めて、まだ産廃のほうにも取り組んでやっていかなければならないこともたくさんあるわけでございます。このことを今月末までに合意できるように市のほうは取り組んでいくということでございますけれども、議長のほうも産廃問題については、これまでの経緯を含めて勉強会をしながら、県議等も一緒になりながら取り組んでいかなければいけないと思っておりますし、また市も、やはり議会、また地元、それと県のほうと一緒に話をしながら、しっかりした取り組みをしていかないと、本当に今月末までの、何度も申しますけれども、合意することは可能だろうかということをご心配しております。懸念しております。ですから、そのことも含めて、市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 本件の解決については、市民の長年の切なる願いだというふうにご理解しておりますので、全責任を持って、とにかく最後、決着に向けて頑張っていきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。あすも引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後3時01分

第 5 号

3 月 7 日

平成26年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成26年3月7日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（22名）

1番	荒木	崇之	君
2番	柁原	賢一	君
3番	工藤	圭一郎	君
4番	城	典臣	君
5番	大賀	慶一	君
6番	岡崎	俊裕	君
7番	水上	彰澄	君
8番	東	英俊	君
10番	泉田	栄一朗	君
11番	森	清孝	君
12番	中原	繁	君
13番	樋口	正博	君
14番	中山	繁雄	君
15番	怒留湯	健蓉	さん
16番	坂本	昭信	君
17番	隈部	忠宗	君
18番	葛原	勇次郎	君
19番	木下	雄二	君
20番	坂井	正次	君
21番	森	隆博	君
22番	山瀬	義也	君
23番	境	和則	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
総務企画部長	野 口 祐 成 君
市民環境部長	下 田 俊 一 君
健康福祉部長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	松 野 浩 一 君
総務企画部統括審議員	西 浦 一 義 君
七城総合支所長	岩 下 利 昭 君
旭志総合支所長	水 上 菊 也 君
泗水総合支所長	松 岡 千 利 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
市 長 公 室 長	倉 原 良 則 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 部 長	中 村 鉄 男 君
農業委員会事務局長	松 永 隆 則 君
水 道 局 長	原 和 徳 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	宮 川 啓 子 さん
総 務 審 議 員	徳 永 裕 治 君
議 会 係	遠 山 彩 美 さん

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

ご着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、引き続き一般質問を行います。

初めに、坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） 皆さん、おはようございます。10年先を見据える坂井でございます。10年先を見据える坂井とずっと言い続けてきました坂井でございます。今回は最後の一般質問でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

私、養豚業をやっております。有限会社坂井TSです。小さな会社でありますけれども、会社は現状維持、今を見つめていては衰退、撤退、倒産に陥る可能性があります。絶えず10年先を見据えて、グローバルに投資、チャンレジ、改革をしていかなければなりません。この点におきましては、市長も海外で銀行の支店長をやっておられた。もう十分、そのことはわかっておられると思います。ですね、市長。

市の運営も私に言わせれば、会社と一緒にあります。今を見つめていては、活性化、改革はできません。やはり庁舎においては40年先、市の運営においては10年先を見据えて、改革をやり、少ない予算でより効率の高い事業、効果のある事業、そして10年後の活性化を目指さなければなりません。そうですね、市長。よろしくをお願いします。

そういう観点できょうは質問をいたします。七城の新市建設計画、非常に執行率が低うございます。これも地域の七城としましては、10年後を見据えた場合、大変重要な課題であります。旧4市町村の中で、これはもう皆さんご存じでございますけれども、七城だけが極端な執行率の低さであります。執行見込み率で言いますと、菊池82%、泗水83%、旭志105%、七城61%となっております。なお、菊池は共通で大分やっていると思われま。

この不均衡是正のために、江頭市長は努力すると言っていたいただいておりますけれども、どのような考えで対処していただけるのか、お伺いをいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 皆さん、おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、坂井議員からお尋ねがございました新市建設計画の格差についてということですが、これまでも同じようなご質問に対してお答えしてきましたとおりでございまして、新市建設計画の市町村事業の進捗率に差が生じております。ご指摘のとおり、特に七城地区の普通建設事業の進捗状況は残念ながら低い状況にございます。また、平成26年1月15日に開催しました七城地区の地域審議会でも、同様なご指摘をいただいたところでございます。当日、当然ご説明をしたことではございますが、主だった事業がさまざまな理由で実現していないということでございます。

これまでも不均衡を是正するために、平成20年度から七城区長会等に事業要望の調査等を行いまして、改善に向けた取り組みを進めてまいりました。平成24年度には、補助事業である社会資本整備事業の申請に向けて事務を進めてまいりましたが、基幹産業の同意が得られないといった事情があったために、事業の実施までには至っていないというのが実情でございます。

こうした中、昨年7月に七城地区の関係6区から要望書が提出されておりました、以前とは状況が変化したと私は認識しております。今後は、この関係6区から提出された要望事業の精査を行いまして、地域の活性化につながる新たな取り組みや事業をより具体化するために、再度、七城区長会等との協議、調整を図りながら、七城地区の社会資本整備交付金事業に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） ありがとうございます。もちろん、菊池市の活性化が一番でございますけれども、私も地域、七城の議員として、やはり10年後の七城の姿を考えた場合、今度の要望書に出ている事業も非常に重大な事業だと認識しておるところでございます。

今、答弁されましたけれども、市長の施政方針の中で、「都市基盤の整備については、七城地区の社会資本整備交付金事業による計画の策定に取り組みます」と述べられました。これを見て、あえて本日質問をしたわけでございますけれども、こ

れは七城地区の方々の安全、利便性、経済性、観光、開発等に必要な事業であるがための要望書提出が、先ほど市長がおっしゃいましたようになされております。菰入橋のかけかえ道路の取り組みだろうとは思いますが、それなのか、あえて質問したいと思います。不均衡是正のためにも、七城地区にとって必要不可欠な大事業と認識しておりますけれども、いかがですか。ご答弁をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 七城地区の社会資本整備交付金事業に取り組むといったことの対象となる事案でございますけれども、今、ご確認がありましたように、菰入橋のかけかえを主体とする周辺の整備にかかわる事業でございます。今おっしゃったように、まず、歩行者の安全性の確保、それから交通アクセスの向上ということにつながる効果が非常に大きいと考えております。

また、私が考えております「安心・安全の癒しの里」を実現する手段として、河川堤防や道路沿線に桜を植樹するさくらの里プロジェクトとも大きなつながりが出てきますし、一帯の素材を生かしてフットパスのコースにもかなってくると。そういった意味で、交通安全性のみならず観光面などのいわゆる経済活性化につながるものと、大変期待できる内容ではないかと思っておりますので、ぜひ実現に向けて頑張っていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） ありがとうございます。あの地域は、経済、利便性、交通安全といろいろありますけれども、温泉ドーム、リバーサイドパークとつなぐ堤防もでございます。本当にさくらの里、癒やしの空間として、最高のフットパス等も含めまして、そういった環境が整うものだと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

続きまして、農業振興について質問をいたします。

合併して10年目を迎えているわけでございます。しかしながら、今までの9年間、本市の農家の方々は、農業振興に対する市の施策は厳しいようでございますけれども、ほとんどないに等しいと言っておられます。また、よく考えてみれば、目玉は何だったんだろうと考えさせられます。そこで質問ですけれども、今の農業振興施策を述べていただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○**経済部長（平野國臣君）** おはようございます。坂井議員のご質問にお答えします。

本市の農業振興につきましては、総合計画後期基本計画に掲げております主要施策である特性を活かした魅力ある農林業の振興及び計画的な土地利用の推進の実現に向け、その主要施策ごとにさまざまな施策を設定し、推進をいたしておるところでございます。

T P P 参加問題を初め、農業を取り巻く厳しい状況が続く中、本市における農業振興施策といたしましては、農家所得の向上を図ることが最重要課題であることを踏まえ、農産物消費拡大事業や経営安定対策事業、並びに農地・水保全管理支払事業、中山間地域等直接支払制度事業、家畜導入事業などを初め、農林畜産関係のさまざまな事業に取り組んでいるところであります。また、新たな流通の取り組みとしましては、インターネットショップの開設や安全・安心な農産物の他市町村との差別化や販路拡大を図るための菊池基準の制定にも取り組んでいるところでございます。

いずれの事業にいたしましても、本市の特産品が高く評価され、生産者が豊かに暮らせるまちを目指し、今後とも県やJ Aを初めとする農業団体と連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○**議長（山瀬義也君）** 坂井正次君。

[登壇]

○**20番（坂井正次君）** いろいろ述べていただきましたけれども、やはり物産館とか農協あたりと連携した施策がちょっと乏しかったんじゃないかなと私は思いますけれども、江頭市長は菊池基準でのインターネットショップ開設による農業振興を図ると言っておられます。これは、10年先を見据えた大きな目玉だと、私は大変期待をしているところでございます。

しかしながら、それをつくり出すと言いますか、施設、設備、メロンドームの場合はメロンを販売するに当たって、メロンドームの耐久ハウスをハウスリースでつくりました。そのように、市長が全国に打って出たとき、それをつくり出すような施設も同時に考えなければならないと私は思っております。

そんな中、強い農業づくり交付金という国からの5割補助の補助金が出ましたけれども、園芸作物の安定供給体制の確保、園芸産地の収益力の向上という目標を掲げ、農水省から244億円出ていますが、地元の代議員も積極的に協力をされていると聞いております。市の取り組みはどのようになっていますか、質問いたします。

○**議長（山瀬義也君）** 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

強い農業づくり交付金事業につきましては、農畜産物の高品質、高付加価値化、低コスト化及び食品流通の合理化等、地域における生産から流通、消費までの取り組みを総合的に推進することを目的として、産地の競争力強化のための共同利用施設整備に対し、事業費の2分の1以内の額が国から支援される補助事業でございます。事業実施主体は、都道府県、市町村、農協や土地改良区、その他農業者が組織する団体となっております。

現在、来年度の事業実施希望調査につきまして、実施主体として想定されますJA菊池や熊本県畜産農業協同組合中央支所及び各総合支所の産業建設課等に対して事業要望の照会を行い、申請の有無を確認しているところでございます。

また、事前に相談やご要望が上がっている農業者で組織された団体等があれば、直接、事業要望等について聞き取り調査などを行うことにいたしております。また、申請される団体等につきましては、申請や事業実施、実績報告など各段階におきましても、手続や連絡調整などについて指導や支援に当たっているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） そのような通知とか指導をされていると思います。ただ、私は、JAとかいろいろな組合と一緒に取り組むのが大事だと思います。初日に中山議員も国の補助をもっと積極的に獲得、活用すべきとの意見がございました。同感でございます。補助金には、市の支出はありません。100%融資、つまり借入れと比べまして、50%、70%の補助では経営的には大きな差が出てきます。

先ほども言いましたように私は養豚業をやっていますが、私の農場規模まで土地や施設を整えるならば6億円ぐらい必要でしょう。今まで借入れと返済を繰り返してやってきましたけれども、これを全額借入金にするか、また50%なり70%の補助を受けるかというのは、経営において大きな差であります。経営の競争力の差が出てきます。せっかくなら補助事業でやったほうが断然有利であります。また、補助金を使うことで、特産品、銘柄づくりができれば、なお有効であります。

これは、熊日新聞ですけれども、「経済対策で大盤振る舞い」と。「高すぎ。9割補助」。八代でハウスリースに9割補助の補助金が出たと。国が5割、県が4割。これは問題になっております。ここだけに余り補助金を高く出し過ぎたと。しかし、9割補助を獲得した八代市は立派だと私は思っております。やはり補助金を獲得す

るには、以前から農協なりそういった組織、第三セクターいろいろなところと協議をして、資料をつくって準備しておかなければ、いざというときには間に合いません。こういった有利な補助が出たときにはさっと取り組めるように、八代市は準備していたのではないかと、私はそのように思います。この9割補助のハウスリースについて、市長はどのようにお考えですか。お伺いをいたします。執行部でも、部長でも。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再々質問にお答えいたします。

平成25年度に、JAやつしろにおいて取り組まれました農業用ハウス等への9割補助の仕組みにつきましては、当初、県では、国の強い農業づくり交付金により5割助成となっておりますが、その後、国からの緊急経済対策として、地域の元気臨時交付金が打ち出されたことによりまして、さらに県の4割の補助率を上乗せされたものでございます。

今、坂井議員からご紹介がありましたように、この件につきましては、農家の方や大学の教授などの声も含めて、平成25年9月19日に熊日新聞で報道がなされたところでございます。

個人的な考えでございますが、こうした単年度に限った上乗せ補助につきましては、事業に取り組みおる事業主体に対しての平等性とか均衡性に少し問題があったので、こういった報道がなされたということで認識をいたしております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） 部長、すみません。ちょっと質問し忘れていたところもございます。今のご答弁で、不均衡というようなことを批判するよりも、市としては、そういった補助金をいかに獲得して農家の方に利用してもらおうかということを真剣に考えていただきたいと思っておりますね。

ちょっと言い忘れたところも言いますけれども、この答弁は結構です。農家の方々が八代とか熊本から長洲に通っている湾岸道路を通ってみますと、耐久ハウスが整然と並びすごかったと。そのハウスリースのおかげで、八代は日本一のトマトの産地になりましたし、横島町は有名なイチゴの産地でもございます。

しかしながら、こういったハウスリースを農家が考え、補助金を受ける場合、農家単独では補助金は受けられない状況で、対象となる受け皿、先ほどもおっしゃいましたように、組合、法人、組織、団体、いろいろあると思っておりますけれども、受け

皿が必要でございます。受け皿として、農協なり物産館なりが窓口が必要で、特に、農協がそういった連携をするには一番最適だと思いますけれども、そのことについてどのようにお考えですか。また、ほかに利用しやすい窓口とかがあったら教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 質問にお答えします。

強い農業づくり交付金を初め、農業関係のさまざまな補助事業には、各事業の要綱の中におきまして、J Aや第三セクター以外にも市町村や農業団体、農業法人組織、農業者で組織する団体、民間団体、また農家個人であるなど、その事業により事業実施主体が定められておりますので、事業の要綱に沿った申請となるよう指導、支援を行っていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） 合併前の七城の事例を申しますと、町ですとか農協、そして第三セクターのメロンドームがハウスリースの窓口になっていたと思います。また、そういうやり方が、農家も非常に参加しやすいわけですね。農業振興特産品づくりのための補助金獲得は、先ほどから言っておりますけれども、農協、また物産館との連携が必要だと私は思っております。

先日、J A菊池の執行部の方とお話をしました。合併して9年、今までは市との連携という連携は余りとれていないのではないかとということをおっしゃっていました。産地づくり、銘柄づくりを進めるためにも、そのための補助金獲得をするためにも、市との協議、連携は今後、大いに必要であり、お願いしたいとこのことでもございました。J Aも2市2町が合併して非常に難しい点もあると思いますけれども、農業振興上も、補助金獲得のためにも、J Aとの連携が今後非常に大事だと思います。

そのためにも、これは私の提案でございますけれども、市役所とJ A菊池がお互いに職員を派遣、常駐させ、情報収集、連携を図ることが大事ではないかと思えます。また、物産館で補助金などのハウスリース事業等を受ける場合は、その時期でもいいですから、物産館へ事務処理とか、市の職員の派遣等の連携が必要だと思いますがいかがですか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） J A、物産館ほかとの連携の必要性についてのご質問でございます。

農業の振興を図る上におきまして、J Aさん、あるいはほかの関係機関、物産館等との連携は大変重要であると、私も認識しているところでございます。ご提案のありました派遣という方法も、方法の一つとしてはあるかもしれませんが、私としてはまず、従来との連携を見直して、この連携を強めていきたいと考えているところでございまして、ただいま現在では、職員の派遣については特段考えていないところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） インターネットショップ、これはやはり全農家を対象とはしていないと思います。でも、それが成功して、だんだん輪が広がった場合は、やはり農協とかそういうところとの連携も必要になってくると、私は思いますね。そういう点で、また、何より市長なり職員の皆さんが一丸となって、J A等と連携し、農家にとって有利な補助金を獲得して、農業振興、特産品づくりの一翼を担う気概が必要であると思います。また、農家は強く求めておられると思いますが、その点に対してご答弁をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 菊池の農業を強くするという事は、市役所だけでできるものというのはもうございませんので、J Aさん、それから関係機関、物産館さん、それから生産者の方々、ここの連携をよく図って、力を一つにしていくということが一番大事だと思いますので、それに向けて全力を尽くしてやっていく所存です。そして、その過程で、例えば国の補助金等については、本当にチャンスがあるわけですから、積極的にそこを取りにいくような姿勢で臨みたいと考えています。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） そういう気概で、また霞が関にも農水省にも行って、そういう情報を入れながら、有利な補助金獲得をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、県道の整備について質問いたします。県道186号辛川鹿本線について質問いたします。

県道辛川鹿本線は菊陽町辛川から合志市、そして泗水町、七城町を通り、山鹿市

鹿本町、来民まで通じる通勤、通学、産業、生活の基幹道路として、七城町南地区を縦断する最重要路線であります。しかし、路幅の狭いところもあり、安全上も利便上もバイパス道路が必要ということで、バイパス道路の計画路線もその地域の協議で決まり、15年くらいも進まぬままでございます。特に、児童の通学上、非常に危険ですので、幾度となく質問してきましたが、市長の今回の施政方針で、辛川鹿本線の整備を県に要望してまいりますと非常にありがたい言葉がございました。どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 議員ご質問の県道辛川鹿本線の現在の取り組み状況と計画等についてお答えいたします。

県道辛川鹿本線につきましては、県の管理道路でございますので、菊池地域振興局土木部にお尋ねしたところ、現在、山鹿市から七城町上橋田区の手前までの拡幅工事が完了しておりますが、上橋田区から内島区までのバイパス予定区間は未整備の状態でございます。そのバイパス予定区間の調整には長い時間を要するため、平成23年度には現道の一部を拡幅して離合箇所を設けるなど、集落内の道路交通につきましては、安全性の向上を図っているとのことでございます。

今後は、県道熊本菊鹿線やふるさと農道等の周辺道路が新たに整備されるなど、当初の計画時から大きな状況の変化も発生していることとございます。そのことを受けまして、交通の流れの変化を確認した上で、バイパス区間の整備のあり方につきまして再調整を図ってまいりたいと伺っているところでございます。

市といたしましては、今後も継続して県に対し要望を行ってまいりますとともに、協力体制を図りながら早期事業着手ができますよう、地元の関係者の皆様のご理解、ご協力をいただきながら推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） もちろん、これは経済の活性化にもつながりますけれども、児童の通学路でもあります。市長がおっしゃいます安心・安全を確保するためにも、早期の着工を市のほうから要望、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、菊池づくりについて質問いたします。市長は、住みやすさ日本一の菊池づくり、経済活性化の仕組みづくり、そのようなことを述べておられますけれども、私はあえて産業振興のための日本一菊池づくりについて質問いたします。

施政方針で、市長は菊池溪谷や温泉等の自然、またおいしい水と農産物等、一流

の素材がそろっていると言っておられますけれども、日本でも上位に位置する観光地、また菊池の物産など何があると思われませんか。お示してください。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 質問にお答えします。

本市最大の観光資源であります菊池溪谷は東の奥入瀬、西の菊池溪谷とも称され、昨年5月発刊の週刊誌では「著名人10人が選んだ日本の絶景」の中で、一番最初のページで紹介をされております。また、台座を入れた騎馬像としては日本一の高さを誇る武光公騎馬像や、複合ダムとしては日本最大級で2,000メートル級のポートコースを有する竜門ダム等があります。

さらに、旭志地域のホテルにつきましては、二鹿来川や渡瀬川において、昭和61年にゲンジボタルが大量発生したということから、日本一のホテルの里として専門家から称され、看板等も設置されているところでございます。

次に、農林畜産物としましては、特に畜産業におきましては、西日本有数の出荷額を誇っておりまして、全国でも7位にランクづけをされております。また、菊池米や水田ゴボウ、かすみ草、干しシイタケといった多様な農林畜産物が全国に出荷されており、高い評価を得ているところでございます。なかでも、七城の米は日本穀物検定協会の食味ランキングにおきまして、2008年、平成20年ですが、から6年連続、通算8度目となる最高評価の特Aを獲得しているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） ありがとうございます。私が知らないことも多々ありました。騎馬像も日本一、そして、またダムもいろいろな中で日本一と。そして、旭志のホテルも日本一と。日本一ならば、これは表に出して発信すべきとも思います。

2番目の質問ですけれども、日本一の山は富士山、第2位の山はご存じでしょうか。日本一長い川は信濃川、2番目の川はご存じでしょうか。日本一の湖は琵琶湖です。第2位はご存じでしょうか。そのように、日本一と日本2位、3位では雲泥の差がございます。全然インパクトが違うと思いますが、執行部としては、どのようにお考えですか。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

日本一の概念につきましては、量や質、大きさ、高さ、精度などの、さまざまな

考え方や比較のもとに決定されるものではないかと考えております。いずれの基準におきましても、日本一の価値というものは、他の追随を許さない最高のものであると考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） 簡単に答えられましたけれども、私が言いたいのは、例えば日本の2位、3位の溪谷と、日本一の溪谷となれば、それはもうインパクトが違うんですね。わー、日本一なんだと。日本一のタワーはスカイツリーですよ。やはり日本一になったらインパクトが違います。

そういう意味で、日本一に最も近い菊池では、日本一もちょっとありましたけれども、菊池溪谷ですね。散策したい溪谷のランキング2位です。そしてまた、新潟の魚沼こしひかり、山形庄内のひとめぼれに肩を並べる七城のひのひかり。3銘柄、日本航空で取り上げられていました。その他、菊池の水田ごぼうもいいところにおいておると思いますけれども、日本一に近いものに、せっかくなら力を入れて、日本一にしたらインパクトが違いますし、相乗効果も抜群に出ると思います。そういった上位のものを日本一に引っ張り上げるという考えはございませんか。

また、あと一つ、ついでに質問しますけれども、日本一に最も近い菊池溪谷、菊池の宝であります。10年前、5年前、昨年の来訪者の推移をお示してください。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再々質問にお答えします。

本市が持つ観光資源、農産物、グルメなどのさまざまな魅力を発信することにより、誘客数の増加や認知度向上につながるものと考えております。

その一つの取り組みとしまして、平成25年度に観光動画の commercials を製作し、福岡県内2カ所の映画館におきまして、本編映画の上映前に30秒の commercials を29日間、延べ273回放映し、夏休み期間中ということもあり、多くのファミリー層への宣伝効果があったものと考えております。

また、県北の近隣自治体が連携し、県北エリアの魅力を発信する事業として、福岡をターゲットに温泉や溪谷、メロンなどの特産品を紹介する動画をテレビや博多駅前のシティービジョンで放映することで、メディアを使った情報発信にも努めているところでございます。

こうした取り組みが、菊池観光協会のホームページへのアクセス件数に効果としてあらわれ、宿泊者数のふえる10月から12月までの期間におきまして、平成2

4年度の3万4,802件と比較し、平成25年は5万2,654件と、約1万6,000件の増加につながっております。

次に、菊池渓谷への入谷者数につきましては、10年前の平成15年は35万人、平成20年は33万3,854人、平成22年は34万2,182人、豪雨災害がありました平成24年は24万7,808人で、平成25年は27万4,471人となっております。

また、昨年においてNHKほか民放テレビの中継で菊池渓谷が全国に放映されたこともあり、九州外からの問い合わせが多く寄せられているところであります。今後とも、こうしたメディアを活用し、本市の持つ魅力を積極的に発信し、誘客に努めてまいりたいと考えております。

また、農畜産物の取り組みにつきましては、本年度、米生産農家が自分自身の米の食味評価を認知し、良質な米づくりに向けた意識高揚につなげるため、菊池米食味コンクールを開催いたしております。平成28年には、全国の米生産農家の約4,000検体の米食味評価を競い合う、第18回米・食味分析鑑定コンクール国際大会が本市において開催されることが決定されておりますので、米どころ菊池市を全国にPRできる絶好の機会であるとともに生産者の生産意欲につながるものと捉えております。

また、本市独自の安全・安心な農産物栽培の取り組みであります菊池基準制度を確立することで、他の市町村との差別化や農産物の付加価値を高めることにより、本市農産物を全国に向け発信し、販路拡大につなげてまいりたいと考えております。

なお、引き続き、農産物消費拡大事業に取り組みながら、本市が誇れる農産物のPRと消費拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） 全国食味コンクールはすごくインパクトがあると思いますけれども、成功するようにぜひ頑張ってくださいと思います。

菊池渓谷、七城米、菊池水田ごぼう等は、数少ない菊池の宝であると、私は思っております。宝の持ち腐れにならぬように、せっかくなら2、3、4位でなく、もっと力を入れて、難しゅうございますけれども、日本一に持っていくことも大事であると思いますが、いかがですか。

最後になりますが、日本第2位の菊池渓谷を取り上げてみます。先ほど、部長が述べられました菊池渓谷の来訪者の推移ですが、私に言わせれば年々減少しているのではないかと思います。どうにかせねばならないと思います。この点で、前回の

定例会で菊池溪谷のことを質問しましたがけれども、時間がございませんでした。続きでちょっとやってみたいと思います。

菊池溪谷にトロッコ列車をというアイデアでございます。そんな中で比較しますけれども、九重町の九重のつり橋というのをそのとき、例に出してみましたね。平成22年に何も無い山間の谷間に、20億の大金を投じて実行に移された。完成後、4年たった時点で実に600万人の方が訪れ、1年間で150万、目標は30万だったので、5倍の入場者だったそうです。一人が500円の入場料で、4年間で600万を掛けますと、30億の収入だったそうです。30億の売り上げから20億の元手を引きますと、町の役場の職員の方が4年間で10億円余ったと言っておられました。その他、食事、土産等をあわせますと、波及効果も絶大だったと思います。

九重町のように、散策したい溪谷、日本第2位の菊池溪谷でございます。先ほど、部長がおっしゃいましたけれども、来訪者も年々減少傾向にあると思います。また、前は、駐車場が足りないと私、質問しましたがけれども、シャトルバスで対応しているという答弁だったと思います。しかし、シャトルバスも、その期間中、また土日限定だったというふうに覚えておりますけれども、私はもったいないと思います。

年間、平日でもにぎわうように、溪谷の峰の隣にもともと材木を運ぶトロッコ列車があったことでもございますし、溪谷の貯木場跡地、いこいの里、水の駅へとつながり、また民間とタイアップしてでも山の自然溪谷、また山の料理、山の遊びとかいろいろなことを一つのテーマとして、湧水の溪谷へ自然を満喫するトロッコ列車と銘打って、テーマパークなどをつくったら非常におもしろいのではないかという提案をしました。

熊日新聞を見ていましたところ、何日前だったかはちょっと覚えていませんけれども、大阪のテーマパーク、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンの会社が本格的に九州にテーマパークをつくと発表しました。これは、ちょっと規模が大き過ぎるかもしれませんが、チャレンジする気持ちはございませんか。それが無理でも、市として少しでも観光客がふえるように、近くに大きな駐車場をつくる、また離れている上の大駐車場から谷間を、入山者をリフトで運ぶ、また先ほど言った元あった材木トロッコ列車を観光トロッコ列車で復活させる等、菊池の宝の溪谷を、前向きに努力して観光客を呼び込み、日本一の菊池溪谷を目指してみてもどうでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまのご質問は、菊池溪谷を日本一にしてはどうかという

ご提言であったと理解します。

先ほど一つの例として、最近の新聞でのU S Jの動きをご案内されたところがございますが、U S Jの件は、あくまでそういう例があるとして言われたこととは承知しておりますけれども、例えば、ディズニーランドもそうですけれども、大型の集客型の娯楽施設でございますので、比較的大都市圏を後背地に持った交通至便の地を恐らく狙っていくんだらうなと思うわけですが、菊池の場合は、自然を売りにしていこうということでございますので、菊池らしい試みというのを考えていきたいとは思っております。自然や山間地を生かしたアウトドア型と言いましょうか、アドベンチャー型と言いましょうか、実際に、実はある企業からこうしたアドベンチャー的なコンセプトでのご質問とかアプローチもあつたりはしております。

先ほど来からの日本一とおっしゃっているのは、恐らくご趣旨としては、必ずしも規模のことだけをおっしゃっているわけではなくて、一つのユニークさと言いましょうか、特色出しという趣旨ではないかなと、私としては理解するところでございます。

規模となりますと、日本一の、例えば橋にすれば、長さ1メートルでもまた次のが出てくると、すぐ2位になっちゃうと。そこが自分たちでコントロールできないということになるわけですから。ただ、ご趣旨を酌み取れば、いろいろな工夫が必要だとは思っております。

一方で、私どもは菊池の発展の大もとである自然、あるいは森、水、こういったものを守りながらやっていかなきゃいけませんので、例えて言うなら、菊池溪谷というものを規模とかではなくて癒やし度日本一というような質をきわめていくようなことは可能ではないか。そういう夢のあるものを追い求めていきたいなど、きょうのお話を聞いて、決意を新たにしたところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） もう少し質問しようございましたけれども、時間も多分ないと思います。いずれにしても、菊池溪谷に観光客がふえるように、癒やしでも何でも結構でございます。市長、よろしく申し上げます。

私のように、言うはやすく、行うは非常に難しいと思います。江頭市長なら、何かやってくれそうな気がしております。江頭市長の本市の未来を大きく期待いたしまして、私の最後の一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間休憩します。



休憩 午前10時58分

開議 午前11時06分



○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） 17番の隈部でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

定例会の初日から、故東裕人議員の席には、白いカサブランカの花が置かれておりました。当初は花びらが二つでつぼみは一つでしたけれども、きょうは三つともきれいに咲いております。12月定例会では、故東裕人議員の予算書には附せんがいっぱい張られておりました。そして、過去5年間の推移とか、そういうものを円グラフ、棒グラフで示されて、私たちに問題点を説明されておりました。まだ、信じ切れない気持ちでございますが、故東裕人議員のご冥福をお祈りいたしますとともに、彼の遺志を継いで、私たちは菊池市の発展のために頑張らなければならないと改めて思っております。

市長は平成26年度、施政方針の中で、農業と観光を、今後、本市の発展の両輪として「癒しの里 菊池」を目指していく、その中で「日本一の桜の里」「森の中のまち」など、にぎわいをつくり出すための基盤づくりを進めていきたいと言われております。そして、これらのキーワードは三つの「つ」、すなわち「つどう」「つなぐ」「つづける」であると強調されました。その思いは、1歩ずつ確実に前進していると思います。通告に「きらっと輝く菊池について」としましたが、前に発表されました坂井議員が「日本一の菊池」ですので、ちょっと落ちるかなと思いますけれども、私の思いを述べたいと思います。

私が「きらっと輝く」に接したのは、半世紀、50年前です。高校の卒業式、校長先生の訓辞の中で、「君たちは、ただ単なる石ころかもしれんけれども、社会の片隅できらっと輝く人になれ」と言われたことが、非常に印象に残っております。

1番目に、「きらっと輝く菊池について」四点。2番目に農業の活性化について、3番目に菊池の歴史を生かした活性化について二点質問をいたします。

菊池の文化資源総合調査と域学連携事業についての成果と今後の活用についてでございますが、本市は九州大学に3年間委託しまして、菊池文化資源総合調査研究をお願いをいたしました。その成果と、昨年、住民の方々、学生、行政が互いに連携をし、地域の再生に取り組む域学連携地域活力創出モデル事業に取り組みましたけれども、その成果についてお伺いをいたします。

2番目に、菊池市がきらっと輝くためには、そこに住む人たちが輝き、そして地域が輝き、高齢者の方々や障がい者の方々が輝き、子どもたちの一人一人が輝くことが大切であると思います。まず、施政方針に示されました地域おこし、地域づくりプロジェクトについて、何人かの議員さんがお尋ねになりましたが、お伺いをいたします。

3番目に、高齢者や障がいを持つ方々が輝くためにどのように取り組まれるか。私は昨年、高齢者大学に参加をしました。96歳の方もいました。何歳になっても健康で、生き生き仕事やボランティア活動に打ち込むことができ、しかも知識や経験、技能等の持てる力を生かし、生きがいを持って活躍できる仕組みづくりが必要であると思いますけれども、どのように取り組まれるかお聞きします。また、障がい者の方々につきましては、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」が制定をされております。安心して暮らすことができる共生社会づくりが大切であると思いますけれども、本市として共生社会をどのようにつくるかお伺いをいたします。

四点目に、子どもたちが夢のある教育につきまして、どのように取り組まれるか。本市の教育の理念であります文武両道・廉恥礼節の実現に向け、知・徳・体のバランスのとれた子どもたちを育てたいと、家庭、地域との連携を深めながら取り組まれております。最近では、論語を取り入れた教育がなされております。最近、国も県もICTの導入に力を入れているようでございますが、本市におけるICT導入の状況についてお伺いをいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。限部議員のご質問にお答えいたします。

九州大学に委託して3年間実施いたしました文化資源総合調査は、国登録有形文化財4件の指定や、古民家を活用するために建築関係の専門集団、たてもの応援団を結成して建物調査に取り組む体制が整うなど、大きな成果を生み出しました。文化資源概念の啓発を行う講演会は、各方面から講師をお呼びし、14回開催しておりますし、まちづくりに活躍されている方を紹介する、まちづくり道場の開催も17回にも及んでおります。

また、今年度事業実施しました総務省の域学連携事業につきましては、6大学、3高校、九つのまちづくり団体の参加をいただいて、四つのコースを設けて取り組んでおり、フットパスコースの体験会や菊池高校前の古民家である松倉邸の修復と

活用方法の検討、農業分野での有機栽培農業の研修などを開催しています。

参加者につきましては、文化資源総合調査では14回の講演会に延べ約1,000人の参加をいただいております。まちづくり道場にも延べ300人程度参加をいただいております。また、大学生の参加者数は、延べ人数で300人を超えているところでございます。今年度の域学連携事業につきましては、高校生の参加は3校合わせて40人で、大学生は延べ90人参加をいただいたところです。2月16日に七城公民館で開催いたしました域学連携シンポジウムでは130人のご来場をいただき、今年度の活動報告を行うことができました。

次に、地域が輝くための地域づくりプロジェクトの「癒しの里」パートナーシップ事業についてのお尋ねでございますが、新たに市民提案型協働事業を実施するものです。市民ニーズの多様化に伴い、従来行政サービスでは市民満足度の高い行政サービスを行うことが困難となってきましたので、市民団体やNPO法人等が有する課題発見力、解決のアイデア、ひらめきを市行政に反映させ、市民生活の課題解決を図るための手法を導入することにいたしました。新しい公共の考え方に沿った、多様な主体による市民目線での事業推進を図っていくものでございます。1事業は30万円を限度額として、今年度200万円の事業費で実施する予定といたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） 三点目の高齢者や障がいを持つ方々が輝くためにどのように取り組むかについてお答えいたします。

いつまでも健康で元気に暮らしたいという高齢者の願いを実現していくための一つの方法として、高齢者の方々が地域社会の担い手として、これまで培ってこられた能力や経験、技術を生かしていくことができる生活環境を整えることが健康、長寿につながり、生き生きと輝く生活ができるものと思います。そのため、地域における老人クラブ活動の推進や、一人暮らし高齢者への声かけ、話し相手などの友愛訪問活動などボランティア活動の支援、また高齢者が働くことを通じて生きがいを得られ、地域社会の活性化に貢献することができるシルバー人材センターの支援等を行っているものです。

本市の高齢化率は年々高くなっており、それとともに認知症の発症率も増加しております。高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らしていくためには、介護予防事業は重要であり、筋力アップ等の体力低下を防ぐ教室や認知症予防教室などを展開しているところです。

また、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」が、平成24年に熊本県において制定されております。この条例は障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指しているものであります。

本市におきましても、「菊池市身体障がい者相談員設置要綱」を定め、3名の身体障がい者相談員、1名の知的障がい者相談員を配置し、障がいのある人からのさまざまな相談に応じております。また、相談内容に応じ、必要な情報の提供や権利擁護の援助を行う相談支援業務を社会福祉法人に委託しております。今後とも障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、市としても支援してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） おはようございます。教育委員会からは四点目の子どもたちが夢のある教育にどのように取り組むかについて、お答えをさせていただきたいと思っております。

本市におきましては、文武両道・廉恥礼節の教育理念のもとに五つの目指す子ども像を掲げ、知・徳・体のバランスのとれた教育指導に当たっております。議員ご指摘のとおり、子どもたち一人一人が夢を持ち、その夢に向かって努力していく夢のある教育を行うことは、教育委員会としましても大変重要なことであると考えております。

とりわけ、ICT機器を効果的に活用し、わかりやすい授業を展開して、確かな学力の定着を図っていきたいと考えております。そのために、学校教育の重点努力事項の一つに、ICT活用による一人一人の力を伸ばす授業の創造を設定し、重点的に進めているところでございます。ICT活用のかなめとなる本市における電子黒板の整備状況でございますが、小学校では123学級に対しまして94台、設置率76%、中学校では54学級に対しまして30台導入しており、設置率55%となっております。

また、児童生徒用タブレット型パソコンは、本年度二つの小学校と一つの中学校に1学級の人数分程度を導入いたしております。タブレットを導入したある小学校では「児童が生き生きと学び分かる授業の創造」を研究テーマに、ICTを活用した国語科、算数科の授業づくりに取り組み、学力が向上したとの成果が出ております。

今後、この成果を全ての小中学校に広げるため、ICTの効果的な活用方法について教育委員会でも研修会等を実施し、夢のある教育をさらに推進していきたいと

考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

菊池の文化資源総合調査につきましては、ぜひ今後も続けていただきたいと思いますが、どのような方法で継続されるのか、また成果の活用についてお伺いをいたします。

3年間の間に藤原先生を中心として、大学生の方々が菊池を訪れてくださいました。私たちはこの授業の成果、それから大学生の受け入れ態勢、最初はなかなか菊池市になじまない授業だったかもしれませんが、だんだん受け入れ態勢ができてきたのではないかと思います。ただ、やはり課題の共通認識というのは、市民の方々、それから行政、なかなか共有できなかったのではないかと考えております。成果をどう活用されるか、お伺いします。特に、たてもの応援団の皆さん方には、ボランティアで非常に活躍していただきまして、敬意を表したいと思います。

それから、域学連携事業につきましては、短期間の連携事業でありましたので、今後はワークショップを重ねて、課題を持って取り組むことが必要ではないかと思われました。どのような方法で継続され、初年度の成果を生かされるかお伺いをいたします。

2番目の、地域が輝くためのプロジェクトについては、大変いいプロジェクトだと思います。子どもから大人まで地域おこしのワークショップを行い、地域力を高め、市全体に地域ブランドをつくってはどうかと提案します。例えば、1地域1品とか1集落1品運動が必要ではないかと思えます。そのためには、市民と行政、特に行政マンの知恵とノウハウが必要であると思えます。

地域担当制を提案してきましたけれども、地域担当制は上からの目線であって、やはり、みずから行政マンの知恵とノウハウを地域に生かしていただきたいと思えます。例えば99、そしてことし13の菊池遺産が認定をされております。112の菊池遺産の活用、それから、菊池にはすばらしい人材がいっぱいおられます。その方々を登用する場面をつくる。また、そういう方々によって、地域の手づくりのマップによるフットパスやウォークラリーと、市長がかねがね言われておりますように、菊池には宝がいっぱい隠されております。どうこれを活用するか、お伺いをいたします。

3番目の、長寿を楽しむ社会づくりが大切であると思えます。高齢者の居場所と出番の提供が必要だと思えます。高齢者の方々が介護が必要になっても、あるいは

病気になっても安心して暮らせる環境づくりに本市がどう取り組むか、お伺いをいたします。また、障がいを持つ方々の組織であります身体障害者福祉協議会、この方々とお話する機会がございましたけれども、会員の把握がなかなかできない、いい会合や、例えば障がい者の方々に対する協力店とか入浴する温泉とかがあるけれども、なかなか徹底しない。個人的に会って話せば、非常にあー、いいなあと言って賛同されるけれども、そういう会員の方々の把握ができないということがありましたけれども、たしか長崎方式はいいという話を聞きましたけれども、会員の把握はどのように行われているか、個人情報関係で大変だと思いますけれども、状況をお聞かせいただきたいと思います。

4番目のICTについて、本市として今後どう対応するか、お伺いをいたします。反転授業で話し合いを活性化できる、また学びの質の向上が図られるということを今、お話しになりましたけれども、これからタブレット等の情報端末を児童生徒に配付をし、学習活動に利用する動きが全国で広まっております。文科省でも新規事業として情報通信技術を活用した教育振興事業や、先導的教育体制構築事業等の予算化がなされているようでございますが、一人1台時代の可能性についてもお伺いをいたします。経費や指導体制等、環境づくりも大切であると思っておりますけれどもお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 限部議員の再質問にお答えいたします。

九州大学が実施してきました文化資源総合調査につきましては、形式を変えて継続的に取り組むようにしております。登録有形文化財調査は生涯学習課において市全域での候補建物の把握及び調査に努めてまいります。また、文化資源の活用やまちづくり人材の育成などの取り組みも、域学連携事業の中で継続して行うようにしております。

域学連携事業の今後の取り組みにつきましては、今年度整備いたしました松倉邸を「菊池ラボ」と称しまして、大学や高校、まちづくり団体の活動拠点として使用しながら取り組むもので、市の施策に沿ったフットパスコースの整備や運営する人材の育成、大学や地域づくりに取り組んでいる人材のネットワーク化、ICT活用によるまちづくり情報や菊池市の情報発信などを計画しています。

今年度、雪野地区で実施しました集落再生の取り組みは、菊池広報の2月号に掲載しておりますように、新たに熊本県立大学と連携して集落再生に取り組む集落を募集しています。事業が多様化しているため、総務省が実施する「地域おこし協力隊」制度を活用して隊員を雇用し、運営をサポートする体制も整備してまいります。

次に、地域が輝くための取り組みでございますが、市長が常々申していますように、自然や水に恵まれた本市は宝の山でございます。既に、七城米や旭志牛はブランドとして定着しており、竜門のシイタケ204を「黒香」と命名してブランド化する取り組みも始まっています。こうした個別ブランドの取り組みを進めながらも、今後は菊池市全体として地域ブランドイメージを確立し、市内外への発信を続けることが重要だと考えております。

また、農林畜産物などの産品に限らず、菊池遺産に象徴される地域の史跡や名所なども文化資源という形で掘り起こしが進められています。これら文化資源を、菊池地域振興局が作成いたしました菊池一族散策マップや、水源交流館が作成した千畳河原付近を歩くフットパスマップなどでつなげて情報発信していくことで活用を図ってまいりたいと思います。1月には、迫間地区フットパス体験会も開催され、3月23日には孔子公園をスタートするフットパスも計画をされています。既にさまざまな取り組みが始まっており、今後、菊池市全体へ広げ、菊池市が全体として全国に誇れるブランドになるように取り組んでまいりたいと思います。

それと、先ほど議員がおっしゃった112の菊池遺産の活用などにつきましても、昨日、行政の職員の地区担当制というような話で、それは隈部議員の質問に対して、きのう東議員の質問でもお答えしましたけれども、行政区と職員がどのようにかわることができるのか検討を進めるということでお答えしておりますけれども、人材がたくさんいらっしゃるということは、私もいろいろな形でお聞きしておりますし、まだそういう方がたくさんいらっしゃって、なかなか表に出てこれないとお聞きしておりますので、そういう皆さんとどういう形でかわり合ってお話ができ、そういうことをこれからの地域づくりにどう生かしていくかも検討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） 三点目の長寿を楽しむ社会づくりについてお答えいたします。

高齢者の方が要支援・要介護状態になった場合には、必要なサービスが速やかに利用できる介護基盤の整備や介護サービスの質の向上のために、3年ごとに菊池市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、介護福祉施策の指針としております。安心して暮らせる地域の環境づくりのため、介護施設等での介護支援ボランティア、地域における生活支援を行うボランティアなど、元気な高齢者の方々の地域社会への積極的な参加を図ることにより互助的活動が高まり、自立した生活と生

きがいのある人生を送ることができるような施策を推進していく必要があると思っております。菊池市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の基本理念である「すべての高齢者が幸せを実感できる、光あふれる健康のまちづくり」の実現こそが、市民が住みなれた地域で安全で安心した生活ができる環境づくりと考えております。

身体障害者福祉協会への障がい者の情報提供についてですが、長崎県五島市の事例は、身体障害者手帳の受け取り時に、ご本人の障がいに関する相談のために、身体障害者相談員に個人情報の提供をしてよろしいか事前に確認をとり、承諾後、相談員に情報の提供を行っているとのことでした。本市におきましても、手帳取得時に身体障害者福祉協会への会員募集のチラシを配り、ご案内をしておりますが、個人情報保護の観点からも協会に対する個人情報の提供については現在のところ考えておりません。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） 四点目の再質問にお答えをいたします。

平成25年6月14日に閣議決定された、世界最先端IT国家創造宣言では、2020年までには全ての小中学校、高等学校、特別支援学校で教育環境のIT化を実現し、一人1台の情報端末配備の全国的な普及、展開、クラウドを活用した学校・家庭環境の構築を目指すとされております。

また、平成26年度の文部科学省概算要求にも、情報通信技術を活用した新たな学び推進事業が新規に盛り込まれ、ICTの活用は国を挙げての取り組みとなっているところでございます。本市の小中学校におきましても、ICTを効果的に活用していく中で、目当てやまとめをはっきりと意識した授業、子どもたちの興味、関心を高める授業、わかりやすい授業の実践が広がり、学力の向上へと結びついていくものと期待をいたしております。さらに、本市においては、論語の朗唱に取り組んでいるところでございますが、その場面でも電子黒板の機能を有効に活用し、子どもたちが自然と暗唱できるように工夫した取り組みも行われております。

今後は国の動向を見据え、教育環境のIT化に積極的に取り組んでいきたいと考えております。また、議員よりご提案がございましたタブレット導入につきましては、4人から5人で1台を活用するグループ学習が、同時に3学級程度使用可能となるよう、補助金等を活用しながら整備を進めてまいります。

今後の課題といたしましては、家庭学習への活用も視野に入れ、国の目指す一人1台の配備となるよう努めてまいりたいと考えております。教育指導体制につきましても、導入したICT機器がより有効に活用できるよう、教務主任会や研究主任

会等の各種研修会でICT活用研修を進め、きらっと輝く菊池の子どもの育成に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） 再々質問をいたします。

きらっと輝く菊池につきまして、域学連携、それから地域が輝くためには、高齢者や障がい者が輝くためには、それから子どもたちが輝くためには、この四つの視点から質問をいたしました。市長の所信をお伺いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうで総括をさせていただきたいと思っております。

きらっと輝く菊池の中で、四つのポイントがございました。まず、最初に域学連携、それから地域が輝くため、高齢者、障がい者の皆様、それから子どもたちと、四つございますのでちょっと簡単に申し述べます。

まず、最初の域学連携と地域が輝くということは多少連携しておりますので、あわせてお話をさせていただきますが、この地域が輝くという意味合いは、恐らく地域が生き生きとした活性化された状態にあることを指している、私としては解釈しております。地域が輝くというのは、すなわち人が輝いている状態を指しているんだと思っております。これはつまり、住民が主体となって地域おこしが自分たちの手によってなされている、そういう成功した状態を指していると思ひまして、それこそ私たちが今、目指しているものでございます。

それをどうやって獲得していくかということについては、私たちの持っている自然の恵み、それから文化、歴史等の先人からの恵みを生かしていこうというわけでございます。そういう意味での素材はそろっております。また、ここに文化資源調査がもたらした新しい素材というものもそろってまいりました。自信を持ってよいレベルではないかと思っております。あとはもう、三つの「つ」を着実に進めていくということに尽きるのではないかと思います。

今まで、官民一体となってやっていくというところが、まだまだ十分でなかったと思っておりますので、まず集うことで知恵を集めていきたいと思ひますし、つなげるということでは、ここにまさに今回の域学連携で新たなたくさんの方の大学ネットもつながってまいりましたので、都市部の方ともつながって若者、よそ者、こうした新しいネットワークを生かしていけるのではないかと思います。ただ、この域学連携を有効にするには、生かすも殺すも結局私たち次第だと思っております。加えて、3

番目の続けるということ、私たち自身の責務だと思っておりますので、いかに息長く続けていけるかにかかってくるのだと思っている次第です。

それから、3番目の高齢者、障がい者の皆様が輝くためにということで申し上げますと、この「安心・安全の癒しの里」の実現を市民参画で進めていくということが、結局、全ての市民の皆様がわくわくするような、健康で生きがいを持って、幸せに生活できる社会をつくるということにつながると思います。ですから、そのためには、まず市民が本当に自分の問題としてお互いを助け合う、共助の社会をつくり出していくということに加えて、高齢者の方々、あるいは障がいをお持ちの方々にもそれぞれの立場に応じた役割を持って、社会に参画できる世界をつくっていきたい、そのことが生きがいにもつながるだろうし、本当の意味で菊池に生まれてよかったという癒しの里にもつながっていくのかと考えております。

最後に子どもたちに関してですけれども、私が進めております「癒しの里」構想というのは、農業、観光、福祉、教育、いろいろなところに分かれるわけですが、結局、最後は人が命でございまして。人が基本であることは言うまでもありません。ですから、就任後初の所信表明におきまして、この菊池の価値を永続的に高めるためには、教育の振興が必要であるということを申し上げたところでございまして。言葉を変えれば人材育成というのは、私たちの永遠の最重要課題であると言えます。この人材育成の中で、私なりに目指している目標像というのは、自分で考えて行動する知恵と気概とそして郷土愛を持った人間像ということです。こうした姿を追い求めながら、夢を持って挑戦する気持ちを忘れない子どもたちをつくっていきたいと考えているところでございまして。

以上でございまして。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） 2番目の農業の活性化について質問をいたします。

幾人かの議員さんがこれについては質問をされました。稼げる農業について施政方針ではインターネットのショップの開設、ブランド力を高めるため菊池基準を設け、安心・安全というイメージを打ち出し、所得の向上につなげるプロジェクトを立ち上げるということでございましたけれども、何人かの議員さんの質問で、甚だ弱いところがありはしないかと懸念をしておりましたところ、プロジェクトチームの内容は再々にわたりましてご検討されているということで、非常に力強く感じました。今回はその前提となります農業後継者につきまして、3カ年の動向をお尋ねしたいと思っております。また、企業の参入を非常に進めておりますけれども、本市において企業の参入がどのくらいあったのか、また、地域では非常に高齢者が多くなり

まして、担い手不足から農地の集積が課題となっておりますけれども、ことしから始まります農地中間管理機構についてどういうものか、お伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 限部議員の質問にお答えします。

本市における新規農業就業奨励金の交付者数の3カ年の推移につきましては、平成22年度は就農形態別で学卒者が10名、Uターン者が11名で合計21名、平成23年は学卒者が2名、Uターン者が2名で合計4名、平成24年度は学卒者が6名、Uターン者が15名で合計21名となっております。なお、平成25年度につきましては、学卒者が9名、Uターン者が11名で合計20名の新規就農者に対しまして、交付を予定いたしております。

次に、農業への企業参入の動向につきましては、県におきましても企業等への農業への参入を新たな担い手の確保と地域活性化の一環として位置づけられ、総合的な支援を行うことで農業への参入を促進するために相談窓口が設置されているところでございます。

そのような中、農家への企業参入の状況につきましては、平成21年から平成24年度まで、県全体として102社の企業などが参入されており、そのうち本市には1社の参入があつているところでございます。本市としましては、関係部署や県等関係機関と連携し、地域の農業振興が発展するような企業参入の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、農地中間管理機構につきましては、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める農業の担い手の方々への農地利用の集積や集約化を進めるため、本年4月1日に熊本県の中に設置されているところでございます。仕組みとしましては、地域内に分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等を機構が借り受け、農地として管理を行いながら把握している担い手へ貸し付けるという、農地の集積バンクとなっております。

現時点におきましては、詳細は示されておりませんが、機構から一部の事務が市町村へ委託される予定となっておりますので、県と連携をとりながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 限部忠宗君。

[登壇]

○17番（限部忠宗君） 農業後継者については推移をお聞きしましたけれども、奨励金の人数であつて、本来ならもうちょっと多いかもしれませんけれども、こうした

農業者につきまして今後ICTを活用した技術革新が始まると思いますけれども、どう指導されるのかをお伺いをいたします。

また、本市は竜門ダムの水を利用した農業が行われておりますけれども、貴重なこの竜門ダムの水をどのように活用され、今後どのように生かされて指導されるかをお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

担い手の高齢化や減少に加え、農林畜産物の価格低迷などにより、農業を取り巻く厳しい環境の中、ICTなど新しい情報技術を農業分野へ活用していくことは、今後の農業振興を図る上において、農産物の高品質化や低コスト化等につながることから、大変重要なものであると認識をいたしているところでございます。

したがいまして、本市としましてもICTなどの技術に関する情報の把握に努めるとともに、講習会や説明会などの開催やICT技術等の情報があった場合には、農業後継者や認定農業者などに対しまして周知徹底を図りながら、県や専門の技術者、団体等との連携をさらに図ってまいりたいと考えております。

次に、竜門ダムの水を利用した農業につきましては、本市のみならず、玉名平野に至る郡市を越えた広域的な広がりをもっているところでございます。七城地区のうてな地域におきましては、古くから農業用水を雨水に頼り、干ばつを受けやすい状況であったことから、竜門ダムの農業用水を確保され、またパイプラインの整備による畑地かんがい等によりまして、現在はハウスメロンやスイカ、ゴボウ、ネギなど、新たな作物の導入が図られているところでございます。

また、うてな台地、花房台地、合志台地からなる菊池台地の畑作地域におきましても、畑地かんがい施設と区画整理があわせて整備され、安定した農業用水確保による生産性の向上が図られているところでございます。本市としましても、竜門ダムの水が有効に活用され、農業の振興につながるよう、引き続き関係機関や団体と連携をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠臣君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） 再々質問に、市長の農業振興と稼げる農業についての所信を伺うようにしてございましたけれども、今まで熱い思いを各議員さん方に述べられましたので省きたいと思っております。すみません。

3番目の菊池の歴史を生かした本市の活性化について質問をいたします、菊池振

興局主催の菊池武光シンポジウムを初めといたしまして、菊池一族シンポジウムと菊池一族の歴史にスポットを当てた企画が計画をされております。

まず、1番目に菊池一族につきましては、十八外城に気軽に行けるよう整備されないかと質問をいたします。例えば、台城についてお話をしますと、若干12歳の17代の武朝が、九州探題今川了俊率いる軍勢をこの城で迎え撃ったという話が残っております。数万の軍勢を2,000騎で撃破したというのが、水島の戦いでございます。内田川に死体の山ができた、島ができた、江戸時代の読本に書かれております。相手の矢をとって放ったということから「矢取」という地名も残っているところがございます。ここが竹林に遮られまして、菊鹿平野、それから不動岩、内田川のすばらしい景色が見えません。ほかにも、ちょっと手を入れればすばらしい景観になる場所があると思います。ぜひ検証してほしいと思います。

2番目に生涯学習の中で、こういうシンポジウムが一過性のものでなくて、菊池一族にスポットを当てた講座や出前講座を開いてほしいと思います。また、こういう歴史を書いた嶋屋日記とすばらしい古文書が菊池にはございます。また、木下鞆村のようなすばらしい人材も輩出されておまして、こういうことを知らない私たち市民は講座をぜひ開いてほしいと思います。お伺いいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） ただいまの十八外城の整備につきましては、平成26年度から本格的に着手いたします守山城跡、そして菊之城跡を中心とした菊池一族の関連史跡群の国指定に向けた取り組みの中で、仮称ではございますが、菊池市史跡調査検討委員会での審議を経ながら整備、そして活用の両面で具体的な計画を策定してまいりたいと考えております。

先日、その準備として文化庁記念物課の調査官、また熊本大学の大学の先生も来られまして、現地調査、そして今後の取り組みについての協議を行ったところがございます。今後、関連史跡の包括的国指定へ向けまして、年次計画を定めながら、そして計画的に進めてまいりたいと考えております。

今、お話がありました台城につきましては、十八外城の中でも鹿本方面に対して備える大変重要な城でございました。立地は高台にありまして眺望はすばらしく、私も一度お邪魔しまして、確かに竹林が前にありまして見えにくうございました。また周辺には「矢取」という水島の戦いにまつわる地名が現在も残されております。しかし、ここは私有地ですので、市が直接事業を行うことはできませんけれども、さきに述べました包括的国指定への取り組みの中で、十八外城の全体的な整備計画を定めまして、台城につきましても景観等を含めた個別の整備を進めてまいり

たいと考えております。

次に、ふるさとの歴史に関する講座についてでございますが、中央公民館で実施しておりますふるさと歴史講座の受講者数は、平成24年度以前は20名前後で大変少なかったわけですが、25年度になりますと41名の申し込みとなっております。歴史に関する平成25年度の生涯学習出前講座におきましても、本年2月現在で18件延べ420名ほどの参加がっております。

このように、歴史に対する市民の関心が年々高まってきている感じもいたします。26年度の計画としましても、この講座を活用し、案内人育成も含めた講座を講師の先生と協力しながら開催したいと考えております。講座の内容につきましては、本市は多くの歴史的題材を持っておりますので、年度ごと、あるいは半期ごとにテーマを決めるなどして開催してまいりたいと考えております。

今後の本市におけます国指定の取り組み、あるいは歴史を生かしたまちづくりを進めていく中で、やはり市民の関心が一番重要なものとなりますので、一族シンポジウムや歴史講座等を行いながら、意識の啓発にこれからも取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） ありがとうございます。時間がなくなって慌てておりました。申しわけありません。

最後に、市長の歴史を生かした本市の活性化について、所信をお伺いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、もうちょっと時間がありませんので・・・に。

今、教育長が申し上げたとおり、この歴史というものを本当によく使っていきたいと思います。その中で、菊池一族というのは最も重要なんですが、さらに来年度からこの菊池氏の関連史跡を点ではなく面で国指定へ持っていこうという取り組みが本格化してまいりますので、ここの取り組みの中から大変多くの可能性が広がっていくのではないかと思います。ですから、自然の恵みを生かすということと、先ほど申し上げた先人からの恵みを生かすと。これで、今回大変楽しみがふえたと思っています。引き続き、観光への活性化につながる話でもございます。それから、菊池市民の誇りにつながることでございますので、力を入れてやっていきたいと思っています。

○議長（山瀬義也君） 質問時間の60分となりました。発言を中止します。

〔「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、1時10分から開きます。

○

休憩 午後零時07分

開議 午後1時07分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで発言の申し出がっておりますので、これを許します。市長、江頭実君。

○市長（江頭 実君） 午前中の私の最後の答弁の中で、一部表現が不適切なところがあったようです。時間が押しておりまして、大変慌ててしまいまして、申しわけございませんでした。おわびして訂正をさせていただきます。お取り計らいについては議長によりしくお願いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） ただいまの件につきましては後日会議録を調査し、不適切発言等があった場合には善処したいと思います。

一般質問を続けます。

次に、岡崎俊裕君。

[登壇]

○6番（岡崎俊裕君） 議席番号6番、岡崎俊裕でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

まず最初に、故東裕人議員のご冥福をお祈りを申し上げたいと思います。故人とは市職員としての現職時代からおつき合いをさせていただいておりまして、議会に初当選をしたときには勉強会までしていただきまして、議員としての一からのスタートを切るための大切なご指摘をいただいて、今日の私があると思っております。また、レガッタ大会に向けたボートの練習のときには、たび重なる差し入れもいただいて、本当にさまざまな面でご支援をいただいたことに心から感謝を申し上げているところであります。ご冥福を心からお祈りを申し上げまして、質問に入ります。

今回、2項目について、通告をいたしております。一つは新市建設計画と市長の公約について、もう一つは施政方針について、以上二点であります。

初めに、新市建設計画と市長の公約についてお伺いをいたします。新市建設計画は、菊池北部4市町村、旧の菊池市、旧七城町、旧旭志村、旧泗水町が平成17年の3月22日に合併により誕生する前の、平成16年10月に法定協議会として制定されました菊池北部4市町村合併協議会において策定をされております。

合併後は、本計画に沿った新市建設計画事業の推進が図られてきたところであり
ます。また、菊池市の最上位計画であります菊池市総合計画のもととなっているも
のであります。菊池市総合計画は平成17年度から平成26年度までの合併後の1
0カ年を期間とした基本構想と、前期5カ年間の前期基本計画として平成18年
7月に策定をされ、今日まで本計画に基づく新市のまちづくりが進められてきてお
ります。

新菊池市誕生から来る3月22日で9カ年が過ぎようとしています。これま
で、新市建設計画で当初定めた4市町村別の事業計画の進捗は、これまでの議会答
弁からしまして4市町村間でそれぞれ異なっています。このことにつきましては、
先ほど質問をされました坂井正次議員が、たびたび進捗状況についても質問をされ
ておりますので、執行部においてはわかりのことと思います。

さて、市長は今年の平成25年度の施政方針の中で、「菊池市は素晴らしい素材
がたくさんある宝の山です。企業的な経営方法や新しい考え方と発想を盛り込んで、
菊池の自然の恵みを守り自然を生かして穏やかな発展を続けていく、安心・安全の
癒しの里を目標とし、新しい菊池の未来像を描いてまいります」と、所信を述べら
れています。

また、予算編成方針では、「公正公平を基本に緊急性や実効性、効果の高い事業
を優先に、新市建設計画に基づき各種事業に取り組みます」と述べられています。
すなわち、新市建設計画に定める事業を最優先にして取り組むと、私は認識し理解
をしているところであります。先般、合併した地方自治体が新市建設計画で定める
事業に対し、合併特例債の期間が5カ年間延長されました。このことによって、本
市でも新市建設計画に定める事業推進について大変有効となりますし、また新たな
事業も計画可能ではないかと思っています。

そこでお尋ねをしますけれども、一点目には、新市建設計画の意義と位置づけに
ついて、市民の皆さんが、また私が理解できるよう、なるほどと思えるようにわか
りやすく説明、答弁をしてください。

二点目に、新市建設計画各事業の推進と市長が公約として就任時に挙げられまし
た、それぞれ進めていこうとされる各種事業との整合について問題はないかとい
うことをお尋ねをいたします。

三点目、新市建設計画に沿った各事業等への合併特例債の5年延長をどう今後生
かしていけるつもりか、以上三点について、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 岡崎議員のご質問にお答えいたします。

新市建設計画は、市町村の合併について定めた合併特例法に基づき、合併市町村のまちづくりを総合的、効果的に推進するために、合併協議会で策定された合併後10年間の計画でございます。新市の将来ビジョンや政策の方向性を記しており、この計画に記載してある事業について、合併特例債の活用が可能となっております。総合計画は、市の進むべき方向を明確にするための総合的、長期的な計画であり、市政における全ての施策の基本となるもので、市の最重要計画に位置づけられており、策定に当たっては、新市建設計画を尊重したものとなっております。

新市建設計画は、合併後の菊池市の一体的な将来ビジョンや目指すまちづくりの方向性など大まかな指針を示した計画であり、総合計画はその大まかな指針の範囲内で、その策定時の社会情勢や市民ニーズの変化に合わせた具体的な施策の方向を示した計画と位置づけております。

次に、江頭市長が公約に掲げています「安心・安全の癒しの里」の実現については、これまでに事業の調整やソフト面を中心とした事業が進められています。ハード面につきましては、これから事業を進める中で検討することになりますので、新市建設計画の普通建設事業は、総合計画の各施策を具体化した実施計画をローリングする中で対応していく必要があると考えております。ご質問がありました市長公約に掲げる事業につきましては、新市建設計画の第4章「新市の施策」の範囲内で対応が可能であると判断しております。

合併特例債の5年延長に伴う事業の考え方につきましては、合併特例債がその償還に当たり、国の財政支援がある有利な地方債であるため、有効に活用しなければならないと考えております。本市の将来の財政状況を見通したとき、平成27年度から普通交付税の一本算定に向けた段階的な縮減が始まることや、有利な地方債であっても借金はあくまでも借金であるため、今後も厳しい財政運営が続くものと考えております。そのため、事業の実施に当たっては国県補助金を優先的に活用して、市の実質負担を極力抑えながら、必要性、緊急性を重視して取り組む必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○6番（岡崎俊裕君） 2回目の質問をいたします。

市長の公約に掲げる事業については対応可能だとお聞きをいたしました。癒しの里構想で、特に、具体的には「森の中のまち」「桜の里」「ホテル王国」、以上3本柱を掲げ進めていくと、平成25年度の施政方針の中で所信を述べられています。実際に今日まで約1年余りにわたって、事業の推進が図られてまいりました。例え

ば、一つには「日本一の桜の里」づくりを推進する取り組みでは、菊池さくら千年プロジェクト実行委員会が、先般1月17日に発足をしています。去る2月11日、火曜日の建国記念日には、菊池市泗水浄化センターにおいて、菊池さくら千年プロジェクト実行委員会の設立記念と、合志川流域水と緑、命を守る会発足20周年記念の合同植樹祭が実施をされています。また、2月22日には七城町の小野崎区の年賀塚公園においても桜の記念植樹が実施をされています。

二つ目には、1月26日でしたか、日曜日に、これも3本柱の一つであります「森の中のまち」を推進する取り組みとして、さきに中原議員の質問では、キックオフコンサートと答弁されております記念コンサートが開催をされました。その開催場所は、国の重要無形民俗文化財に指定されております御松囃子御能の専用舞台として建てられたもので、熊本県の指定文化財、菊池松囃子能場の能舞台で開催をされています。当然、松囃子能保存会のご協力がなくては開催できない事業であろうと思います。いずれの事業も市長の公約に掲げられた「癒しの里」づくりに沿った催しで、市民と一体となった大変すばらしい取り組みだと、私は思っているところでもあります。

そこで、これらの取り組みについてお尋ねしますけれども、先ほど新市建設計画との対応は可能だということでありまして、新市建設計画との整合が図れているということでもありますけれども、これらの事業については4市町村の事業枠ではどこの事業に当てはまるのか、お示しをいただきたいと思います。

先般、25年12月19日、議会審議会が開催をされましたときに、新市建設計画の変更についてのご説明があっておりますけれども、今定例会に新市建設計画の変更議案が上程をされています。その変更事項、内容、目的等について、お示しをいただきたいと思います。

また、社会資本整備計画、都市再生整備計画で計画がされています菊池中心市街地地区、事業名は地方都市リノベーション事業、この事業計画等についてもお示しをさせていただきたいと思います。

以上、2回目の質問とします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

市長の観光戦略「安心・安全の癒しの里」構築プロジェクトの柱である「森の中のまち」「桜の里」「ホテル王国」の三つについて、新市建設計画との整合性は図られているのかとのお質問でございますが、まず「森の中のまち」については、新市建設計画の「さまざまな資源を活用した観光の振興」が対応しています。次に、

「桜の里」につきましては「美しい景観づくり」。「ホテル王国」につきましては「自然環境の保全・活用」が対応しているところがございます。これらに基づく合併特例債の対象事業については活用が可能となっております。

次に、三つの柱に係る新市建設計画の普通建設事業での取り扱いについてでございますが、これまで調整やソフト面の事業を中心に行っており、これから計画するハード面の事業につきましては、これまでに報告しました普通建設事業一覧表での記載はございません。また、平成26年度における事業区分としては、全市的な取り組みは共通事業とし、地域限定の取り組みについては市町村事業としての取り扱いになると考えております。

次に、新市建設計画の変更事項（内容）についてでございますが、この計画変更は、平成24年6月27日に「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことにより、合併特例債を発行できる期間が延長可能となったため行うものでございます。

本市では、平成24年度までに約92億7,000万円の合併特例債を活用してありますが、合併特例債の発行期限が5年間延長され、利用可能残額の約120億2,000万円の活用が平成31年度まで可能となります。また、今後の社会情勢や財政状況に鑑み、国が合併市町村を財政支援する合併特例債を有効に活用することは、本市の一体的な発展や一体感の醸成をさらに推進するために必要であると考えております。

今回の計画期間の変更に伴い、将来人口、世帯数、就業人口の推移といった主要指標の見通し及び財政計画の期間等の変更を行っております。その他の部分につきましては、主要指標の見通しの変更後も人口減少などの課題に大きな変化はありませんので、基本的な方針や施策の変更は行っておりません。なお、財政計画の推計につきましては、平成25年度実施の市町村行政体制強化支援事業における県とのワークショップの意見を参考に推計をいたしております。

次に、社会資本総合整備計画によるリノベーション事業についてでございますが、この事業は国の平成24年度の経済対策を伴う補正予算において、都市再生整備計画事業が拡充される中で、地方都市リノベーション事業として創設された事業でございます。このリノベーション事業では、新たに病院や学校、図書館などを基幹事業として交付対象とすることができ、また交付率は50%と通常为社会資本総合整備交付金の都市再生整備事業よりも10%交付率が拡充されることとなります。

しかしながら、この事業には要件がございまして、まず一点目が、人口集中地区であること、二点目にバス停留所から半径500メートルの範囲内で、そのバス停が1時間当たりピーク時の運行本数が片道3本以上あること、三点目が区域内の道

路、公園、緑地または広場の面積の割合が15%以上あることの、三点全てクリアすることが必要となっております。

菊池中心市街地は、この要件を全てクリアすることができ、これまでの図書館、公民館の建設と市民広場の再整備は、新市建設計画の普通建設事業で計画している事業であり、合併特例債での対応を考えていましたが、国の交付金を受けるためのリノベーション事業を活用することで有利となるものでございます。具体的には、安心・安全癒しの里づくりによる中心市街地のにぎわいの再生を目的として、隈府地区の市街地98ヘクタールを区域とし、期間は平成26年度から平成30年度までの5年間で、全体事業費は26億2,300万円、うち国費が13億1,150万円となる予定でございます。

また、一体的に実施することにより効果を促進する事業として、ソフト事業も補助対象事業となることですので、地区内で行う森の中のまち事業や桜の里事業、水力発電などの自然エネルギー活用事業についても、有利な財源を活用する事業として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○6番（岡崎俊裕君） 再々質問を行います。

今、地方都市リノベーション事業についてのご説明がありまして、40%が50%という大変有利な事業であるということで、旧菊池市の中心市街地に特化した事業ということで進められるということでもありますし、中心市街地というのが都市計画ではD I D地区ということで、中心市街地の人口密集地、または都市的機能が集約された地域に限って採用される地方都市リノベーション事業であると認識をいたしました。中心市街地98ヘクタールあるということで、その中で市長が公約で掲げておられます「森の中のまち」、桜の植樹、そういった事業にも当然有利にこの事業が使えるということでもありますので、なるだけ有利な事業を使って進めていかれることは大変有効なことだろうと思います。

このことにつきましては、当然、新市建設計画の変更も含めてされてきておりますし、現計画については地域審議会で1月の14、15、16でしたか、各審議会でも説明をされていると思っております。この審議会の中では、この変更計画について、またはこのリノベーション事業についても説明をされていると思いますが、その中では、どういった審議会の意見が出されたのかなということをお聞きをしたいと思っております。議会審議会では何らご意見はなかったというようなことを聞いておりますので、そこら辺のことをもう一度お尋ねしたいと存じます。よろしくお

願いたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今のご質問でございますが、リノベーション事業の内容につきましては、特に審議会等の場でも特段の異議は出ておりません。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○6番（岡崎俊裕君） 特段の異議はなかったということですので、十分に執行部としては、それぞれの審議会に出して説明責任を果たしたということで理解をしたいと存じます。それぞれ合併市町村、4市町村ございますけれども、特に今回のような中心市街地、D I D地区ということで特化した事業でございますので、そこら辺のところを大変心配したところでもありますので、何も出なかったということであれば、有利な事業でございますので進めていっていただきたいと思ひますし、今後とも議会、地域審議会、市民が納得されるような説明責任だけは果たしていただきたいと思います。

次に移ります。二点目、施政方針についてであります。一点目につきましては組織の改編についてお尋ねをします。市長は施政方針の中で「第2次菊池市行政改革大綱に定める市民視点の行政サービスの充実、簡素で効率的な行政運営、以上二点の目的に沿って、質の高い行財政改革、行財政運営を目指して推進してまいります」と述べられております。また、国においても行財政改革を強力に進めており、今まで以上の改革を地方自治体にも促す施策が打ち出されており、菊池市もより一層の改革を行うため、第3次行政改革大綱の策定にも取り組むと表明をされているところであります。

そこでお伺いしますが、今定例会に議案第4号、菊池市部課設置条例の一部を改正する条例が上程をされております。改正される内容につきましては、これまでの総務企画部を政策企画部と総務部への改正となっております。この改正によって、市長部局につきましては、これまでの5部制から6部制への組織改編であり、一つ部がふえるということになります。教育委員会事務局と合わせれば、これまでの6部制から7部制となります。市長が施政方針の中で示されております行財政改革、行政のスリム化とは、この点では逆行しているのではないかと私は理解しておりますけれども、この部課設置条例改正を出されておりますけれども、上程されました理由、目的をお聞かせいただければと思っております。

次に二点目です。男女共同参画推進についてでございますけれども、まず初めに、

市長は海外での生活経験が大変豊かでありますので、帰郷されて市長になられておりますし、帰郷後、男女共同参画の社会についての菊池市の現状については、特に海外、米国やヨーロッパの各国との違いも含めてお聞かせを願えればと思っております。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今、岡崎議員から組織改編について、それから男女共同参画に関する海外との比較といったご質問をいただきました。

第一点目でございますけれども、人口の減少ですとか、それから平成27年度から当市の普通交付税が段階的な一本算定に移行するという事で、本市を取り巻く環境は徐々に厳しさを増してきている状況でございます。そのような中で、組織としては、新たな課題に対してサービスの質を維持しながら多様化するニーズに対して特にスピート感を持って対応していかなければならないということで、従来の体制をさらに強化して、これに即応できるような形にしなければいけないと思っております。

そういうことで、今回、政策企画部というものを新設しまして、狙いとしましては、さまざまな情報がいろいろな部署にまたがったり、あるいは場合によってはエアポケットが起きたりということになりがちでございますので、こうした情報を一元化するとともに、関係部局との調整を図りながら政策を進めていくということが、極めてスピートの上でも効果的な政策を生み出す上でも非常に重要だと思っております。そういう機能を果たす上での中心的な部署と位置づけたところでございます。また、ここにさまざまな情報発信機能も置いて、さらに強化をしていきたいと考えております。部は一つふえることにはなりますが、むしろ庁舎全体の業務効率というものは上がってくると、私は信じております。

それから、男女共同参画の推進についてですが、特に、海外との比較でいかがかというご質問のようですが、海外から帰った目で見ますと、菊池市の男女共同参画という観点においては、実情はまだまだという感じが正直なところでございます。特に、普通の家庭生活においても、例えば、日本では後片づけ等は女性がやっておるのがごくごく自然に見受けられる光景ですが、欧米では男性と一緒にやるというのが普通の光景であるということを考えますと、まだ、やはり意識の差が大きいのかなと感じている次第でございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○6番（岡崎俊裕君） 一点目につきましては、総務企画部が政策企画と総務に分かれておりますけれども、当然、部長が1名ふえるということであれば、人件費もその分はね返ってくるということになりますし、市長答弁では将来を見据えた政策立案機能の強化を見据えた機構改革として位置づけているということだろうと思います。このことは、菊池市の将来にとって、大変重要で大事なことでないと認識をいたしておりますけれども、私は組織も大変重要な、大きな要件だと思いますけれども、その組織の前にも政策立案にたけた人材もたくさん市内にはいると、職員にいますし、そういう人を見出し、または育成するのが最も重要ではないかと認識をいたしております。そういう点で、市長、その人材を育成、登用するという点についての思いをもう1回お聞かせ願いたいと存じます。

男女共同参画につきましては、怒留湯議員さんが初日に質問されておまして、重複する部分があるのでお許しを願いたいと思いますけれども、市長、怒留湯議員にもほかの質問の中にもありましたように、菊池市が発行をいたしております機関紙「ともに」のインタビューの中でもお答えをしておられます。「男も女も輝く社会。男女共同参画社会を目指して」と。ヨーロッパは先ほども言われましたけれども、社会の成熟度が進んでいる、男女平等や男女共同参画の考えが自然に生活に溶け込んでいるところから見ると、先ほど言われました日本はまだまだです。そのほかにも、「私の最後の職場では男女共同参画は当たり前になっていました」とも言っております。「この点で菊池はまだまだですね」という思いを述べられているところでもあります。

そこで、本市における男女共同参画社会が進まない理由はどこにあると思われているのか、2回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ご質問が二点でございました。

一点は人材育成に関する私の考え方、それから男女共同参画が進まない理由ということでございます。

まず、人材育成でございますが、先ほど隈部議員にお答えした際に、菊池市を生かしていく根本はやはり人であると申し上げましたが、これはもうどこの組織でも同じだと思います。やはり組織を動かしていくのは人でございますから、私のほうでは、それを少しでも動きやすい環境づくりをしようとしておるわけでございますけれども、その中にいる人がその能力を発揮して初めて、組織として機能していくわけでございますので、人材育成というのを私は大変重要なテーマだと考えております。一方で、それを少しずつでも具体的にやっていかねば、またスローガンだお

れになると思いますので、来年度につきましては、まずとにかく外の風を吸ってもらおうと、外の空気に触れてもらおうということで、まず外部に派遣する職員の数をふやしました。それから、新しい先も今回探してまいりました。26年度につきましては、熊本県の市長会の東京事務所、これは実は輪番でいくと来年度の順番でなかったんですが、あえてお願いして1名の派遣を引き受けていただいた。それから、引き続き熊本県の大坂事務所にも出していきますし、それから県庁との人事交流もふやさせていただきます。また、新しい試みとしましては、熊本大学大学院の政策創造研究教育センターというのがございまして、そこに1名、政策研究という形で派遣することを予定しております。今後も引き続き、そういう研修の機会をふやしていきながら、職員の意識改革を進めるとともに、能力向上を図っていきたいと考えております。

それから、男女共同参画を阻害する要因でございますけれども、先ほど1例申し上げたとおりでございます。特に本市におきましては、必ずしも悪い面ばかりではないわけですが、依然として古いしきたりや慣習というのは比較的まだ残っているのかなと思います。そういう意味では、しきたりや慣習というのは、ヨーロッパのほうが歴史は長いわけでございますけれども、この日本の菊池で、まだそれが残っているということは、先ほどおっしゃった、やはり社会全体の成熟度ということに結局はなってくるのかもしれない。

ただ、そのことを打破するには、やはり私どもの意識改革というのは非常に重要であろうと思います。先ほど、家事、育児、介護などの女性の負担がまだまだ偏っているということが意識の状況をあらわしているのかと考えている次第でございます。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○6番（岡崎俊裕君） 今回は人材育成ということで、東京事務所には隔年で派遣がされておりましたけれども、今回は新たに東京事務所、大阪事務所、県庁とも交流し、熊大にも1名ということで、熊大では政策研究のほうに市長が公約に挙げております。今度、新しい部が政策企画部でございますので、非常に人材を育成する意味では大変重要であると思っております。

3回目の質問にさせていただきますけれども、組織改編につきましては、市長の公約であります「癒しの里 菊池」を目指す取り組みはまだ始まったばかりでございますので、坂井議員と同じですけれども、10年先を見据えて人事を大切にしてもらいたいと思っております。大変優秀な職員が身近にもたくさんいると思ってお

りますけれども、私が知る限り、近年、職員の中で、私はこの人たちはしっかり頑張っているなという職員を考えておりますけれども、一つは菊池では当たり前になっておりますように、べんりカーやあいのりタクシーがありますけれども、今はもう全国区でこのあいのりタクシーやべんりカーが菊池発で活用されているところがあります。熊本市も持っております、近隣の市町村はたいがいべんりカー、あいのりタクシーというのは非常に活用されていると思います。これも一人の職員の発案で出てきとるわけですね。

スタートは平成13年7月に旧菊池市の市長が交通体系の見直しをというようなことが取っかかりだと聞いております。14年にきくちべんりカーというのが市街地で試行運転をされたということで、14年10月から11月の2カ月間試行運転をしたら大変好評であったということから、15年度予算については中山間、山間地域も含めた交通体系をどうするかという、議会からの提案もあったということで、べんりカーの運行予算が平たん部に限るということで、やはりいろいろな意見もあったということでありまして、平成16年2月、3月には、小木地区または迫間地区の一部についてもあいのりタクシーの運行が試験的にされております。16年度には、中山間、山間地域においてもべんりカーの本格運行が開始されておりますし、あいのりタクシーについては、廃止バス路線について運行が路線部分の代替役として、小木や迫間の一部分を16年8月には運行が再開されているということで、べんりカー、あいのりタクシーを職員が提案したことによって、市民の皆さん方の利便性は大変助かった部分があったんじゃないかと思っております。現在は、旧菊池市だけじゃなくて、泗水の西部、東部、旭志の東部あたりにまであいのりタクシーが広まっているという状況にありますし、あいのりタクシー、べんりカーというのは、市民の足として大変に有効に活用されている部分だと思います。平成22年6月には、国土交通大臣表彰を受けているということでありますので、大変な事業の発案があって、今日まで市民の利便性が図られているという例が、これも職員の提案ですけれども。

もう一つは、最近テレビ、新聞等でもありましたように、菊池市の広報が昨年、ことしと続けてグランプリに輝いておりますけれども、このホームページも含めて担当している職員もおりまして、非常に広報誌関係等については県下でもトップでありますし、グランプリを昨年、ことしもとっているということで、非常に優秀な職員が身近にいるということでありますので、こういう人たちを積極的に活用していただくことと、ホームページを通じて世界に通じるフェイスブックあたりにも対応できるようにしているということでありますので、こういう人材をどう生かしていくかが大変だろうと思っております。

現在、担当している人については、以前、マイバッグ運動のキャンペーンソングもつくって、マイバッグの普及に尽力をされた職員の一人でありますし、平成18年には環境大臣賞を受賞されているということでもありますので、こういう政策にたけた人材を見出しながら、そういう人材に匹敵するような人たちをぜひ育てていてもらいたいと思っております。人材を生かすも殺すも、その人を使うか使わないかで決まってくると思いますので、ぜひそこら辺のところをお願いをしたいと思っております。

もう一つ、組織改編ですけれども、市長が組織改編の中で、男女共同参画推進のインタビューの中で、「男女を問わずその個性を生かすことはもちろんですが、女性は特にコミュニケーション能力が高いと思いますので、特にそうした能力が求められる部署での活躍を期待したい」というようなことを答えております。それは「ともに」の中ですけど。このことは、市長は女性登用について積極的に発言をされていると、私は理解をしております。男女共同参画社会、まずはこの市役所が先頭に立って、できれば今回の機構改革とあわせて、女性の登用、特に幹部職に女性登用をする考えはないか、お尋ねをいたします。

以上二点でございます。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 女性の登用ということでのご質問でございます。

繰り返しになりますけれども、男女共同参画の実現に当たっては、よもや男性か女性かということではなくて、性別に捉われずに、あらゆる分野でその個性と能力を発揮できるような仕組みをつくっていく必要があると思います。とりわけ行政組織の中では、女性の視点というのが大変有益だと考えておりまして、例えば子育て等における母としての視点、先ほどおっしゃった交通体系等における生活者としての視点といったものが非常に生かされるでありましょうし、また女性の持っている感性、視点が、特に観光分野等においては大いに発揮されるだろうと考えております。

そういう意味で、積極的にこの市役所内においても女性管理職を登用していきたいと思っておるところでございます。徐々にではありますけれども増加傾向にはあるようですが、まだまだその率は低いと言わざるを得ないと思いますので、そうした状況を踏まえて、市役所のほうでも女性管理職の登用率を向上させていくように努力したいと考えておるところです。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○6番（岡崎俊裕君） ぜひ女性登用については、期待をしております。組織機構において、優秀な職員を育て登用していくということ、そして男女共同参画社会の中では女性の登用を積極的に図っていただきたいと思うわけです。そういう仕組みづくりを今後しっかりとやっていただければと思います。

最後に、市長は市長になられまして、4月で丸1年になられますね。当然、市長選で市長に投票されている過半数以上は女性の方ですよね。女性の方に物すごく人気があると思いますし、市長のことを大変すばらしい人だとよく耳にしますし、ぜひ頑張ってもらいたいと思いますし、女性登用については大変期待をしているところですけども、今回の組織改革において新しい政策企画部長のポストが新たにできておりますので、できれば女性をこの際びしと据えて、男女共同参画社会づくりに菊池市役所が本格的に取り組むんだという姿勢を見せてもらってはどうかかなと私は思っております。

なぜかと言いますと、先ほど言いましたように有権者の半数以上は女性であるし、市長の右腕は、右のほうに座っております副市長が男性でありますし、周りを見てもらえばすぐわかるように、全部男性ばかりですよ。それだけ、男性を登用されておるということでありますので、ぜひ副市長の隣に女性の政策企画部長を据えられるおつもりはないだろうか、非常に期待を持っております。また、女性の視点で政策にかかわっていただければ、もっとすばらしい菊池市が成り立っていくと思いますし、市長の思いが市民の皆さん方に理解され、市民の皆さん方がより市政に対して期待感を持って協力もしますし、そういう意味ではぜひ女性登用をこの際、ご決断いただけないかとお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 人事に関することですが、人事を考える際にはあくまで業務という観点でももちろん見ていくわけでございます。今のお尋ね、特に固有のポストの名前も出ましたが、個別人事については言及をちょっと差し控えさせていただきます。

また、ポストと人材のタイミングといった観点は必ずございますので、こういった点をよく見きわめながら、女性登用というものを積極的に進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○6番（岡崎俊裕君） ぜひ考えていってほしいと思います。

最後に、今定例会を最後に退職をされる、またはこの場を去っていかれるという人が数名おられるということでございますので、菊池市政に心身ともに頑張っていたいただいた退職者の皆さんに、心からご苦勞をねぎらって質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は3月18日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午後2時05分

第 6 号

3 月 1 8 日

平成26年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

平成26年3月18日（火曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 議会改革検討特別委員会の報告
- 第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



追加議事日程（第6号の追加1）

- 第1 議員提出議案第1号 菊池市議会基本条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第2 議員提出議案第2号 菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 議員提出議案第3号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 議案第46号 調停の申立てについて
上程・説明・質疑・討論・採決



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 議会改革検討特別委員会の報告
- 日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 日程第4 議員提出議案第1号 菊池市議会基本条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第5 議員提出議案第2号 菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第6 議員提出議案第3号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第7 議案第46号 調停の申立てについて

出席議員（22名）

1番	荒木崇之君
2番	柁原賢一君
3番	工藤圭一郎君
4番	城典臣君
5番	大賀慶一君
6番	岡崎俊裕君
7番	水上彰澄君
8番	東英俊君
10番	泉田栄一郎君
11番	森清孝君
12番	中原繁君
13番	樋口正博君
14番	中山繁雄君
15番	怒留湯健蓉さん
16番	坂本昭信君
17番	隈部忠宗君
18番	葛原勇次郎君
19番	木下雄二君
20番	坂井正次君
21番	森隆博君
22番	山瀬義也君
23番	境和則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	木村利昭君
総務企画部長	野口祐成君
市民環境部長	下田俊一君
健康福祉部長	宮本誠一君

経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	松 野 浩 一 君
総務企画部統括審議員	西 浦 一 義 君
七城総合支所長	岩 下 利 昭 君
旭志総合支所長	水 上 菊 也 君
泗水総合支所長	松 岡 千 利 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
市長公室長	倉 原 良 則 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 部 長	中 村 鉄 男 君
農業委員会事務局長	松 永 隆 則 君
水 道 局 長	原 和 徳 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君

○

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	宮 川 啓 子 さん
総 務 審 議 員	徳 永 裕 治 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

帽子のほうは脱帽をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） それでは、日程に従いまして、日程第1、去る3月4日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第1号から議案第44号まで、並びに請願第1号の45案件について、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、東英俊君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（東 英俊君） おはようございます。総務文教常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました議案は、条例案9件、予算案2件、議決案1件の12案件でございました。現地調査を踏まえまして4日間にわたり慎重に審議いたしましたので、その審議の経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第3号、菊池市学校教育施設整備基金条例の制定について申し上げます。これは、基金条例を制定する背景といたしまして、昨年、美少年に譲渡されました水源小学校の財産処分に関しては、公立学校施設整備国庫補助金を受けており、学校を処分する場合、通常は残存価格に相当する補助金額を国に返還する必要があるが、文部科学大臣の承認を得て国庫納付額相当分を学校整備を目的とした基金に積み立て、適切に運用すれば、返還金を猶予されることから、今回、制定するものとの説明がありました。

これを受けまして、委員より、今回、平成26年度菊池市一般会計予算書で、605万円を基金積み立てとして予算計上しているが、その根拠はとの質疑に対しまして、執行部より、文部科学大臣の承認は平成25年6月28日に受けており、譲

渡額に係る補助金相当額584万1,326円以上の金額を1年以内に積み立てる必要があるため600万円とし、5万円は利子分として605万円という形で計上しているとの説明がありました。

採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第4号、菊池市部設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、まちづくりにおいて、経済の活性化・効率化・公平公正の仕組みづくりに取り組むため、政策調整機能の強化を図り、担当部、担当課の整備を図る必要があるため、現在の総務企画部を政策企画部と総務部に改める部の事務分掌の見直しを行うものであります。

委員より、政策企画部が筆頭部になっているが、総務部が抱えている業務内容、人事、給与、財政がある中、筆頭は総務部ではないのか。また、行政のスリム化に逆行しているのではないかとの質疑に対しまして、執行部より、各部署の調整を図りながら政策機能を充実させるための新設であり、事務方のトップは総務部と位置づけているとの説明がありました。

現在の課題といたしまして、縦割り意識が強く、調整機能がうまく機能していないための横断的な考えで組織間の意思統一を図る必要があり、それと同時に、政策審議員もそれぞれの部署に配置をすとの説明がありました。

また、江頭市長にも出席をいただき、お考えをお聞きをし、慎重に審議をいたしました。市長の考えとしましては、まず、第1点が情報力の強化と一元化、2点目に情報をリンクさせ、観光・農業の連携を図り、政策立案機能の強化を図る、3点目にスピード感、4点目に全体の管理の仕組みを強化したいとの説明がありました。

別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行により、条例別表の公職選挙法関係の部を改正する必要があるため、また、新たに委員会（再生可能エネルギー活用推進委員会、子ども・子育て会議委員、介護相談員、地域おこし協力隊員）が設置されることから、これらを追加するものであるとの説明がありました。

採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第6号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

国においては平成21年に人事院勧告で、県においては平成24年に人事委員会勧告で自宅に係る住居手当を廃止されており、本市においても自宅に係る住居手当等の廃止と勤務1時間当たりの給与額の見直しを行うものとの説明があり、委員より、改正の理由は何か、また、該当者は何名いるのか、1時間当たりの単価はどうなるのかとの質疑に対しまして、執行部より、今回の改正は、国・県は現在、施行しており、県内14市においても改正済み、または改正予定との回答を受けており、本市としても足並みをそろえたものとの説明がありました。対象者は、持ち家5年未満で36名、持ち家5年以上が約103名であり、1時間当たりの給与額は上がることになり、組合との協議は終了しているとの説明がありました。

採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第13号、菊池市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。共生社会の形成に向けた学校教育法施行令の一部改正に伴い改正を行うもので、総合的な観点から就学先を決定する仕組みが適当とする中央教育審議会分科会の提言を踏まえた改正であるとの説明を受け、委員より、具体的な中身はどのように変わったのかとの質疑に対し、執行部より、障がいのある児童たちに対して早期からの教育支援を行い、一貫した支援体制を整え、適正な就学指導を行うこととするとし、これまでの条文よりも役割を明文化したとの説明がありました。

採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第14号、菊池市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。この議案は、菊池地区の学校給食共同調理場の新設に伴い改正するもので、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定をいたしました。

議案第15号、菊池市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。社会教育法が一部改正されたことに伴い、社会教育委員の委嘱の基準の取り扱いが変更になり、条例の一部を改正する必要があるため、また、そこで今回新たに第18条の第1項に委嘱の基準を設けた形となったとの説明がありました。

採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定をいたしました。

議案第16号、菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。この議案は、菊池市泗水公民館の新築移転に伴って改正するもので、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第17号、菊池市長等の給料の特例に関する条例を廃止する条例の制定について申し上げます。この議案は、平成23年5月に職員の懲戒処分を行った

事を踏まえて、市長、副市長の給与を減額したが、現在は事実上、効力を失っているため、この条例を廃止するものとの説明がありました。

採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第18号、平成25年度菊池市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。今回は、ほとんどが事業実績または執行見込みによる減額補正であり、主なものとしたしましては、第3表、繰越明許費補正の款9教育費、項5社会教育費の市民会館整備事業1億6,474万7,000円についてであります。委員より、昨年6月議会において認めた文化会館の空調設備改修工事であるが、その内容は、現在のボイラー式から電気式に取りかえ、効率的な運用ができるようにしたいとの説明で6月議会で認めておりました。工期は成人式終了後から3月末までで行いたいとの説明がありました。

今回、繰り越しとなった理由は何かとの質疑に対しまして、執行部より、当初の計画は電気式で空調施設整備を計画し、予算化もお願いしたところであったが、その後、電気式でやる場合、外に室外機を置くことになり、そのことによって近隣住民への騒音の問題や室外機等の設置をどこに持っていくのかという問題が生じてきたため、どうしてもボイラー式でやらざるを得なくなった。それらの調査等に要する時間がかかり、それで新年度に繰り越すこととなったとの説明がありました。

また、委員より、昨年の6月議会に上程する時点で、調査はしておかなければいけなかったのではないのか。また、ボイラー式から電気式に取りかえることが可能との確認はされてからの提案ではなかったのかとの質疑に対しまして、執行部より、設備業者のほうからこれくらいで可能であろうと見積もりをつくっていただいてからの提案であった。最大の問題は、電気式でできないとする室外機の騒音の問題を見込んでいなかったことが原因だと考えるとの説明がありました。

また、委員より、今回、設計委託を文化会館開設当初からお世話になった総合設計事務所に随意契約されているが、入札そのものが公平公正にいろいろな人たちに行き渡るところからすると、文化会館の開設以来の設計者に任せるとするのは通用しないのではないのか。また、今回、随意契約ではなくて、きちんとした入札そのものを行って設計業務の委託は決めておけば、内容が二転三転することはなかったのではないのかとの質疑に対しまして、執行部より、入札にするのか、随意契約にするのかは、指名審査会に提案をし、了解をいただいているところであるとの担当課の説明がありました。しかし、指名審査会へは、原課からの提案であることを踏まえれば、原課から随意契約が妥当とする提案があったため、指名審査会として認めたものと考えたとの説明がありました。

また、随意契約の理由としては、配管、電気設備の配線について、当初設計を行

っているため、新たに平面図を作成したり、配管、配線等の調査をする必要がなく、その分、金額的に安くできる。また技術的にも、会館を建てているため、適切な業務を確保することが有利であることをお願いをしたとの説明がありました。

また、委員より、文化会館は33年を経過し、古い建物であるわけだから、メンテナンスも複雑な要因が求められてきていて、根本的に熱源を変えることであれば、いろいろな事が想定されたものと考え。だから、昨年6月議会提案の前にいろいろな想定をもとに専門家をその時点で入れて、これならいけるとする確実な形をつくってから提案が望ましかったと残念に思うがいかがかとの質疑に対しまして、執行部より、文化会館の熱源関係で、非常に最近とまったり、全体に行き渡らなかつたりと、どうにかしなければと急いだ感が多少あるのかもしれない。市民の方々にご迷惑をかけるわけにはいけないということで、早く工事をやろうという意識でやっていった。

この部分に関しましては、当委員会といたしまして、今議案が平成25年度一般会計補正予算である以上、以下2点の付帯意見を付すことによりまして、認めることといたしました。1点目が、実施設計委託については、事務体制を総合的に見直すこと。2点目に、市民の要望が多数寄せられている事から早期に実施をすること。以上の付帯意見を付して、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第29号、平成26年度菊池市一般会計予算について申し上げます。

歳入の主なものとして、地方譲与税、利子割交付金、ゴルフ場利用税、自動車取得税交付金、減収補てん特例交付金、地方交付税は、地方財政計画及び過去の実績に基づき予算計上をした。また、地方消費税交付金については、現行では1%分が地方に交付されており、4月から消費税が8%になった場合、1.7%が地方消費税として交付されることになる。これについては、消費税法第1条第2項の規定により、社会保障政策に要する経費に充てるものとされている。また、地方交付税については、本年79億円を予算計上している、内訳は普通交付税が75億円、特別交付税が4億円を計上しているとの説明がありました。

歳出の主なものとして、委員より、総務費のメディア活用委託料は各課を集約して800万円となっている。財政的に縮小できたのかとの質疑に対しまして、執行部より、これまで商工観光課、ブランド推進課、企画振興課と、それぞれの課にわたり、今までは1,440万円程度かけていた。市長の掲げる癒しの里菊池として市をアピールしたい全体構想があるので、これを一つにまとめて年間計画でいろいろな事業、イベントを広告していきたいとして、1,440万円を800万円にまとめ、事業費の削減効果につながったとの説明がありました。

また、委員より、項1総務管理費、節19負担金補助及び交付金の臨時給付金と

は何かとの質疑に対しまして、執行部より、消費税の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金として国が給付するものである。これは、歳入の款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2総務費国庫補助金1億9,416万8,000円の部分に相当し、給付金が1億7,701万5,000円、事務費が1,715万3,000円、それぞれ100%国の補助となっている。給付対象者は、平成26年度分市町村民（均等割）が課税されない方が対象であり、給付額は、対象者1人につき1万円。年金等の受給者は5,000円を加算する。申請手続は、平成26年1月1日に住民登録がされている市町村。税の申告により、菊池においては、7月以降に確定がされるため、それからの申請書送付になる。口座振り込みが基本となり、通常、給付分として1万4,139人、加算分として7,125人を予定しているとの説明がありました。

別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議案第44号、新市建設計画の変更について申し上げます。東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の施行により、期間が5年間延長になったことにより計画の一部を変更するものであります。

別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定をいたしました。

以上、本委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告をいたします。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長の報告といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、福祉厚生常任委員長、葛原勇次郎君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（葛原勇次郎君） おはようございます。福祉厚生常任委員会委員長報告を行います。

本定例会において福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例4件、予算案件10件でございます。現地調査を踏まえ、4日間、慎重審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

議案第1号、菊池市再生可能エネルギー活用推進委員会設置条例の制定について申し上げます。本案は、本市の豊富な資源を生かした再生可能エネルギー、小水力・バイオマス等の利用に関し、市民団体、事業者、各種団体、行政等が相互理解と連携を図り、調査・検討するため、菊池市再生可能エネルギー活用推進委員会を設置するものとの説明を受けました。

委員より、条例の第2条第2号中の「小水力及びバイオマス等により」とあるが、条例の文言の中に「風力、太陽光」を挿入できないかとの質疑に、執行部より、いろいろな再生可能エネルギーが含まれている。「等」の中に、「風力、太陽光」も含まれる。どういった場合にも対応できるようにしているとの答弁がありました。

委員より、小水力発電で地域活性化に役立つ委員会になってほしいとの質疑に、県の事業で小水力等の調査を計画している。2分の1の補助を受けて行う予定である。具体的に市のどこで小水力ができるかの結果が出てくるとの答弁でありました。

議案第2号、菊池市子ども・子育て会議設置条例の制定について申し上げます。本案は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度に関する事業の策定、進捗管理などについて、保護者を含む、子ども・子育て支援の当事者などの意見を聞くための会議を設置するとの説明を受けました。

委員より、子ども・子育て支援ニーズ調査の結果で、3割の方が満足できないという回答であったとの質疑に、執行部より、本市で安心して子育てができる環境づくりに努めていきたいとの説明でありました。

議案第7号、菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例及び菊池市一般廃棄物固形燃料化処理施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、一般廃棄物処理手数料等の見直しを行うため改正するものとの説明でありました。質疑はありませんでした。

議案第8号、菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例制定について申し上げます。本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものとの説明でありました。特に質疑はありませんでした。

議案第18号、平成25年度菊池市一般会計補正予算（第5号）についてですが、そのほとんどが事業実績、また、見込みによる減額補正であります。

付託分について、その主な質疑について申し上げます。

款8消防費において、公有財産購入費の残額が多くなっているが、計画が変わったのかとの質疑に、当初計画した面積よりも、必要となった面積が少なかったとの説明でありました。

款4衛生費、清掃総務費について、産廃周辺河川等水質検査は年何回実施しているのかとの質疑に、検査項目の15項目の検査を年4回から5回実施しているとの答弁でありました。

同じく、款4衛生費、清掃費負担金補助及び交付金、ごみステーション整備事業補助金について各区に設置してあるごみステーションの補助金の増額を検討してほ

しいとの質疑に、補助金増額については補助要綱もあり、今後、検討したいとの答弁でありました。

次に、款3民生費、高齢者福祉費、工事請負費において、旧老人福祉センターの解体費用と跡地活用はどうなっているのかとの質疑に、解体費用のうち、本体工事1,406万160円及び樹木伐採費用が270万9,000円となっている。また、跡地利用については、高野瀬区より借用の申し出があっているとの説明でありました。

款4衛生費、保健衛生費、予防費において、子宮頸がんの予防接種が一時中止となっているが、本市の副作用の事例はあるのかとの質疑に、副作用については特段あっていない。相談は10件あったとの答弁でありました。

議案第19号、平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第20号、平成25年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第21号平成25年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）ですが、そのほとんどが事業費の確定及び実績見込みによる減額であります。特に質疑はありませんでした。

議案第27号、平成25年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）については、事業費の確定に伴う減額であります。

委員より、つまごめ荘にかかわる随意契約について、全てにおいて入札業者メンバーが同じであることについて問題である。市内のほかの業者を入れるべきであるとの意見がありました。また、開札調書に担当部長の決裁の欄がない。業者選定についても担当部長が知っておくべきとの質疑がありました。

執行部より、効率性、情報の共有化のため内部で検討したいとの答弁でありました。

議案第29号、平成26年度菊池市一般会計予算中、付託分において、その主な質疑について申し上げます。

歳入の款1市税、項1市民税、税収納率について、委員より、徴税課が廃止となったが影響はないか。収納率アップに努力してほしいとの意見がありました。

款8消防費、防災管理費、工事請負費において、防災無線デジタル化整備事業が行われているが、戸別受信機設置の要望が市民より多く、数年をかけて整備ができないかとの質疑に、全戸設置するには多額の費用が要る、この事業が完成してから考えていきたいとの答弁がありました。

款2総務費、戸籍住民基本台帳費、委託料について、委員より、社会保障・税番号制度の仕組みについて質疑があり、国民総背番号制と言われるもので、新しく個人に番号をつけるものである。その作業を市民課が行い、その後、税務、年金、国

保のシステム改修を行う必要があるとの答弁でありました。

款3 民生費、生活保護総務費、委託料、生活困窮者自立支援モデル事業について、委員より、この事業は国からの100%補助事業で、いろいろな面で苦労があると思うが努力してほしいとの質疑に、菊池圏域で、このモデル事業を進めている。平成27年度より必須事業となっているので、全額補助のときから事業を進めている。今後も菊池方式で進めていきたいとの答弁でありました。

款3 民生費、高齢者福祉費、負担金補助及び交付金について、委員より、平成26年度より単位老人クラブ補助金の支払い方法が変わっているが、老人クラブ連合会に加入していなくても、補助金は支払われるのかとの質疑に、連合会に加入していなくても、地域の中で活動していることがはっきりしていて、事業計画や事業報告を行なっている団体には補助金を支給するようにしているとの答弁でありました。

委員より、老連団体に加入を勧めてほしいとの意見がありました。

款3 民生費、児童福祉総務費、報奨費のすくすく子宝祝い金について、委員より、本市は少子化が進んでいる。子育て支援の充実を図る上でも祝金の増額ができないかとの質疑に、現在、多子世帯の保育料も本市独自で軽減している、財政的な状況も勘案しながら検討したいとの答弁でありました。

款4 衛生費、保健衛生総務費において、委員より、泗水総合支所の保健師について、現在1名であるが、ほかの総合支所に比べて人口も多い、負担が大きいのではないかとの質疑に、本庁からも一緒に行って訪問している、市民に迷惑をかけないようにしたいとの答弁がありました。

議案第30号、平成26年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

委員より、国民健康保険事業は市町村で運営するのが厳しい状態になっていて、将来的には県単位で運営すると聞いているがとの質疑に、執行部より、現在は市町村で運営している。県単位の運営ということで国と話し合いをしながら、平成28年度から平成29年度を見て動いているとの答弁でありました。

また、国保財政は破綻寸前となっているのか。その原因は何であるかとの質疑に、統合失調症による精神疾患、糖尿病、腎不全等の長期入院による治療費の割合が多くを占めている。今後、在宅サービスで生活が送られるように事業展開をしていく。また、検診率を上げて高額医療費を抑えるよう努力したいとの答弁がありました。

委員より、国民健康保険の税率を上げることは考えていないかとの質疑に、執行部より、低所得者も多く、納税について厳しい方もおられるので、税率の引き上げは困難と考えるとの答弁でありました。

議案第31号、平成26年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算については、

質疑はありませんでした。

議案第32号、平成26年度菊池市介護保険事業特別会計予算について、委員より、財源不足のため基金を借り入れるのかとの質疑に、執行部より、平成26年度において決算見込みを検討したが、財源不足が予想されるので当初予算に計上したとの答弁でありました。

議案第38号、平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算について申し上げます。

委員より、施設の新築後から管工事の修繕が多いようであるがとの質疑に、執行部より、東館の老朽化により突発的な修繕が多くなっているとの答弁がありました。委員より、小額の工事及び修繕については小規模事業者が発注するようになっているのではないかと質疑に、執行部より、本年度より小規模事業者が発注を行っているとの答弁がありました。

委員より、退職される介護職員の方が多くようであるが、労働条件が厳しいのかとの質疑に、勤務条件に沿って業務を行っていただいているとの答弁でありました。

以上、現地調査を踏まえ、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第1号、議案第2号及び議案第7号、議案第8号及び議案第18号から議案第21号、議案第27号、議案第29号から議案第32号及び議案第38号については、別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

付託されました案件は以上でございます。

市民部4課、健康福祉部4課と2園の歳出予算を合わせますと約129億円であります。一般会計総額の約半分を占めております。職員さん方におかれましては、考え方によってはやりがいのある職場でもあります。今期で退職されます職員さん方々の労をねぎらい、お礼を申し上げたいと思います。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。福祉厚生常任委員長の報告といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、経済建設常任委員長、泉田栄一郎君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（泉田栄一郎君） 皆様、おはようございます。ただいまより経済建設常任委員長の報告をさせていただきます。

経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例4件、予算案14件、議決案件4件、請願1件でございます。現地調査も踏まえ、慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第9号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定

について、消費税及び地方消費税の税率の改定及び光熱水費の高騰に伴う使用料の見直しを行うものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、コインロッカーについては51円を50円ということであったが、他の料金の円単位の分はどうするのかという質疑に対し、執行部より、現在の指定管理者との協議では、1円単位は徴収せずに10円単位で徴収するという進められているとの答弁がありました。

議案第10号、菊池市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について、菊池テクノパークの完成に伴い条例の一部を改正するものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議案第11号、菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、主な変更点は、さくら山公園の新設に伴い条例に追加するものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議案第12号、菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、朝日西団地の公共下水道切りかえによる共益費の改定であるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議案第18号、平成25年度菊池市一般会計補正予算（第5号）、議案第22号、平成25年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第4号）、議案第23号、平成25年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第24号、平成25年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第25号、平成25年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）、議案第26号、平成25年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、議案第28号、平成25年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）ですが、そのほとんどが事業費確定によるものであります。

次に、議案第29号、平成26年度菊池市一般会計予算中、付託分について、その主なものを申し上げます。

農業費の農業振興施設費において、委員より、四つの物産館の指定管理委託料が計上されているが、指定管理が5年と決まって、今後どうしていくのかとの質疑に対し、執行部より、今までも四つの物産館の統合について進めてはどうかという意見が出されているが、市の第二次行政改革大綱の中にも物産館の見直しに統合という形が入っている。今後、第三セクター連絡協議会でも検討していくとの答弁がありました。

ブランド推進費においては、委員より、インターネットショップの今後のスケジュールはとの質疑があり、執行部より、秋をめどに開設したい。6月中にシステム

開発、4月中に運営主体を決めていく必要があり、インターネットショップ専門部会でスケジュールは協議しているとの答弁がありました。

さらに、委員より、イメージだけで終わらないように、出荷者の組織づくりに取り組んでほしいとの要望があり、執行部より、販売体制は見えるが、生産サイドの入荷の仕組みに時間がかかると考えている。ゆくゆくは計画的に生産していく仕組みをつくっていかなければならないとの答弁がありました。

地籍調査費において、委員より、全体の何%終わっていて、あと何年かかるのかとの質疑があり、執行部より、今年度の調査面積を含めて菊池市全体の61%であり、完了年度は平成35年度を目標に事業を進めているとの答弁がありました。

商工費においては、委員より、今後、交付税が削減されていく中、現在の補助金を維持していくのは相当厳しくなる。観光的には空港や豊肥線を考えると、菊池郡の連携を持って取り組んでいくべきで、菊池のPRが足りない。観光協会や商工会に補助金だけ出してもどうにかなる問題ではないとの意見に対し、執行部より、菊池郡市においては、県を中心に観光関係で組織している団体があり、単独ではなく連携して観光PRに取り組んでいるとの答弁がありました。

住宅管理費においては、委員より、市で抱えている住宅は1,200戸だったと思うが、修繕等の維持管理でお金がかかって、ふえてくる中、民間のアパートを利用して家賃を補助するということの検討はしているのかとの質疑があり、執行部より、今後は直接建設するのではなく、民間施設を借り上げることは有効な方法だと考えているが、具体的な計画はないとの答弁がありました。

議案第33号、平成26年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算については、委員より、簡易水道の加入率がよくないので、加入者をふやす方法を考えていくべきとの意見があり、執行部より、経営基盤安定のために加入促進に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第34号、平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計予算については、委員より、管渠の耐用年数はどのくらいで考えているのかとの質疑に対し、執行部より管路の状況を調べる時期に来ている。本管については、50年またはそれ以上と考えているとの答弁がありました。また、委員より、管渠整備は将来的にいつごろから負担が始まるのか、早目に把握していったほうが、先の計画も組みやすいので検討してほしいとの要望がありました。

議案第35号、平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、議案第36号、平成26年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算、議案第37号、平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算、議案第39号、平成26年度菊池市水道事業会計予算については、特に質疑はありませんでした。

また、総括質疑の中で、議案第33号から議案第39号までの上下水道関係予算について、委員より、一般会計からの繰出金が大きく、交付税が減っていく中で今後の特別会計のあり方をどう考えているのかとの質疑があり、執行部より、現状でも厳しい状況で、下水道では料金改正の問題を進めており、維持管理についても事業者と協議をし、また、維持管理費を抑えられる入札の仕方も検討して、早急に改善を行い、料金も平準化した上で、どれだけ特別会計の中でできるかという問題に取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第40号、市の境界変更について及び議案第41号、市の境界変更に伴う財産処分に関する協議については、換地処分において熊本市との間に境界変更が生じたもの。また、それに伴い道路、水路を熊本市の土地とするものとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第42号、市道路線の廃止について及び議案第43号、市道路線の認定について、主なものは、地域交流センター建設に伴い、市道路線の廃止と認定を行うものとの説明がありました。

委員より、道の駅泗水のところは道がつながらないことになるが、市道として認定できるのかとの質疑に対し、執行部より、市道認定基準としては、公道から公道へつながる道路や公道から公共施設へつながる道路であるが、今回、分断したところは土地の利用が変わり、用地買収部分を含めて交流センターの駐車場となるため、このような路線認定となるとの答弁がありました。

また、委員より、5番の道下頭図線は、道路として使用できない部分なので廃止したほうがいいのかとの質疑に、執行部より、この道路は角に個人所有の施設があり、接道がないと、その権利を奪うことになるため、廃止はできないのが現状であるとの答弁がありました。

次に、請願第1号、孔子公園第一物産館（正面門の右側）の活用については、まず、紹介議員から説明を受け、慎重に審査しました。孔子公園第一物産館の長年にわたって空室となっている建物を新歴史民族資料館として活用し、後世に戦争の悲惨さを伝え、平和の尊さを訴える花房飛行場の戦争遺産資料写真の展示、入植開拓団の苦労や地域の発展を先人たちがどうやって築いてきたかを資料により展示することに共鳴した。慎重審議の上、採択をお願いしたいとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、現在、第三セクターに委託されているが、第三セクターとの話し合いはされたのかとの質疑に対し、紹介議員より、指定管理者の有朋の里の社長と会って趣旨を説明したところ、歓迎するとのことであった。展示等の維持管理についてはこのグループの方々にしてもらったほうがよいとのことで、グループの方たちに

も、それで了解を得ているとの答弁がありました。

その後、執行部からも聞き取りを行い、委員より、実際に貸すことは可能なのかとの質疑に対し、執行部より、今回の請願は団体名で提出されているので、団体であれば可能と考えるとの答弁がありました。

委員より、もうすぐ完成の地域交流センターには展示スペースを設ける計画であり、請願の場所は駐車場もなく、電気料やガードマンの負担等の問題もあるので、交流センターを利用するほうがいいのではないかとの意見や、請願の趣旨には、正面門の右側の棟が全く生かされていないので、それを活用して孔子公園を訪問する数をふやしたいということもある。あのまま放置しておいても意味はないので、何らかの形で使わなければならないという意見がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第43号及び請願第1号を除く議案第9号から議案第12号、議案第18号、議案第22号から議案第26号、議案第28号、議案第29号及び議案第33号から議案第37号並びに議案第39号から議案第42号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、討論のあった議案第43号及び異議のあった請願第1号について申し上げます。

議案第43号、市道路線の認定については、5番の道下頭図線は、市道としての道路幅のない状況のままでは認定できないとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、請願第1号、孔子公園第一物産館（正面門の右側）の活用については、討論はありませんでしたが、採決の際、原案のとおり採択することに異議がありましたので、挙手により採決を行った結果、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、経済建設常任委員長の報告を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 以上で委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。
工藤圭一郎君。

[登壇]

○3番（工藤圭一郎君） こんにちは。総務文教常任委員長にお尋ねいたします。

議案第18号、平成25年度菊池市一般会計補正予算（第5号）の市民会館整備事業、1億6,474万7,000円の部分での委員長報告の中で、まず、ボイラー

式と電気式とのコストの比較がなされたのか、1点お尋ねします。

もう1点目、室外機の騒音が問題だったというふうに報告されましたけれど、その室外機の騒音を具体的にどういうお話があったのか、もう少し執行部より説明があったのであれば、お答え願いたいと思います。

3点目、随意契約というふうに報告されましたけれど、その随意契約の理由として先ほど報告があった以外にももう少し詳しく説明があったのであれば、お話を聞きたいと思います。

4点目、付帯意見として、実施設計委託の事務体制を総合的に見直すという委員長の報告でありましたけれど、事務体制を総合的に見直すというのをもう少し具体的に話があったのであれば、お知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、東英俊君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（東 英俊君） 工藤議員の質疑にお答えをしたいと思います。

まず、1点目のボイラー式と電気式とのコスト比較がなされたのかという点でございますが、委員より、この点に関しましては質疑がございました。執行部の答えとしては、相当な差はないということでございます。

それと、2点目でございますが、室外機の騒音が問題とされる、どれほどの違いがあるのかという点でございます。これも委員より質疑がございまして、執行部からは、私の記憶にあるところからすると、60ホーンという騒音を示す数値で、もし室外機をそれ相応の機械の能力に応じた形で市民会館、文化会館の東側に設置をした場合、近隣住民の住宅に対しまして、騒音が問題にならないようにするためには8メートルの塀が必要だと、室外機を囲まなければならないというご説明がございました。

それと、3点目の随意契約について、委員長報告以外に別に理由はなかったのかというところでございますが、委員長報告として、議員の皆様方に全てわかるように説明をしておるところでございますが、これ以外に別段理由はございません。

それと、4点目の付帯意見の事務体制を総合的に見直すとは具体的には何かということ、委員長の報告の中でもご案内をしたとおりでございますが、ちょっと濁した形で、今回、付帯意見という形で出させていただきました。文化会館当初の開設以来の設計に随意契約で頼んだわけでございますけれど、もともと昨年6月議会の補正で実施設計委託が773万円ほどの予算だったと思います。これが随契によって390万円の金額で契約されております。菊池市には、菊池市の会計規則がございまして、随契に関してもあります。50万円未満だったら随契でいいだけ

どというところで、地方自治法施行令第167条の2の7番に、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときは随契でやってもいいというような文言がございまして、恐らくそういった形でやられたのだと思いますが、ただ、やっぱり約33年前の設計事務所がやっているにしても、逆に平面図とか図面はわかっている、近隣住民とか、そういったものまで含めた設計者でなくてはいけないんじゃないかというところからして、できれば、金額的には300万円ほどの違いはあるにしても、こういった二転三転するぐらいであれば、きちんとした形で入札で行っておくことも可能ではないのか、これからはそういったことが必要ではないのかというところも踏まえての意見としております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○3番（工藤圭一郎君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） おはようございます。総務文教委員長にお尋ねいたします。

議案第44号、新市建設計画の変更についてであります。これは東日本の震災によりまして、合併をしました市町村の事業関係に地方債を絡めまして、合併10年というのに5年間の延長ということで、この変更が出されておりますけれども、この第7章の財政計画ということについての審議がなされたのか、なされなかったのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、東英俊君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（東 英俊君） 森議員の質疑にお答えをしたいと思います。

この第7章の財政計画において、審議がなされたのかというところでございますが、審議はしておりません。なされております。なぜかと申しますと、一般質問の終了後に議案の整理をやるということで協議会を委員会として開きました。その中におきまして、各委員さんたちに委員長から議案の熟読、それと議案の整理をきちんとした形でやっておいてくれというところから、恐らく総務文教常任委員さん方々、全てこの議案は熟読されてからの委員会だったというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） 今の委員長の報告の中におきましては、この委員会の前にき

ちんと委員さんが確認をしたということではありますが、この財政計画を出されております交付税の中におきまして、市長も施政方針の中では一本算定になれば19億円は確実に減ると、広報によりまして市民にも議会にもそういった報告が今までなされてきております。今回出されておりますこの議案の交付税の削減額を見ますと、12億5,500万円程度しか削減されていないということでもありますので、その差についての審議は全くなかったのか。それは承知されておられたのかをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、東英俊君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（東 英俊君） 森議員の2回目の質疑にお答えをしたいと思います。

議案説明があった後に、審議はされておられません。要するに、これは私個人的で申しわけございませんけれど、新旧対照表を見ていただければわかるかと思えます。新旧対照表の27ページ、28ページでございますけれど、その第7章の財政計画が変更前と変更後にも前提条件等が若干変わっております。それプラス、新旧対照表の29ページを読みますと、変更前と変更後で、この新市建設計画、要するに合併特例債が5年間延長になったというところからすると、ウの地方交付税で、変更前は普通交付税及び地方特別交付税がありまして、国の財政計画を考慮するとともに、合併特例債にかかわる元利償還額の70%の普通交付税措置分、合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置分というところがございます。だから。

○議長（山瀬義也君） 委員長、経過報告を。そこから突っ込んだことを言えませんから。

○総務文教常任委員長（東 英俊君） はい。一応、そういう形で各議員さん、そこまで熟読されてから審議に臨まれたというふうにお答えしておきます。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） 審議がなかったということで、これで終わります。

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑ありませんか。

中原繁君。

[登壇]

○12番（中原 繁君） 葛原福祉厚生委員長にお尋ねをいたします。

議案第27号です。つまごめ荘の特別養護老人ホームの予算で、先ほどもお話があっておりましたように、地方公共団体が行うあらゆる契約については、複数の業

者を指名して一般競争入札が望ましいと法律でもうたっています。しかし、先ほど総務委員長が話しておりましたように、特別に理由があるとき、もしくは50万円以下ならば認められるということで、やはり貴重な市民の血税を使って事業を行うわけですから、その辺は委員長も十分ご承知かと思います。

そこで、ご報告がありました、つまごめ荘の随意契約について、まず第1点目が事業名。すれ違ふといけませんので、ちょこちょこメモでもしていただきます。それと、事業の予算、事業費ですね、総額幾らだったのか。それと、今回、随意契約を結んだ、結ばねばならなかった理由。随意契約をした理由ですね。それと、随意契約を行った相手業者名、さらには、随意契約の契約金額。以上をまずお示してください。

○議長（山瀬義也君） 福祉厚生常任委員会委員長、葛原勇次郎君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（葛原勇次郎君） 中原議員のほうにお答えいたしますが、見積書ですか。

[「事業名、事業名。何の工事をしたのか」と呼ぶ者あり]

○福祉厚生常任委員長（葛原勇次郎君） 26年度菊池市特別養護老人ホーム設置清掃業務委託料が一覧表には上がってきておりますが、この金額ですか。

[「いや、事業名は何という工事をしたか。それと、その総事業費が幾らだったのか」と呼ぶ者あり]

○福祉厚生常任委員長（葛原勇次郎君） 俺はそっちを見とらん。すみません、ちょっと待ってください。ちょっとごめんなさい。

[「ゆっくりよかです。これは25年度の補正ですけんね。補正予算ですよ」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） ここで暫時休憩いたします。

○

休憩 午前11時10分

開議 午前11時30分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉厚生常任委員長、葛原勇次郎君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（葛原勇次郎君） 緊張しております、意味がよくわかりませんでしたものでしたから。

平成25年度予算に当たり、全入札の資料を取り寄せて、いたしました。見積も

り入札については指名業者に偏りがあったとの指摘があります。また、事業名については、全て入札結果を提出していただいております。随意契約についても、それぞれ条件に合っているかを審査して、合っているとのことでありました。

大体、以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 中原繁君。

[登壇]

○12番（中原 繁君） 何が何か余りはっきりわかりませんが、丁寧なご答弁をありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑はありませんか。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） 福祉厚生常任委員長さんに簡単なことを二、三点、確認させていただきたいと思います。

1点目は、議案第2号の子ども・子育て会議設置条例についてですが、これは、子ども・子育て新制度にかかわる新事業となりますが、この新事業は必須事業として取り込まれることになるのでしょうか。それから、この子ども・子育て会議の役割として、新事業に対する事業計画の策定、進捗管理に対して意見を聞くための会議ということでしたけれども、実際に子育ての支援とかサポートをするという役割は担っていないんですね。その辺の確認を。この支援サポートについては従前の子育ての組織なり何なりが担っていく、そこへ反映させるという会議であるかどうかということ。

それから、2点目は、款4衛生費の子宮頸がんの予防接種についてですが、本市では重篤な後遺症の報告はなかったということで大変いいんですが、全国的には問題になっていますよね。厚労省も検討を加えているようですが、本市としては今後どうするというようなご説明とか、その辺が明らかにされたでしょうか。これをちょっとお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 福祉厚生常任委員長、葛原勇次郎君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（葛原勇次郎君） まだ子育て支援の組織を設置するというだけのことで、ここに書いてありますように、それぞれ、支援会議には学識経験ある者とか、いろいろな方々のメンバーを構成して今からするというような条例というふうに私は説明を受けたつもりでございますが、そのメンバーが必要ということであれば。幼稚園、保育園代表、放課後クラブ、民生委員、社協、PTAという方々がメンバーになって、今から進めていかれるというような説明を受けて、ほかに何も

審議はございませんでした。

それから、子宮頸がんのことでございますけれども、菊池市は慎重にしておいた関係で、余り何事も出ずに、そして今後のことをとということでございますけれども、今後のことについては何も委員会ではしておりません。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） ありがとうございます。大体、どういう方々がかかわっているかとわかりましたが、保護者を含む子育て支援の当事者の意見を聞くということですよ。子育てについては非常に深刻で悩ましい事件もあるわけですが、ここに今までの方々とは別に専門家などが求められていると思うんですけども、例えばソーシャルワーカーといった専門家が予定されているというようなことは、ご確認がなされたでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯議員、委員会の経過の報告でございます。それについての質疑です。

○15番（怒留湯健蓉さん） はい。じゃあ、メンバーについて、専門家が必要であるというご質疑などは、あったでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 福祉厚生常任委員長、葛原勇次郎君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（葛原勇次郎君） そのことについてはありませんでした。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） ありがとうございます。子育て支援のニーズ調査の結果、3割の方が満足でないということであったことに対して、子育てのできる環境づくりに努めていきたいというご答弁だったようですが、このことによって、どのようなところが、どのように改善されていくかのご確認なり、ご質疑はあったでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 福祉厚生常任委員長、葛原勇次郎君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（葛原勇次郎君） 委員のほうでは、その3分の1の賛成というようなことは、反対が3分の1というか、何と言いますか、意見の少ないほうを取り上げるべきであるというような意見がなされたわけでございます、そのほかにどうというようなことはございませんでした。

それと、みゆき保育園の中に病後児保育施設があつて、こういう施設は本当に大事だから、普通の方々に周知徹底をして、大いに頑張ってくれというような意見は、委員会のほうから出ております。これは、報告書に載せませんでしたものでしたから、そういうようなことになろうと思いましたがけれども、このことは委員会におきましても、ぜひ進めてほしい、大事なお母さん方の仕事を奪わないようにということでございましたので、そのことはご報告しておきます。

以上でございます。

○15番（怒留湯健蓉さん） ありがとうございます。終わります。

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第1号から議案第44号まで及び請願1号について、討論を行います。討論はありませんか。

森隆博君。

まずは、原案に反対者のほうの討論であります。

[登壇]

○21番（森 隆博君） 議案第44号について、反対の立場で討論を行います。

新市建設計画の一部変更の中に財政計画という形で示されておりますが、合併特例関係が本年度で終わり、来年度から5年間置いて段階的に削減されるということで本当に厳しい現状を踏まえる中、市長の施政方針の中にも19億円ぐらいは確実に段階的に減らされていくということでもあります。他市の宇城市あたりが2月11日に熊日に掲載してありましたように、菊池市で言いますと、菊池市4町村の合併の交付税が大体75億円です。今現在92億円、昨年までは95億円来ておりました。これが段階的に5年間で上乗せ分の22億円程度がカットされていくということになります。ですから、22億円が単純に5年間来れば、110億円近い金になるわけでありましてけれども、実際に31年度には19億円が減るということで示していく財政計画でありますけれども、現状、ここに出されております財政計画としての12億5,000万円に対して、これは行政として出す数字ではないと。やはり19億円と述べてきた以上は19億円という数字を示すべきだということで、この議案に対しましては反対をさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） ただいま議案第44号に対する反対討論がありました。

まず、議案第44号に対する討論を行います。議案第44号に対する賛成者の発言を許します。ありませんか。

議案第44号について、ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで、議案第44号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありません。これで討論を終わります。

これより採決します。

ただいま討論がありました議案第44号を除き、一括採決します。

議案第1号から議案第43号及び請願1号まで、以上44案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決、採択であります。各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、以上44案件については、各常任委員長の報告のとおり可決、採択することに決定しました。

次に、討論がありました議案第44号について、起立により採決します。

お諮りします。議案第44号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 賛成多数です。よって、議案第44号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第2 議会改革検討特別委員会の報告

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、議会改革検討特別委員会の報告の件を議題とします。

本件につきましては、平成24年12月定例会において、議員定数の検討を初め、議会機能の充実、活性化を図り、議会改革について総合的に検討するため設置され、調査を行ってきたものです。

このたび特別委員会の報告が提出されました。本件について議会改革検討特別委員会の報告を求めます。

議会改革検討特別委員会委員長、隈部忠宗君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） 平成24年第4回定例会におきまして設置されました議会改革検討特別委員会の報告をいたします。

この特別委員会は、地方を取り巻く社会情勢が厳しい中、議会としても議員定数の検討、また、開かれた議会を目指すと同時に、議会の役割を果たすため、議会機

能の充実、活性化を図り、議会運営なども含め議会改革について総合的に検討する必要があることから、議員11名で特別委員会を設置したものでございます。

平成24年12月21日を第1回目として、平成26年3月7日まで20回にわたり慎重に審査を行いました。

特別委員会で審査する項目につきましては、委員より提案を行い、スケジュールを確認しながら検討を行いました。

審査につきましては、審査項目の優先順位をつけて審査を行いました。その審査の主なものについて申し上げます。

最初に、議会運営についての審査を行いました。

初めに、一般質問の運用について審査を行いました。一般質問につきましては、会議規則により、これまで1議題につき質問は3回となっていましたが、答弁に納得できない場合、また、消化不良のまま終わらなければならないなど多々あり、会議規則のただし書きを準用し、答弁に応じて何回も質問できるようにする、執行部は答弁の際、論点整理のため、議員に質問の趣旨を聞けるようにしました。また、一般質問の事前受け付け期間は、招集通知、議案配付があつてからが妥当であるということで、議運の翌日から定例会開会の前日までとし、従来よりもおくらせました。議員は、執行部からの提出議案を踏まえて一般質問を準備することにしました。その後、全員協議会で一般質問の運用を執行部も含めまして確認し、平成25年9月定例会から行いました。

庁舎3階の議場、委員会室の運用については、庁舎等整備に伴い、3階部分を全て議会関係のフロアにしてほしいという旨を議長とともに市長に申し入れを行いました。昨年11月より庁舎整備の見直しが行われており、現時点では未確定であります。

そのほかの審査項目では、議会報告会、土曜・日曜議会、夜間議会、委員会会議録についても審査を行いました。

議会報告会開催につきましては、昨年、4会場にて初めて開催されましたが、議会基本条例の中で、市民参加の促進の中に議会報告会の実施についてうたい込むようにしました。

土曜・日曜議会、夜間議会及び委員会会議録の公開につきましては、他市の状況も参考にしながら、開かれた議会を目指して、今後、議会内で検討していくことになりました。

第5回の特別委員会では、議員定数の件につきまして各委員から具体的に意見を聞きました。

その中の委員からの主な意見としましては、議員が減れば議員の活動範囲が広範

困になり、住民の意見が通りにくくなる。市長の独断と独走にもなりかねない。近隣自治体が削減したから減らすのではなく、市民にこういう論点でこの人数になったという協議を行うべきであるという意見がありました。

一方、今後、交付税が減額され、ますます財政も厳しくなる。議員みずから襟を正すべきであり、定数削減は避けて通れない。他の市議会の状況から見ると、少し多いようであるといった意見が出されました。

その後、6月の全員協議会で全議員より意見の聴取を行い、再度、特別委員会で議員定数について審査を行い、具体的な定数を聞いて、その数をもとに検討を行いました。結果は定数20名が一番多く、特別委員会の意見としたものでございます。

特別委員会での結果を受けまして、平成25年8月の議会審議会で、次回市議会議員一般選挙より定数20名で、9月定例会で中間報告を行ない、同じく9月定例会で議員提出議案として議会に提案することを報告しました。

平成25年第3会定例会の9月19日に、議員提出議案として、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について提案を行い、賛成多数で可決されました。

第11回の特別委員会からは、議会基本条例についてと会議出席時の費用弁償の取り扱い及び常任委員会研修についての審査を行いました。費用弁償の取り扱いと常任委員会研修の件について特別委員会で出ました意見を、10月の議会審議会で報告し、意見を聞きました。議会審議会で意見として特別委員会に一任するとの意見があり、その後、特別委員会で審査を行いました。

審査の内容について申し上げます。会議出席時の費用弁償についてですが、廃止または縮小の意見としては、他自治体でも縮小、廃止の方向が広がっている。旅費交通費とすると金額が高過ぎる。費用を削減することが議会改革の審査の結論として妥当である。廃止を言う市民の声が大多数であるという意見がありました。

一方、当面は継続、あるいは議員報酬との兼ね合いを考えるほうからの意見として、報酬がある程度保障されるなら実費弁償でもいい。また、現在の金額は妥当なものではないかとの意見がありました。委員会の結論としては、会議出席時の費用弁償の取り扱いにつきましては継続の意見が多く、次年度以降も継続となりました。

次に、常任委員会の研修についての審査内容について申し上げます。

問題意識を共有する複数人で研修したほうがよい。また、研修テーマを追求するのは議員個人である。政務活動費の返還及び不用額が多いという意見がありました。一方、継続の意見からは、研修を行い、その中身をどう市政に反映していくかであり、研修は重要である。委員会における先進事例を学ぶことは議員の役割であるという意見がございました。委員会の結論としては、大変重要な研修の機会であると

の意見が多く、委員会研修についても継続するということになりました。

来年度から常任委員会研修報告を本会議で委員長が行うことが決まりました。

また、議会基本条例につきましては、議会や議員の活動に関する基本理念、原則、責務等を条例で定め、市民に対して宣言し、条例を制定することを特別委員会で確認いたしました。

議会基本条例の前文について審議を行い、二つの案について審査を行いました。

11月の月例会で、議会基本条例の前文について全議員から意見を聞きました。月例会での意見を受けて、第15回の特別委員会で審査を行い、前文について決定しました。

次に、教育委員長の教育方針の導入について、施政方針の中に入れるかの審査を行い、それについては、今後、総務文教常任委員会の中で検討するようになりました。

1月21日の議会審議会で議会基本条例（案）につきまして説明を行い、2月17日の議会審議会で意見を聞き、2月26日の全員協議会に諮り、議会基本条例に対する意見はなく、了承されました。

次に、政治倫理条例の一部改正についてですが、この改正の目的として、市民に開かれ、市民から信頼されるような議会にすべき、議会議員の規範意識や倫理観が大切であるということから政治倫理基準の遵守をより一層高めるため、政治倫理条例の一部改正について審査を行いました。

改正する案については、顧問弁護士の指導を受け（案）を作成しました。改正案については、2月26日の全員協議会に諮り、全議員より意見を聞きました。市の契約に対する遵守事項について意見があり、再度、特別委員会を開催し、審査を行いました。

その後の3月12日の全員協議会で改正案を諮り、意見を伺いました。二親等以内の親族については同居に限るのか、また、市の一般物品納入契約についての範囲について質疑がありました。特別委員会としては、同居、別世帯の関係なくという解釈であるという見解との説明を行いました。物品納入契約については、第三セクターとの契約については含まれないという見解であります。

そのほかに、今後の議会運営について改善する項目としまして、議会運営委員会に申し入れを行ない、その後の全員協議会で報告を行いました。

項目については、次の4点でございます。

一つ目が、委員会審査前の議案等調査についてであります。毎回の定例会議案で、今回はどこが重要であるのか、前回の指摘事項がどう反映されているかを、また、請願・陳情については、その願意がどこにあるかを事前に委員会で協議、検討

する機会を設けるということでございます。

二つ目が、定例会会期日程の申し合わせについてです。1カ月ぐらい前に会期日程が決まっていれば、議員も執行部も計画を立てやすい、また、市民に早く周知ができるということでございます。今後は、執行部と協議していくことが求められます。

三つ目が、常任委員長報告の議員配付についてです。現在はペーパーでは議員に配付されていませんが、事前に配付されていれば、委員会の審査内容が他の議員もわかりやすいということでございます。

四つ目が、発言の通告です。会議規則にあるように、議場で発言しようとする者は、あらかじめ通告するという原則に基づき、その徹底を確認するものがございます。特に討論をしようとする者は、事前に議長に反対か賛成かの意思を示してほしいということです。議事のスムーズな運営や間違いをなくすためでございます。定例会会期日程の申し合わせ以外の項目については、平成26年第1回定例会より実施することが決まりました。

以上の項目以外に、これまで審査してきました項目としましては、政務活動費の全議員収支内訳の公開、会派について、常任委員会の複数制について、タブレットの議場及び委員会への持ち込み、一般質問、質疑等の質の向上、議会事務局の活用について審査を行いました。

これらの項目につきましては、本特別委員会では結論を出すまでには至らず、今後の課題として議会内で検討していくことになりました。

以上、1年4カ月にわたりまして、特別委員会設置の目的であります開かれた議会を目指すと同時に、議会の役割を果たすため真剣かつ慎重に審査を行いました。

これで議会改革検討特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 以上で報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議会改革検討特別委員会の調査につきましては、ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議会改革検討特別委員会の調査については、委員長報告のとおり決定しました。

これで議会改革検討特別委員会の調査を終わります。

○

日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第3、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。



追加日程第1 議員提出議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第1、議員提出議案第1号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

隈部忠宗君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） 議員提出議案第1号、菊池市議会基本条例の制定について、

上記の議案を地方自治法第112条及び菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

提案理由でございますが、議員提出議案第1号、菊池市議会基本条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議会基本条例制定の目的であります。地方自治における二元代表制の一翼を担う議会が、その責任を果たすための基本的事項を定めることで、市民の負託に応え、市政の発展、市民福祉の向上、及び地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化を推進するものであります。

次に、提出条例案の概要を説明させていただきます。

条例は、前文と10章から成る本文26条、及び附則で構成をされております。前文は、本条例の制定背景を明記し、市民の最大の利益と幸せを追求する議会、議員同士が討論し、連帯する議会、そして首長やその他の執行機関と切磋琢磨する議会の実現に向け、取り組む姿勢をうたっております。

本文の主な概要を申し上げます。

第1章の総則では、本条例の制定目的と用語の定義を規定しております。

次に、第2章の議会及び議員の活動原則では、開かれた議会への取り組みと、議会の公正性と透明性の確保、市民の多様な意見をもとに政策立案等に努めること、また、議員間における自由討論を重んじること、市民全体の福祉の向上を規定しています。

第3章の市民と議会との関係では、市民の意思を聴取し、議会活動を報告する議会報告会の開催、また、市民からの請願・陳情を市民による政策の提案として位置づけるよう明記しています。

第4章の議会と市長との関係では、二元代表制のもと、常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うこと。また、政策立案、政策提言を通して、市政の発展に取り組むことを規定しています。

第5章の政務活動費では、これを有効に活用し、積極的に調査研究を行うことを規定しています。

第6章の議会機能の評価では、議会が議員による討論の場であることを踏まえ、議員相互の討議を積極的に行い討論を尽くすこと、また、議員活動を通じて議案の提出を積極的に行うことを明記しています。

第7章では、議員の政治倫理、身分及び待遇、第8章では、議会及び議会事務局の体制整備、第9章では、議員の責務及び見直し手続を規定し、常に変化に対応できるように本条例を定期的に見直しできるように規定をしております。

附則では、本条例の施行期日を平成26年4月1日、また、本条例の施行に当た

り、必要な事項は別に定めることと規定しています。

以上が、提出条例案の主な概要であります。内容の詳細につきましては、配付させていただいております議案書のとおりでございます。

私たち議員は、これまで以上に市民の代表者であるということを実感し、前文にうたっておりますように、市民福祉の向上を図るべく、市民の負託に全力で応えていくことを誓い、議会としての責務と強い自覚を持って前進することを市民に対して宣言し、議会活動に取り組むならば、必ずや市政の発展につながるものと確信をいたします。

議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議員提出議案第1号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第2 議員提出議案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第2、議員提出議案第2号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

坂本昭信君。

[登壇]

○16番（坂本昭信君） それでは、議員提出議案第2号、菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議会改革検討特別委員会で、市民に開かれた、市民から信頼される議会にすべき

議会議員の規範意識や倫理観が大事であり、市民全体の利益を実現するため、目的として行動するよう、新たに改正して現行の条例を強化することが必要であるという意見が各委員から出されました。条例を改正することになりまして、議員提出議案の7ページをお開きください。市民に信頼され、市民の信託を受けた特別の地位にあることを再認識し、その職務遂行において、さらに廉潔と、公正公平を保持するため、条例の一部を改正するものです。

新旧対照表で説明いたします。1ページをごらんください。まず、第4条についてですが、現行では、議員及び市長等の配偶者及び二親等以内の親族は、市工事等の請負契約を辞退し、市民に対し疑惑の念をいだかせるようなことがないように努めなければならないという条例を、次のように改正いたします。改正案では、議員及び市長等の配偶者及び二親等以内の親族（姻族を含む。）又は同居の親族が経営する企業並びに議員及び市長等が実質的に経営に関与する企業は、市の工事等の請負契約、下請工事及び委託契約を辞退しなければならないように改正するものであります。

第3項では、実質的に経営に関与する企業を2点、明記しています。一つ目は、議員及び市長等が報酬を受領している企業。二つ目は、議員及び市長等が資本金その他これに準ずるものの3分の1を超え出資している企業を追加いたします。

次に、第8条ですが、市民の請求権について、市民が調査請求することを条例につけ加え、議員が調査請求を行うときの条文を明記しました。改正案では、議員の定数の5分の1以上の者の連署をもって行うことにいたしました。

次に、第9条ですが、倫理基準違反の審査の条文の中に、第4項ですが、現行は審査会は審査を終えたときは、審査結果の要旨を公表しなければならないとなっていることを、審査会は審査を付託された日から起算して90日以内にその審査結果を議長または市長に報告しなければならないという条文に改正するものです。

なお、第13条の虚偽報告等の公表及び第16条の委任については、文言の整理を行いました。

各議員におかれましては、提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） 議員提出議案第2号、菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をいたします。

第4条です。議員及び市長等の配偶者及び二親等以内の親族（姻族を含む。）は、市工事等の請負契約、下請工事及び委託契約を辞退しなければならない。物品購入についても同じとあります。この条例をわかりやすく解釈しますと、二親等以内の親族、すなわち祖父母、おじいちゃん、おばあちゃんですね、それとお父さん、お母さん、それに兄弟、その配偶者も含まれます。子、子の配偶者も含まれます。孫、孫の配偶者も含むわけですが、その方たちが何らかの事業をしていたら、公共事業、下請、物品の納入等を辞退しなければならないという解釈になりますが、これは生計を別としていても、という解釈になりますが、以上の解釈で間違いはないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○16番（坂本昭信君） お答えします。先ほど発表いたしました条例どおりでございます。終わります。

○議長（山瀬義也君） 荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） 以上で質問を終わります。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

工藤圭一郎君。

[登壇]

○3番（工藤圭一郎君） 議員提出議案第2号、菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をしたいと思います。

私は現行の政治倫理で十分今まで機能していたと思います。今回、この文言を大きくつけ加えられた理由をもう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

それと、議員が関係するとするならば、今言われる入札関係は当然あると思いますが、今度は補助金関係も出てくると思います。補助金を審査するのも議員です。補助金の行き先のことこの中には全然載っていませんけれど、そのあたりの議論はあったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○16番（坂本昭信君） お答えします。これはあくまでも、市民に開かれた、市民から信頼されて、市民から疑惑のないように、議員として行動してもらいたいということでございまして、罰則もございませんし、議員たる者、真摯的な考えで行動してもらいたいという思いで行いました。それから、お尋ねのありました全てのことにつきまして、委員会では討論して進めてまいりました。

以上です。

[「補助金はどうですか、補助金」と呼ぶ者あり]

○16番（坂本昭信君） 補助金の関係はありませんでした。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○3番（工藤圭一郎君） 終わります。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

議員提出議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） 議員提出議案第2号、菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論いたします。なぜなら、先ほど私が質疑いたしましたこの第4条、議員及び市長等の配偶者及び二親等以内の親族を含むと書いてあります。この方たちは該当者がいれば、市工事請負、下請工事契約等を受けられないということですが、ちょうどそれが広島県府中市でただいま裁判になっております。その裁判結果は、今、高等裁判所ですが、市議会議員の二親等以内の親族が経営する企業は市が発注する工事の契約を辞退しなければならず、当該議員は当該企業の辞退届を提出するように努めなければならない旨を定めた市の条例の規定は、憲法上保障された当該企業の経済活動の自由、これは憲法第22条です、及び当該議員の議員活動の自由、これは憲法第21条の1及び憲法第93条の2を制限できる合理性や必要性を欠いているものであり、条例は違憲で無効であると高裁は裁判結果を出しております。

以上のことから、条例をつくる側の議会が、高裁で違憲で無効とされたものを認めるわけにはいきません。よって、私は反対討論といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

議員提出議案第2号は討論がありましたので、起立により採決します。

お諮りします。議員提出議案第2号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

追加日程第3 議員提出議案第3号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第3、議員提出議案第3号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

水上彰澄君。

[登壇]

○7番（水上彰澄君） 議員提出議案第3号について、提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案の10ページ、11ページをごらんください。

昨年9月定例会で議員定数について改正され、各常任委員会委員の定数が変更になること、また、先ほど成立しました菊池市部設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管が変更となるため、菊池市議会委員会条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表の4ページをごらんください。右の改正案で各常任委員会の定数は、総務文教常任委員会7名、福祉厚生常任委員会7名、経済建設常任委員会6名としております。また、総務文教常任委員会の所管のうち、総務企画部が政策企画部と総務部に分かれるため、政策企画部と総務部の所管に属することとなります。

議案に戻っていただきまして、附則で、この条例の施行は平成26年4月1日からでございますが、委員会の定数に関するものは、改選後の平成26年6月1日からとしております。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議員提出議案第3号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決することに決定しました。



追加日程第4 議案第46号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第4、議案第46号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 大変お疲れさまでございます。それでは、ただいま上程されました議案第46号について、ご説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。議案第46号、調停の申立てについてでございます。

九州産廃株式会社の溶融キルン式焼却施設の閉鎖等及びこれにかかわる補償に関し、スムーズな決着を図り、将来、疑義が生じないよう裁判所に調停を申し立てるものでございます。内容の詳細につきましては、この後、総務企画部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますよう、お願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） お疲れさまでございます。それでは、追加議案書の1ページをお願いいたします。議案第46号、調停の申立てについてでございます。

提案理由といたしましては、調停を申し立てるときは、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

調停の申し立てをする相手方の住所及び氏名。熊本県菊池市西寺633番地2、九州産廃株式会社。代表者、代表取締役、中田浩利。

調停の申し立ての要旨。相手方は市に対し、熔融キルン式焼却施設の閉鎖及び今後、菊池市内にいかなる焼却施設も設置しないことを確約し、市は相手方の確約に伴う適正なる補償金を支払うことについて調停を求めるものでございます。

以上、議案第46号の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

議員の皆さん方は、全員協議会を開きますので、大会議室のほうにお集まりください。

○
休憩 午後零時42分

開議 午後1時00分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

森隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） 議案第46号につきましてお尋ねしたいと思いますが、今までのいきさつからしますと、平成10年の環境保全協定書から、19年ですかね、要するに4年間短縮という努力目標が掲げられ、それに対しての裁判関係、そしてまた、4年間短縮に対しての補償、そういったものがもろもろ出てきて、そして今回、基本合意もきちんとできておったということで安心しておりました。その中には、こういった補償金の問題はうたっていなかったというふうに思っております。

そして、新市長、これは本当にいきなりのことだろうと思えますけれど、今回、キルン関係の施設の閉鎖、そしてまた、焼却施設の設置はしないと、これが3月いっぱい片づくとは私たちは理解をしておったわけではありますが、今回また環境の確約書の中にこの補償金が入ってくるということで、この補償金の問題。それと、一番思いますのが、やはり、この調停に入ったとき、目安として1年以内に、半年以内にといいたことで片づくのかということ。これが何年も引きずるならば、いろいろな問題も発生してまいりますので、その点について、よかったら考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 森議員のご質問にお答えいたします。

調停に入れば、いつ果てるともなく続くのではないかというご心配だと思います。私どもが考えておりますのは、長くても半年くらいで終わるのではないかと考えているところでございます。おおむね会社のほうも、調停に入るのは同意しておりますので、お互いが金額に対しましては近い数字がございまして、あとは第三者に間に立っていただきまして、最終的に決定して、調停で取り交わすということでございまして、おおむねすぐに終わるのではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） 大体、半年ほどで片づけたというようなことでありますが、今までの流れから来ますと、やはり13項目の努力目標の後、調停に入りまして、結構時間もかかった上に、4年間短縮の補償料関係も発生してきております。そしてまた、今回、新たな施設を設けないという条件の補償金の問題を第三者を入れて協議をするということでもありますけど、この金額につきましては、市民の方々が納得いくものでなければならぬということがあります。私も、泗水の立場から物を言わせていただきますと、このごみ処理問題は泗水地区には全く関係ない問題でありまして、税金的に払うなら、泗水の人も補償金を払わなければならないという形になりますが、理解できるような説明を執行部ができるかできないかも、よかったら確認しておきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 補償金に関しましては、現在、専門のコンサルに委託しておりまして、そこで出た金額を参考に会社と交渉しておりまして、ほぼ、おおむね近い数字といえますか、会社のほうもおおむね同意しているところでございまして、あとは先ほどから言いますように、将来、疑義を生じないように第三者に立ち会っていただいて、調停をするということではございますけれども、予算につきましては、前回の一般質問でも答弁しておりましたとおり、環境整備基金を積み立てておりますので、その範囲内で出せる金額ということではご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） わかりました。やはり、泗水地区の方々にしますと、一般財

源から出るのではないかという不安もありますので、その点を確認しておきたかったものですから。

これで終わります。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第46号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第46号については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、平成26年第1回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○
閉会 午後1時06分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 山 瀬 義 也

菊池市議会議員 工 藤 圭一郎

菊池市議会議員 城 典 臣

付 録

平成26年第1回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(2月26日・3月18日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第1号	菊池市再生可能エネルギー活用推進委員会設置条例の制定について	原案可決
議案第2号	菊池市子ども・子育て会議設置条例の制定について	原案可決
議案第3号	菊池市学校教育施設整備基金条例の制定について	原案可決
議案第4号	菊池市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第5号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第6号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第7号	菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例及び菊池市一般廃棄物固形燃料化処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第8号	菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第9号	菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第10号	菊池市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第11号	菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第12号	菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第13号	菊池市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第14号	菊池市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第15号	菊池市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第16号	菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第17号	菊池市長等の給料の特例に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第18号	平成25年度菊池市一般会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第19号	平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第20号	平成25年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第21号	平成25年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第22号	平成25年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第23号	平成25年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第24号	平成25年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第25号	平成25年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第26号	平成25年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第27号	平成25年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第28号	平成25年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第29号	平成26年度菊池市一般会計予算	原案可決
議案第30号	平成26年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第31号	平成26年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決
議案第32号	平成26年度菊池市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第33号	平成26年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算	原案可決
議案第34号	平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計予算	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第35号	平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第36号	平成26年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算	原案可決
議案第37号	平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第38号	平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算	原案可決
議案第39号	平成26年度菊池市水道事業会計予算	原案可決
議案第40号	市の境界変更について	原案可決
議案第41号	市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について	原案可決
議案第42号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第43号	市道路線の認定について	原案可決
議案第44号	新市建設計画の変更について	原案可決
議案第45号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	原案可決
議案第46号	調停の申立てについて	原案可決
議員提出議案		
議員提出議案1号	菊池市議会基本条例の制定について	原案可決
議員提出議案2号	菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議員提出議案3号	菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
請願		
請願第1号	孔子公園第一物産館（正面門の右側）の活用について	採択

議案番号	件名	審議結果
報告		
報告第1号	専決処分の報告について（市営住宅に関する訴訟上の和解）	原案報告
報告第2号	専決処分の報告について（公用車車両事故）	原案報告
報告第3号	平成25年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告について	原案報告

菊池市議会会議録
平成26年第1回1月臨時会
平成26年第1回3月定例会

平成26年6月発行

発行人 菊池市議会議長 山瀬 義也

編集人 菊池市議会事務局長 城 主一

作成 株式会社大和速記情報センター

電話(092)475-1361

~~~~~  
菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市隈府888

電話 (0968)25-2325

